

一橋大学博士学位論文

戦後日本のインドネシアへの経済進出過程  
冷戦と脱植民地化の過程における民間経済外交

一橋大学大学院 法学研究科 博士後期課程  
八代 拓

## 目次

序章 .....	1
1 問題の所在 .....	1
2 先行研究の動向.....	6
3 本論文の構成 .....	9
第一章 脱植民地化の胎動と近代日本の経済的関与 .....	11
1 「南方関与」としての植民地期インドネシアへの経済進出 .....	13
(1) 植民地経済の形成と近代日本の経済進出 .....	13
(2) 南進論台頭下における資源確保の試み.....	16
(3) 軍政下インドネシアにおける軍産連携と「対日協力者」.....	19
2 日本経済界による軍政下インドネシアでの経済活動 .....	25
(1) 南方石油資源への渴望 – 帝国石油 – .....	25
(2) ニッケル国産化の挫折 – 日本火工と住友鋳業 – .....	27
(3) 「希望の国」の森林資源 – 南洋林業と三浦伊八郎 – .....	29
3 まとめ.....	33
第二章 独立回復過程における「冷戦」と「経済」の交錯.....	36
1 インドネシアにおける「独立の未完」と冷戦 .....	38
(1) インドネシア独立過程における「経済的独立」の捨象 .....	38
(2) 「冷戦」の論理に基づく米国の援助供与 .....	41
(3) 脱植民地化の残滓 – 西イリアン問題 – .....	47
2 戦後日本の対インドネシア国交回復過程と経済界 .....	50
(1) 民間経済外交先行での対インドネシア賠償交渉 .....	50
(2) 通商政策機関整備を通じた官民連携の制度化.....	55
3 インドネシア石油資源をめぐる「冷戦」と「経済」.....	62
(1) 冷戦下日米関係におけるインドネシア石油資源.....	62
(2) 脱植民地化過程における北スマトラ油田国営化.....	64
4 まとめ.....	69
第三章 脱植民地化の逆説 – 「経営の真空」と日本経済界 – .....	73
1 経済的ナショナリズムによる「経営の真空」の出現 .....	74
(1) オランダ企業国有化による産業停滞 .....	74
(2) 華僑の排斥による小売流通網の荒廃 .....	79
(3) 経済的ナショナリズムの逆説.....	81
2 日本経済界の主体的関与による岸政権下での対インドネシア経済外交 .....	85
(1) 岸信介の東南アジア外交における「経済」の重視 .....	85
(2) 国交回復実現に向けた経済界の先行的活動 .....	88
(3) 日本経済界とスカルノの「蜜月関係」 – 賠償の挫折と経済協力への着目 – .....	93

3	アメリカの対インドネシア冷戦戦略との符合	98
(1)	「指導される民主主義」を巡る日米関係	98
(2)	アメリカの資源戦略とインドネシアの地方反乱	101
4	まとめ	107
第四章	民間経済外交による経済協力の組成と展開	110
1	民間経済外交の展開－北スマトラ石油開発協力(NOSODECO)－	112
(1)	「小林グループ」による体制一本化と民間経済外交	112
(2)	蘭英の反応を懸念した日本外務省による側面支援	116
(3)	生産物分与方式による経済協力の実現	118
2	民間経済外交の継承－スラウェシニッケル開発(SUNIDECO)－	125
(1)	通産省主導によるスラウェシ懇談会の組成	125
(2)	生産物分与方式の継承	129
3	民間経済外交の収束－カリマンタン森林開発(FDC)－	134
(1)	「私的立場」での交渉－宮元静雄と三浦伊八郎－	134
(2)	日本側体制一本化の難航－省庁間連携の不備と山鹿敬二の奮闘－	136
(3)	日本政府への介入要請を通じた経済協力の組成	140
4	まとめ	145
第五章	政権移行期における冷戦と脱植民地化、そして日本	149
1	自由主義諸国の撤退と日本の対インドネシア外交積極化	150
(1)	米国ケネディ政権の融和姿勢と「総合8カ年計画」の挫折	150
(2)	マレーシア紛争を通じた「帝国」イギリスの撤退	152
(3)	自由主義諸国による日本への期待－マレーシア紛争仲裁への積極化－	156
(4)	池田政権による対インドネシア積極関与の経済的背景	160
2	スカルノからスハルトへ－日本の対インドネシア民間経済外交の変容－	168
(1)	NASAKOM-MILの均衡崩壊による9・30事件の勃発	168
(2)	対インドネシア経済協力案件の顛末と日本経済への裨益	171
3	まとめ	175
終章	民間経済外交を通じた対インドネシア経済進出の特質	177
1	「脱植民地化の逆説」と軍政期人脈の活用	177
2	日本経済界と東南アジア冷戦の相互作用	181
3	日本国内における政産官ダイナミズムの帰結	184
4	おわりに：本研究の課題と発展に向けた展望	186
	参考文献一覧	189

## 序章

### 1 問題の所在

1930年代前半のバダヴィア（現在のジャカルタ）。初老の日本人男性が安楽椅子に座り、葉巻をくゆらせている。カイゼル髭に蝶ネクタイ、上等な背広は、当時の成功した経済人の証であろう。

はははは。ボーイ、コーヒーでももってまいれ。そのうちホテルでも経営するかな…

うはははは。さーと、日本から人員の大募集といか<sup>1</sup>。【句読点筆者】

漫画家水木しげる（本名：武良茂）の祖父、武良辰司である。辰司は、バダヴィアに印刷工場を建てて成功したのだった。インドネシア人を「ボーイ」として使い、現地の人々に怪訝な顔で見守られながら闊歩する辰司は、さながら「植民者」の風格であった。辰司の子で茂の父である亮一もまた、日本国内での事業が立ち行かず、バダヴィアで生命保険事業を展開し、財産を築いた。戦雲が怪しく立ち込める中、辰司は印刷会社を華僑に売却し、亮一とともに日本へ帰国した。オランダ植民地下のインドネシアにおいて、辰司や亮一のような経済活動を展開した日本人は少なくない。こうした辰司と亮一の収入により、少年時代の水木しげるは、当時としては比較的裕福な生活を送れたようである。水木しげる本人は、戦時中ラバウルに派遣され、空爆で左腕を失ったものの、「南方」への熱情は断ち難く、戦後何度もラバウルを訪問することになる。武良家にとって「南方」は、三世代にわたって人生の重要な局面を過ごす舞台であった。

時代は現代に移る。インドネシアは日本企業にとっての中期的有望事業展開先国の第2位となり<sup>2</sup>、進出済みの日本企業数は1,500社を超えた<sup>3</sup>。2016年のインドネシア自動車販売市場における日本メーカーのシェアは、99%に達し、寡占的な影響力を有している<sup>4</sup>。インドネシアにとって、日本は最大の政府開発援助（ODA）供与国であり、同時に日本にとってもインドネシアは累計で最大のODA受入国である<sup>5</sup>。ASEAN諸国はもとより、世界全体を見渡しても、日本とインドネシアの経済関係は重要な位置づけとなっている。首都ジャカルタをはじめインドネシア国内の大都市には日本料理店が並び、郊外の工業団地には日

---

<sup>1</sup> 水木しげる『コミック昭和史第二巻：満州事変～日中全面戦争』講談社、1994年、80-82頁。

<sup>2</sup> JBIC「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告 2015年度 海外直接投資アンケート結果（第27回）」[https://www.jbic.go.jp/wp-content/uploads/press\\_ja/2015/12/45904/Japanese1.pdf](https://www.jbic.go.jp/wp-content/uploads/press_ja/2015/12/45904/Japanese1.pdf) 2017/04/22 アクセス。

<sup>3</sup> JETRO ウェブサイト [https://www.jetro.go.jp/world/asia/idn/basic\\_01.html](https://www.jetro.go.jp/world/asia/idn/basic_01.html) 2017/04/22 アクセス。

<sup>4</sup> インドネシア自動車製造業者協会（GAIKINDO）ウェブサイト <http://www.gaikindo.or.id/en/domestic-auto-market-by-brand-2013-2016/> 2017/04/22 アクセス。

<sup>5</sup> 外務省ウェブサイト「国別データブック インドネシア」  
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000142126.pdf> 2017/04/22 アクセス。

本企業の生産拠点が立地している。熱帯の気候とインドネシアの人々の存在がなければ、街の様相は日本のオフィス街と何ら変わらないものに思われる。こうした現在のインドネシア経済の状況は、当然ながら一朝一夕に作られたのではない。

周知の通り、インドネシアは第二次世界大戦中に日本軍政による支配を受け、戦後インドネシアとして独立した。日本とインドネシアが再び国交を回復するには、1958年の賠償協定および経済協力協定の締結を待たねばならなかった。しかし、現在のインドネシア経済からは、かつて日本との間に13年の国交断絶があったようには想像できない。それほどに、戦後日本の経済界によるインドネシアへの進出は、大規模かつ長期継続的なものとして、現代インドネシアの経済を形作ってきたのであろう。

戦後日本のインドネシアとの関係を論ずる際、植民地期および日本軍政期から現在に至る長期的視点の中で、戦後という時代区分を位置づける必要がある。冒頭で示した武良辰司のような人々の、インドネシアにおける経済活動の結果は、その後の日本軍政や戦後の国交回復期に少なからぬ影響を及ぼしたと考えるからである。事実、近現代史研究においても、アンドルー・ゴードン(Andrew Gordon)のように、1930年代と戦争期の遺産が戦後日本の政治経済枠組を作ったという認識の下、20世紀という大きな流れの中に日本の戦後史を位置づける研究も存在する<sup>6</sup>。チャーメーズ・ジョンソン(Chalmers Johnson)もまた、官民協調を特徴とする戦後日本の産業政策は、政策の方向性や政策立案者の面で1930年代からの継続性を有していると指摘している<sup>7</sup>。

では、戦後日本によるインドネシアへの経済進出は、いかなる国際環境や経済需要に基づき、どのような主体・手法によって推進されたのか。これが、本稿の主要な問いである。オランダの苛烈な植民地主義に対する反感があったとは言え、かつて軍靴で自国を踏み荒らした日本に対し、インドネシアはなぜ独立後に経済界<sup>8</sup>の進出を許したのだろうか。また、日本とインドネシアの政治経済上の思惑は、いかなる点で合致し、両国を取り巻く国際環境にどう作用していたのだろうか。こうした問いを明らかにすることで、現在の日本とインドネシアとの経済関係の基層が明らかになるものと考えられる。そして、インドネシアが脱植民地化の過程で抱えていた課題、特に宗主国が撤退する中で経済的独立を達成することの困難性が明らかになるだろう。

本稿のキーワードの一つである脱植民地化とは、植民地主義ないしは帝国主義下に置かれた地域が、政治・経済・文化など多岐にわたる面で従属的状况から脱却しようとする過程と定義したい<sup>9</sup>。即ち、第二次世界大戦の前後数十年に及ぶ長期的な経済社会変動と複雑に

---

<sup>6</sup> アンドルー・ゴードン『歴史としての戦後日本』みすず書房、2001年、3-13頁。

<sup>7</sup> チャーメーズ・ジョンソン『通産省と日本の奇跡』TBSブリタニカ、1982年、346-352頁。

<sup>8</sup> 経済界という概念をどのように定義するかは議論の余地があるが、本稿では日本企業個社や日本企業の連合体、各種業界団体など、日本に法人としての国籍を持ち経済活動を行う主体を包括する概念として経済界を定義する。

<sup>9</sup> 木畑洋一によれば、脱植民地化とは帝国主義支配の下で従属的位置に置かれた地域が政治的に独立して主権を獲得する過程と定義される。ただし、木畑自身も、経済的独立や文化的自立が達成されて初めて、脱植民地化が完全なものになると述べている。(出典)木畑洋一編『東アジア近現代通史 7

絡み合いながら、植民地秩序の基盤を揺さぶっていた 20 世紀の社会動態として理解すべきと考えられる。テッサ・モーリス・スズキ (Tessa Morris Suzuki) によれば、第二次世界大戦前後を通じた脱植民地化に向けた闘争の継続性、戦後における冷戦構造の出現との不可分性、旧宗主国による政治経済上の長期的影響、旧宗主国における植民地支配の記憶の忘却、といった四つの側面が帝国の解体過程における脱植民地化の特徴とされる<sup>10</sup>。木畑洋一もまた、1870 年代の帝国主義による植民地化と第二次世界大戦後の脱植民地化、そして冷戦終結を「長い 20 世紀」の歴史として論じている<sup>11</sup>。まさに、脱植民地化を考察する際に、第二次世界大戦前後を貫く「貫戦」という観点が求められているといえよう。

脱植民地化を目指したインドネシアは、独立戦争を通じて政治的主権を回復したが、民族資本による経済的独立という課題に直面した。インドネシアはこの課題に取り組むことになるが、その顛末についても論じたい。その際、スカルノなどの脱植民地主義者による日本の経済進出に対する認識を明らかにするとともに、その認識の変化の過程で日本経済界がインドネシアに受け入れられていく過程を示す。

また、脱植民地化と冷戦の論理が複雑に絡まり合うなかで展開された、自由主義諸国のインドネシアへの関与も重要な視点である。独立後インドネシアは、旧宗主国であるオランダ、マラヤと共にインドネシアにも商圏を持つイギリス、インドネシアの共産化防止を図るアメリカ、隣国として自国の安全保障を懸念するオーストラリアに囲まれ、更に中国やソ連といった共産諸国からのアプローチも受けていた。これら諸国によるアプローチは、自由主義陣営と共産主義陣営の対立を国際秩序認識の根底に置き、政治・経済・文化など多岐にわたる面で、自陣営の比較優位性を追及する「冷戦」の論理に基づくものであったと考えられる。アジア諸国の中には、脱植民地化の過程で「資本主義か社会主義か」という体制選択を国家統合の原理として選択した国があった<sup>12</sup>ものの、東西対立の渦に巻き込まれることを回避することでネイション・ビルディングを遂げようとする動きもあった<sup>13</sup>。こうした国際環境の下で、スカルノ (Sukarno<sup>14</sup>) は脱植民地化と統一インドネシアの完成を目指し、米ソの狭間を漂いつつ、後に「開発独裁」とも評される強力なリーダーシップを発揮していく。本稿は、このような冷戦と脱植民地化、そして開発独裁との関係をも射程に入れるものでもある。その際、「冷戦」の論理と脱植民地化がどのように関連していたか、或は相互に独立したものであったのかを論じる。

さらに本稿では、日本のインドネシアへの経済進出において、経済活動の主体として動いた日本経済界を主要なアクターとして捉え、議論の射程に据える。戦後の日本-インドネシ

---

アジア緒戦の時代 1945-1960 年』岩波書店、2011 年、8 頁。

<sup>10</sup> テッサ・モーリス・スズキ「帝国の忘却・脱植民地化・紛争・戦後世界における植民地主義の遺産」倉沢愛子他編『支配と暴力』岩波書店、2006 年、373-374 頁。

<sup>11</sup> 木畑洋一『20 世紀の歴史』岩波書店、2014 年、4-6 頁。

<sup>12</sup> 国分良成「東アジアにおける冷戦とその終焉」鴨武彦編『講座・世紀間の世界政治第 3 巻 アジアの国際秩序』日本評論社、1993 年、95 頁。

<sup>13</sup> 石井修『国際政治史としての 20 世紀』有信堂、2000 年、182 頁。

<sup>14</sup> 旧書法では Soekarno と表記。一般にジャワ人は苗字を持たないため、「スカルノ」がフルネーム。

ア関係は、後述するように「経済外交」の分野においても政官の交渉経緯が焦点となりがちであった。そこで、本稿では、経済界が果たした外交政策上の役割を把握するため、「民間経済外交」という観点を導入した。木村昌人の定義によれば、民間経済外交とは「非公式接触者が、国家間の経済問題に関する話し合いや交渉を親善を兼ねて行う外交<sup>15)</sup>」を意味する。この民間経済外交という概念を通じ、日本経済界と脱植民地化および冷戦との関係性を考察したい。一般に、経済界を構成する民間企業は、政治的価値観とは距離を置く形で、合理的判断に基づき利潤を追求するという「経済」の論理を行動原理としている。本稿では、こうした「経済」の論理が、インドネシアの脱植民地化や冷戦に与えた影響を浮き彫りにする。また、日本経済界と日本政府双方の視点から、戦後日本の対インドネシア経済外交の実態を明らかにする。

上記のような意味で、本稿は日本とインドネシアの経済関係を基軸に据える形で、脱植民地化と冷戦の様相を分析するものである。また同時に、経済領域の問題が、脱植民地化や冷戦といった政治領域にもたらした意義を模索する研究でもある。さらに、日本経済界の動向を通じ、非国家主体が政治領域に与える影響の範囲を論じる試みでもある。

このような問題関心に基づき、本稿では 1950 年代から 1960 年代前半を主たる分析対象時期としつつ、19 世紀末から 1960 年代後半に至る長期的視野に立ち、日本とインドネシアの政治経済関係を分析する。なぜならば、経済活動やこれに関する国家関係は数カ年の短期間で達成されうるものではなく、人脈や事業経験の継承などによって長期漸次的に関係が深化していくものと想定するためである。また、本稿の分析の視角は、脱植民地化と冷戦という外部要因の下、日本の民間経済外交の経緯と顛末を官民連携の様相の中から論じるものである。ただし、これらの諸要素は、相互に独立したものでも、各時代別に明確に分けられるものでもなく、一つの時代において相互に関係しつつ、日本とインドネシアの関係を規定していった要因である。そこで本稿では、「脱植民地化と民間経済外交」、「冷戦と民間経済外交」、「民間経済外交と官民連携」という三つの視点を導入する。

第一の「脱植民地化と民間経済外交」という視点は、日本とインドネシアの二国間相互作用に基づく経済関係構築過程の分析である。19 世紀末以来の日本の経済進出は、1930 年代における「南進論」の台頭に伴い国策化され、インドネシアにおける民族主義者の支援を受ける形で軍政に組み込まれていくことになる。軍政下インドネシアで組成された事業は短命であったものの、日伊経済界における人脈の形成を促し、欧米資本に拠らない経済運営の形として日伊経済関係の根雪となっていく。そこで、オランダの植民地支配や日本軍政を経て脱植民地化へ向かっていくインドネシアに対し、日本経済界はどのような経済的関与を行い、戦後日伊関係の礎を築いていったのかを論じる。その際、インドネシアが脱植民地化を進めるうえで直面していた課題を整理するとともに、その課題解決手段として日本経済界がインドネシアに受け入れられていった様相を分析する。また、民間経済外交の結実で

---

<sup>15)</sup> 木村昌人『日米民間経済外交』慶応通信、1989 年、31 頁。

もある経済協力<sup>16</sup>案件の組成過程を事例として、民間経済外交の展開内容や活用人脈を指摘する。具体的には、対インドネシア経済協力の1号～3号案件である、北スマトラの石油開発、スラウェシのニッケル開発、カリマンタンの森林開発を対象とする。その上で、民間経済外交がインドネシアの脱植民地化にもたらした影響について考察する。

第二の「冷戦と民間経済外交」という視点は、日本の対インドネシア経済進出を取り巻いた国際環境要因の分析である。東西両陣営の冷戦政策によって東南アジアの国際秩序が形作られる中、日伊間の経済関係再構築はどのような点で「冷戦」の論理を踏襲していたのかを論じる。具体的には、オランダやイギリスというかつての西欧植民地主義国のインドネシアからの撤退過程や、経済協力を通じてインドネシアの共産化防止を図るアメリカの動向、インドネシアを安全保障上の脅威とみなす隣国オーストラリアの危機意識を分析対象とする。そして、これら自由主義諸国の対インドネシア政策が、インドネシアの独立や経済的ナショナリズムの勃興、地方反乱、スカルノ体制の確立、そして国際的孤立を通じ、どのように変化したのかを分析する。こうした分析を通じ、冷戦政策上の観点から自由主義諸国が日本経済界のインドネシア進出に寄せた期待と危機感を明らかにしていく。その上で、日本経済界による民間経済外交と、自由主義諸国の冷戦政策との相互作用について考察する。

第三の「民間経済外交と官民連携」という視点は、民間経済外交を推進する過程でなされた日本経済界と日本政府の関係性に係る分析である。日本経済界と日本政府の役割分担を論じるとともに、官民連携が民間経済外交の推進において持った意義を論じる。具体的には、経済協力案件の組成過程を軸に据えた、日本側体制一本化の過程や、インドネシア政府との交渉経緯、自由主義諸国に対する対処方針などが分析の対象である。こうした分析を通じ、日本政府による対インドネシア経済外交の積極化と表裏一体の存在として、民間経済外交が存在していたことを指摘し、経済外交の実態や構図を明らかにする。そして、インドネシアにおけるスカルノからスハルトへの権力移行の過程を通じ、民間経済外交辿った顛末を述べる。その上で、民間経済外交が対インドネシア経済関係構築に果たした意義と、その限界について考察したい。

---

<sup>16</sup> 経済協力は、ODA(政府開発援助)やOOF(その他公的資金:輸出信用等)、PF(民間企業による直接投資や融資)の総称として現在では用いられている。一方、これら分類は戦後日本の経済協力政策を通じて細分化されてきたものであり、1950～1960年代においては、現在ほど明確な分類は見られない。本稿で扱うインドネシアとの経済協力協定(日本・インドネシア経済開発借款に関する交換公文)は、「商業上の借款及び投資」を規定したものであり、民間企業の営利事業としての資金供給を含むものである。

## 2 先行研究の動向

本研究は、インドネシアの脱植民地化や冷戦下東南アジアにおける国際秩序の変動を議論の射程としつつ、民間経済外交の推進を論じるものである。管見の限り、これらの視点をすべて包含する形で日本とインドネシアとの関係を論じた先行研究は存在しない。

インドネシアの脱植民地化と日本との関係を論じた研究は、戦前期日本の南方関与に関するものを中心に多数見受けられる。特に昨今では、後藤乾一のように、独立後のインドネシアの歩みと軍政との影響を関連付けようとする研究もある<sup>17</sup>。ただし、既存研究の多くは、研究対象時期を戦前期に限定し、日本の南進政策とインドネシアとの関係を論じた研究<sup>18</sup>が多い。第二次世界大戦後のインドネシアにおける脱植民地化の動きについては、政治的動向を研究対象としたものは多くみられるが、日本との相互作用や経済的側面までを議論の射程にしている研究<sup>19</sup>は少ない。スカルノ個人の政治的立場が国際関係に与えた影響を明らかにした研究<sup>20</sup>や、スカルノやハッタなど政治指導者の政治思想を取りまとめた研究<sup>21</sup>が中心である。その中で、宮城大蔵はマレーシア紛争を事例として、日本の経済協力案件の進展がインドネシアに対する日本政府の積極的介入を動機付けたと指摘<sup>22</sup>しているが、経済協力案件の推進主体の思惑や日伊両国の経済界による関係樹立までは分析の射程にしていなかった。

また、インドネシアと日本を取り巻く冷戦期の研究については、自由主義諸国の冷戦戦略とインドネシアとの関係を明らかにしたもの<sup>23</sup>や、自由主義諸国の一員としての日本の経

---

<sup>17</sup> 後藤乾一『日本占領期インドネシア研究』龍溪書店、1989年、後藤乾一『東南アジアから見た近現代日本』岩波書店、2012年など。

<sup>18</sup> 波多野澄雄「国防構想と南進論」矢野暢編『東南アジアと日本』弘文堂、1991年。ピーター・ポスト「対蘭印経済拡張とオランダの対応」大江志乃夫他編『近代日本と植民地 3 植民地化と産業化』岩波書店、1993年。後藤乾一「東南アジアにおける「戦時対日協力」の諸相」大江志乃夫他編『近代日本と植民地 6 抵抗と服従』岩波書店、1993年。林英一『皇軍兵士とインドネシア独立戦争：ある残留日本人の生涯』吉川弘文館、2011年。A. Rasyd Asba “The Japanese Occupation of South Sulawesi: Initial Research in Indonesian Oral History”『史資料ハブ地域文化研究拠点』第9号(2007年)。小林和夫「日本占領期ジャワにおける『伝統の制度化』—隣組制度とゴトン・ロヨン」『アジア経済』47巻10号(2006年10月)。インドネシア国立文書館編『二つの紅白旗：インドネシア人が語る日本占領時代』木犀社1996年など。

<sup>19</sup> 板垣興一編『インドネシアの経済開発と国際収支』アジア経済研究所 研究参考用資料第60集(非売品)、1964年。George Fane “Indonesian Economic Policies and Performance” *World Economy* Blackwell Publishing 1999 22(5)。加納啓良『現代インドネシア経済史論』東京大学出版会、2003年。

<sup>20</sup> Bernhard Dahm “Sukarno and the Struggle for Indonesian Independence” Cornell University Press (Ithaca, 1969)。後藤乾一・山崎功『スカルノ インドネシア「建国の父」と日本』吉川弘文館、2001年。

<sup>21</sup> Herbert Feith and Lance Castles “Indonesian Political Thinking 1945-1965” Cornell University Press (Ithaca, 1970)。花崎泰雄「ジャカルタの政治的道化者 スカルノ 1956-1965」『埼玉大学紀要』39巻1号(2003年)。

<sup>22</sup> 宮城大蔵『戦後アジア秩序の模索と日本』創文社、2004年、92頁。

<sup>23</sup> 例えば、John Subritzky “Confronting Sukarno: British, American, Australian and New Zealand diplomacy in the Malaysian-Indonesian confrontation, 1961-5” Macmillan Press

済外交を扱ったもの<sup>24</sup>が大半である。無論、こうした研究の中には「日本とインドネシアの関係を巻き込んだ冷戦」という視点を設定しているものもある。例えば、岸政権期の外交研究として、岸の満州人脈や財界人脈そして日本外交の自主性を視野に入れつつ、冷戦政策の一環として対インドネシア外交政策を論ずるものである<sup>25</sup>。一方、岸外交に産業政策や経済政策としての側面を見出す研究は少ない<sup>26</sup>。池田政権についても、日米欧という三本柱外交の一環として、インドネシアへの積極関与とマレーシア紛争仲裁に池田が邁進していく点を研究対象としたものが多く<sup>27</sup>、産業政策・経済政策の一環として日本 - インドネシア関係を論じた研究は見当たらない。結局、議論の焦点は、「冷戦下の日米関係の中で日本がインドネシアにいかなる政策を展開したか」ということに当たっているように思われる。その際、日本による対インドネシア政策は経済的手段によって具現化されてくるわけであり、ここに経済外交研究の関心が集まっている。ただし、経済外交研究の多くは、経済的論点をめぐる政治指導者間での政治的交渉に留まっている感が否めない。つまり、冷戦下における経済分野での外交を取り扱いながら、実体経済の担い手である経済界の動向が論じられていないという問題がある。

そもそも、本稿で取り扱う民間経済外交という視点自体が、これまでの日本 - インドネシア研究で重視されてこなかった感は否めない。木村昌人が民間経済外交の概念を提唱したのは1989年のこと<sup>28</sup>であるが、木村の研究は戦前期アメリカにおける日系商工団体の活動に焦点が据えられ、その活動の限界性が主に論じられた。民間経済外交の可能性について十

---

(New York, 2000). Robert McMahon *“Colonialism and Cold War the United States and the Struggle for Indonesian Independence, 1945-1949”* Cornell University Press (London, 1981). Robert J. McMahon *“Limits of Empire, The United States and Southeast Asia Since world War 2”* Columbia University Press (New York, 1999).

<sup>24</sup> 吉川利治『日本と東南アジア』東京書籍、1992年。末廣昭「経済再進出への道」中村正則他編『戦後改革とその遺産』岩波書店、1995年。宮城大蔵『バンドン会議と日本のアジア復帰：アメリカとアジアの狭間で』草思社、2001年。宮城大蔵『戦後アジア秩序の模索と日本：「海のアジア」の戦後史 1957-1966』創文社、2004年。波多野澄雄・佐藤晋『現代日本の東南アジア政策：1950-2005』早稲田大学出版部、2007年。桐山昇『東南アジア経済史』有斐閣、2008年。都丸潤子「バンドン会議と日英関係：イギリスの対アジア、対国連政策の変容を軸に」北川勝彦編『脱植民地化とイギリス帝国』ミネルヴァ書房、2009年。中野亜里他『入門東南アジア現代政治史』福村出版、2010年。倉沢愛子『戦後日本＝インドネシア関係史』草思社、2011年。井上寿一『“経済外交”の軌跡 なぜアジア太平洋は一つになれないのか』NHK出版、2012年。宮城大蔵「アジアの変容と日本外交」波多野澄雄編『日本の外交 第2巻 外交史 戦後編』岩波書店、2013年。宮城大蔵「「ナショナルリズムの時代」のアジアと日本」宮城大蔵編『戦後日本のアジア外交』ミネルヴァ書房、2015年。

<sup>25</sup> 岩川隆『巨魁：岸信介研究』徳間文庫 1982年。原彬久『岸信介 権勢の政治家』岩波新書、1995年。権容爽『岸政権期の「アジア外交」：「対米自主」と「アジア主義」の逆説』国際書院、2008年。岩見隆夫『昭和の妖怪 岸信介』中公文庫、2012年。原彬久『岸信介証言録』中公文庫、2014年。

<sup>26</sup> 長谷川隼人「岸内閣期の内政・外交路線の歴史的再検討」一橋大学博士論文、(未公刊、2015年3月)。

<sup>27</sup> 吉次公介『池田政権期の日本外交と冷戦：戦後日本外交の座標軸 1960-1964』岩波書店、2009年。鈴木宏尚『池田政権と高度経済成長期の日本外交』慶応大学出版会、2013年。鈴木宏尚『池田外交の構図』『国際政治』151号(2008年)。入江寿大「池田勇人の対東南アジア外交(一)(二)」『法学論叢』、165巻2号(2009年5月)および166巻1号(2009年10月)。

<sup>28</sup> 木村昌人『日米民間経済外交』慶応通信、1989年。

分な議論の蓄積がなされてこなかったことは否めない。こうした中、倉沢愛子は、生産物分与方式による経済協力が組成され、軍政期にインドネシアに駐留した経験を持つ日本人が同経済協力案件に参加したことを指摘している<sup>29</sup>。しかし、経済協力案件の組成過程と軍政期人脈の関連性についての記述は簡素なものにとどまっており、いかなる背景の下、どのような経済協力が、誰によって推進されたのかは明確とは言い難い。また、戦前・戦中を通じて多くの日本人財界人や陸軍軍政関係者が駐在したジャワ島を除き、海軍担当地域のスラウェシ島やカリマンタンに関する研究は多くはない。

こうした中、本稿の問題関心と近い形で、日本とインドネシアの関係を取り上げた研究としては、西原正が数少ない例である<sup>30</sup>。西原は、戦前・戦時中に軍人や財界人としてインドネシアに駐在した経験を持つ日本人が、インドネシアを「第二の満州」とみなしていた点や、これら日本人がインドネシアとの賠償交渉および賠償実施の過程において非公式の外交ルートを用いて活動し、日本の保革両政治勢力との密接な関係を有していた点を明らかにした。しかし、日本側の外交史料が公開されていない段階での研究であるので、詳細な事実関係を把握できていない部分もある。また、西原の研究は賠償案件に関するロビイング活動にその研究の焦点が置かれており、西原の言う「非公式の外交」はあくまで経済界の利己的なロビイングとして位置づけられる。さらに、同研究では賠償よりも金額の大きく、長期にわたってインドネシア経済に影響をもたらした経済協力に関する言及は乏しい。経済協力の実施に向けて「非公式の外交官」がどのような思惑を持ち、日本政府といかなる関係の下で活動していたかは、西原の研究で明らかにされていない。このため、西原の研究には、その後公開された史料に基づき、賠償や経済協力の歴史的顛末と共に更新すべき点が多々見受けられる。

以上のように、先行研究においては、地域研究としてインドネシアの通史を論じる研究はあるものの、長期的視野に基づきインドネシアの脱植民地化を諸外国との関係の中で論じる傾向は希薄であった。戦後日本とインドネシアとの関係についても、岸や池田という政権ごとに分析枠組が設定され、各政権による冷戦政策の一環としての経済外交という文脈の中で論じられてきた。しかし、実体経済の担い手である経済界の動向が捨象されがちだった点で、これら「経済」外交研究は片手落ちな感が否めない。日本経済界の動向を追った地域研究の例はあるものの、史料上の制約等もあり十分な研究蓄積がなされてきたとは言えない。

このような研究動向の下、本論文では脱植民地化と冷戦が絡まり合う戦後アジア国際秩序における、日本経済界の「民間経済外交」を主たる分析を対象とし、それが日本とインドネシアの経済関係をどのように規定し、戦後日本の「経済外交」の形成にどのような役割を果たしたのか分析することを目指す。

---

<sup>29</sup> 倉沢愛子『戦後日本＝インドネシア関係史』草思社、2011年、214-218頁。

<sup>30</sup> Masashi Nishihara “*The Japanese and Sukarno’s Indonesia, Tokyo- Jakarta Relations 1951-1966*”, The University Press of Hawaii, (Honolulu, 1976).

### 3 本論文の構成

第一章では、19世紀末から第二次世界大戦下までの日本経済界及び軍部の南方関与の過程とその変容、およびインドネシアにおける独立の胎動との関係について論じる。また、戦後日本経済界が実際に組成を試みた事業である、スマトラ島における石油開発、スラウエシ島におけるニッケル開発、カリマンタンにおける森林開発といった資源開発分野の戦前期における取り組みを分析する。戦前と戦後の連続性をみる上で必要不可欠な前史といえる。

第二章では、若き独立国インドネシアをめぐって、「冷戦」の論理と「経済」の論理が交錯する中、日本の対インドネシア国交回復が国際的な構図の中でどのように位置づけられたのか分析する。具体的には、西イリアン問題を契機としてアメリカの経済協力やオランダおよびイギリスの経済的関与が困難になっていく中、インドネシア経済が停滞を余儀なくされた実像を示す。また、脱植民地化と冷戦の舞台となったインドネシアに対し、日本は「経済」の論理を持って国交回復を目指したことを示す。さらに、日伊両国の思惑が合致することで成立した「経済」の論理と、共産主義の浸透防止を目指すアメリカの「冷戦」の論理が絡まり合い、北スマトラ油田に日本の資本が引き寄せられていく様相を明らかにする。

第三章では、インドネシアにおいてオランダとの国交断絶と外国資本排斥が進んだ1957年～1960年を対象に、インドネシア経済へ日本の資本が引き寄せられていく過程を論じる。その際、オランダ企業等の接収により、インドネシアが企業資産を手に入れながらも、企業経営経験がないために外国に経営ノウハウを求めるといった「経営の真空」が生じていたことを明らかにする。また、インドネシアに対する岸政権期の「経済外交」と、その背後でインドネシア政財界との折衝を先行的に行っていた日本経済界の動向を明らかにする。そして、アメリカの資源戦略上、スマトラ、スラウエシ、カリマンタンが重要戦略地域として位置づけられ、アメリカの「冷戦」の論理と日本経済界の「経済」の論理が整合していたことを示す。

第四章では、日本経済界の対インドネシア経済進出の具体的事例として、経済協力案件の組成過程を比較分析する。具体的には、戦後日本の対インドネシア経済協力案件である北スマトラの石油開発、スラウエシのニッケル開発、カリマンタンの森林開発の事例を分析する。その際、戦前期日本の南方関与との関係、戦後日本経済界がインドネシアに受容された背景、経済協力案件が受けた「冷戦」の論理の影響、日本における官民連携の様相という観点から分析を行う。こうした分析を通じて、軍政期に日本が行った南方関与との密接な関連の下、戦後日本と独立後インドネシアの利害が合致し、日本側経済界の大同団結と軍政期人脈の活用を通じて、経済協力案件が組成される過程を浮き彫りにする。

第五章では、スカルノ体制による「指導される民主主義」期を中心に、日本の対インドネシア経済進出を取り巻いた自由主義諸国および日本の政策的関与の動向を論じる。具体的には、8カ年計画に基づく経済再建が進まないまま、スカルノが軍事問題に固執し、オランダに次ぐ外国資本であったイギリスさえも、マレーシア紛争を契機にインドネシアから撤退していく過程を示す。また、スカルノに対して当初は宥和的な姿勢をとったケネディ政権

も、中国に接近するスカルノに見切りを付けていく様相を明らかにする。その上で、インドネシアとの経済関係の深化を目指し、マレーシア紛争への仲介に積極化する日本と、英米諸国の日本への対応を論じる。さらに、池田による積極的なインドネシアへの関与の背後には、日本の通商政策ひいては経済協力案件の組成を完遂させようとする経済的な目的意識が働いていたことを指摘する。これら議論を踏まえ、日本の経済界と政府の官民連携によるインドネシアへの関与が、英米の冷戦政策にもたらした影響を浮き彫りにする。

終章においては、上記の議論を踏まえ、日本経済界による対インドネシア経済進出の歴史的意義を、「脱植民地化の逆説」と軍政期人脈、日本経済界と東南アジア冷戦の相互作用、そして日本国内の政産官ダイナミズムの帰結という観点から総括する。また、インドネシアのみならず、戦後日本のアジア諸国に対する経済外交の重要な要素として、民間経済外交が位置づけられる可能性についても指摘したい。

## 第一章 脱植民地化の胎動と近代日本の経済的関与

インドネシアへの日本の経済進出はいつごろから始まったのであろうか。本論文のメインテーマである戦後日本の経済進出を論ずるに先立ち、本章では前史としての戦前期日本の対インドネシア経済進出の推移を論じる。なぜならば、戦前期日本の対インドネシア経済進出の様相の中に、戦後まで継承される重要な要素があると考えられるからである。

その要素とは、一つには、日本経済界による進出動機とインドネシアにおける脱植民地化の関係性である。いうまでもなく、営利事業を営む企業から構成される経済界の行動の根底には、経済合理性と利潤を追求しようとする「経済」の論理がある。ただし、経済的合理性に適い、多大な利潤を予期できたとしても、経済活動を可能にする環境要因がなければ、実際に経済活動を行うことは困難である。この環境要因が如何なるものであり、日本経済界の「経済」の論理とどのように関連していたかという点は、戦前のみならず戦後、ひいては現在に至るまで重要な論点である。そこで本章では、20世紀初頭から第二次世界大戦末期までのインドネシアを取り巻く国際環境と日本の経済的関与の在り方を分析する。

戦前期、すなわち植民地期のインドネシアにおける環境要因とは、西欧植民地主義諸国による支配からの解放を目指す脱植民地化の胎動であった。そもそも、脱植民地化とは、必ずしも第二次世界大戦の終結以降に始まったわけではない。なぜなら、日本の植民地帝国は1945年8月の敗戦により崩壊を迎えたが、インドネシアを含むアジア全体における、西欧列強の帝国主義的植民地支配に対する民族主義的抵抗は、1920年代から本格的に始まっていたからである。同様に、西洋植民地主義国の支配に対するアジア諸国の独立闘争は、第二次世界大戦の終結を以て完遂したわけでもなかった。

第二の視点は、日本経済界と軍部を含む日本政府の関係性である。前述の通り、経済界の活動は「経済」の倫理に立脚したものであるが、日本政府もまた産業政策や通商政策、軍事的対外膨張政策の観点から、経済界の監督及び振興を担っていた。こうした日本政府の政策的意図と企業の「経済」の論理の関連が明らかになれば、インドネシア進出に際する官民の連携関係や役割分担の戦前期における特質が浮き彫りになるものと考えられる。

本章で述べるように、日本経済界のインドネシア進出は19世紀末にその産声を上げたものであるが、第一次世界大戦期には南洋協会等による国策的な南方<sup>1</sup>進出促進が功を奏し、財閥系企業がプランテーションを展開するようになっていく。さらに、1930年代には軍部主導の南進論に基づき、石油等の資源確保が目指されるようになった。1940年代の軍政期には、軍政監部の委託により経済界がインドネシアでの資源開発に着手した。すなわち、日本経済界の戦前期における対インドネシア経済進出は、軍部を含む日本政府の政策方針と

---

<sup>1</sup> 「南方」の示す範囲について、統一的な定義が用いられてきたわけではないが、例えば「南方経済施策要綱」(1940年8月16日)は次のように定義づけている。内圏地帯: 仏領インドシナ、タイ、ビルマ、蘭領東インド、フィリピン、英領マレー、ボルネオ、葡領ティモール。外圏地帯: 英領東インド、オーストラリア、ニュージーランド。

無関係ではいられなかった、と考えるのが妥当であろう。だとすれば、インドネシアにおける事業組成に向けて、官民間で情報連携や人脈交流がなされていた可能性はあろう。

第三には、日本経済界と軍部を含む日本政府の中で、インドネシア事業や軍政に携わった人々の存在である。現代ほど日本経済界の海外進出が進んでいなかった戦前期において、インドネシアでの事業組成経験を持つ経済人や、インドネシアの事情に精通した軍政関係者は、貴重な存在であったと考えられる。そして、戦後に再び日本経済界がインドネシア進出を目指す際、こうした「軍政期人脈」を活用しようとする動きが生じるのは半ば必然的なものであろう。

そこで本章では、インドネシアの植民地経済や軍政の様相を述べるとともに、実際にインドネシアで経済活動を行った企業や人々の存在を指摘する。具体的には、スマトラ島における石油開発、スラウェシ島におけるニッケル開発、カリマンタンにおける森林開発を抽出した。その理由は、これら3案件が戦前期日本における軍事的・経済的需要を充足するための重要分野であったのみならず、戦後においても日伊間の経済協力案件として再び息を吹き返したものだからである。これらの事例を通じ、「軍政期人脈」によるインドネシアでの事業組成に係る知見の蓄積を指摘し、戦後の日伊関係を規定した人脈上の基層を明らかにする。

## 1 「南方関与」としての植民地期インドネシアへの経済進出

図表 1 インドネシア概略図



### (1) 植民地経済の形成と近代日本の経済進出

近代日本のインドネシアへの経済の端緒として、オランダの植民地であった蘭領東インドの形成過程と共に、日本の経済進出の過程を概説する。かつてインドネシアは、蘭領東インドと呼称され、1602年のオランダ東インド会社設置以来、オランダの植民地支配下に置かれてきた。オランダ東インド会社は17世紀後半からジャワ島内陸部へ進出し、領土獲得に邁進した。このオランダ東インド会社も1799年には解散し、1800年には東ティモールを除くインドネシア群島全体が蘭領東インドとしてオランダの直接統治下に入った。ナポレオンの弟ルイ・ボナパルトの国王就任により、オランダの政体が共和制から王政に移行する混乱の中で、一時的にインドネシア群島はイギリス領となったものの、1824年には英蘭協約が締結され、蘭領東インドの領域が確定した。1830年代以降には、オランダによる強制栽培制度が開始され、蘭領東インドの農家は保有する耕作地の全てを輸出向け農産物の栽培に振り当てるのが義務付けられ、その上で耕作地の一定部分を植民地政府指定の作物の栽培に充てることを余儀なくされた。

このように蘭領東インドがオランダの植民地として成立する一方で、オランダによる実地的な植民地支配が進んでいたのはジャワ島 (Java) に留まっていた。外島と呼ばれるジャワ島以外の諸島に対するオランダの植民地化が進んだのは19世紀半ば以降のことである。無論、植民地化に反対する各地の抵抗は激しく、外島に植民地支配が浸透したのは第一次世界大戦直前であった。植民地支配の進展とともに、外島ではオランダ企業を中心とする外国資本により企業用地が租借されていった。

租借地域ではプランテーションへの労働力集約が行われ、各種熱帯農園や鉱山の経営が行われた。外島の主要産品はタバコ、ゴム、石油、錫、コブラ、パームオイルなどであったが、19世紀末には北スマトラ、パレンバン、東カリマンタンなどで油田が発見され、1900年頃から外国企業が本格的に石油生産を開始した。1913年以前の段階では、インドネシア

の石油生産はアジア・アフリカ地域で最大規模を誇った。また、ゴムについては、欧米での自動車・軍需等の産業振興に伴うゴム需要の拡大に合わせ、20世紀初頭からジャンビ、パレンバン、南カリマンタンなどの外島で、ゴム栽培が急速に進んでいった<sup>2</sup>。こうした宗主国オランダの経済需要に即した産業育成は、オランダで自給できない農産品や資源に偏る傾向があり、インドネシアの産業は多様性を欠くものにならざるを得なかった。結果として、労働者が必要な食糧や消費物資を外部に依存する状況が生じた。ここに、植民地経済が宗主国に従属した経済と呼ばれる所以がある。一端を示すと、1938年時点では、インドネシアの輸出総額のうち65%を農産品が占め、そのうちの60%は外国資本のプランテーションによる産出品であった<sup>3</sup>。独立後のインドネシアが必要物資を自給できない状況に直面する遠因は、植民地期の従属的な経済構造にあると言えよう。

オランダに代表される大規模外国資本のインドネシア進出は、外国企業に雇用されるインドネシア人の増加をもたらした。こうしたインドネシア人は、困窮を極めるインドネシア農村社会と外国人の豪華な生活の落差に驚嘆し、西欧植民地主義の存在を改めて認識するようになった。さらに、外国企業に雇用された者の中にも、インドネシア人であるがゆえ差別待遇を受ける場合があった。結果的に、被抑圧民族としてのインドネシア人という自己規定と植民地支配者に対する反感が醸成されていくことになった<sup>4</sup>。こうして、インドネシアに脱植民地化の機運が生じることになったのである。この意味で、インドネシアにおける脱植民地化の契機は、19世紀末の蘭領東インドの領域確定と植民地経済の浸透の時期にあると言えよう。

インドネシア各地に外国資本による経済圏が形成される中、日本の民間事業者もインドネシア各地へ進出し始めた。詳細な進出開始時期については不明確な点が多いが、近代における最初の進出ブームは19世紀末から20世紀初頭にかけてのことであった。この時期には零細な商人や農業移住者、漁業従事者、娼婦（からゆきさん）などが進出した。無論、こうした人々は個人事業主であって、大規模資本の支援を受けたものではない。むしろ、日本で土地や事業などの財産基盤を持たない「雑業層」が、新天地を求めてインドネシア移住を決めたという要素が大きい。財産基盤の脆弱な個人レベルでの進出であったからこそ、移住した人々の間には相互扶助のための日本人ネットワークを作ろうとする動きもあり、メダン（1897年）、バダヴィア（1913年）などに日本人会が設立された。また、1907年にはバダヴィアに日本領事館が設置されるとともに、在留邦人向けの支援体制が整備されていた。

在留邦人の増加と時期を同じくし、財閥など大規模資本によるインドネシアへの進出も行われ始めた。三井物産は1898年にスラバヤで砂糖の買い付けを開始し、1901年には出張所を設置した。不平等条約改正の一環である日蘭通商航海条約が1912年に改正されて以

<sup>2</sup> 宮本謙介『概説インドネシア経済史』有斐閣、2003年、165-179頁。

<sup>3</sup> アジア問題研究会「インドネシアの貿易構造」『アジア問題』2巻6号(1955年)、78頁。

<sup>4</sup> 三好俊吉郎「インドネシア民族解放史」『アジア問題』2巻6号(1955年)、55-56頁。

降、大規模資本による進出は加速度的に進んだ。同改正条約により、日本人にはヨーロッパ人と同等の法的地位が与えられ、領内の自由移動や土地・鉱山開発権の獲得および企業設立などが可能になるなど、経済活動上の優位性を得ることができたのである<sup>5</sup>。そして、第一次世界大戦前後には、三菱商事、鈴木商店、野村、古川などの財閥や金融機関、船舶関係会社の進出がなされ、各地でゴム農園等のプランテーション経営が行われた。

大規模資本によるインドネシア進出を促進した機関として、1915年に設立された南洋協会の存在は軽視しえない。南洋協会は、南洋諸島の調査研究、東南アジア地域の研究・開発を目的に結成された団体である。設立発起人の一人である内田嘉吉（台湾総督府長官）との密接な関係の下、ジャワ、スマトラ、ボルネオ、セレベス、マレー半島、フィリピン群島の開発等を南洋協会は推進した。初代会頭には枢密院議長であった芳川顕正が就任し、国内政財界の要人との連携を図った。また、南洋協会は、日本領事館への要請を通じ、日本人の生活様式や態度に関する規定の策定を進めた。在留日本人がマナーを改善し、ヨーロッパ人と同じように洋服を着、自家用四輪馬車で移動するなど、ヨーロッパ人と同等の法的地位にある国民としてふさわしいことを現地官憲に示そうとしたのである<sup>6</sup>。こうした活動を通じ、日本の財閥、銀行、大手商社の進出が進み、砂糖の買い付けや綿製品・雑貨の販売で事業を拡大していった。

1929年の世界恐慌後には、東南アジア市場において、欧米製品と比べ低価格の日本製品への需要が高まり、日本製品の輸出拡大の契機が生じた。さらに、日本における南進論の台頭を受け、東洋拓殖や南洋興発、台湾拓殖、南洋林業などの国策会社による農業、鉱業、林業への投資が行われ、インドネシアにおける事業の大規模化が進んでいった。

こうした、日本の大規模資本によるインドネシア進出を通じ、インドネシアに在留する日本人は、「雑業層」から会社員等の所謂ホワイトカラー層が中心になっていった。インドネシアにおける日本人会の数も増加の一途を辿り、1919年に20団体であった日本人会は1929年には40団体に増加し、終戦までに60団体へと増加した<sup>7</sup>。日本人コミュニティーについても、在留者の相互扶助を目的とした日本人会だけでなく、貿易業組合や商業組合、農園組合など、同業者団体が設立された。1935年には、蘭印日本人商業協会連合会<sup>8</sup>が設立され、横浜正金、東洋綿花、三井物産など大企業が加盟し、現地情報の収集や官公庁対応などに向けて結束を強めていった<sup>9</sup>。

しかしながら、日本企業のインドネシアにおける事業拡大に伴い、日蘭間での経済的利害の衝突も生じた。オランダは従前から自由貿易主義に基づき、植民地経済圏を各国に開放し

---

<sup>5</sup> ピーター・ポスト「対蘭印経済拡張とオランダの対応」大江志乃夫『近代日本と植民地 3 植民地化と産業化』岩波書店、1993年、51-53頁。

<sup>6</sup> 宮本謙介 前掲書、185頁。

<sup>7</sup> 橋谷弘「東南アジアにおける日本人会と日本人商業会議所」波形昭一編『近代アジアの日本人経済団体』同文館、1997年、216-223頁。

<sup>8</sup> スラバヤ日本人実業界、バダヴィア日本人商業協会、スマラン日本人商業協会の連合体組織。

<sup>9</sup> 橋谷弘 前掲書、228-229頁。

ていた。日本はこのオランダの方針に便乗したものであったが、日本の急激な進出拡大は、オランダの経済権益や貿易秩序にとって脅威になったのである<sup>10</sup>。同時に、オランダ植民地政府は日本の経済進出を政治的諜報活動の隠れ蓑として警戒しており、在留日本人の在留目的は諜報活動にあるという疑念も持っていた<sup>11</sup>。例えば、インドネシア群島の海岸線と領海の安全保障に植民地政府が神経を尖らせる中、南洋郵船<sup>12</sup>のジャワ航路開設や日本漁船の操業は安全保障上の脅威として捉えられたのである。

日本への警戒意識は次第に高まり、1930年代前半には日蘭間の経済摩擦として顕在化した。1930年代初頭の円切り下げを受け、インドネシアの輸入品に占める日本製品のシェアは大きく拡大し、オランダ本国、イギリス、ドイツからの輸入額の合計を上回った。インドネシアを市場としてみた場合、日本は宗主国オランダよりも高い地位を得ていたのである。こうした中、満州事変の勃発はオランダ植民地政府内で安全保障面での対日脅威論を喚起し、日本の国連脱後には日本人の活動が厳しく監視されはじめた。1933年には、セメントやビールなど日本製製品のインドネシアへの輸入がオランダ政府によって規制され、次第に規制対象は日本の主力輸出品であった綿布にも課せられるようになった。1934年には第一次日蘭会商が行われ、オランダ人貿易商の日本産品取引量の確保やインドネシア産砂糖の対日輸出拡大が検討されたものの、日蘭政府間で妥協点が見つからず、交渉は暗礁に乗り上げた。1937年に会商は再開されたが、砂糖の対日輸出について合意には至らなかった。

## (2) 南進論台頭下における資源確保の試み

上述のような日本経済界のインドネシアへの進出は、軍部を含む日本政府の政策的意図とどのように絡み合っていたのであろうか。ここでは、南進論の展開をめぐる政軍のインドネシアへの眼差しを説明する。

戦前期日本において、南洋進出が安全保障面で重視され始めたのは、第一次世界大戦を挟む1910年代のことである。日露戦争後、海軍は日英同盟と日露協約を通じ、ドイツ領南洋諸島の主要島を占領した。当初、閣議において南洋諸島の占領は一時的なものとしたが、海軍は永久占領の方針を示した。その背景には、有事におけるアメリカ主力艦隊の西進を遮断するという軍事的効果への期待や、将来的な南洋の発展を期待するという経済的な期待があった<sup>13</sup>。このような海軍の関心の下、1915年に設立された南洋協会は、南洋地域への企業進出に向けた調査・研究活動を展開したのであった。

1930年代には石原莞爾の「国防国策」構想に対して、海軍は南方への軍事的影響力強化を目的とした「国策要綱」を提起し、1936年には帝国国防方針の改訂にイニシアチブを発揮していった。同年8月には、「国策の基準」（広田弘毅内閣・五相会議決定）において、対

<sup>10</sup> 山本有造『大東亜共栄圏』経済史研究』名古屋大学出版会、2011年、203頁。

<sup>11</sup> ピーター・ポスト 前掲論文、52頁。

<sup>12</sup> 1912年に神戸スラバヤ間の定期航路を開設。戦後、東京船舶への改組を経て、2010年に日本郵船に吸収合併。

<sup>13</sup> 波多野澄雄「国防構想と南進論」矢野暢編『東南アジアと日本』弘文堂、1991年。

外政策の柱の一つとして、「南方海洋殊に外南洋」への進出が謳われた<sup>14</sup>。それと共に、海軍は経済分野に関する検討を目的に、対南洋方策研究委員会を発足させ、石油資源等の自給化に向けて組織的な研究に着手した。経済分野に関する海軍の基本方針は、南洋興発<sup>15</sup>や拓務省などの非軍事部門が前面に立って南洋の経済開発を行い、海軍はこれら主体に支援を行うというものであった。例えば、1936年6月には、ジャワやカリマンタン（ボルネオ）を対象として油田利権獲得を目的とした協和鉱業株式会社<sup>16</sup>の設立を海軍が推進し、協和鉱業を通じて油田利権獲得に邁進していくといった国策会社の組成・運営が行われた。

このように、海軍は、安全保障上の理由に基づきつつも、企業を通じた資源確保という経済的手段によってインドネシアへの関与を強化しようとしたのであった。ただし、1930年代を通じて海軍で主に検討されていたのは、インドネシアに対する関与のあり方であって、具体的な軍事侵攻作戦や侵攻後の占領計画ではなかった。一方、第二次世界大戦の欧州戦線開戦に伴い、政府内外で武力南進論が急激に高まった結果、北進を主張していた陸軍も南進に注目し始めた。このような武力南進論を背景に、軍事侵攻作戦や占領計画が立案されたのである。では、陸海軍以外の日本政府がインドネシアへの関与をどのように捉えていたかといえ、そこに熟慮の軌跡を見出すことは難しい。しばし指摘されるように、第二次世界大戦の勃発から日米開戦に至る1年3か月の間、日本の対外政策は混乱と分裂を極めていた。このため、南進や対米戦を一貫して推進する政治勢力も、それが依って立ったはずの統一された情勢判断も不明確であったのである<sup>17</sup>。

対外政策を展開する関係官庁が混乱・分裂する中、在野から南進の重要性を説く団体も現れた。中谷武世<sup>18</sup>が主導した大亜細亜協会などのアジア主義団体である。これらの団体により、南進の重要性は、「南進論」として喧伝されていくことになった。後藤乾一によれば、南進論おける南方認識とは、①南方は「広潤の土地と無限の資源と<sup>いんしん</sup>殷賑の市場」に恵まれている一方、「幾千万の同胞が白人の<sup>しつこく</sup>桎梏下に<sup>しんぎん</sup>呻吟して救済と解放の手」を待望している、②南方諸民族は「救済者・解放者である日本を<sup>きんおう</sup>鑛仰」しており、日本はそうした南方諸民族の憧憬に応える責務がある、という過剰な思い込みであった<sup>19</sup>。「救済者・解放者」という自己規定の下、西洋植民地主義からアジアを解放しようとする南方認識は、その後の大東亜共栄圏構想の基層となるものであったと言えよう。

<sup>14</sup> 森山優によれば、「国策の基準」で言及された南進と、陸海軍により実際に行われた南進は必ずしも同一のものではなく、後者の起源を「国策の基準」に求めるのは必ずしも適切ではないとされる。しかし、「南方海洋殊に外南洋」という地域の対外政策における重要性を改めて浮き彫りにした点で、「国策の基準」はインドネシアに対する関与を示す一つの歴史的事実であることに変わりはない。

<sup>15</sup> 第一次世界大戦後の南洋群島開発を目的に、東洋拓殖の70%出資で、サイパンで1923年に設立された国策企業である。戦後、GHQの指示で解散したが、1950年には元社長栗林徳一により栗林商会傘下に南洋貿易が設立された。

<sup>16</sup> 三井・三菱・住友の合弁で設立され、ボルネオ石油から事業を承継した石油企業。

<sup>17</sup> 森山優「『南進論』と『北進論』」倉沢愛子他編『支配と暴力』岩波書店、2006年、190頁。

<sup>18</sup> 猶存社を経て法政大学に教員として奉職。1933年、大亜細亜協会設立。1942年には翼賛選挙で当選。

<sup>19</sup> 後藤乾一『東南アジアから見た近現代日本』岩波書店、2012年、284-293頁。

1940年には、インドネシアをめぐる国際関係の変化を通じ、日本の武力南進の機運は急激に高まっていった。同年5月にオランダがドイツの支配下に入り、オランダ王国政府がイギリスに亡命した際、日本陸軍は、英米諸国によって保護の名の下に蘭印が占領されることを懸念した。さらに、欧米列強による援蔣ルートを通じた重慶政府支援を懸念していた陸軍は、フランスにおけるヴィシー政権の成立を仏領インドシナ侵攻の好機とみなした<sup>20</sup>。こうした中、第二次近衛内閣が成立し、松岡洋右外相による「大東亜<sup>21</sup>共栄圏」構想への南方編入が提唱されるとともに、1940年7月には、陸軍のイニシアチブで策定された「世界情勢ノ推移ニ伴フ時局処理要綱」に基づき、南洋地域、特に英領の武力攻略が重視された。同年8月には「南方経済施策要綱」に基づき、短期的には資源を中心とした戦略物資の輸入が、長期的には資本進出による資源開発への参画が目指されるようになった<sup>22</sup>。陸軍においては、戦争遂行に死活的な重要性を持つ石油資源確保とともに、南方の援蔣ルートを遮断することが「南方問題」としてみなされていたのである。海軍においても、日米通商航海条約破棄（1939年7月）に伴う石油禁輸を予測し、1940年8月には三井物産会長であった向井忠をインドネシアに派遣、小林一三<sup>23</sup>と共に、インドネシアにおける石油購入と油田獲得に向けた交渉を開始した。しかし、三国同盟に基づくインドネシア植民地政府の姿勢は強硬であり、1940年10月の時点で交渉が暗礁に乗り上げた。

さらに、日本国内のインドネシアの資源獲得に関する意欲とは裏腹に、商業移民を中心とした在インドネシア日本人社会は日蘭友好による商圏の維持を目指しており、国内の過熱気味の南進論に対して懸念を示すなど、日本国内と在インドネシア日本人社会で見解の相違が見られた<sup>24</sup>。こうした中、陸海軍は外交手段による石油獲得に期待することなく、「南方油田占領計画」等に基づき、ジャワ、ボルネオ、スマトラ島の油田地帯の奇襲占領作戦を策定していった。1940年の秋には、武力南進こそが膠着した日中戦争を解決する唯一の手段であるという発想が陸軍内に広まり、国防構想において武力南進論が急速に現実味を帯びた<sup>25</sup>。1941年11月に策定された「南方占領地行政実施要綱」は、占領した南方諸地域における治安確保や重要資源の獲得、現地自活の軍政三原則を定めた占領構想であり、南方の生命線であるインドネシア占領政策の重要性が強調されていた。陸海軍がインドネシアの資源獲得を重視していたことが如実に示すとおり、「大東亜共栄圏」の形成は、植民地解放というよりも日本の盟主性が際立った形での植民地再編と言うべきものであった。

---

<sup>20</sup> 後藤乾一 前掲書、42-43頁。

<sup>21</sup> 「大東亜」という地域概念は、後藤乾一が指摘するように、1940年7月26日「大東亜秩序・国防国家の建設方針」が初出であり、1940年代前半のみに用いられた概念である。このため、「大東亜共栄圏」の一環として日本のインドネシア進出を捉えることは1940年代前半にのみ焦点を当てた際に妥当な議論である。本研究においては、20世紀初頭以来続いた日本経済界のインドネシア進出動向に着目することから、「大東亜共栄圏」に限定せず日本の「南方関与」の観点を重視する。

<sup>22</sup> 山本有造 前掲書、206頁。

<sup>23</sup> 阪神急行電鉄社長を経て第二次近衛内閣にて商工大臣に就任。

<sup>24</sup> 後藤乾一 前掲書、129頁。

<sup>25</sup> 波多野澄雄 前掲論文、158-159頁。

その後、第二次日蘭会商の決裂や英米両国からの断油を受けて、東条内閣は米国との交渉を続けたものの、1941年11月26日にはハル・ノートが手交され、12月1日の御前会議において対英米蘭戦の決定が行われた。しかし、大本営政府連絡会議は、オランダによるインドネシアの石油施設破壊を懸念し、12月8日の宣戦布告の際に対蘭宣戦布告を行わなかった。一方、オランダ政府は12月8日付で対日宣戦布告を発し、日蘭は戦争状態に入った。日本側が対蘭宣戦布告を行ったのは、翌1942年1月11日のことであった。

以上のように、陸海軍による南進への着目は南洋諸島の割譲以来続いてきたものであるが、1930年代の漸次的な武力南進論の高まりと大亜細亜協会等のアジア主義団体の賛同を経て、1940年以降には急激に武力南進へと傾いていった。そして、南洋興発や協和鉱業などを通じたインドネシアの資源開発が企図されたように、陸海軍によるインドネシア占領政策は経済界の協力無しには完遂しないものであった。その意味で、1930年代までに日本経済界がインドネシアへ進出していたことは、占領後の軍政を経済活動面で支える重要な要素だったのだと言えよう。

### (3) 軍政下インドネシアにおける軍産連携と「対日協力者」

陸海軍による軍政の完遂と不可分であった経済界のインドネシア進出は、日本軍のインドネシア占領後、どのように展開したのであろうか。

まずは議論の前提として、日本によるインドネシア軍政を概観する。インドネシア占領後の1942年3月7日、日本軍は軍政指令第一号に基づき、インドネシアをジャワ（陸軍第16軍）、スマトラ（陸軍第25軍）、カリマンタン以東（海軍）に分割して軍政を敷いた。インドネシアは面積・人口ともに「南方共栄圏」の半分を占め、資源の宝庫とみなされた最重要地域であった。このため、英領マラヤとともに「帝国ノ永久確保」すべき地域とされ、独立支援対象とされたビルマやフィリピン、インドとは異なり、インドネシアの独立について日本は慎重かつ曖昧な姿勢をとった<sup>26</sup>。

占領期間中、ジャワでは第16軍司令官今村均<sup>27</sup>の下で占領政策が展開された。植民地行政機構の現地化が進んでいたフィリピンやビルマとは異なり、インドネシア特にジャワでは行政機構や企業活動の大半をオランダ人が支えていた。このため、今村均は敵国人収容を最小限に留めるとともに、開戦前と同様に生活・就業させる方針を取った<sup>28</sup>。ただし、インドネシアの将来における独立は約束されず、政治活動や民族運動の温床となる恐れのある運動も許可されなかった。そして、インドネシアの民族主義者たちが解放と団結の象徴とした、民族歌と民族旗の使用も許されなかった。

軍政下における経済政策としては、石油や錫、ボーキサイトなどの軍事物資に加え、兵站

<sup>26</sup> 一方、将来の「南方共栄圏」各地の指導者となるべく日本へ派遣された南方特別留学生の第一期生116名のうち52名をインドネシア人が占めるなど、「南方共栄圏」各国間での人口比率に応じた処遇を与えられる局面もあった。

<sup>27</sup> 陸軍大将。第16軍司令官として蘭印作戦を指揮。

<sup>28</sup> 中野聡「植民地統治と南方軍政」倉沢愛子他編『支配と暴力』岩波書店、2006年、10頁。

用の食糧や戦闘員を含む各種労働力の確保などが展開された。軍事物資に関しては、オランダ企業の一部を接収し、軍政監部から日本企業への運営委託がなされる形で生産と調達が図られた。労働力については、教化・宣撫活動が行われ、現地住民の戦争協力が煽られるとともに、鉄道・道路等の施設工事のために労務者（ロームシャ）の徴用がなされ、苛烈な労務環境の中で多くのインドネシア人犠牲者を生んだ。

経済運営面で注目すべきは、中国で行われたような「国策会社方式」はインドネシアでは用いられず、既存企業を軍が直接掌握する「業者指定方式」が採用された点である<sup>29</sup>。例えば、シンガポールに設置された軍直属の南方燃料廠は、日本石油、三菱石油、帝国石油等の社員を徴用する形で、北スマトラなどの油田経営を展開した。また、農業などの零細事業者が目立つ分野については、企業管理公団の設立が行われた。ジャワでは1942年7月に設立された栽培企業管理公団が生産数量の割り当てや買上・貯蔵を一元的に管理した<sup>30</sup>。食料についても重要物資公団が設立されるとともに、プランテーションの作物転換が行われた<sup>31</sup>。論ずるまでもなく、これらの施策は、日本の戦争遂行に必要な軍事物資や食料物資を供給する目的で行われたものである。結局、オランダの経済的繁栄のために形成された従属経済が、日本軍政下で戦争遂行を主目的とした従属経済に再編されただけのことであった。この意味で、日本軍政は、「西欧植民地支配からの開放」をもたらしたが、「植民地支配からの開放」は実現させなかったのである。

当然ながら日本軍政の姿勢は、脱植民地化の機運が高まっていたインドネシアの民族主義者を刺激した。そもそも、オランダを駆逐したという点を除き、インドネシアが日本軍政を歓迎する理由などなかったのである。軍政開始後1年もたたないうちに、日本軍政による強権的な人員・食料の徴発は、脱植民地化を目指す民族主義者の反感を買い、日本軍政に対する信頼を損なわせていった。そこで、軍政監部はインドネシア支配の効率化の観点から、インドネシア人による「対日協力」を求めたのである。連合国との戦争を遂行しつつ、自国日本よりも面積・人口ともに多い南方統治には、各地の民族主義運動に協力を求め、場合によっては一定の譲歩をすることが必要だった<sup>32</sup>。インドネシアにおいて白羽の矢が当たったのは、スカルノ（Sukarno）とハッタ（Mohammad Hatta）である。今村均を中心とする軍政当局は、植民地政府によって政治犯として拘禁されていたスカルノやハッタなど民族主義者を開放し、オランダからの完全開放を謳って日本への協力を呼びかけたのである。

注意すべきは、これらの「対日協力者」たちが、日本軍の傀儡として糾弾されることなく独立後のインドネシアにおいて政治指導者となっていったことであろう。その理由は、根本敬によれば、「対日協力」を通じた独立の達成という目標が、脱植民地化のエネルギーを飛躍させ、戦後の独立達成に結び付けることに成功したからである。そこには、日本軍によつ

<sup>29</sup> 山本有造 前掲書、214頁。

<sup>30</sup> 大阪朝日新聞「管理公団を設置 ジャバ栽培企業管理の要綱」、1942年7月5日。

<sup>31</sup> 桐山昇『東南アジア経済史』有斐閣、2008年、39-40頁。

<sup>32</sup> 後藤乾一「東南アジアにおける「戦時対日協力」の諸相」大江志乃夫他『近代日本と植民地 6 抵抗と服従』岩波書店、1993年、174-175頁。

て権力が保証されたという点に置いて傀儡性が存在したものの、自国のナショナリズムの推進者という意味において国民の支持基盤があった<sup>33</sup>。

このように、日本はインドネシアの植民地経済を完全に掌握できたわけではなかったし、民族指導者を完全に薫陶する形で対日協力を取り付けられたわけでもなかった。日本軍政は、オランダに変わる植民地政府と呼びうるほど完成された仕組みではなかったのである。中野聡が指摘する通り、東南アジアの秩序は、欧米の植民地貿易や決済構造が複雑に絡み合いながら発展してきたが、日本はそれに代わる構造を提供できる見通しがなかった。第二次世界大戦下の東南アジアは、旧宗主国や日本、現地の民族集団、政治集団が複雑な闘争を繰り返す政治空間であり、日本はこの政治空間を軍事的に制圧して新秩序を形成する立場に立った。しかし、インドネシアにおいても旧秩序の温存と利用に依存せざるを得ず、植民化実行力や理念の脆弱さが目立ったのである<sup>34</sup>。

ここで、日本軍政にとっての強力な「対日協力」者であったスカルノとハッタの略歴について触れておきたい。まずスカルノは、周知のとおりオランダに対する非協力とインドネシア独立を主導し、インドネシア独立後には初代大統領に就任した人物である。1901年、ジャワ人貴族の家庭に生まれたスカルノは、インドネシアの上流階級やオランダ人子弟が学ぶ中学・高校に通い、西洋的な環境の下で育った。高校在学時、民族運動の中心であったサレカット・イスラム党党首の家に下宿し、民族主義の薫陶を受けた。1926年にバンドン工科大学を卒業した後は「ナショナリズム、イスラムとマルキシズム」という論文を執筆し、反植民地運動を展開していった。林理介によれば、この論文発表時点からナショナリズム、宗教、共産主義を反植民主義の原動力とする方針は変わっておらず、スカルノはその後30年以上にわたり一貫した政治思想の持主であったとされる<sup>35</sup>。1927年にはインドネシア国民党（Partai Nasional Indonesia :PNI）の母体となるインドネシア民族統一連盟を結成の上、演説で人々を魅了し、民族の指導者としての地位を築いた。植民主義や帝国主義に対する批判の矛先はオランダに留まらず、日本に関しても1930年代初頭から「アジアにおける唯一の近代的な帝国主義国家」として日本の膨張主義を懸念していた。

しかしながら、日本軍政の下で政治犯としての拘留を解かれたスカルノは「対日協力」に踏み切る。1942年5月17日、スマトラ中部のブキティンギ（Bukittingi）において、第25軍の藤山三郎大佐に対して「インドネシアの独立は大日本への協力を通じてのみ成し遂げられる。（中略）もはや同盟諸国による反日プロパガンダがいかにも虚構であるか明白になった<sup>36</sup>」と「対日協力」姿勢を示した。スカルノが「対日協力」に踏み切った理由は、日本が

---

<sup>33</sup> 根本敬「東南アジアにおける「対日協力者」」倉沢愛子他編『支配と暴力』岩波書店、2006年、314頁。

<sup>34</sup> 中野聡「植民地統治と南方軍政」倉沢愛子他編『支配と暴力』岩波書店、2006年、16-22頁。

<sup>35</sup> 林理介「「多様性の中の統一」をめざしたインドネシアの政治哲学」『東洋研究』146号（2002年12月）。

<sup>36</sup> Bernhard Dahm “Sukarno and the Struggle for Indonesian Independence” Cornell University Press (Ithaca, 1969) p.225.

西欧植民地主義というインドネシアと共通の敵を有していたこと、独立に関する世論喚起の好機とみなしていたこと、インドネシア国内に統一戦線を形成する好機とみなしていたこと、反植民地主義的アジテーションを通じた政治アピールの好機とみなしていたことなどが指摘される<sup>37</sup>。端的に言えば、後藤乾一が分析するように、欧米列強諸国が対立しあう状況に乗じてオランダ植民地主義を打倒する好機が来たと判断したためであろう<sup>38</sup>。スカルノは、大東亜共栄圏の理念に共感したというよりも、オランダからの脱植民地化を果たすためにオランダの敵対国と提携するという現実主義的な選択をしたのである。そこで、スカルノは、インドネシアの日本への貢献ぶりを示すことに注力し、日本のための労務供出や食料供出を率先して行った<sup>39</sup>。また、日本によって承認される以外に独立の方法は想定せず、日本に対する忠誠を示すことに腐心した。

ただし、スカルノの希望とは裏腹に日本軍政はインドネシア独立に対して消極的であった。第16軍参謀長兼ジャワ軍政監であった山本茂一郎の回想によれば、第16軍は、インドネシア独立に対して誠実である一方で、具体的施策を伴わない口舌だけの激励も多かったとされる<sup>40</sup>。確かに、インドネシア独立を仄めかす形で第16軍はスカルノを重用したが、同時に軍政下のジャワにおいて現地の人々の生活を顧みない徴用や徴発を行ったことも事実である。山本自身、「原住民を騙すつもりはなかったが、その他民族に対する経験の不足と洗練さの欠乏によって、その施策の内容とその好意とを他民族に自然に正当に理解せしめることが困難だった<sup>41</sup>」と回想する通り、日本軍政に対する反発は現地の人々の急進的な独立願望を高め、スカルノは急進勢力から早期独立を求められ始めた。

いま一人の「対日協力」者、ハメド・ハッタ (Dr. Mohammed Hatta) はブキティンギで1902年に生まれた。ハッタは、イスラム教師の父親の元でイスラム教教育を受けた教徒であるとともに、商家出身の母親の元で商業的な訓練を受けた実業家でもあった<sup>42</sup>。1922年にはオランダに留学し、ロッテルダム商科大に所属する傍ら、インドネシア人留学生から構成されるインドネシア協会の中心人物として青年留学生を指導していた。10年の在外生活を経て、1933年にハッタは帰国し、インドネシア民族育成会の会長を務めた。

ハッタと日本軍政の関係は、戦時中にインドネシア軍政監部に所属してハッタとの交友を深め、戦後にはアジア協会で日伊関係の強化に注力した三好俊吉郎の手記<sup>43</sup>が詳しい。日本軍政がハッタに期待した役割は、大衆集会やラジオを通じての民衆宣撫工作であり、戦争

---

<sup>37</sup> *Ibid* p.229-230.

<sup>38</sup> 後藤乾一 前掲論文、178-179頁。

<sup>39</sup> こうしたスカルノの姿勢の結果、ブキティンギでは多人数のロームシャと慰安婦が徴用され、日本軍政に対する協力を余儀なくされていった。

<sup>40</sup> 山本茂一郎『私のインドネシア』日本インドネシア協会、1979年、21頁。

<sup>41</sup> 山本茂一郎 前掲書、24頁。

<sup>42</sup> 出自としてはミナンカバラ系の部族である。ミナンカバラは、インドネシアで経済活動も積極的に行う傾向があった。特にブキット・ティンギの経済界においては支配的な地位を確立しており、華僑の進出余地がないほどの寡占状況を達成していた。

<sup>43</sup> 三好俊吉郎「ハッタ博士に就いて」1957年9月29日、外務省外交記録 A'-0396。

と軍政の目的を周知するとともに、「対日協力」を求めることにあった。しかし、ハッタは、インドネシア民族解放独立の悲願を掲げていたが、日本軍政に対しては警戒心を抱き、日本軍政下でのインドネシア独立の達成は不可能と考えていた。とはいえ、自身の指導的立場を考えると地下に潜行して民族活動を継続することも困難と想定し、ハッタは軍政監部の囑託となることを決心した。

このような逡巡がありながらも、ハッタは軍政下でインドネシア人が窮乏を極めていく状況に疑問を覚え、日本軍政に対して警戒的態度をとるようになっていった。そもそも、スカルノが西洋植民地主義からの脱却を日本軍政に期待する一方で、ハッタにとって日本軍政はファシズムの体現であり、危惧すべき存在であったのである。インドネシアの独立を最重要視する点でスカルノとハッタの意見は一致していたが、両者は多くの相違を抱えながら政治的連携をしていたのであった<sup>44</sup>。こうしたハッタの意識は次第に軍政監部にも感知されることとなった。憲兵隊の軍司令官に対する報告の中で、ハッタは共産主義者として報告され、危険人物としての烙印が押された。結果、1943年8月にはハッタ暗殺計画が憲兵隊により立案された。暗殺計画の内容は、ハッタと三好を自動車で移動させ、ブンチャク峠にて憲兵隊の自動車と追突させて自動車事故による死亡と見せかけようとするものであった。計画を察知した三好は、インドネシア国民の信頼の厚いハッタを暗殺すれば、收拾のつかない事態になると判断した。そこで、山本茂一郎を通じ、憲兵隊の村瀬中佐に働きかけ、ハッタに関する疑念を払拭するため村瀬とハッタを直接対談させることとした。結果、三好が通訳を務める形で3時間に及ぶ対談がもたれ、村瀬のハッタに対する疑念は払拭された。

このような経緯がありつつも、スカルノとハッタは日本軍政下で着実に独立運動の指導者としての立場を確立しつつあった。例えば、1942年の日本軍ジャワ上陸と同時に開始された3A運動がその一例であろう。3A運動は、「日本はアジアの光、日本はアジアの母体、日本はアジアの指導者」というスローガンの下、ジャワ軍政宣伝班によって行われた教化活動であり、インドネシア現地人に脱オランダ的価値観を習得させることを目的としていた。この3A運動は、1943年3月には日本軍政への協力を主眼に据えた民衆総力結集運動（ブートラ運動）へと発展していった。民衆総力結集運動の委員長に任命された人物こそがスカルノであり、副委員長をハッタが勤めた。この運動を通じて、スカルノとハッタは、公然とした民衆運動の中心人物としての地位を確立した<sup>45</sup>。民衆総力結集運動はその後奉公会運動へつながり、各地域に日本的な奉公会や隣組が設置されていった。また1943年9月、ジャカルタに参謀協力機関として中央参議院が設置され、インドネシア各界の政治指導者から42名の議員が任命された。これら42名の互選により、議長にはスカルノが特段の問題なく最多得票し、ハッタも副議長候補として議員の最多得票を得た。

東京で大東亜会議が開かれたのは、まさにこのような状況下であった。各地の「独立国」6か国とオブザーバーの自由インド仮政府が東条英機の招きで一堂に会し、「共存共栄の秩

<sup>44</sup> *Ibid* p.260.

<sup>45</sup> 山本茂一郎 前掲書、33頁。

序の建設、自主独立の相互尊重、人種差別の撤廃」を謳った大東亜共同宣言が採択された。後藤乾一が指摘するように、日本の盟主性を想起させる「大東亜共栄圏」という用語の使用は注意深く避けられた<sup>46</sup>が、大東亜会議自体が5月31日御前会議決定の「大東亜政略指導大綱」に基づき開催されたものであり、大東亜共栄圏構想と密接に関連した会議であったと言えよう。

ただし、スカルノとハッタは日本訪問を通じて日本軍政に失望する。大東亜政略指導大綱(1943年5月)において、「帝国領土ト決定」されたインドネシアは、大東亜会議の正式参加者として招聘されなかったのである。1943年11月13日、スカルノとハッタは東京を訪問し準国賓として3週間にわたって日本各地を視察したが、そのスケジュールは大東亜会議参加者が全員帰国した後に、スカルノとハッタが東京に到着するというものであった。大東亜会議に参加した各国要人と鉢合わせしないように調整されていたのである。それでもなお、スカルノとハッタは、日本訪問によってインドネシア民族主義が日本政府に認められ、ビルマやフィリピンのような独立を達成できるという希望を持っていた。しかし、彼らと面談した東条英機は、インドネシア独立に関する言及を避け、民族旗と民族歌の使用についても消極的な姿勢しか示さなかった。この結果、スカルノとハッタは日本軍政に対する疑念を深めていった。1944年9月、「近い将来」という時期を曖昧にしながらもインドネシア独立を許容した所謂「小磯声明」により、スカルノとハッタには独立の希望を見せつつも、日本軍政が許容したのは民族旗の掲揚と民族歌の斉唱のみであった。血涙を絞ったスカルノやハッタの請願は受け入れられず、結局インドネシア独立が日本軍政下において成し遂げられることはなかった。

以上のように、軍政下における日本経済界のインドネシア進出は、陸海軍占領地域において接收された企業の運営を経済界に委託する形で進められた。軍政に際しては、スカルノやハッタなどの民族主義者が「対日協力者」として重用され、軍政監部や日本経済界との関係を強めていった。ここに、インドネシアの脱植民地化の潮流を利用しながら、軍産の連携に基づく日本経済界のインドネシア進出を実現するという構図が形成されたのである。

---

<sup>46</sup> 後藤乾一・山崎功『スカルノ:インドネシア「建国の父」と日本』吉川弘文館、2001年、109頁。

## 2 日本経済界による軍政下インドネシアでの経済活動

前節では、戦前期日本における、日本経済界の進出と軍部を含む日本政府による南進の高まり、そしてインドネシアの「対日協力者」の対応について述べた。こうした経済界と日本政府、「対日協力者」の思惑が交錯する中で、具体的にはどのような企業活動が組成されたのであろうか。ここでは、戦前期日本の軍需面から確保が目指されるとともに、戦後においてもインドネシアが調達地として有望視され、経済協力案件として組成されていく分野について紹介する。具体的には、スマトラ島における石油開発、スラウェシ島におけるニッケル開発、カリマンタンにおける森林開発である。それぞれの事例は、後述するように近代日本の産業発展に合わせて明治末期から大正期にかけてその組成が目指されたものである。注目すべきは、これら事業が戦後に経済協力案件として組成される際、軍政下での事業経験を持つ企業や人物が重用されたことである。戦後における経済協力案件としての組成は4章で詳述するが、ここではその前史となる戦前期の動向を述べる。

### (1) 南方石油資源への渴望－帝国石油－

まず、石油分野については、明治末期以降の重化学工業発展と石炭からのエネルギー革命により、日本国内での需要が高まった。この結果、石油政策を国策として推進する機運が高まり、1919年には秋田鉱山専門学校に石油科が設置され、翌1920年には東京帝大と早稲田大、1921年には九州帝大に石油講座が設置され、技術者の育成が目指されていった。このような人材育成とは裏腹に、国産石油の産出は振るわなかった。1921年には日本石油と宝田石油が対等合併し、新設の日本石油が発足するなど業界の再編が行われたが、国産石油の生産量は1915年をピークに低下していった。

そこで、石油資源の調達先として海外石油の開発に注目が集まったが、その実現は容易ではなかった。1926年には北樺太石油が設立され、中国遼寧省の撫順（Fushun）でもオイルシェールや石炭液化の研究が進められた。東南アジアにおいては、久原鉱業と南洋開発組合による1920年の試掘や、ボルネオ石油（日本石油と三井物産の合弁）による蘭領ボルネオでの1930年の試掘が試みられたが、ともに失敗に終わっている。

こうした状況を受け、1930年代には政府による石油行政の強化が行われた。1933年には石油開発を促進するため、陸軍省と海軍省を中心とする各省局長級からなる石油国策審議会が設置され、石油地質調査や試掘奨励金の実施などが講じられた。満州事変後の準戦時体制の下、1934年には商工省鉱山局に燃料課が設置され、1937年には燃料局へと昇格した。翌38年3月、政府は石油資源開発法を制定し、試掘および機械購入に係る助成比率を引き上げた。また、1940年7月には、石油探鉱開発の専門会社を設立すべく、日本石油、日本鉱業、中野興業、旭石油、小倉石油、北樺太石油、協和鉱業を出資者とする帝国石油資源開発株式会社が設立された。同社は国内における有望鉱区の開発と海外における石油資源開発事業を目的とし、設立後5年にわたり政府が株主配当を保証する国策会社であった。しかし、翌1941年9月には、民間の鉱業資産と技術を活用し効率的な経営を図るべく、帝国

石油資源開発は半官半民の帝国石油株式会社として発展解消した。

帝国石油は対米開戦に備えて多くの人員と採掘装置を南方に送る準備をしていた。1941年段階の国内石油生産量は30万8,000klであったが、これは平常国内需要の12%に過ぎず、残りは米国を中心として輸入に依存していた。しかし、戦時中の石油総需要は556万klともいわれ、開戦後ただちに石油を確保することが求められるようになった。

このような背景の下、インドネシアの石油資源を確保しようとする具体的な動きが生じることとなったのである。東亜経済研究所の委託により、帝国石油は1941年から1942年5月にかけて調査を行い、1943年2月、「南方諸地域の石油」を取りまとめた。インドネシア各地の油田の地質や経営体制、産出規模、輸送手段等を取りまとめた包括的な内容であった。同調査によれば、インドネシアにおいて最大の産油量を誇る地域はスマトラ島であり、特にスマトラ島北部で産出される石油はガソリン30%、灯油40~50%を製出可能な質の高いものであった<sup>47</sup>。

ここで、スマトラ島の石油産業について簡単に解説を付しておく。スマトラ島はマラッカ海峡をはさみマレー半島の対岸に位置する島であり、インドネシア第四の都市である州都メダン（Medan）を擁し、東西交通の要衝として発展してきた。また、南部のパレンバン（Palembang）ではオランダ統治時代に石油資源が発見されるなど、東南アジアにおける重要な石油供給地であった。戦前における北スマトラ地方の油田開発は、イギリスおよびオランダの合弁石油会社であるBPMが鉱区権を取得して、東部アチェ油田をはじめ、ランサ、バンガル、ブランダン等の北部海岸地帯の開発を進めていた。BPM自体は、ロイヤル・ダッチ石油（Royal Dutch Petroleum）（60%）、シェル・トランスポート・アンド・トレーディング（Shell Transport and Trading）（40%）による合弁会社である。1941年には年産62万トンまでの原油生産規模に達し、イギリスおよびオランダにとって重要な石油供給地域の一翼を担っていた。

BPMの存在が示すように、帝国石油による委託調査報告はスマトラ島の石油資源を有望視していたが、実体としてこの報告書は日本軍による侵攻作戦を後から正当化するためのものとして書かれたという側面も多分にある。1942年2月14日、「空の神兵」たる陸軍落下傘部隊がパレンバンを急襲し、18日には周辺地域を鎮圧するとともに空挺作戦を完了した。日本軍は、スマトラのみならず、北ボルネオ、ジャワ、ビルマ、セラム、ニューギニアなど石油資源を擁する南方諸地域に進攻し、現地を占領の上で油田の復旧開発を開始した。帝国石油の委託調査が完了したのは、前述のとおり1942年5月であり、「南方諸地域の石油」の刊行は戦況が悪化した1943年の2月だった。

その間、北スマトラにおける油田および関連設備は戦災によって破壊され、油田復旧を目指す日本軍の試みも空しく、連合軍の空爆により油田は荒廃の一途を辿っていた。北スマトラを含むインドネシアの油田には、石油会社から南方徴用者として終戦までに6,700名

---

<sup>47</sup> 東亜経済研究所『南方諸地域の石油 資料丙第3012号C(第八調査委員会資料23)』、1942年、8頁。

の技術者が送られ、そのうち 5,193 名は帝国石油の社員であった<sup>48</sup>。しかし、戦況の悪化に伴い、南方戦線においても制空権を連合軍が掌握する中で、油田設備も攻撃対象となり、設備が破壊され多数の技術者が死傷した。

以上のように、北スマトラは、日本の工業発展や武力南進に際して重要な石油資源地として見なされ、スマトラ占領後の日本軍政期にも復興が目指されたものである。こうした意味で、戦前期日本の南方関与の核となるものであったが、陸海軍の野望も空しく石油の対日供給は実現しなかった。

## (2) ニッケル国産化の挫折－日本火工と住友鋳業－

石油に加え、戦前期日本の工業化を支えた鋳物資源としてニッケル<sup>49</sup>を挙げることができる。ニッケルは、古くから光沢や加工性の良さから「洋白・洋銀」として装身具や洋食器、貨幣等に広く使用されてきた非鉄金属資源である。1880 年頃には欧米を中心とした産業化の流れの中で、メッキの材料としての用途が広がり、その後はステンレス鋼を代表とする特殊鋼に用いられるようになっていった。

戦前期日本におけるニッケル需要の拡大契機の一つとしては、満州事変を挙げることができる。満州事変に伴う財政膨張<sup>50</sup>は国内景気の一時的上昇を促し、第一次世界大戦の終結以来停滞していた重化学工業に好況をもたらした。同時に、陸海軍は増加した軍事費を背景に軍備の拡張と近代化に注力した。このため、軍艦・兵器等の原材料となる特殊鋼や軽合金（アルミニウム、ステンレス等）の需要が増加していった。

当時、日本では輸入したボーキサイトを原材料として日本国内でアルミニウムが精錬されていたが、軍艦・兵器の製造に際しては、軍事機密の保持のため、国産資源の利用が求められていた。このアルミニウムの国産化を試みた人物が日本火工（現：日本冶金工業）社長であり森コンツェルンの創始者でもある森<sup>のぶとる</sup> 昶であった。アルミニウムの「国産化」に成功した森は、ニッケルを用いたステンレス鋼の国産化を目指した。当時、日本列島でニッケル鋳床は発見されていなかったが、森は鋳脈の調査を行い、京都府北部の大江山連峰にニッケル鋳が存在していることを確認した。1934 年 9 月、昭和鋳業は鋳業権を取得し、昭和鋳

<sup>48</sup> 石油資源開発株式会社『石油資源開発株式会社 30 年史』1987 年、47-53 頁。

<sup>49</sup> ニッケル鋳石は、硫化鋳（銅・ニッケルなどの金属と硫黄が結合した鋳石）と酸化鋳（金属が酸化した鋳石）の 2 種類に大別される。現代では、硫化鋳の産出国は、主にロシアやカナダ、オーストラリア、南アフリカ、中国などの大陸国である。硫化鋳は一般的に地表近くには存在しないため、採掘には技術と費用を要するが、鋳石中に銅や貴金属が含まれるため、これら金属の回収により収益を得られることに特徴がある。一方、酸化鋳の産出国は、インドネシア、フィリピン、ニューカレドニア、キューバなど、赤道付近に位置する熱帯諸国である。酸化鋳は地表近くに鋳石が存在し、表土直下のリモナイト（ニッケル含有 1%程度）とリモナイト直下のサポロライト（ニッケル含有 2~3%）から構成される。『レアメタル・ハンドブック 2014』JOGMEC、2014 年、244-246 頁。

<sup>50</sup> 1931 年 9 月 18 日に勃発した満州事変に伴い、満州国建設のために一般会計で賄えないほどの膨大な国費の支出が生じた。犬養内閣及び斎藤内閣の蔵相であった高橋是清は、日銀引き受けによる国債を発行することで財源を調達し、1931 年度から満州事件費を、1933 年以降には兵備改善費を臨時費用として追加した。

業子会社として大江山ニッケル鉱業を設立し、採掘を開始した。しかし、大江山からは低品位ニッケルしか産出されず、純ニッケルの精製には技術面でも採算面で困難であった<sup>51</sup>。結局、大江山の鉱床から純ニッケルを精製する技術開発は成功せず、メッキや電気部品、ニクロム電熱線など純ニッケルを必要とする製品の国産化は実現しなかった。

森による日本国内での純ニッケル精製が困難に直面したものの、住友別子鉱山（1937年に住友炭礦と経営統合し、住友鉱業に改称、現：住友金属鉱山）は海外でのニッケル開発を試みた。1935年、同社はニューカレドニア、オーストラリア、タスマニア等で現地調査を実施し、1936年8月にはニューカレドニアで珪ニッケル鉱の鉱区を取得した。ニューカレドニアでは、1880年にフランス系企業であるル・ニッケル社（*Société Anonyme Le Nickel*）が設立され、ニッケル鉱石の採掘を行っていた<sup>52</sup>。1937年、経営統合に伴い住友鉱業に改称した同社は、日本鉱業などと合弁で設立した太平洋工業に、上記鉱区の開発を指示し、1938年5月にはニッケル鉱石の日本への輸出を開始した。

ニューカレドニアと共に、住友鉱業が着目したニッケル調達地がスラウェシ島だった。スラウェシのニッケル資源は、1917年から1922年にかけて行われた蘭印政府の鉱床調査以来、オランダとドイツによって着目されていた<sup>53</sup>。1935年、石炭会社であるOBM（*Oost Borneo Maatschappij*；東ボルネオ鉱山会社）はドイツ企業クルップ社（*Krupp*<sup>54</sup>）に依頼してスラウェシ島南東部のポマラ（*Pomalaa*）地域一帯のニッケル鉱山調査を実施した。3年にわたる探鉱後の1938年、OBMはクルップ社と共同でBMC（*N.V. Boni Tolo*；ボントラ鉱山会社）を設立した<sup>55</sup>。その後、第二次世界大戦の開戦によりクルップ社はBMCの経営から撤退し、スラウェシのニッケル鉱山はOBMの単独経営となった。そして、1939年から1941年にかけて、OBMは13万～16万トンのニッケル鉱石を日本に輸出していた。

しかし、これら鉱石だけで、日本の軍需を満たすことはできなかった。さらに、1940年8月には、フランス政府によりニューカレドニアのニッケル鉱石の輸出が禁止され、住友鉱業がニッケル鉱石を輸入し精製することが困難になった。一方、1941年には、日本政府からニッケルの年間生産量を1,500トンから3,000トンに倍増させるよう要請され<sup>56</sup>、住友鉱業は原材料調達と軍部の増産要請の狭間で苦慮することになった。

こうした折、1942年1月11日、阿南惟幾陸軍大将が率いる日本軍第二方面軍はスラウ

<sup>51</sup> 『日本冶金工業六十年史』日本冶金工業株式会社、1985年、39頁。

<sup>52</sup> 薩摩晃「仏領ニュー・カレドニア島のニッケル鉱床」『鉱山地質』19巻94号（1969年5月）、90頁。

<sup>53</sup> 向井滋他「インドネシアの錫およびニッケル鉱業について」『東南アジア研究』9巻4号（1972年3月）、627頁。

<sup>54</sup> エッセンに本社を持っていた石炭・鉄鋼・兵器コングロマリット。19世紀後半以降兵器の開発。製造に注力し、銃火器、戦車、大砲等の生産を行っていた。同社のナチスへの協力については、ニュルンベルグ継続裁判における「クルップ裁判」として訴追されたが、法廷は無罪を言い渡している。1999年にはティッセン社と合併し、ティッセンクルップとなり、巨大なコングロマリットとして存続している。

<sup>55</sup> BMCは、鉱区の北端にあるポマラ鉱床と南端のタンジョン・パーカー（*Tandjung Pakar*）にあるバキトラ鉱床を採掘し、得られた鉱石をクルップ社のドイツにおける精錬工場へと輸出した。

<sup>56</sup> 『別子 300年の歩み：明治以降を中心として』住友金属鉱山、1991年、156-159頁。

ェシ島のメナド(Menado<sup>57</sup>)に進攻、2月9日には海軍攻略部隊がマカッサル(Makassar<sup>58</sup>)を占領し、スラウェシ島を占領下に置いた。上陸から2か月後の1942年3月、海軍は直ちにニッケル鉱石の採掘に着手することとし、スラウェシ島ポマラ鉱山の開発経営を住友鉱業に委託した。住友鉱業は日本向けの送鉱と並行してポマラに精錬所を建設し、1943年8月にその完工をみた。同精錬所は、鉱石処理能力年間7万トン、ニッケルマット年間生産量8,920トンの生産規模を持つ大規模精錬工場であったが、完工から3か月後の1943年11月、殆ど操業されることとないまま戦災により再起不能の状態に陥った。結局、住友鉱業の事業は採掘と鉱石の輸出に留まり、精錬は行うことができなかった。ピークで年間7万9,000トン<sup>59</sup>のニッケル鉱石が日本に送られたが、その後は経営が悪化し、住友鉱業の経営開始からおおよそ3年後の終戦までに12万トンの鉱石が日本に輸出されたに過ぎない<sup>60</sup>。

このように、ニッケルについても日本の工業発展と南進の文脈の中で注目が集まり、日本軍のインドネシア占領を通じて現地企業の接収と日本企業への経営委託が行われたのであった。しかし、スマトラの石油と同じく、日本軍が予定した形でのニッケル供給は実現しなかった。

### (3) 「希望の国」の森林資源 – 南洋林業と三浦伊八郎 –

3点目は、石油やニッケルなどの鉱物資源とは様相が異なるが、日本の木材加工業や建築業を支えた木材を供給する森林資源である。特に、カリマンタン(Kalimantan、別名：ボルネオ Borneo)がその供給地域として有望視された。カリマンタンは、植民地期には、英領北ボルネオと蘭領ボルネオ、サラワク王国から構成されていた。島のほとんどを未開の原生林が占め、特に建築材として用いられるラワン材の資源に富んだ地域である。

カリマンタンの森林に関し、現在確認できる史料としては、大正期の農商務省による調査報告があげられる。1913年12月、農商務省山林局は英国資本の北ボルネオ会社の招聘に応じる形で2年間にわたり顧問技師を派遣した。この契約期間満了が近づいた1915年12月、農商務省は技師団に対してカリマンタンの産業調査を委託し、カリマンタン北部の英領ボルネオを中心に調査を行った。調査内容は、土地制度や農産品、森林開発状況、貿易産品、輸送インフラ等多岐に及んだ。1918年9月に取りまとめられた調査報告書の結論部には、「「ボルネオ」島ハ現時及ビ将来ニ対シ貿易事業、土地産業及其他ノ企業ハ共ニ絶対ノ意味ニ於テ頗ル有望ニシテ又重要ナルモノナリ而シテ時局ハ少ナクモ此種本邦人ノ企業ニ向テ頗ル好機会ナリト信スル所ナリ<sup>61</sup>」とカリマンタンの有望性が述べられている。ただし、この時点で調査対象となったのはあくまで英領ボルネオであった。

<sup>57</sup> スラウェシ島第二の都市。

<sup>58</sup> スラウェシ島最大の都市。

<sup>59</sup> 住友金属鉱山 前掲書、160頁。

<sup>60</sup> 「現下ニツケル事情とその鉱山開発について」 発行者名、発行年不明 外務省外交記録 E'-0215。

<sup>61</sup> 農商務省山林局『南洋「ボルネオ」に於ける産業』大日本山林会、1918年、260-261頁。

蘭領ボルネオでは、1908年に日本人がゴム栽培者として入植した実績が見られる<sup>62</sup>。1916年には野村財閥系の野村東印度栽培株式会社が設立され、ゴム農園事業が開始された<sup>63</sup>。1920年には東洋拓殖<sup>64</sup>も蘭領ボルネオのバンジャルマシン（Banjarmasin）において、現地法人である蘭領印度拓殖会社を設立し、ゴム園経営を行っている<sup>65</sup>。ただし、これら企業はゴム農園経営に特化しており、木材事業を運営した実績は確認できない。

1930年代に入ると、日本の木材業者が蘭領ボルネオに進出した実態が確認できる。代表的な企業は南洋林業株式会社<sup>66</sup>である。1930年に設立された南洋林業は、蘭領東ボルネオのタラカン島（Tarakan）で伐採事業の展開を試みた。事業開始に当たり、タラカン島に存在する樹種や蓄積量を把握するための綿密な林相調査が行われ、職員である木原幸太郎は小型ボートで一晩かけてササヤップ川（Sesajap）を遡上し、更にササヤップ川支流を踏破する形で森林調査を行った<sup>67</sup>。南洋林業の事業は拡大し、1935年の時点ではサンクリラン（Sangkulirang）において200～300万円程度の投資を行い、3,000人の現地人苦力と170～180名の日本人職員が雇われていた。こうした南洋林業の事業に対し、オランダ政府は警戒の目を光らせた。オランダ政府自体は、蘭領東インドにおける外国企業の投資を制度的に認めていた。しかし、南洋林業が「余りに乱暴な営業方針<sup>68</sup>」であったため、オランダ政府は南洋林業が日本によるカリマンタン占領の尖兵となっていると疑ったのである。

開戦直後の1941年12月24日、日本軍はカリマンタン北東部のサラワク王国（現：マレーシア・サラワク州およびブルネイ）に進攻し、次々とカリマンタンを支配下においた。蘭領ボルネオには、石油の接収を目的に翌42年1月タカランに上陸し、翌月にはバンジャルマシンを占領してボルネオの主要都市をほぼ支配下においた。その後、1942年3月14日決裁の「占領地軍政処理要綱」に基づき、海軍民政部がボルネオの民政を担当することとなった。以後、海軍担当地域のボルネオにおいては、49社の日本企業が進出し、海軍からの指定を受けて資源開発等に従事した。また、こうした企業への資金供給を目的に植民地券発券銀行である台湾銀行が進出し、軍票や南発券支出管理に当たり、1943年4月以降には南方開発金庫が南発券の発行を担うようになった。1943年6月には、ボルネオ進出を図る産

<sup>62</sup> 早瀬晋三「植民者の戦争経験 海軍「民政」下の西ボルネオ」倉沢愛子他編『帝国の戦争経験』岩波書店、2006年、38頁。

<sup>63</sup> 拓務省拓務局『海外拓殖事業調査資料第20巻 昭和8年3月 蘭領ボルネオノ産業ト邦人』拓務省、1933年、196頁。

<sup>64</sup> 植民地開拓及び貿易を目的に1908年に設立された特殊会社。朝鮮半島の拓殖を中心にしていたが、第一次世界大戦後には南洋群島も事業対象地域に広げた。

<sup>65</sup> 東洋拓殖『東洋拓殖株式会社要覧 昭和12年12月』東洋拓殖株式会社、1937年、p.47

<sup>66</sup> 東洋拓殖傘下企業。スマトラ島にて林業を行っていたスマトラ林業株式会社の債権債務一切を継承して設立された。1935年12月4日付東京新聞によれば、1933年設立とされる。法人登記以前にも企業としての活動実態は存在していたものと想定し、本稿では南洋経済研究所の記載に基づき1930年設立とした。

<sup>67</sup> 南洋経済研究所『南洋資料第332号 昭和18年10月 南方林業経営の苦心』南洋経済研究所出版部、1944年。

<sup>68</sup> 南洋経済研究所 同上史料、6頁。

業界の基礎資料として台湾総督府外事部が『ボルネオ事情概要』を著したが、同書冒頭では、ボルネオを「希望の国<sup>69</sup>」としつつ、未知の土地であることが色濃く描かれている。

南洋林業のような日本企業の進出に加え、1941年12月から1942年2月にかけての日本軍の侵攻により、カリマンタンの森林に関する調査研究にも進展が見られた。例えば、1942年7月、高山慶太郎は仏印、タイ、フィリピン、ボルネオ、蘭印、マレー、ビルマを対象として林業の現況を調査し、研究結果として『南洋の林業』（豊国社刊）を取りまとめた。同書は、南方各地域において、森林開発の所管官庁や伐採手続、進出済みの日本企業の概要を取りまとめたものであり、林業経営の総覧的な位置づけであった。カリマンタンについては、英領ボルネオの記述が大半であるが、蘭領ボルネオに関しても事業者の動向等の整理がなされている。高山によれば、南洋林業はカリマンタンにおける代表的な日本企業と言い得るまでに成長しており、年平均で19万石程度の原木取扱量を達成していた。これに、播磨造船<sup>70</sup>系のボルネオ物産が次ぎ、規模は小さいものの安宅商会<sup>71</sup>も事業実績を持っていた。また伐採事業は行わず貿易のみであったが、山田商店が6万石程度の輸出実績を持っていた<sup>72</sup>。このように、カリマンタンの森林開発においては主導的な立場であった南洋林業をはじめ、他の競合他社も存在することである程度の事業規模になっていたと考えられる。

林業経営寄りの研究が進む一方で、南方の森林について農学的側面からも研究が進んでいった。1944年、東京帝大農学部長であった三浦伊八郎は、アジア・アフリカ・中南米を対象とした熱帯林研究を取りまとめた『熱帯林業』を発表した。同書は「産物的・地域的に全般に亘り熱帯林業を體系づけた世界最初のもの」であり、三浦によれば「熱帯林産學を建設することは、大南洋開発による大東亞建設の一役を擔うもの<sup>73</sup>」という研究意義が込められていた。同書では、蘭印も調査の対象にしており、蘭印主要地域における林野面積や主要樹種の概観が行われている。カリマンタンについては、ビリアン<sup>74</sup>が多数産出され同地域の重要樹種であり、森林の総蓄積量は5億m<sup>3</sup>を超えると推計されているが、カリマンタンの多くが混合林であるため利用可能量は比較的少ないという見解がなされている<sup>75</sup>。

ただし、このような研究の結果が事業に反映されたとは考えにくい。1945年5月にはオーストラリア軍を中心とする連合軍が上陸し、終戦までに激しい掃討作戦が続いた。同年6月にはバリクパパン近海（Balikpapan）で米軍が掃海作戦を展開し、7月には第二次世界大戦最後の大規模上陸戦であるバリクパパン上陸作戦がオーストラリア軍によって展開さ

---

<sup>69</sup> 台湾総督府外事部『台湾総督府外事部調査資料第116(一般部門第18)ボルネオ事情概要』台湾総督府、1943年6月。

<sup>70</sup> 1929年に神戸製鋼所から分離設立した造船メーカー。1960年に石川島重工業と合併。現在：石川島播磨重工業・IHI。

<sup>71</sup> 1904年設立の総合商社。石油精製プロジェクトの失敗を背景に、1975年経営破綻。伊藤忠商事に吸収合併。

<sup>72</sup> 高山慶太郎『南洋の林業』豊国社、1942年、271-275頁。

<sup>73</sup> 三浦伊八郎『熱帯林業』河出書房、1944年、1-2頁。

<sup>74</sup> クスノキ科の広葉樹。耐久性が高く外壁等の建築材に用いられる。

<sup>75</sup> 三浦伊八郎 前掲書、260-261頁。

れた。この結果、7月下旬にバリクパパンは連合軍によって鎮圧された。連合軍に制海権を握られ、大規模上陸作戦が展開される中で、木材関係業者は操業を停止せざるを得なかったものと考えられる。

### 3 まとめ

19世紀末に始まる日本のインドネシアへの関与は、1920年代までは個人ないしは日本企業の経済的利益の追求を行動原理とするものであった。日本での生活苦から新天地インドネシアに希望を見出した個人事業主の進出に始まり、財閥系商社のインドネシア拠点設置や日本人会設立を経て、日本のインドネシアへの進出は、次第に大企業中心の進出という様相を帯びた。1915年の南洋協会設立や、1920年代のゴム農園経営への日本企業の参画を経て、日本国内での南進論の高まりとともに東拓や南洋協会などがインドネシアでの事業を拡大していった。財閥企業各社がインドネシアでプランテーションを運営したように、日本経済界によるインドネシアへの進出は、西欧植民地主義の模倣により脱亜を目指す19世紀的な時代潮流をその淵源に持っていた感がある。

ただし、脱亜という政治的理念とインドネシア進出という経営判断の間には、因果の開きがあることは否めない。むしろ、日本経済界のインドネシア進出を後押しした直接的原因は、大戦景気に沸く工業化の進展や外航船を有する船舶会社の振興、南洋諸島の譲渡による海外経済圏への着目だったと考えるほうが妥当であろう。だとすれば、1920年代までの日本経済界によるインドネシアへの関与は、「経済」の論理に基づくものであったと位置づけられる。

ただし、日本経済界の「経済」の論理に基づくインドネシア進出が、インドネシアにおける日本経済界の存在感を高め、宗主国オランダの対日危機意識を喚起したことは本章で述べた通りである。この意味では、日本経済界の積極的な意図はなかったにせよ、日本経済界は1920年代のインドネシアにおいて、次第に擬似的な植民地経済を構築していたのであろう。奇しくもこの過程は、インドネシアの脱植民地化の胎動と同時期に進んでいた。1927年にPNIの母体となるインドネシア民族統一連盟を設立するなど、若き日のスカルノは脱植民地化を目指す民族主義者のリーダーとしての地位を固めつつあった。そして、日本の経済進出を目の当たりにしたスカルノは、日本の植民地主義を警戒した。即ち、1920年代後半において、「経済」の論理に基づく日本経済界のインドネシア進出は、脱植民地化を目指すインドネシアにとって警戒すべき膨張主義とみなされたのである。

1930年代に入ると、スカルノの警戒感を体現するかのようになり、日本企業によるインドネシア進出は国策的な様相を帯び始めた。満州事変に伴う軍事費の膨張は軍事物資の調達増加をもたらし、ニッケル等の非鉄金属資源のインドネシアからの調達が目指された。また、石油開発を促進するため、陸海軍を中心とする石油国策審議会が1933年に設立され、石油の調達先の模索が開始された。建築材向けの木材供給を目的に、南洋林業が蘭領東ボルネオで事業を開始したのも1930年のことであった。1920年代の経済界による「経済」の論理に基づくインドネシア進出と異なり、陸海軍が経済界を通じてインドネシアの資源獲得を目指したのが1930年代の新たな特徴であった。

無論、こうした資源調達地としてインドネシアを重視したのは日本企業だけではない。スマトラ地方の油田開発は、イギリスおよびオランダの合弁石油会社であるBPMが鉱区権を

取得して、東部アチェ油田をはじめ、ランサ、バンガル、ブランダン等の北部海岸地帯の開発を進めていた。また、石炭会社である OBM もスラウェシ島のニッケル鉱山調査を実施していた。こうした西欧列強諸国の植民地主義的な事業組成が進む中で、「バスに乗り遅れるな」というスローガンの下、1930年代における日本のインドネシア進出は画策されたのである。そして実際、スカルノが懸念した通り、日本は「アジアにおける唯一の近代的な帝国主義的国家」としてインドネシアに関与していくこととなったのである。

先進工業国である蘭英の存在にも拘らず、日本経済界のインドネシアへの経済進出が進んだことは、日本軍部の中で台頭しつつあった南進論とは無関係に語ることは出来ない。南方への軍事的影響力強化を目的とした「国策要綱」を提起した海軍は、1935年7月に対南洋方策研究委員会を発足させ、石油を中心とする液体燃料の自給化に向けて組織的な研究に着手した。1936年8月の「国策の基準」により「南方海洋殊に外南洋」への進出が規定される中、海軍の支援を受けた南洋興発や協和鉱業、拓務省などの非軍事部門が前面に立って南洋の経済開発を行った。ここに、軍部を含む日本政府と日本経済界が連携した形での南方進出が制度的に確立したと言えよう。第二章以降で述べる日本経済界の海外進出に係る官民連携の基礎は、この時期に強固な制度的基礎を以て形作られたと考えられる。

日本の対米開戦後、南進論に基づくインドネシア占領は早急に実施され、日本の軍産連携により南方の資源開発が進められた。1942年3月には、大東亜共栄圏の名の下に、日本はインドネシアに軍政を敷き、インドネシアの主権のみならず経済権益を掌握した。例えば、スマトラなどの石油資源を擁する南方諸地域に日本軍は進攻し、現地を占領の上で油田の復旧開発を行なった。また、スラウェシ島に進攻した海軍は、直ちにニッケル鉱山の採掘に着手することとし、ポマラ鉱山の開発経営を住友鉱業に委託した。軍部の直接の委託ではないにせよ、南洋林業などの森林開発会社は、カリマンタンにおける代表的な日本企業に成長し、原木取扱量を増加させた。これらの事業に携わった経済人や軍政当局者たちは、インドネシアに係る知見を蓄積するとともに、政財界との人脈を築いていった。

注目すべきは、こうした軍政および軍政下での経済活動を支えたのが、スカルノやハッタなどインドネシアの脱植民地主義者であった点である。スカルノやハッタは、既述のとおり日本の対外膨張主義に強い危機感を示していたものの、オランダの植民地支配から脱するための一過程として日本軍政に協力することが必要だと判断した。また、南スラウェシの貴族階層など、いわゆる支配階級の中にも、インドネシア独立を達成するために、石炭や石油、プランテーション、絹産業の面において日本軍に協力した人物が少なからず存在した<sup>76</sup>。しかしながら、日本はインドネシア独立を確約することなく、1944年9月の小磯声明で「将来的な独立」を曖昧に容認する姿勢しか示さなかった。欧米による植民地支配からインドネシアを開放するという思想的背景はともかく、陸海軍の南進論が南方における軍事的影響

---

<sup>76</sup> A. Rasyd Asba “The Japanese Occupation of South Sulawesi: Initial Research in Indonesian Oral History” 「史資料ハブ地域文化研究拠点」第9号(2007年)、pp.132-135.

力強化と資源確保を目的としていた以上、軍政監部にとってインドネシアの独立を確約する意義は希薄だった。

このように、19世紀末から継続した日本企業によるインドネシア進出は、第二次世界大戦期にかけて大きな変化を迎えることとなった。日本国内の事情という点においては、企業個社の活動から軍部の南進論に同調する形での軍産連携へと変化していったのである。一方、インドネシア国内においては、日本の経済進出への協力が、インドネシア独立に向けた対日協力の一形態とみなされるようになった。だが、宗主国オランダ、インドネシアの民族主義者、日本企業の駐在員、軍政監部といった多様な主体を秩序付け、インドネシア植民地経済を日本が主導して建設できたわけではなかった。在インドネシア企業の大半は交戦国であるオランダに所有されたままであったし、在インドネシア日本企業の中にも軍部の性急な南進論に懐疑な企業があるなど、日本側も一枚岩ではなかった。そしてそもそも、戦況の悪化に伴う生産設備の破壊等を受け、各企業が当初目指した規模での生産活動は達成されなかった。こうした意味で、軍産連携による日本のインドネシア進出は、道半ばで頓挫したと言える。

ただし、事業が道半ばで頓挫したからといって、直ちにその事業が雲散霧消したわけではない。戦前期にインドネシアで事業組成を経験した日本人の中には、インドネシアにおける事業経験が確固として蓄積され、インドネシア側の脱植民地主義者をはじめとする現地人材とのコネクションも築かれていたのである。こうした経験や人脈は、事業上の資産として第二次世界大戦終結後の日伊経済関係の根雪となっていった。事実、第3章以降で述べるように、この軍政期の人脈を重用する形で戦後日本の対インドネシア進出が進められることとなったのである。

## 第二章 独立回復過程における「冷戦」と「経済」の交錯

第二次世界大戦の終結は、300年に渡るオランダの植民地支配と、それに続く日本の軍政支配を受けたインドネシアにとって、支配からの解放を目指す激しいエネルギーを解き放つ契機となった。日本の敗戦後、インドネシアは独立戦争を展開し、旧宗主国オランダはこれに対抗する形で植民地権益の保全を図った。共産主義の拡大を懸念するアメリカは、インドネシアが米ソいずれの側に立つのか憂慮し、インドネシアへの援助を通じて東南アジア地域の「安定化」を図ろうとした。イギリスもまた、欧州主導での東南アジア地域の秩序形成を目指し、東南アジアへの影響力維持を図った。そしてサンフランシスコ講和会議後には、独立を回復した日本が再びインドネシアとの国交回復による経済進出を企図し始めた。

諸外国の思惑が渦巻く中、脱植民地化を目指すインドネシアは、これら自由主義諸国との関係深化には、慎重を期したはずである。なぜならば、欧米諸国と経済・軍事面で関係深化を図れば、インドネシア国内の民族主義者から西欧植民地主義への再接近として反発を受ける可能性があったからである。しかし、歴史的経緯を見れば明らかであるように、インドネシアはオランダとの関係は希薄化させつつも、米英からの経済援助を受け、さらに日本とも賠償と経済協力を通じた経済関係の深化を計った。脱植民地化という観点からは、インドネシアが欧米諸国や日本と距離を置く方が自然であったのに、結果として各国からの多大な関与を引き出したのはなぜだろうか。そして、アメリカによる冷戦政策と欧州諸国の経済権益の保全といった各国の思惑が複合的に絡み合う中、かつて軍政を敷いた日本との関係回復は如何なる意図の下で進められたのだろうか。また、オランダやイギリスが経済権益の保全を画策する中、脱植民地化を目指すインドネシアは、いかなる「経済」の論理に基づき日本との経済関係の深化を目指したのだろうか。本章では、こうした問いを明らかにするため次の観点から分析を試みたい。

第一には、脱植民地化の過程でインドネシアが直面した、経済的独立の問題である。第二次世界大戦の終結から米ソ冷戦の構造化が進んだ1950年代前半までの時期において、インドネシアが脱植民地化に向けて直面していた経済的課題を論じる。そして、その経済的課題の解決手段として、インドネシアで講じられた政策や諸外国の関与を述べる。具体的には、インドネシアが経済的独立を目指して立案した経済計画が頓挫していく中、アメリカは冷戦戦略の一環として、イギリスは経済権益保全の観点から、インドネシアへの援助供与を行っていく過程を整理する。そして、脱植民地化の残課題である西イリアン問題の深刻化に伴い、こうした米英の関与が困難になって行く過程を分析する。

第二は、日本とインドネシアとの国交回復過程において、官民連携に基づき日本経済界が果たした役割である。サンフランシスコ講和条約およびバンドン会議を通じて国際社会に復帰した日本は、インドネシアへの賠償や経済協力、そして通商を通じて如何なる経済的関与を行おうとしたのだろうか。この時期、インドネシアをはじめとした東南アジア諸国に対する賠償交渉と通商振興政策は同時並行的に進んでいた。このような賠償および通商政策

における、「経済」の論理と「冷戦」の関係を論じる。具体的には、インドネシア賠償を取り巻くアメリカの東南アジア冷戦政策と日本の経済界の動きを追うとともに、日本政府の通商政策と日本経済界との関係について分析する。これらの分析を通じて、日本の対インドネシア国交回復に向けた政治的姿勢を構成した要素を明らかにする。

第三には、インドネシア、日本、アメリカ、オランダ、イギリスといった関係国の思惑が絡み合いつつ、実際に展開された経済活動の事例として、北スマトラ油田の開発について考察する。日本における産業開発とエネルギー革命を受けて再び石油資源の確保が官民連携により目指される一方、アメリカは冷戦政策上の配慮から中東に代替する石油調達地を模索していた。さらに、脱植民地化を目指すインドネシアは、蘭英から北スマトラ油田を接収の上国営化し、その復旧を目指していた。本章では、こうした北スマトラ油田を取り巻く諸外国の「経済」と「冷戦」の論理を整理する。その上で、日伊両国の利害関係が合致することで成立した「経済」の論理と、共産主義の浸透防止を目指すアメリカの「冷戦」の論理が組み合わさり、北スマトラ油田に日本の資本が引き寄せられていく様相を明らかにする。

## 1 インドネシアにおける「独立の未完」と冷戦

### (1) インドネシア独立過程における「経済的独立」の捨象

まずはインドネシア独立の過程とそれを取り巻く国際環境について論じる。石井修が指摘するように、第二次世界大戦後のアジアでは、脱植民地化とネーション・ビルディングが最重要課題として位置づけられた。この最重要課題と冷戦をどのように関連付けるかは各国により異なったが、インドネシアやインド、ビルマなどでは積極的には冷戦に関与しないという姿勢が見られた<sup>1</sup>。インドネシアは冷戦への主体的関与を避けつつ、東西両陣営から支援を引き出し、脱植民地化とネーション・ビルディングを進めるという巧妙な立場をとり続けたのである。

インドネシアにおける独立運動の本格化は、第二次世界大戦における日本軍の戦況悪化の時期にまで遡る。弱体化した駐留日本軍を補うため、インドネシア人による防衛部隊を組織する必要性に直面した軍政監部は、祖国防衛義勇軍（PETA）を発足させ、4万人に及ぶ兵力増強を試みた。この対価として、軍政監部はスカルノを含めた独立準備調査会を1945年3月に発足させ、将来的な独立を視野に入れて検討を開始した<sup>2</sup>。

8月15日の玉音放送の後、インドネシアにおける独立願望は急激に高まり、17日にスカルノは急進派の要請に呼応する形で独立宣言を行った。18日には、独立準備調査会がインドネシア国民委員会に改組され、大統領内閣制を定めたインドネシア共和国憲法が採択されるとともに、スカルノが大統領に、ハッタが副大統領に就任した。ジャワの祖国防衛義勇軍や同義勇軍兵補は日本軍政によって解散された。

8月末には、実質的な行政権がインドネシア人に移譲され、連合軍との関係は日本人が対応しつつも、軍政監部の実務者や各州長官にはインドネシア人が就任した<sup>3</sup>。9月15日にイギリス軍と軍政監部で行われた降伏会見の中で、連合軍のジャワ進駐が進むまで、行政及び治安維持は引き続き軍政監部が担い、その間の日本軍の武装解除は行われなかった。軍政監部は、連合軍の命令遂行や日本人将兵の帰還、そしてインドネシア独立への対応に従事した<sup>4</sup>。結果、ジャカルタにおいては1945年10月中旬まで日本軍政が存続した。

一方で、オランダはスカルノによる独立宣言を無効とし、10月4日にはバダヴィアに軍を上陸させた。インドネシア独立戦争の始まりである。インドネシア民族主義者の植民地支配への憤慨と独立願望は強く、オランダに対して激しい闘争を展開した。この過程において、1,000名から2,000名とも言われる旧日本軍人が加わり、旧日本軍人による軍事教練の下で独立に向けた組織的な軍事行動が行われた。敗戦後、多数の日本軍将兵は祖国への帰還を渴望したが、インドネシアへの一体感を求めて独立戦争に参加し、インドネシア社会への同化

<sup>1</sup> 石井修『国際政治史としての20世紀』有信堂、2003年、182頁。

<sup>2</sup> 中野亜里他『入門東南アジア現代政治史』福村出版、2010年、82-83頁。

<sup>3</sup> 山本茂一郎『私のインドネシア』日本インドネシア協会、1979年、101頁。

<sup>4</sup> 後藤乾一『日本占領期インドネシア研究』龍溪書店、1989年、276頁。

を目指す将兵が少なからず存在したのである<sup>5</sup>。

独立戦争下、オランダが武力で占領したジャワやスマトラ島の地域では、米などの食糧供給や新通貨導入、住民の職場復帰支援、消費物資配給などがオランダによって行われ、石油企業などの一部企業が小規模ながら生産を再開する事例も見られた。しかし、独立戦争の相手であったオランダがインドネシアとの良好な関係を構築することは、困難を極めた。またオランダ自体も第二次世界大戦中の荒廃により、単独でインドネシア独立戦争に対応するだけの余力がなかった。

そこで、オランダはイギリスに対してインドネシア独立戦争への協力を仰いだ。後藤乾一が指摘するように、東南アジアのほぼ全域の戦後処理を事実上担当することになったイギリスは、古典的な意味での植民地秩序の復活は考えていなかったものの、欧米列強が指導する形での戦後秩序の形成を構想していた<sup>6</sup>。オランダは、イギリスに軍事支援を仰ぐとともに、アメリカ経済協力局からの総額 11 億 5,000 万ドルに上る経済援助を受けて独立戦争への対応を講じた。ただし、イギリスには英蘭関係ばかりを重視できない事情もあった。オランダによる再植民地化を支援しているという印象をインドネシアに与えてしまえば、イギリスとインドネシアとの通商関係が毀損する可能性があったのである<sup>7</sup>。

結局、オランダにとってはインドネシア独立戦争が長びくほど、対英軍事依存度と対米経済依存度が高まる状況であった。最終的には、アメリカがオランダに譲歩を迫る形で独立容認を要求し、1949 年 8 月、国連の斡旋でハーグにおいてハーグ円卓会議が設定された。9 月、オランダは、インドネシアにおける海軍基地の維持を除き、武装部隊の完全撤退と主権の譲渡について同意した<sup>8</sup>。

しかしオランダは自国に有利な条件でインドネシア独立を容認しようと画策した。例えば、独立戦争に要した軍事支出をインドネシアの債務に帰属させようとした<sup>9</sup>。当然ながらインドネシアは承服できず、円卓会議の議論は「絶望的に停滞<sup>10</sup>」した。同年 10 月末には西イリアンをオランダに帰属させるという点で米蘭が合意し、インドネシアへの説得が試みられた<sup>11</sup>。ただし、この間にも独立戦争への対応によるオランダの疲弊消耗は進み、同年 12 月、オランダはインドネシアの独立を承認することとなった。12 月 27 日、オランダは西イリアンを除くインドネシア群島の主権をインドネシアに移譲した。ここに独立国家インドネシアはその歩みを始めたのである。

---

<sup>5</sup> 後藤乾一(1989) 前掲書、290-291 頁。

<sup>6</sup> 後藤乾一、『東南アジアから見た近現代日本』岩波書店、2012 年、99 頁。

<sup>7</sup> 後藤乾一(2012)前掲書、101 頁。

<sup>8</sup> Telegram, 501.BC Indonesln/9-1549, the Change in the Netherlands (Steere) to the Secretary of State, September 15, 1949, FRUS, 1949, Vol.7, p.487.

<sup>9</sup> Telegram, 501.BC Indonesla/10-849, the Charge in the Netherlands (Steere) to the Secretary of State, October 8, 1949, FRUS, 1949, Vol.7, p.505.

<sup>10</sup> Telegram, 856d.00/10-949, the Charge in the Netherlands (Steere) to the Secretary of State, October 9, 1949, FRUS, 1949, Vol.7, p.514.

<sup>11</sup> Memorandum of Conversation, 01.BC Indonesia/11-449, the Deputy Under Secretafy of State (Rusk), November 4, 1949, FRUS, 1949, Vol.7, p.564.

ただし、オランダからの独立は、あくまで政治面での独立であり、経済的には植民地経済が残存していたのが実態であった。ハーグ円卓会議において、インドネシアはオランダからの主権譲渡と引き換えに、外交、文化、軍事、経済、文化面などで多数のオランダの権益や要求を認めることとなった。特に経済面では財政経済協定に基づき、主権譲渡の日にはインドネシアに存在する全てのオランダ企業の権益、許可、免許は引き続き存続し、企業利潤や利子の送金等も認められた。つまり、植民地時代にオランダとの間に取り交わされた経済協定が全面的に撤廃されたわけではなく、植民地時代を経て構築された外国資本の経営基盤が揺らいだわけでもなかった<sup>12</sup>。

このように、インドネシアの独立は、政治的独立に焦点が置かれ、アメリカの仲裁と旧日本軍人による軍事的支援の下、オランダとイギリスに対する独立戦争を通じて達成されたものである。その間、ハーグ財政経済協定でオランダの経済権益の保全が認められる等、経済的独立の達成は遙か後背に追いやられていたと言える。この経済的独立の未完こそが、脱植民地化の遺児として、1950年代以降のインドネシアで問題化することになるのであった。

では、独立後、1950年代のインドネシアは、経済的独立に向けてどのような政策を展開したのだろうか。信頼に足る経済統計が現在まで見つかっていないため<sup>13</sup>、マクロ経済統計を用いてこの時期のインドネシア経済を正確に分析することは困難である<sup>14</sup>。ただし、周辺情報から経済停滞の様相を垣間見ることは出来る。そもそも、オランダはインドネシアを農業および鉱業向けの植民地として経営してきた経緯がある。戦前期オランダによる対インドネシア投資総額40億ギルダーのうち、農業分野は46.5%を占めたのに対し、工業分野は3%に過ぎなかった<sup>15</sup>。このため、1930年代のインドネシアでは、繊維産業や食品加工業、製材業、被服産業等の手工業と小規模工場があったに過ぎない。とはいえ、この僅かながらの産業も独立後には停滞した。宮本兼介が示す通り、独立達成後の1950年になっても経済水準は1941年水準を大きく下回っていた。例えば、1941年比での1950年の各種生産高は、食料70~75%、プランテーション20~25%、漁業50%、鉱業20%、工業30~35%な

---

<sup>12</sup> 日本語版で600ページ近いハッタの自伝において、ハーグ円卓会議の内容は、「円卓会議の内容は周知のことなので、ここに述べる必要もなからう」と記されるのみで、財政経済協定の締結経緯や協定内容への所感等の言及は皆無である。経済学者であるハッタが財政経済協定を軽視していたとは考え難く、政治的独立のバーターとして黙認したと考えられる。(出典)モハメド・ハッタ 大谷正彦訳『ハッタ回想録』めこん、1993年、592頁。

<sup>13</sup> ピエール・ヴァンデルエングが指摘するように、1950年代における中央統計事務所(Kantor Pusat Statistik: KPS)においては、統計技術の未熟さや資金難から十分な統計が策定されてこなかった。(出典)ピエール・ヴァンデルエング「インドネシアの歴史経済統計—その連続と変化」一橋大学経済研究所ウェブサイト [http://www.ier.hit-](http://www.ier.hit-u.ac.jp/COE/Japanese/Newsletter/No.3.japanese/pierrej.htm)

[u.ac.jp/COE/Japanese/Newsletter/No.3.japanese/pierrej.htm](http://www.ier.hit-u.ac.jp/COE/Japanese/Newsletter/No.3.japanese/pierrej.htm) 2017年4月12日アクセス。こうした中、十分な信頼性が担保されていないとはいえ、インドネシア中央銀行発刊の”Stastical Pocketbook Indonesia”の存在を挙げることができる。他に利用可能な統計がない為、本稿でも”Stastical Pocketbook Indonesia”の数値を参考として用いる。

<sup>14</sup> 加納啓良『現代インドネシア経済史論』東京大学出版会、2003年、5頁。

<sup>15</sup> 板垣與一編『調査研究報告叢書 第40集 インドネシアの経済社会構造』アジア経済研究所、1963年、159-161頁。

ど、総じて低調であった<sup>16</sup>。すなわち、経済的には植民地時代よりも停滞し、国民生活に必要な食糧すら自給できなくなっていた実情が浮かび上がる。また、植民地期に開発された石油生産施設やプランテーション等の輸出産業も、戦災で壊滅的な打撃を受け、生産再開の目処は立っていなかった。脱植民地化により、植民地期よりも過酷な経済状況に陥るといふ逆説にインドネシアは直面したのである。

このような背景の下、インドネシアは「復興 10 カ年計画」(1947 年 4 月 8 日策定)や「工業開発特別計画」(1948 年 4 月策定)など複数の経済計画を策定したが、アジア経済研究所の分析によれば「その成果に見るべきものはない<sup>17</sup>」レベルのものであった。1950 年 4 月には、具体的な育成内容や投資金額を規定した「経済緊急計画」(Rentjana Urgensi Perekonmian; Economic Urgency Program)が策定された。同計画は、インドネシア大学経済学部長兼貿易・産業大臣であったスミトロ博士(Sumitro Djojohadiksmo)によって策定されたものであるため、スミトロ計画と呼ばれる。スミトロ計画は、重工業発展を目指した野心的計画であったが、計画履行に必要な資金調達手法や生産インフラ整備、物流網整備まで射程を当てていなかった。結局、スミトロ計画はインドネシア独立後初の経済発展計画であったが、計画の履行には困難が伴った。「独立後澎湃たる民族主義的風潮と之に治った政府の施策に拘らずインドネシア人の経済的地位は独立後も大した向上を見せていない<sup>18</sup>」という日本外務省の評価がスミトロ計画期の経済状況を如実に表していた。結局、独立後のインドネシアは重工業の育成を通じた民族資本の育成と産業基盤の強化を試みたものの、スミトロ計画で掲げられた水準まで経済成長を実現できなかったと言ってよいだろう。

このように、独立戦争を通じたインドネシアの脱植民地化の試みは、政治的独立が偏重した形で進められ、経済的独立は半ば捨象されてきた感が否めない。独立後にも実現可能性の乏しい経済計画が立案され、インドネシアの経済は植民地期よりも停滞するという状況に陥ったのである。経済的な要素を含めた「独立の完成」は未完の課題としてインドネシアに影を落とし続けることになったのである。

## (2) 「冷戦」の論理に基づく米国の援助供与

経済的停滞に直面したインドネシアに対し、独立を支援したアメリカはどのような対応を図ったのであろうか。

ロバート・マクマホン(Robert McMahon)が指摘するように、アメリカは植民地主義による自由貿易の阻害が、アメリカの商業的利益に留まらず、自由主義的な国際秩序をも脅かすと認識していた<sup>19</sup>。すなわち、アメリカのインドネシアに対する脱植民地化支援は、自国の

<sup>16</sup> 宮本謙介『概説インドネシア経済史』有斐閣、2003 年、205 頁。

<sup>17</sup> 坂田善三郎「インドネシアの開発政策」板垣興一編『インドネシアの経済開発と国際収支』アジア経済研究所 研究参考用資料第 60 集(非売品)、1964 年、(板垣 1964)、54 頁。

<sup>18</sup> 外務省アジア局第三課 前掲史料、1 頁。

<sup>19</sup> Robert McMahon “Colonialism and Cold War the United States and the Struggle for Indonesian Independence, 1945-1949” Cornell University Press (London, 1981), pp.306-307.

経済的利害を超えた国際秩序の安定という「冷戦」の論理に大きく傾く形で展開されたのである。従って、アメリカは、国際秩序の安定という観点から、オランダを説得しつつ、インドネシアの漸次的な脱植民地化を期待したのであった。漸次的で穏健な脱植民地化を希求したからこそ、アメリカはスカルノからの急進的な介入要請に応じず、オランダとの関係維持を視野に入れた中立性を堅持したと考えられる。

ただし、インドネシアへの独立支援と援助供与の歴史を振り返れば、結果的にアメリカがインドネシア寄りの政策を展開したことは否めない。確かに、独立戦争への対応を継続すればオランダの財政状況が悪化するという理由で、アメリカはオランダを説得していた。ただし、1948年9月のPKI（共産党）の蜂起（マディウン蜂起）をインドネシア政府が鎮圧したことで、アメリカはインドネシアが共産化する危険性は低いと認識した。このため、1949年7月のNSC51により、アメリカの東南アジアへの長期的関与方針が明文化されると、アメリカはオランダ向けの援助供与中止を仄めかしつつ、オランダへの圧力を強めていった。トルーマン政権の欧州復興策の鍵を握るフランスとは異なり、マーシャルプランや大西洋憲章に協力的なオランダには、多少の強硬策を展開可能と踏んだのであろう<sup>20</sup>。また、国連を通じたオランダへの説得は、国連の影響力維持という点からも、失敗は許されないものであったと考えられる。無論、オランダとの関係維持の点から、アメリカのインドネシアへの支援は中立性を標榜したものであったにせよ、アメリカのインドネシアへの支援は次第に強まっていった。

そして、ソ連を長期に渡って軍事的・政治的に封じ込めようとする封じ込め政策がジョージ・ケナン国務省政策企画本部長(George Frost Kennan)によって主導される中、アメリカは各地域における冷戦政策の立案と冷戦を戦い抜くための国内体制の整備を進めた。ただし、1940年代までのアメリカの初期封じ込め政策は、ソ連の軍事的脅威というよりも、政治的・イデオロギー的な脅威を前提に、経済的な手段を重視し、主な対象地域を西ヨーロッパと日本とする限定的な政策であった<sup>21</sup>。従って、独立戦争下のインドネシアから警察装備拡充の支援要請を受けた際も、米国は警察装備がオランダとの闘争に用いられることを懸念し、軍事援助には消極的だった<sup>22</sup>。

しかし、中華人民共和国の成立等を経て、1950年代に入ると、アメリカの冷戦政策における東南アジアの位置づけはより重要性を増した。1950年1月にディーン・アチソン国務長官(Dean Gooderham Acheson)がトルーマン大統領(Harry S. Truman)に勧告したように、インドネシアの共産化はアメリカにとって政治経済上最も重要な地域の喪失を意味するという危機感が生じたのである<sup>23</sup>。そして同月、トルーマン政権は500万ドルの対インドネ

---

<sup>20</sup> *Ibid*, p.314.

<sup>21</sup> 佐々木卓也『冷戦 アメリカの民主主義的生活様式を守る戦い』有斐閣、2011年、69頁。

<sup>22</sup> Usgoc 377, "Sukanto Called Dept June 6 to present Fil Memo to Secy:", June 8, 1949, FRUS 1949 Vol.7 p.417.

<sup>23</sup> Robert J. McMahon *Limits of Empire, The United States and Southeast Asia Since World War 2* Columbia University Press (1999, New York) p.49.

シア軍事援助供与を承認した。1950年4月には、NSC68が策定され、高まるソ連の軍事的脅威に対抗すべく、対外援助を含めた防衛関係費をGNP比22%から50%にまで引き上げる提言がなされた。政治経済的手法によるケナンの封じ込め政策とは対照的に、NSC68は軍事的封じ込めを視野に入れたものであった。とはいえ、アメリカの対インドネシア軍事援助に対する消極姿勢は継続していた<sup>24</sup>。1950年8月に締結された米国との軍事援助協定は、国内のゲリラ治安圧を目的として400万ドル分の武器供与をするものであったが、この時期においては例外的な取り扱いである<sup>25</sup>。

一方、朝鮮戦争の勃発によって、日本と西ヨーロッパを対象地域とした初期封じ込め政策は分水嶺を迎えることとなった。アメリカは、朝鮮戦争に参戦した中国軍と対峙する中、ソ連が中国の資源を利用して東アジアで膨張を続けているという認識に基づき、NSC68の早急な履行とソ連に対する対抗措置の展開を目指した。また、1952年6月には、NSC124/2「東南アジアに対するアメリカの目標と行動方針」が提出され、東南アジアにおける中国の膨張に対して軍事的手段を視野に入れた対抗策をとるという方針が明文化された。アメリカのインドネシア経済に対する基本的姿勢も、NSC124/2に如実に示された。NSC124/2は、インドネシアをマレーシアと共にゴムや錫、石油といった戦略的資源を産出する重要地域であると規定し、インドネシアおよびマレーシアを喪失すれば将来的には日本の共産化につながるとの認識を示していた<sup>26</sup>。1953年7月のCIA報告によれば、インドネシアは冷戦に巻き込まれるのを避けようとしていたが、西側諸国との貿易量が多いことから、将来的には東側ではなく西側との関係を深化させると期待されていた<sup>27</sup>。この楽観的な想定は結果的には裏切られることになるが、この時期のアメリカは、インドネシアで非共産政権を樹立するために、インドネシアの独立維持に貢献すべきと考えたのである<sup>28</sup>。その具体的施策こそが、相互安全保障法に基づく援助の供与だった。第三世界におけるナショナリズム台頭を冷戦の視角から捉えるアイゼンハワー政権は、インドネシアへの援助供与を通じ、共産化を防止しようと試みたのである。

アメリカの冷戦政策の転換は、共産化防止を大義名分として援助要請を行うことを可能にするものでもあった。軍事援助については、1953年6月、インドネシア政府はアメリカに対し、軍事訓練を目的とした米軍のインドネシアへの派遣を要請した。冷戦政策上の修辭はともかく、インドネシア政府の実質的目的は、かつてのゲリラを近代的国軍として組織し、

---

<sup>24</sup> アメリカは、インドネシアへの軍事援助によってインドネシアによるオランダへの強硬姿勢が強まれば、独立戦争の仲裁によって揺らいだオランダとの関係がさらに悪化し、米蘭関係を毀損しかねないと配慮したとも推測される。

<sup>25</sup> Memorandum, the Secretary of State and the Acting Secretary of Defense (Anderson) to the Executive Secretary of the National Security Council (Lay), August 27, 1953, FRUS, 1952-1954, Vol.12, Part2, p.382.

<sup>26</sup> "Report to the National Security Council by the Executive Secretary (Lay)" FRUS, 1952-1954, Vol.12,Part1, <https://history.state.gov/historicaldocuments/frus1952-54v12p1/d36>

<sup>27</sup> Robert J. McMahon (1999), op. cit., p.51.

<sup>28</sup> "United States Courses of Action toward Indonesia (Listed under NSC 124/2 Objectives)", August 27, 1953, FRUS, 1952-1954, Vol.12, Part2, p377.

反体制派を抑止することで、国内政治の安定化を図ることにあった。これに対し、アメリカは、インドネシアが自由主義陣営に定着するのであれば、米軍の派遣も検討可能という見解を示した<sup>29</sup>。この要請については、コクラン (Cochran) 駐米大使が反対<sup>30</sup>することで援助供与には至らなかった。ただし、インドネシアにとっては「冷戦」の論理を振りかざせば、アメリカから援助を引き出せる可能性があるということを習得する機会になったと考えられよう。

一方、経済援助については、戦後設置された米国経済協力局 (Economic Cooperation Administration: ECA) を通じた積極的供与姿勢が見られた。1950年、アメリカはインドネシア経済の悪化を懸念し、技術協力を中心とした経済援助方針を示した<sup>31</sup>。その結果、1951年から1952年の2カ年に1,600万ドル、1953年に390万ドルの技術協力が供与されることとなった<sup>32</sup>。スキマン(Sukiman)内閣は、議会に諮ることなくアメリカの援助に調印した点を議会で追及され退陣に追いやられたが、これは議会手続を無視したことに対する引責であった。経済停滞に悩むインドネシアはアメリカの経済援助を受け入れ続けたのである。1951年には、米国輸出入銀行(Export Import Bank: EXIM)が、インドネシアの交通機関整備向けに155万ドル、鉄道、発電所、整備工場の整備向けに97万9,000ドル、木材物流手段の整備向けに55万7,000ドルの輸出信用を供与した<sup>33</sup>。さらに、経済専門家の育成をはじめとする技術協力に焦点を宛てた1千万ドルの無償資金供与を1952年中に行う旨の合意がなされ、米伊間で交渉が進んだ<sup>34</sup>。アメリカ側も、1951年中にはインドネシアが12億ドルの輸出を達成し、外貨準備高を1億9千万ドル(1949年)から4億ドル(1951年)まで増加させられるという淡い期待を抱き、経済援助供与を継続した<sup>35</sup>。

アメリカによる援助の効果は、経済統計資料が存在しないため、定量的に把握することが困難である。ただし既述の通り、1950年代前半におけるインドネシアの経済停滞は、宮本謙介によって指摘<sup>36</sup>されており、アメリカの援助が長期的に著しい効果を上げたとは考

---

<sup>29</sup> 756D.58/5-1553, The Under Secretary of State (Smith) to the Secretary of Defense (Wilson), June 23, 1953, FRUS, 1952-1954, Vol.12, Part2, p.364.

<sup>30</sup> Telegram, 7560.00/2-1053, The Ambassador in Indonesia (Cochran) to the Department of State, February 10, 1953, FRUS, 1952-1954, Vol.12, Part2, p.356.

<sup>31</sup> "United States Foreign Assistance Programs: the Development of the Mutual Security Program", FRUS, 1951, Vol.1, p.400.

<sup>32</sup> "United States Courses of Action toward Indonesia (Listed under NSC 124/2 Objectives)", August 27, 1953, FRUS, 1952-1954, Vol.12, Part2, p.380.

<sup>33</sup> Telegram, 856D.10/7-3051, The Secretary of State to the Embassy in Indonesia, July 30, 1951, FRUS, 1951, Vol.7, Part1, p.695.

<sup>34</sup> 856D.OOR/4-951, The Deputy Assistant Secretary of State for Far Eastern Affairs (Merchant) to the Director, Far East Program. Division, Economic Cooperation Administration (Griffin), April 9, 1951, FRUS, 1951, Vol.7, Part1, p.635.

<sup>35</sup> 756D.5-MSP /12-1751, The Acting Assistant Secretary of State for Far Eastern Affairs (Allison) to Mr. Robert Blum, Special Assistant to the Assistant Administrator for Program, Economic Cooperation Administration (Cleveland), December 31, 1951, FRUS, 1951, Vol.7, Part1, p.772.

<sup>36</sup> 宮本謙介 前掲書、211-213頁。

え難い。実際、在インドネシア米国大使館は 1952 年から 53 年までの 2 ヶ年わたるインドネシアの政治・経済両面にわたる衰退を懸念しており、その理由を地方反乱や国内治安状況の悪化、政党間対立の激化、PKI の漸次的な進展によるものと考えていた<sup>37</sup>。援助による目覚ましい結果が出ない中、1954 年 7 月、在インドネシア米国大使館は、インドネシアで親米政権が成立するまでは援助の拡大は行うべきではないと国務省に提案するに至った<sup>38</sup>。

こうした在インドネシア米国大使館の提案の背景として、冷戦構造の変化があったことは想像に難くない。折しもスターリン(Joseph Stalin)の死去(1953 年)に伴い、フルシチョフ(Nikita Khrushchev)をはじめとするソ連首脳部は国際的な緊張緩和を主張し、1955 年 7 月にジュネーブでアイゼンハワーとフルシチョフの会談が持たれるなど、冷戦の緩和が生じていた。1950 年代半ばまでに軍事的抑止が事実上成立し、ヨーロッパにおける相互の勢力範囲と直接の軍事衝突の回避について、米ソ間である種の諒解が出来上がっていた<sup>39</sup>。また、軍事的衝突の回避が目指される中、冷戦を非軍事的手段で戦うという暗黙の了解が米ソ間でなされ、経済競争の性格が前面に出てきていた<sup>40</sup>。石井修が冷戦における「55 年体制」と呼ぶように、冷戦は「膠着状況」に入り、「制度化」「安定化」へ向かう兆しを見せるようになっていた<sup>41</sup>。米ソは直接的武力対立ではなく、経済・軍事援助や情報戦、諜報活動を通じて陣営の拡大を図り始めた。こうした米ソ対立の緩和と経済競争の進展が進む中、アメリカの対インドネシア経済援助は、共産化防止とアメリカの経済的影響力の維持という観点から進められることとなった。

しかし、共産化を防止するというアメリカの期待は、インドネシア独立後初の総選挙である 1955 年 9 月 29 日の選挙で裏切られていった。選挙前、アメリカは NSC5518「米国の対インドネシア政策」(1955 年 5 月)において、イスラム系のマシュミ党が与党となり、反共産主義政権が成立すると想定した<sup>42</sup>。しかし、選挙の結果、PNI(国民党)が 28%を得票して第一党の地位を維持し、イスラム勢力(NU)、マシュミ党、PKI(共産党)がそれぞれ 20%程度の得票を達成し、残りを複数の泡沫政党が占めた。国会における共産党の議席数は、無視しえない規模に拡大したのである。これら 4 大政党は国会で均衡状況にあった。特定政党から提出された法案を成立させるためには、少なくとも他の 2 政党からの支持を受けなければ、過半数の賛成票を集められなかったのである。支配的政党が不在な点で、国会におけるスカルノの地位は改めて確固たるものになったと、アメリカは認識した<sup>43</sup>。

---

<sup>37</sup> 7560.00/4-1454, The Ambassador in Indonesia (Cumming) to the Department of State, April 14, 1954, FRUS, 1952-1954, Vol.12, Part2, p.420.

<sup>38</sup> Telegram, 7560.5 MSP/7-2854, From The Ambassador in Indonesia (Cumming) to the Department of State, July 28, 1954, FRUS 1952-1954 vol.12, p.455.

<sup>39</sup> 佐々木卓也『戦後アメリカ外交史』有斐閣、2002 年、85 頁。

<sup>40</sup> 佐々木卓也『冷戦 アメリカの民主主義的生活様式を守る戦い』有斐閣、2011 年、97 頁。

<sup>41</sup> 石井修『国際政治史としての 20 世紀』有信堂、2003 年、216 頁。

<sup>42</sup> "NSC 5518 U.S. Policy on Indonesia" FRUS, 1955-1957, Vol.22, p.153-154.

<sup>43</sup> *Ibid* p.210.

この選挙結果に対する危機意識から、アイゼンハワー政権はスカルノに対して米国への訪問を提案し、1956年夏には2,500万ドルの経済援助の供与に踏み切った。しかし、同年9月15日、フルシチョフはインドネシアに対して、支出目的を指定しない形で総額1億ドルに上る援助供与に合意したのである。アイゼンハワー政権のスカルノに対する期待は再び裏切られることになった<sup>44</sup>。翌57年1月8日、ソ連の対インドネシア援助供与が決定したという情報をアメリカは掴んだ<sup>45</sup>。これ対しスバンドリオ(Subandrio)元駐ソ大使<sup>46</sup>は、ソ連からはジープとその部品を除き援助は受けていないと釈明したが、アメリカの懐疑は深まっていった<sup>47</sup>。1955年9月の時点では、インドネシアからアメリカに対して経済援助受け入れの意思が示されていたものの、半年後の1956年4月に至ってもインドネシアから要望金額が上がってこないという事態が生じた<sup>48</sup>。この背景には、1955年の選挙とそれに伴う新政権の樹立、及び5か年計画の履行遅延などがあり、インドネシア政府は必要な経済援助額の算定も困難になっていたのである<sup>49</sup>。こうしたインドネシア側の膠着とソ連への接近を懸念したアメリカは、それまで消極的であった軍事援助の供与を是認<sup>50</sup>してまで、インドネシアを自由主義陣営に留めようとしたのであった。

以上のような、「冷戦」の論理に大きく傾いた形でのアメリカのインドネシア支援が、必ずしも成功を収めたものでない点は指摘されるべきであろう。第二次世界大戦の終結から50年代前半のアメリカの国際関係認識は、米ソ関係に焦点が置かれており、インドネシアについても共産主義の影響を判断基軸とした政策判断が行われていた<sup>51</sup>。しかし、インドネシアの対外姿勢の根底には、「冷戦」の論理で語ることはできない、脱植民地化の論理があったのである。だからこそアメリカは、本稿でこの後論じていくように、西イリアン問題をめぐるインドネシアのナショナリズムやオランダの植民地主義維持への情熱を見誤ったのであろう。そして、皮肉にも1955年の総選挙によってインドネシアの共産勢力は拡大してしまった。さらに、1956年にインドネシアが中ソに接近<sup>52</sup>していく中でアメリカの危機意識は高まり、それまで否定的であった軍事援助の供与までを検討するようになっていった。

---

<sup>44</sup> Robert J. McMahon (1999), op. cit., p.84.

<sup>45</sup> Telegram, the Embassy in Indonesia to the Department of State, January 25, 1957, FRUS, 1955-1957, Vol.22, p.346.

<sup>46</sup> スバンドリオは1956年中にソ連から帰国し、外務省事務総長(secretary-general)を経て、1947年4月から1966年3月まで外務大臣を務めた。

<sup>47</sup> *Ibid* p.347.

<sup>48</sup> Memorandum of a Conversation, between Foreign Minister Abdulgani and the Ambassador to Indonesia (Cumming), Salt Lake City, Utah, June 3, 1956, FRUS, 1955-1957, Vol.22, p.278.

<sup>49</sup> Telegram, the Embassy in Indonesia to the Department of State, Djakarta, April 18, 1956, FRUS, 1955-1957, Vol.22, p.257.

<sup>50</sup> Memorandum of a Conversation, between Foreign Minister Abdulgani and the Ambassador to Indonesia (Cumming) Salt Lake City, Utah, June 3, 1956, op. cit., p.276.

<sup>51</sup> Robert McMahon (1981), op. cit., pp.315-316.

<sup>52</sup> 共産圏への接近については、本章で述べた援助をめぐるソ連への接近に加え、第三章で述べるような議会制度をめぐる中国への接近があった。

冷戦に力点を置くアメリカの国際秩序認識は、1950年代から60年代にかけて、アメリカの対インドネシア政策の軸となった。その結果、援助の獲得を巡ってアメリカと中ソの狭間を奔走するインドネシアに、アメリカが翻弄された感は否めない。

### (3) 脱植民地化の残滓－西イリアン問題－

オランダの経済権益が保全され、経済分野におけるインドネシアの脱植民地化が進まない中、インドネシアにおける反オランダ的世論は不可逆的に高まっていった。この不満は、政治的独立の未完の象徴として燻っていた西イリアン問題に対して噴出し、結果的には財政経済協定を破綻に向かわせていく。

まずは西イリアン問題の発端とその推移について整理したい。ニューギニア島の西側半分を占める西イリアンは、ハーグ円卓会議において領土の帰属をめぐる蘭伊間で交渉が難航し、結果的に解決が先送りされた地域である。インドネシア側は、1951年中にオランダが西イリアンの領有権をインドネシア側に譲渡すれば、オランダ人の社会文化的地位を保全すると提案したが、オランダ側はこれを拒否し西イリアンの領有を主張した<sup>53</sup>。ただし、ナッシール(Natsir)内閣は、脱植民地化を目指すインドネシア国内世論と、オランダ企業を存続させてでも経済発展を遂げるべきという現実的な政策判断の狭間で揺れていた。もし、国内世論が刺激され、インドネシア国内でオランダ企業に対するボイコットが生じれば、インドネシア経済のさらなる停滞が生じかねないと懸念したのである<sup>54</sup>。こうしたナッシールの姿勢は、建国五原則で規定された「統一インドネシアの完成」の一環として西イリアン領有を目指すスカルノの怒りを買った。結果、ナッシール内閣は退陣を余儀なくされた。インドネシアの国内政治が混乱する中、1952年にオランダは西イリアンの主要民族であるパプア人の自治権を認め、独立準備支援を開始した。西イリアンが独立し国家承認されれば、インドネシアは領有権を国際的に主張できなくなるため、インドネシアはオランダに対して反発し、西イリアンの領有を主張した。

西イリアンはオランダとインドネシアのみならず、隣国オーストラリアの安全保障問題としても着目された。オーストラリアからすれば、西イリアンが位置するニューギニア島は、オーストラリアの安全保障政策を構成する一要素であり、政情不安を抱えるインドネシアが西イリアンを領有すれば、オーストラリアの安全保障が脅かされることを意味した<sup>55</sup>。そこで、オーストラリアは、インドネシアの西イリアン領有による安全保障の不安定化を招くよりは、オランダの領有に留めるほうが良いと判断した<sup>56</sup>。また、インドネシアの政情安定化に向けて、オーストラリアは対インドネシア援助供与を必要視した。1951

<sup>53</sup> Memorandum, 756C.00/12-2950, the Assistant Secretary of State for Far Eastern Affairs (Rusk) to the Secretary of State, December 29, 1950, FRUS 1950, Vol.6, p.1100.

<sup>54</sup> *Ibid* p.1103.

<sup>55</sup> *Ibid* p.1101.

<sup>56</sup> Memorandum of Conversation, Secretary of State's Files: Lot 53 D444, Box 419, by the Acting Secretary of State, December 10, 1951, FRUS, 1951, Vol.7, Part1, pp.747-748.

年12月、オーストラリアのキャセイ外務大臣(Richard G. Casey)は、コロンボ・プランの対象を、インドやビルマなどの旧英連邦諸国からインドネシアにも拡大することで、インドネシアの政情安定化を目指した。この結果、55年2月までに、コロンボ・プランを通じたオーストラリアによる対インドネシア援助が250万ポンド計上された<sup>57</sup>。さらに、インドネシアからはオーストラリアとの友好条約の締結も提案されるなど、経済関係の深化が見られていた。オーストラリアは、米英関係を見据えるとともに、インドネシアに対する安全保障と経済関係の深化を同時並行的に進める必要に迫られていたのである。

こうした西イリアン問題について、アメリカはNSC124/2に基づき中立的姿勢を維持した。それは、ハーグ円卓会議において、西イリアンの帰属は蘭イ間の交渉によって解決されるべき事項として位置づけられていたことに加え、インドネシアやオランダ・オーストラリアのいずれかの立場に立つことで他方との関係を著しく毀損させると懸念されていたからである<sup>58</sup>。やや時期は前後するが、1954年6月、スカルノと会談したカミング駐米大使(Hugh S. Cumming Jr.)は、西イリアン問題に対する米国の中立的立場を説明した。これに対するスカルノの応答は、アジア諸国の国民は急速に政治的価値観を身に付けており、西イリアン問題が長引けばアジアの諸国民がソ連のプロパガンダに傾倒していくであろうというものであった<sup>59</sup>。西イリアン問題に対するアメリカの中立主義を暗に批判するとともに、ソ連への接近を匂わせることで、米国の西イリアン問題への積極的介入を引き出そうとするものであると考えられる。援助供与をめぐり、自由主義陣営と共産主義陣営の狭間を巧みに奔走したインドネシアの姿が垣間見られよう。

西イリアン問題に対するアメリカの積極的介入への期待は、インドネシアのみならず、オランダからも寄せられていた。1954年11月、ダレス國務長官と会談したロイジェン駐米オランダ大使(Herman van Roijen)は、オランダとオーストラリアが起草した国連調停案を提示するとともに、西イリアンの住民自身に帰属を決定させるべきだと述べ、同案に対するアメリカの賛同を求めた。これに対してダレスは、アリューシャン列島から西イリアンに至る戦略的地域における防共の重要性を指摘しつつ、米国は西イリアン問題について中立性を維持するという旨の返答をした<sup>60</sup>。ここには、インドネシアの共産化防止とオランダ・オーストラリアとの関係維持の中で苦悩するアメリカの立場を垣間見ることができよう。

---

<sup>57</sup> "An Appreciation of the Present Situation in Indonesia, and Likely Development during the 1955 Election Year", Department of External Affairs Canberra, February 1, 1955, Australian Secret Service - Records on Indonesia, Part 1. [Australian Secret Intelligence Service (ASIS), Dutch New Guinea, West Irian, Leon Jungschlaeger] NAA: A7133, 8.

<sup>58</sup> Memorandum, the Secretary of State and the Acting Secretary of Defense (Anderson) to the Executive Secretary of the National Security Council (Lay), August 27, 1953, FRUS, 1952-1954, Vol.12, Part2, p378.

<sup>59</sup> Telegram, 6560.00/6-1654, From The Ambassador in Indonesia (Cumming) to the Department of State, June 15, 1954, FRUS, 1952-1954, Vol.12, Part2, p.433.

<sup>60</sup> Memorandum of Conversation, 756C.OO/11-1054, the Director of the Office of Western European Affairs (Jones), November 10, 1954, FRUS, 1952-1954, Vol.12, Part2, pp.474-475.

1955年3月、アメリカはNSC5518に基づき、西イリアン問題への中立的姿勢の堅持を決めた。アメリカは、西イリアン問題をインドネシアにおける超政党的な国家課題として捉え、同年9月の総選挙の結果に拘らず、インドネシアの姿勢が変わることはないと考えていた<sup>61</sup>。同時に、NSC5518は、オランダや日本による支配の結果、反植民地主義がインドネシアに根強く存在することを認め、アメリカの対インドネシア政策が新たな植民地主義として断定されることを懸念していた<sup>62</sup>。だからこそ、アメリカは西イリアン問題に対して中立的姿勢を堅持し、インドネシアにおける反米感情の惹起を防止しようとしたのである。

このような経緯の下、西イリアン問題に係る蘭伊交渉は、インドネシアにおける対オランダ強硬姿勢を促した。インドネシアの国内世論もまた、植民地経済の残滓であるオランダ企業に対する反感を高め、民族資本による経済運営を希求するようになっていった。そして、オランダとの交渉が難航しつつあった1956年6月、スカルノはインドネシアの国益を阻害する協定であるとして、財政経済協定を一方向的に破棄した。オランダ企業がインドネシアで事業を継続するための制度的根拠が失われた瞬間であった。「統一インドネシアの完成」を阻害する領土問題だった西イリアン問題は、アメリカからの援助を引き出すための政争の具とされ、そして経済的ナショナリズムと合流する形でハーグ財政協定の破綻をもたらすという複合的な問題へと発展していったのである。権益の擁護を目指すオランダと安全保障を目指すオーストラリア、そしてインドネシアと蘭豪との間で苦悶するアメリカという構図の中、インドネシアは新たな支援国を模索することとなった。次節で述べるように、その支援国こそが日本だった。

---

<sup>61</sup> Letter, the Ambassador in Indonesia (Cumming) to the Director of the Office of Philippine and Southeast Asian Affairs (Young), May 20, 1955, FRUS, 1955-1957, Vol.22, p.162.

<sup>62</sup> NSC 5518, "U.S. Policy on Indonesia", May 3, 1955, FRUS, 1955-1957, Vol.22, pp.153-154.

## 2 戦後日本の対インドネシア国交回復過程と経済界

### (1) 民間経済外交先行での対インドネシア賠償交渉

インドネシアの政治的独立に際して、オランダやイギリス、オーストラリア、アメリカの思惑が交錯する中、戦後日本はどのようにインドネシアとの国交回復を目指したのであろうか。また日本のインドネシアとの国交回復の過程において、アメリカの「冷戦」の論理と日本経済界の「経済」の論理はどのように絡まっていたのだろうか。

戦後日本の東南アジアへ復帰を促した要因としては、朝鮮戦争以後に明確化されたアメリカの対アジア冷戦戦略とサンフランシスコ講和条約に基づく賠償問題への対応という二点がよく指摘される。日本を占領した米軍は、日本の民主化と非軍事化を当初の占領目的としていた。しかし、東側のコミンフォルム設立に代表されるような東西対立の激化に伴い、日本を反共の防波堤とするための経済復興を優先すべく、NSC13/2 を通じて対日占領政策を転換していった。こうしてアジア冷戦体制に日本が組み込まれることとなった。また、既述のとおり、中華人民共和国の成立と朝鮮戦争勃発により、アメリカは共産主義のアジアにおける拡大に脅威意識を持つに至った。そこで、アメリカは日本の工業化と経済自立化及び再軍備を進めると共に、東南アジアと日本の経済的提携を推進しようとしたのである。また日本からしても植民地権益を失った中で原材料供給地と製品市場が模索され、賠償とアメリカの経済協力を活用した東南アジア市場への進出が求められるようになっていた。

末廣昭によれば、このような国際環境の下、アジア諸国の経済開発計画と日本の経済協力とが密接に結び付き、「賠償・経済開発・経済協力」の三位一体で戦後日本のアジアとの国交回復がなされたとされる<sup>63</sup>。また、日本の対東南アジアに関する政策構想はアメリカのアジア冷戦戦略に沿った単純なものではなく、岸信介の「アジアの一員」という認識や東南アジア開発基金構想など、アメリカの意図する経済開発と一致しない部分があったことも指摘される。その上で末廣は、東南アジア諸国における開発体制自体も、脱植民地化とアジア冷戦体制への対応という、二つの契機が促したものであるとする<sup>64</sup>。こうした状況において、日本の経済協力の促進と民間企業の進出は、東南アジア側の要請に応えるものであったのである。

日米両国の東南アジアをめぐる思惑の下、日本とインドネシアはどのように国交回復を進めたのであろうか。周知の通り、戦後日本とインドネシアの国交回復は、賠償協定の締結に伴うものであった。まずは、インドネシアとの賠償協定の締結過程を整理する<sup>65</sup>。日本による賠償の法的根拠はポツダム宣言に求められるが、同宣言 11 項では「実物賠償ノ取立ヲ可能ナラシムルカ如キ産業ヲ維持スルコトヲ許サルヘシ」と日本の産業維持が謳われて

<sup>63</sup> 末廣昭「経済再進出への道」中村正則他編『戦後改革とその遺産』岩波書店、1995年、224頁。

<sup>64</sup> 末廣昭(1995) 前掲論文、251頁。

<sup>65</sup> 事実関係については、下記研究に依拠した。永野慎一郎他『日本の戦後賠償：アジア経済協力の出発』勁草書房、1999年。高塚年明「国会から見た経済協力・ODA(3)」『立法と調査』2007年。倉沢愛子『戦後日本＝インドネシア関係史』草思社、2011年。宮城大蔵編『戦後日本のアジア外交』ミネルヴァ書房、2015年。

いた。この点は1945年9月の「降伏後における米国の初期対日方針」や47年2月のストライク調査団報告でも堅持された。同年7月に極東委員会が策定した「降伏後の対日基本政策」においては、賠償の取立金額は「日本国民の最低生活水準の維持」を限度とする旨の言及がなされた。このような背景の下、1951年9月、サンフランシスコ平和条約に基づき、日本は独立を回復した。

インドネシアも同条約に署名はしたが、賠償協定に関する規定が不明確であるとして批准はしなかった。批准には至らなかったにせよ、インドネシアがサンフランシスコ講和会議に参加し、比較的穏健な姿勢で調印に踏み切った理由について、後藤乾一(2012)は次の5点を指摘している<sup>66</sup>。

- ① 戦時期の三年半の苛烈な日本支配に起因する怨嗟の念が国民に根強くあったが、旧宗主国オランダによる四年余の「侵略」およびそれへの武力抵抗により反日感情が相対的に緩和されていた。
- ② ハーグ円卓会議による主権獲得の局面でアメリカの支援を受けたこともあり、ハッタを中心に対米関係を重視する政策が展開された。
- ③ 独立獲得の過程でインドネシア支持の国内世論を喚起したインドのネルーをインドネシア指導者層が評価していた。
- ④ 脱植民地化過程における経済開発に外国の資本・技術が必要とされる一方、米ソいずれかへの過度な依存が懸念され、日本との提携が次善策とされた。
- ⑤ 代表団長を務めたスパルジョ外相およびスジョノ団員は戦前期に日本滞在経験があり、対日ネットワークを豊富に有していた。

後藤が指摘するように、独立後インドネシアの対日認識は、軍政期の記憶に加え、対米関係の重視や、経済開発に向けた資本導入という複合的な観点が絡み合って形成されていたのであろう。

そして、サンフランシスコ平和条約14条(a)の規定に基づき、インドネシア、フィリピン、南ベトナム、ビルマは個別に対日賠償請求権を行使し、日本との賠償協定締結を目指した。インドネシアとの間では、賠償協定と経済協力協定の同時締結が目指され、足掛け8カ年にわたる交渉が始まった。

賠償協定の締結交渉は、同時に経済協力協定の締結をも含む交渉であったが、この交渉過程の早期から日本の経済界がインドネシア側に積極的な働きかけをしていたことは注目に値する。1951年12月、インドネシアからジュアンダ(Djuanda Kartawidjaja)運輸相を代表とする賠償使節団が東京に派遣され、外務省顧問津島寿一との間で賠償交渉が始まった。この背後では、戦時中にインドネシアに駐留経験を持つ旧軍人や財界人などが、賠償の早期実現を目指してジュアンダをはじめとするインドネシア側要人に接触し、日本政府へ

---

<sup>66</sup> 後藤乾一(2012) 前掲書、107-108頁。

の賠償交渉妥結を促していたのである<sup>67</sup>。特に、松永安左エ門<sup>68</sup>や鮎川義介<sup>69</sup>、石原広一郎<sup>70</sup>など「インドネシア・トリオ」と呼ばれた財界人は、賠償案件を通じたインドネシアの資源確保を画策し、賠償協定締結を見据えて賠償プロジェクトを計画し始めていた<sup>71</sup>。

こうした経済界の動きに呼応し、スキマン内閣総辞職後の交渉膠着状況を打開すべく、1953年10月に岡崎勝男外相は東南アジア諸国歴訪の一環としてインドネシアを訪問した。岡崎とサストロアミジョヨ首相（Ali Sastroamidjojo）との会談は賠償金額をめぐる平行線を辿ったが、岡崎との会談を受け、インドネシアは日本の支払い能力を把握するために経済使節団を同年10月から11月にかけて日本に派遣した。この訪問が契機となり、12月には沈船引揚に関する中間賠償協定の調印が実現した。しかし、賠償金額が定まらない中で、インドネシア側からは5,700万ドルに上るアサハン河電源開発工事に関する中間賠償構想が提示されるなど、日本政府が対応に苦慮する局面が見られた。結局、日本政府内には賠償交渉の妥結を急ぐ必要はないという意見が生じ始めた<sup>72</sup>。高木広一駐インドネシア公使も、容共的な姿勢をとるインドネシアに対して賠償を支払うことは望ましくないとインドネシア政府に対して明言<sup>73</sup>する中、交渉は停滞に向かった。

吉田茂首相は1954年の欧米歴訪において、東南アジアが中国共産党の影響下に入ること防ぐために自由主義陣営による援助が必要と主張し、40億ドルに上る米国の援助を前提とした東南アジア開発構想を提起した。一方、各国との賠償交渉が暗礁に乗り上げつつある中で、吉田はイギリスとの連携による経済協力をめざし、イギリス主導のECAFEやロンボ計画への加盟努力をより重視するに至った。吉田を紋切り型に向米一辺倒と批判し、対米自主を掲げて政権に就いた鳩山一郎も、基本的にはこの路線を踏襲した

---

<sup>67</sup> Masashi Nishihara “*The Japanese and Sukarno’s Indonesia, Tokyo – Jakarta Relations 1951-1966*”, University Press of Hawaii, 1976, p.62.

<sup>68</sup> 五大電力会社である東邦電力社長を経て、「電力王」・「電力の鬼」と呼ばれた。戦時中、国家総動員体制の中で東邦電力が解散させられた際には一線から退いたが、戦後には池田勇人らとともに事業再編による9電力会社への分割民営化を進めた。また、「青年に希望を持たせる国づくり」を目指し、欧米の経済再建の現場を視察し、帰国後には経済計画策定を目的とした産業計画会議を設立した。その折、鮎川とともにインドネシアを訪問した松永は、インドネシアにおける日本に対する期待を目の当たりにしていた。(出典)松永安左エ門「私の履歴書」『私の履歴書 第21集』日本経済新聞社、1964年、355頁。

<sup>69</sup> 日産コンツェルン創業者。萩藩有力藩士の家柄に嫡男として生まれながら、自ら「反骨」と認める人物だった。帝大卒業後、三井への就職推薦を断り、身分を隠して芝浦製作所(現:東芝)の職工となった。1910年には新規に設立された戸畑鋳物(現:日立金属)の専務に就任した。1928年には義弟の経営する久原鋳業の社長に就任し、同社と関係会社を再編する形で日産コンツェルンを組成した。満州事変後には松岡洋右の招待で満州の重工業発展計画を提案し、日産を満州に移転させる形で満州重工業開発(満業)を設立した。(出典)鮎川義介「私の履歴書」『私の履歴書 第27集』日本経済新聞社、1966年、289-326頁。

<sup>70</sup> 石原広一郎の経営する石原産業は、バンドン会議にも民間人としては唯一の派遣団員を派遣し、賠償プロジェクトに意欲的な姿勢を見せていた。

<sup>71</sup> Masashi Nishihara, op. cit., p.64.

<sup>72</sup> 高塚年明「国会から見た経済協力・ODA(3)」『立法と調査』269号(2007年6月)、43-44頁

<sup>73</sup> 高木広一に対するインタビュー(1972年4月21日実施)より。Masashi Nishihara, op. cit., p.45.

ただし、日本の路線が直ちに自由主義諸国に受け入れられたわけではない。イギリスは当初、このような日本の経済的な東南アジア接近を、戦前の経済侵略、アジア太平洋戦争の再来として強く警戒した。また、戦前期における日英間の貿易摩擦の再来を防ぐために、日本経済の進出先をイギリスの商圏である東南アジアでなく中国市場に向けさせたいとも考えていた<sup>74</sup>。ただし、戦後日本の中国への本格進出が困難な中、日本経済界の矛先は軍政下での事業組成経験があるインドネシアに向いていることをイギリスは理解していた<sup>75</sup>。その上で、日本の経済界がインドネシアで支配的な地位を築いてしまえば、東南アジアで影響力を失いつつあるイギリスは情勢を覆すことが出来なくなると懸念したのである<sup>76</sup>。そこで、イギリスは、コモンウェルスとコロombo・プランによる援助供与を通じて、自国の東南アジアにおける影響力を維持しようと試みた。

しかし、53年秋ごろから54年にかけて、イギリスの対日観は変容していった。折からの財政逼迫の中、東南アジアに投入可能な財源や人員が不足し、イギリス単独で東南アジアへの影響力を維持することが困難になったのである。そこで、東南アジア地域の安定のために日本の技術力、消費財・資本財、影響力を活用しようという考え方がイギリス政府内で優勢になり、日本の経済進出やコロombo・プランなどへの参加を認めるに至ったのである<sup>77</sup>。例えば1953年12月には、スマトラ島のアサハン川流域に水力発電所と肥料工場およびアルミニウム精錬工場を建設するという提案が、日本からインドネシアに非公式になされていた。これに対してイギリス政府は、同提案を野心的と評価<sup>78</sup>をしつつも、日本側の動向を静観した。また、日本が賠償金額の引き下げを通じてインドネシアとの交渉を妥結させることを期待した<sup>79</sup>。一方、安全保障面では、東南アジア条約機構（SEATO）を通じて、自国の東南アジアにおける軍事的影響力の維持に努めた。

しかし、こうしたイギリスの変化と期待をよそに、鳩山政権下で公使としてインドネシアに赴任した倭島英二は、交渉を鈍化させてしまった。確かに、鳩山政権による日ソ国交回復と国連重視の姿勢は、インドネシア賠償交渉の政策的優位性を相対的に希薄化させた部分もあろう。だが、倭島自身もインドネシアをかつての交戦国として認識しておらず、賠償支

---

<sup>74</sup> 石井修 前掲書、206頁。

<sup>75</sup> Minutes, “Japanese Foreign Minister’s Visit to Indonesia”, British embassy Djakarta to Foreign Office, 12<sup>th</sup> October 1953, FO371/105425 British Foreign Office files for post-war Japan, FO371, part1, Reel 33.

<sup>76</sup> *Ibid*

<sup>77</sup> 都丸潤子「バンドン会議と日英関係 - イギリスの対アジア、対国連政策の変容を軸に - 」北川勝彦編『脱植民地化とイギリス帝国』ミネルヴァ書房、2009年、275頁。

<sup>78</sup> Minutes, “Enclosed to English Text of an agreement signed between Japan and Indonesia on Salvage of Sunken Ships” British Embassy Djakarta to Foreign Office, 27<sup>th</sup> January 1954, FO371/110488, FO371 British Foreign Office files for post-war Japan, FO371, part2, Reel 51.

<sup>79</sup> “Reparation Dispute between Japan and Indonesia”, C.T Chew to Foreign Office, 15<sup>th</sup> October 1954, FO371/110488, FO371 British Foreign Office files for post-war Japan, FO371, part2, Reel 51.

払いに対しても批判的であった<sup>80</sup>。イギリスもまた、倭島はベトナム訪問時にも現地政府に悪い印象を残しているばかりか、インドネシアへの加害意識も希薄な人物とみなしていた。賠償交渉の担い手としてこうした人物を任命する時点で、「日本は賠償を通じて貿易と経済的影響力の拡大を図りたいだけである」とイギリスは警戒したのである<sup>81</sup>。

こうした状況の下、日本はバンドン会議（アジア・アフリカ会議）への参加を通じ、アジア国際社会への復帰を試みた。1955年4月19日、日本代表としてバンドン会議に参加した高崎達之助は、第二次世界大戦で近隣諸国に戦火を及ぼし、自らも原子爆弾の惨害を経験した唯一の国として、国連に協力して世界平和に貢献する決意であること、国際紛争の手段としての戦争を放棄していることを強調した。バンドン会議は日本のアジア国際社会への復帰を促したと考えられるが、インドネシアとの関係については未だ賠償問題が燻っていた。バンドン会議において、高崎達之助と会談したスナリオ(Soenario)外相は、要求額を172億ドルから10億ドルに一気に下げた。この金額は日本としても交渉再開の可能性を見出す材料となったが、1955年8月にサストロアミジョヨ内閣は崩壊し、賠償交渉はまた止まってしまった。

インドネシアによる賠償金額の大幅引き下げがなされつつも、日本側が即座に交渉に応じられない理由もあった。1954年6月、インドネシアは支払いが滞っていた対日貿易債務を帳消しにする目的で賠償予算を用いたいと日本側に求めたのである。日伊貿易は日本側の大幅出超となっており、インドネシア側の債務が拡大し焦げ付いていた。倭島公使は債務を賠償から棒引くインドネシア案を受け入れるよう日本政府に提案した。しかし、日本政府は不良債権の棒引きは賠償として不適切であるとして応じず、同年7月にはインドネシア向けの輸出規制を開始した。貿易債務の焦げ付きは、日伊二国間のみならず、米国からも懸念が寄せられていたが、米国は賠償交渉の決着がなければ貿易債務の問題は解決しないとみていた<sup>82</sup>。日伊間の貿易債務をめぐる対立は進み、日本による輸出規制後もインドネシア側の貿易債務は拡大を続け、1956年末には1億7,000万ドルに達した。

賠償交渉が鈍化する中、早期賠償実施に向けた積極的な動きを見せたのが日本経済界だった。1956年6月から7月にかけて、松永安左エ門、鮎川義介、西嶋重忠らは外務省の協力を得てインドネシアに訪問団を送り、アサハン河開発計画についてインドネシアに打診した<sup>83</sup>。正規外交交渉が賠償金額と貿易債務をめぐる暗礁に乗り上げる中、日本経済界は具体的な賠償プロジェクトをインドネシア側に提示し、インドネシア側の反応を見ることができていたのである。日本経済界は、インドネシアへの賠償案件の提案という日本政府を補完する立場のみならず、インドネシア側の反応を把握し、その後の賠償政策の礎を築いた

<sup>80</sup> 倉沢愛子『戦後日本＝インドネシア関係史』草思社、2011年、166頁。

<sup>81</sup> Minites, "Visit of Japanese Foreign Minister to Djakarta", British Embassy Tokyo to Anthony Eden, 31th October 1953, FO371/110488, FO371 British Foreign Office files for post-war Japan, FO371, part2, Reel 51.

<sup>82</sup> Memorandum of a Conversation, Department of State, Washington, October 3, 1955, FRUS, 1955-1957, Vol.22, p.197.

<sup>83</sup> Masashi Nishihara, op. cit., p.71.

という意味で、インドネシアとの国交回復過程における重要なアクターであったと言える。

上述のような日本経済界先行での賠償交渉の展開は、これまでの日本インドネシア関係史においては見過ごされがちであった点である。倉沢愛子の研究に見られる通り、先行研究においては政府間交渉や岡崎・岸など政治家の歴訪に焦点が当てられてきた<sup>84</sup>。一方、こうした政府や政治家による交渉・歴訪の背景にあった経済界の動きが十分に論じられてきたとは言い難い。ただし、松永らの活動時期を考えた際、政官による賠償交渉は、賠償事業を担う日本経済界の要請・支援を受けて行われたと考えるべきであろう。本稿による分析はこの点を裏付けたものと言える。

1956年段階で賠償交渉は行き詰まりに至ったかのようにも思われたが、翌1957年に入ると急速に打開の方向に向けて動き始めた。背景には、日本経済界の活動に加えて、インドネシアにおける西イリアン問題を背景とした対オランダ対決姿勢やスミトロ計画の失敗による経済的停滞など、日本の経済的支援に対する期待の高まりがあったと考えられる。2月5日、倭島公使は純賠償2億ドル、債務棒引き1億1,000万ドル、経済協力5億ドル、借款7,000万ドルという金額を提示した。これに対し、3月8日、インドネシアは純賠償2億5,000万ドル、債務棒引き1億1,000万ドル、経済協力4億5,000万ドルといった金額を提示し、両国での提示金額は大きく近づいた。また、焦げ付いた債務を賠償から棒引くという点や、賠償と経済協力を抱き合わせるといった点で一致が見られた。

このように、インドネシアに対する賠償協定及び経済協力協定の交渉は、アメリカによるアジア冷戦体制とイギリスの東南アジアにおける影響力維持という国際要因を踏まえつつ、日本経済界の積極関与の下で、日本政府が担ったものである。ただし、賠償金額の日イ間での乖離や、倭島による消極的な姿勢により、交渉締結は難航していったのである。交渉を妥結には、第三章で述べる岸のインドネシア訪問を待たねばならなかった。

## (2) 通商政策機関整備を通じた官民連携の制度化

政官に先行する形で日本経済界が賠償交渉に動きを見せたことは、賠償事業を梃子にインドネシアへの進出を図るという「経済」の論理が日本経済界の中にあったことを示すものである。ただし、こうした「経済」の論理は日本経済界の専有物というわけではなかった。通産省をはじめとする日本政府もまた、通商政策を通じて日本経済界の海外進出を支援していたのである。では、日本経済界の海外進出を促進するための通商政策はどのように展開されたのであろうか。ここでは、1950年代前半に相次いで設立された輸銀、輸出保険制度、アジア経済研究所につき、その設立背景と歴史的意義を検討する。

まず、通商政策及び海外経済協力の推進を担う政府系機関として戦後最も早期に設立されたのは、日本輸出銀行に起源をもつ日本輸出入銀行（輸銀）である。朝鮮戦争勃発や第三世界に対するアメリカの援助強化に伴い、日本の輸出は活況を呈した。そして資本財である

<sup>84</sup> 倉沢愛子 前掲書、157-182頁。

産業用プラントの設計及びエンジニアリング、産業機器の納入を一括で行う「プラント輸出」が脚光を浴びるようになった<sup>85</sup>。事実、パキスタンやアルゼンチンからの資本財買い付けの引き合いがあり、輸出市場の開拓と共に日本の重工業発展の契機として期待が寄せられた<sup>86</sup>。「プラント輸出」は通常の商品の輸出と異なり、契約や納入に比較的長期間を必要とするとともに、金額も大きい為、製造業をはじめとした日本の企業には長期運転資金の確保が求められた。ただ、当時の日本における輸出金融は短期の貿易手形制度しかなく、1年を超える長期資金の資金需要に対応しうる政策金融手法が未整備であった。

そこで、日本企業の輸出向け資金を支援するための機関が求められるようになったのである。1950年4月に渡米した、池田勇人蔵相および宮澤喜一、白洲次郎らにより、ドッジとの交渉を通じて、輸出金融機関の設立に関する日米で合意がなされた<sup>87</sup>。1950年12月に日本輸出銀行が設立され、翌1951年2月に操業を開始した。翌52年には、海外の日系工場で生産された産品を日本に輸入する際の輸入金融を展開し、日本輸出銀行は日本輸出入銀行（輸銀）に改組された。また、53年には、国際競争力強化の観点から輸出に先行して投融資による進出を行うことを目的とし、輸銀の業務に海外投融資、債務保証が加わった。この海外投融資の新設により、輸銀は海外経済協力の一翼を担う機関へと発展していくこととなった。輸銀の業務は多様化し、主軸業務である輸出金融業務は、延払輸出金融<sup>88</sup>を中心に好況を呈した。

このような資本財の延払輸出の進行に合わせ、日本の経済界からも海外投資促進のための助成措置が望まれるようになった。1955年11月には経団連が「本邦企業の対外経済協力の促進策に関する要望」を政府に寄せ、翌年8月には日本貿易会が「日本輸出入銀行の強化拡充に関する要望」を提出するなど、財界は輸出金融政策の強化を求め始めていた<sup>89</sup>。そして、第四章で後述するように、輸銀の海外投融資機能こそが、海外経済協力基金の設立までは、日本の経済協力を資金面で支える機能を果たしていたのである。

第二に、輸出振興を目的とした金融制度として、輸出保険制度を挙げることができる。1950年代における輸出入などの国際取引では、代金決済方法として荷為替手形<sup>90</sup>を始めとした外国為替手形が用いられていた。この荷為替手形を用いた決済の場合、輸出時の船積みから手形の振り出しによる代金回収までに長期間を要した。この間に、輸入者が支払いを拒絶したり、支払が不可能になったりして手形代金の回収が不可能になる可能性があった。も

---

<sup>85</sup> 上田寅蔵「東南ア開発と輸出入銀行」『貿易界』42巻(1952年12月)、2-3頁。

<sup>86</sup> 金融問題調査委員会「日本輸出入銀行」『金融』93号(1954年4月)、5頁。

<sup>87</sup> 宮澤喜一「輸銀設立交渉の思い出」『10年のあゆみ』日本輸出入銀行、1973年、133-134頁。

<sup>88</sup> 延払輸出とは、輸出者が相手国輸入者に対して一定期間にまたがる分割払いを認めること。輸出される産品の所有権は販売と共に輸入者に移転される。しかし、輸出者の債権が資金繰り上負担になる。このため、輸銀が輸出者に対して延払部分を貸しつける制度を延払輸出金融と呼ぶ。

<sup>89</sup> 日本輸出入銀行 前掲書、79頁。

<sup>90</sup> 為替手形に船荷証券などの船積書類を添付したもの。販売代金の早期回収を目的として、荷送人を受取人、荷受人を支払人とする為替手形を振り出し、銀行で割引を受ける。

もちろん、輸出品の代金を前金でもらい受けたり、金融機関に取消不能信用状<sup>91</sup>を発行してもらったりするなどの手法を用い、こうした輸出信用リスクを回避することはある程度可能ではある。しかし、前金の授受や取消不能信用状の発行は、輸出振興のために輸出契約を迅速かつ効率的に締結するという点では、阻害要因になっていた<sup>92</sup>。国際的な輸出競争が激化する中、簡便な取引契約を締結することで各国は輸出競争力を補完しようとしたのである<sup>93</sup>。そこで、輸出信用リスクをヘッジするために1950年に策定されたのが輸出保険制度である<sup>94</sup>。

輸出保険制度は、経済界などの要望を踏まえて数次にわたる改正が行われ、制度拡充が目指された。特に、プラント輸出に際する延払輸出に対しては、国庫を資金源とする輸銀の融資に対して政府が保証を行うなど、通産省自身が「妙な形」<sup>95</sup>と評するほどに、輸銀との提携の下で入念なリスクヘッジが行われた。ただし、経済協力案件の組成過程においては、輸銀融資に対する保証が付保されず、経済界が保証主体を模索して奔走するなど、必ずしも経済界にとって使いやすい制度ではなかったと考えられる。

第三に、本邦企業の輸出促進に合わせ、輸出先となる海外市場の情報収集及び提供を行う機関として、アジア経済研究所の存在が指摘できる。アジア経済研究所の起源は、サンフランシスコ平和条約発効と時期を同じくし、吉田茂の指示で外務省に設置されたアジア経済懇談会である。同懇談会は賠償問題の研究を目的として、幹事長である吉田を筆頭に、原保三郎や小林中、稲垣平太郎<sup>96</sup>、永野護<sup>97</sup>、山際正道<sup>98</sup>、河田重<sup>99</sup>、石坂泰三<sup>100</sup>、植村甲午郎<sup>101</sup>、岩田嘉雄らの経済人によって構成されていた。1953年に岡崎勝男外相の東南アジア訪問を提言・実現した後、同懇談会は関係団体と統合する形で1953年12月にアジア協会に発展した。

アジア協会の初代会長に就任したのは当時南洋協会会長であった藤山愛一郎であり、副

---

<sup>91</sup> 信用状の一種。受益者(輸出者)に通知された以上、その信用状関係者である開設依頼人(輸入者)、開設銀行、買取銀行、受益者の全部の同意がなければ取消または修正ができない信用状。支払人である輸入者が信用状発行のために銀行に保証金を支払うため、輸入者にとっての負担が増えるうえ、手続等には一定の時間を要する。

<sup>92</sup> 高橋芳三「輸出保険制度について」『経済集志』29巻2号(1959年10月)、674-675頁。

<sup>93</sup> 西田彰「輸出保険法と変わった輸出信用保険法」『時の法令』105号(1953年)、4頁。

<sup>94</sup> イギリスでは1918年時点で貿易保証株式会社が設立されており、フランスでも1946年にフランス貿易保険会社が、西ドイツでも1949年にヘルメス保険会社等が輸出保険等の事業を展開し始めていた。

<sup>95</sup> 真野温「輸出振興と輸出保険」『通商産業研究』6巻8号(1958年7月)、92頁。

<sup>96</sup> 横浜ゴム社長(1945年)、衆議院議員(1947年)を経て第三次吉田内閣の商工大臣に就任。後に日本貿易会会長、NHK会長等を歴任。

<sup>97</sup> 政商。渋沢栄一の秘書を経て東洋製油等の役員を歴任。1942年衆議院議員。1949年に岸信介を会長に頂く東洋パルプを設立後、1956年には参議院選挙に当選し対フィリピン賠償交渉を担った。

<sup>98</sup> 大蔵省(池田勇人と同期)入省後、公職追放を経て輸銀総裁、日銀総裁に就任。

<sup>99</sup> 日本鋼管社長

<sup>100</sup> 逓信省を経て第一生命社長(1938年)、東芝社長(1949年)、経団連会長(1956年)等を歴任。

<sup>101</sup> 農商務省を経て企画院で岸信介との懇親を深める。経団連事務局長(1946年)、フジテレビ会長等を歴任。

会長には南方農林協会の岩田嘉雄が就任した。松永安左エ門や鮎川義介とともに「インドネシア・トリオ」を構成した石原広一郎も、理事に就任していた。アジア協会はアジア経済懇談会と同じく賠償問題の研究を最優先事項とし、1954年6月には賠償問題委員会を設置して、各業界別・地域別の専門家の意見を集約しつつ、賠償交渉への意見勧告を行った。

その後、アジア協会は、藤崎信幸の主催したアジア問題調査会を吸収し、より強固な組織になっていった。そして、藤崎による満州人脈の活用と、板垣與一によるネットワーク化こそが、その後のアジア経済研究所の礎になったのである。

ここで、アジア問題調査会の組成経緯を論じたい。戦時下に満州国政府に勤務した藤崎信幸は、かつて満州で夢見た王道楽土建設をアジアに展開し、「アジアの長兄」として経済協力を展開しようとした人物であった<sup>102</sup>。後に藤崎自身が述べるように、インド・中国・日本の三国を主軸とする「アジア広域経済完成」に向け、技術協力と投融資促進、調査研究を通じた「アジア経済協力」を目指したのであった<sup>103</sup>。その際、サンフランシスコ平和条約により、インドネシアなどの求償国からの多額の賠償請求に対応できない以上、日本は賠償額の引き下げ交渉を進めるとともに、経済協力によって求償国の要望に依っていき<sup>104</sup>というのが、藤崎の描いた構想である。ただし、藤崎の言う経済協力とは、東南アジア各国政府の経済計画に合わせ、華僑の資本を利用する形で合弁事業を組成し、日本企業間で競争が生じないように現地で営利事業を行うことであった<sup>105</sup>。こうした構想を持つ藤崎は、1951年には、満州人脈を頼る形でアジア問題調査会の準備活動を開始し、追放解除された緒方竹虎を会長に迎えた。

1953年には、政界復帰を目指す岸から推薦される形で石井康（元フィリピン大使）を理事長に据え、正式にアジア問題調査会が発足した。その活動目的は、「アジアにおける政治、経済、社会、文化、宗教などの重要な問題に関する調査研究を行い、アジアの繁栄と幸福に寄与すること」とされた。この目的の下、経済安定本部の大来佐武郎や原覚天、日本ECAF協会の栗本弘などが参加し、調査活動が推進された。アジア問題調査会の原動力となったのは、藤崎や岸などのかつて満州国の政治・経済に携わった人々だった<sup>106</sup>。

とはいえ、アジア問題調査会に集った人々は、必ずしも藤崎と同一のアジア認識を持っているわけではなく、その意味で同床異夢の人々からなる混成部隊であった。一方で、末廣昭が指摘するように、外交正常化と日本商品の輸出先確保を目的とした「賠償問題の早期解決」

---

<sup>102</sup> 権容爽『岸政権期の「アジア外交」「対米自主」と「アジア主義」の逆説』国際書院、2008年、26頁。

<sup>103</sup> 藤崎信幸「アジア経済協力の具体的展開の方法：「アジア広域経済圏の形成」を目指しつつ」『アジア問題』7巻2号(1957年)、63頁および80頁。

<sup>104</sup> 藤崎信幸「インドネシア賠償問題の経緯とその背景」『アジア問題』2巻6号(1955年)、54頁。

<sup>105</sup> 藤崎信幸「東南ア経済協力の方向 華僑資本の活用を考えよ」『朝日ジャーナル』7巻21号(1965年5月)、95-97頁。

<sup>106</sup> 権容爽が指摘するように、藤崎には当時の日本を取り巻く対米関係や朝鮮半島との関係に関する認識が希薄であったものの、岸は藤崎らの働きかけに応じつつ、藤崎を活用する形でアジア外交を展開したのであった。(出典)権容爽 前掲書、26-27頁。

を先決とし、次いでアジア諸国の経済開発に参画するための「経済提携・経済協力」の推進を1950年代半ば以降のシナリオとして描いた点では一致を見たのであった<sup>107</sup>。

そして、アジア問題調査会の理論的支柱となったのが、板垣與一をはじめ、川野重任、山本登らの経済学者であった。辛島理人の研究が示すように、板垣らは、日米開戦前後に海軍省からの依頼を受ける形で東南アジアの国民経済形成を議論していた。戦後にはアジア問題調査会が専門調査員を雇う財政的な余裕がないことを踏まえ、板垣は川野や山本らとともに、アジア問題調査会を支えたのである<sup>108</sup>。

特に板垣は、「アジアのナショナリズムの自己完成にとって必要なのは、政治的独立と統一と自由のみではなく、経済的独立と統一と自由こそいっそう重要<sup>109</sup>」であると、アジアにおける経済的独立の重要性を強く認識していた。そして、板垣が、1956年に発表した「アジア・ナショナリズムの現段階的諸相：その基本的理解のために」という論文においては、脱植民地化に向けてアジア諸国が直面する課題が克明に記されている。板垣の認識の前提にあったのは、「西欧のコロニアリズムはいまだにその残滓を清算しきれず、最後の残り物をも失うまいとする見苦しい努力がいたるところに展開されている。」というアジア観である<sup>110</sup>。この前提の下、インドネシアの地方反乱もまた、強大な「単一国家」の出現をおそれるオランダ植民主義者によって、中央集権的共和国政府が人為的に作られたゆえの帰結と板垣は結論付けている<sup>111</sup>。

さらに、アジアにおける民主主義の浸透と経済成長に向けた課題については、まさに当時のインドネシアの状況を正確に捉えたものであった。板垣は、アジアにおける民主主義の浸透には、①植民地制度の残滓があること、②政治的に目覚めた中産階級が欠如していること、③制度の移植が漸進的でなく急激であること、④共産主義への懸念に加えて生活水準向上のために急速な経済開発が施行されていること、といった課題があると指摘した。また、こうした課題があるがゆえに、アジア諸国においては民主主義的体制よりも、開発独裁が志向されていると指摘している。すなわち、急速な経済成長を実現するために、民主主義体制が限定的な効果しか生まないのであれば、多くの人々は強権主義的な政治組織を手段として経済成長を追及するという議論である。

さらに板垣は、アジアの貧困に加えて、アジア社会の伝統的、家父長的、専制的な社会経済のあり方は、アジア諸国を開発独裁へと誘っていく危険要素であると指摘していた。「民族的統一ないしは社会的統一の象徴としての権威は、むしろ宗教的なもの、伝統的なもの

---

<sup>107</sup> 末廣昭「戦後日本のアジア研究-アジア問題調査会、アジア経済研究所、東南アジア研究センター」『社会科学研究』48巻4号(1997年1月)、44-46頁。

<sup>108</sup> 辛島理人「日本型地域研究の生成と制度化：戦後日本経済とアジア研究」『人文学報』105号(2014年6月)、2-4頁。

<sup>109</sup> 板垣與一「東南アジアの民族主義と共産主義」『一橋論叢』41巻6号(1959年6月)、549頁。

<sup>110</sup> 板垣與一「アジア・ナショナリズムの現段階的諸相：その基本的理解のために」『一橋論叢』35巻1号(1956年1月)、27頁。

<sup>111</sup> 板垣與一「インドネシア政治の現勢」『アジア問題』2巻6号(1955年)、11-13頁。

の、ないしはカリスマ的なる者に結びついたものとしてのみ実感<sup>112)</sup>されるアジア社会において、西欧的な近代国民国家という抽象的概念は、想起されがたいというのが板垣の主張であった。当時のアジアにおけるナショナリズムが、基本的人権や自由の尊重、そして民主主義に必ずしも支えられたものでなかったことを示す分析である。

また、経済成長については、低水準の生産力と所得水準の中では工業化に必要な資本を外国援助に依存せざるをえないという現実的な認識を示している。その上で、「外部資本の援助を請うということは、多かれ少なかれ、政治的経済的独立性を犠牲にすることなくしては不可能である。ここにもまた避けがたいディレンマがある。<sup>113)</sup>」とアジア諸国の経済的独立の困難性を示した。

板垣のインドネシアを含む東南アジア諸国に対する分析は、今もなお正鵠を射るものであろう。このような問題意識の元、板垣は戦後日本のアジアに対する協力のありかたとして、貿易拡大、賠償等を通じた資本援助、技術援助、地域間経済協力機構の創設の必要性を指摘したのである<sup>114)</sup>。そしてこれらを実現するために、官民調査機関相互の連携を必要視した<sup>115)</sup>。ただし、板垣は「経済」の論理にばかり依拠していたわけではない。賠償の日本経済への影響だけでなく、相手国に対して及ぼす心理的・政治的・経済的側面における広範な影響を踏まえ、相手国の側に立った誠意ある対応を板垣は重視したのである<sup>116)</sup>。「ナショナリズムと経済発展のからみ合いを一体として、政治的なるものと経済的なるものとを切り離すことのできぬ一体として理解する態度で考察しなければならない<sup>117)</sup>」というその後の板垣の主張は、日本人のアジア認識のみならず、経済的独立を捨象しがちであったインドネシアに対する痛切な批判でもあった。この意味で、板垣はアジア諸国の発展に真に寄り添う「アジアの論理」とでもいうべき認識の持ち主だと言えよう。

1954年9月のアジア協会への吸収合併を経た後も、板垣は藤崎と共に岸との関係を深め、特に通産省や財界への働きかけを強めていった。こうした活動の集大成というべきものが、アジア経済研究所の設立である。1957年8月、藤崎と板垣はの岸との面談を実現し、翌年1月には岸と前尾繁三郎通産相にアジア研究機関設立に関する請願書を提出した。

この結果、通産省から財界に対して協力要請が行われる形で、1958年12月、アジア経済研究所が発足した<sup>118)</sup>。アジア経済研究所の理事長（後に会長）には小林中（アジア経済会長、日本開発銀行総裁）が就任し、翌年には東畑精一（東大農学部長）が所長に就任した。本稿の第4章で述べる通り、小林中は北スマトラ石油開発に向けて日本側体制一本化を主導した人物であり、東畑精一はカリマンタン森林開発に向けて早期からインドネシア政府

112 板垣與一(1959) 前掲論文、546頁

113 板垣與一(1956) 前掲論文、45頁。

114 板垣與一「アジア経済外交の方途」『国際政治』2号(1957年)、168-171頁。

115 板垣與一「アジア研究体制の確立に関する構想」『アジア問題』7巻2号(1957年8月)、84頁。

116 板垣與一「賠償問題と東南アジアへの影響」『経済往来』5巻11号(1953年11月)、7-8頁。

117 板垣與一「東南アジアのナショナリズムと経済発展—植民地主義の遺産をいかに評価すべきか—」『アジア経済』3巻5号(1962年5月)、2頁。

118 辛島理人 前掲論文、16-20頁。

と折衝をした人物であった。1950年代後半から1960年代前半にかけて組成された対インドネシア経済協力案件の中心的人物を、アジア経済研究所は輩出したのである。そしてまた、岸や藤山という対インドネシア経済外交を展開した政治家をもネットワークとして擁した点で、アジア経済研究所は政官産の融合による活動を促したと言える。

このように、インドネシアと賠償交渉が進んでいた1950年代前半には、日本経済界による「プラント輸出」を中心とした海外市場開拓が試みられており、商工省＝通産省としてもこれを政策的に支援していた。その具体的支援策と言えるものが、輸銀と輸出保険制度による金融面での支援や、アジア経済研究所を通じた情報・人材ネットワーク面での支援であった。特に、アジア経済研究所の一部となったアジア問題調査会およびアジア協会のメンバーは、政産官のネットワークを通じて、インドネシアへの経済協力を主導する役割を果たしたのである。

戦後70年以上を経た現在においても存続する通商支援機関の原型がこの時期に作られたと言ってよいであろう。これら機関を通じ、日本政府は経済界の海外進出活動を側面支援するとともに、官民での綿密な情報連携が可能になったのである。事実、インドネシアへの経済協力に対しても、官民連携に基づく案件組成が行われるようになっていった。

### 3 インドネシア石油資源をめぐる「冷戦」と「経済」

サンフランシスコ講和会議やバンドン会議を通じた日本の国際社会への復帰、そしてインドネシアの独立が達成される中、賠償交渉や通商関係構築に見られるように、日伊間の過去の清算と将来に向けた経済関係の強化が求められていたことは既に述べた。それでは、軍政の遺産である日本経済界によるインドネシア事業は、どのように両国で取り扱われ、両国の経済関係に影響を及ぼしたのか。折しも、1950年代前半は石炭から石油へのエネルギー革命が進んでおり、日本は産業育成に向けた石油資源の確保を、インドネシアは外貨獲得源としての油田運営を目指していた時期であった。同時に、米ソ対立が深化する中で、アメリカは中東に代替する石油調達地を模索し始め、インドネシアに着目した。そこで本節では、日本の官民連携に基づく石油政策の形成過程を述べるとともに、「冷戦」の論理に基づくアメリカのインドネシア石油資源への着目を指摘する。その上で、脱植民地化と冷戦が渦巻いた1950年代前半における、日本経済界の北スマトラ油田へのアプローチの意義を検討する。

#### (1) 冷戦下日米関係におけるインドネシア石油資源

戦後日本における石油政策の形成は占領期に遡る。その経緯をみると、商工省（通産省）と石油資源開発㈱が主導する政策的潮流と、石油関係企業個社の野心的海外進出が絡み合う形で、官民連携体制が組成されるという特徴が際立っていた。

まずは、政策的潮流の経緯を説明する。1946年、商工省に官民合同の臨時石油鉱業調査会が設置され、翌1947年には同調査会内に石油開発促進委員会が設置された。石油開発促進委員会は1949年には石油資源開発促進審議会として法制化され、帝国石油と共に官民合同の特殊会社設立を通じた石油資源総合開発を目指した。この特殊会社とは、石油資源開発株式会社法に基づく石油資源開発㈱<sup>119</sup>であった。同社の設立委員会は、委員長に石橋湛山通産大臣を置き、委員には各官庁はじめ、国会議員や、日銀総裁、日本開発銀行総裁、経団連会長、石油会社各社から24名が任命された。いわば、日本の石油関係業界及び関係省庁が一堂に会し、団結する形で石油資源開発㈱を設立したのである。なお、石油資源開発㈱は人員、資材、鉱区を帝国石油から譲渡される形で設立された。既述の通り、帝国石油は戦前期日本の石油開発を担うべく設立された国策会社であったが、1950年には帝国石油株式会社法廃止に伴い民営化されていた。このため、帝国石油の国策会社としての側面を石油資源開発㈱が継承することとなった。

1955年12月、石油資源開発㈱が正式に発足し、会長には鮎川義介、社長には三村起一<sup>120</sup>

<sup>119</sup> 本稿では原則として企業名に㈱等の法人格を付さないが、石油資源開発については開発行為を指す一般用語ではなく企業名であることを明示するため、石油資源開発㈱と記す。

<sup>120</sup> 帝大を卒業した三村は、恩師である新渡戸稲造の勧めで住友に入社した。入社当初より外国貿易への従事を希望していたが、当時の住友は貿易業務を三菱に委託していた。三村は住友伸銅所（現：住友金属工業）に配属になり、職工と良好な関係を築くとともに、現場の安全管理強化に努めた。1932年には住友の祖業である別子銅山（後の住友鉱業）の再建に従事した。戦時中は北支の石炭・製鉄・ソーダなどの生産現場の安全管理強化に努めた。戦後には鴨川火工や日本冶金工業において、ニッケ

(元住友鉱業社長)が就任した。注目すべきは、経営陣の中にインドネシア進出を強く志していた人物がいたことである。常務の岡田秀男(元中小企業庁長官)は1955年5月段階で、「新会社の前途は、5か年計画の成功とインドネシアでの事業にかかっている」という認識を持つ人物だった<sup>121</sup>。こうした経営陣におけるインドネシア重視の潮流は、同社のインドネシア事業の組成を加速化させることとなった。岡田秀男がインドネシア進出への意気込みを語ったように、日本企業によるインドネシア石油資源への注目は1950年代から始まっていた。

時期を同じくし、1950年にはアメリカもインドネシアの石油資源に注目していた。その背景には、米ソ対立の深刻化により中東油田が共産陣営に渡った場合に備えて、代替油田を確保するという「冷戦」の論理があった<sup>122</sup>。そこで、アメリカはインドネシアとの関係維持に邁進した。実際、マーシャル国務長官自身も、インドネシアは豊富な天然資源に恵まれている上、アメリカと敵対関係に陥る危険性も低く、冷戦遂行上重要な地籍学的地位を占めていると認識していた<sup>123</sup>。とはいえ、シェル(Shell)やスタンダード・バカム(Standards Vacuum)、カリフォルニア・テキサス石油(California Texas Oil Company)などの欧米系石油会社は、すでに植民地期のインドネシアに進出していた。このため、アメリカは「冷戦」の論理を根本的な行動原理に置きながら、米国石油会社の権益確保にも努めた。特に、インドネシア政府が外国石油会社の株式を保有しようとした際<sup>124</sup>には、駐インドネシア米国大使コクラン(Cochran)がウィロポ首相(Wilopo)に対して苦言を呈した。コクラン大使はインドネシアへの軍事援助の供与に反対する人物であったが、北スマトラの油田地域及び製油所には軍を派遣し、治安維持に当たらせることが有用だと認識していた<sup>125</sup>。その上で、インドネシアの石油産業は外国投資の呼び込みが必要な段階にあり、政府の関与強化は外国企業の投資意欲を削ぐことになるとウィロポに意見を表明したのである<sup>126</sup>。

このような、日米両国政府主導での石油資源確保政策に留まらず、日本の民間企業個社によるインドネシア石油資源の確保の動きも生じていた。資源戦後まもなく北スマトラ油田

---

ル生産に邁進していた。(出典)三村起一「私の履歴書」『私の履歴書 第17集』日本経済新聞社、1962年、328-379頁。

<sup>121</sup> 石油資源開発株式会社『石油資源開発株式会社30年史』、1987年、109頁。

<sup>122</sup> 611.56D I 8-450, The Under Secretary of State (Webb) to the Secretary of Defense (Johnson), August 4, 1950, FRUS 1950, Vol.6, p.1046.

<sup>123</sup> 611.560/11-750, The Secretary of Defense (Marshall) to the Secretary of State, November 7, 1950, FRUS 1950, Vol.6, pp.1092-1093.

<sup>124</sup> 1951年末、米国 Stanvac 石油のインドネシア法人に対し、ウィロポ首相(Wilopo)は65%の株式をインドネシア政府に譲渡するよう求めた。インドネシア事業の拡大維持に向けて多額の設備投資を行い、50%程度の株式保有を通じた経営権の維持を想定していた Stanvac 石油からすれば青天の霹靂であった。植民地期においては、在インドネシア外国石油会社の法人税支払義務は免除されていたため、独立後のインドネシア政府が税収確保の点から株式保有を要望したものと考えられる。

<sup>125</sup> Telegram, 7560.00/2-1053, The Ambassador in Indonesia (Cochran) to the Department of State, February 10, 1953, FRUS, 1952-1954, Vol.12, Part2, p.359.

<sup>126</sup> Telegram, 856D.2553/12-3151, The Ambasadror in Indonesia (Cochran) to the Secretary of State, December 31, 1951, FRUS, 1951, Vol.7, Part1, p.768.

に興味を示したのは浅野物産（旧浅野財閥傘下企業、現在は丸紅に吸収合併）であった。1951年10月、浅野物産は在日インドネシア代表部に赴き、北スマトラ油田への開発意欲を示した<sup>127</sup>。同年11月、浅野物産が作成・提出した具体的事業計画案は、在日インドネシア代表部から「成功を期待する」という好感を得た。

浅野物産(株)はさらに調査を進め、翌52年2月に北スマトラ油田開発に係る基本認識を申し入れた。その際、在日インドネシア代表部は、浅野物産の基本認識に賛同するとともに、北スマトラ油田の修復及び開発に必要な技術者と資材投入を日本に要請した。しかし浅野物産は、在日インドネシア代表部の態度がインドネシア本国政府にも共有されているか懸念した。そこで浅野物産は、直接インドネシア本国の担当官に接近すべく、外務省や経済安定本部の周東英雄総務長官にも協力要請を行った<sup>128</sup>。浅野物産の要請を踏まえ、在インドネシア日本公館は情報収集に当たった。1952年9月の武藤総領事の報告の通り、インドネシア本国では油田のBPMへの返還が議論されている段階であって、浅野物産による開発は議論の俎上になかった<sup>129</sup>。結局、浅野物産の開発計画は、インドネシア本国に伝わっておらず、頓挫を余儀なくされた。

以上論じたように、日本は国内産業発展という純然たる「経済」の論理においてインドネシアの石油資源に着目していった。一方、アメリカは、中東をめぐる対ソ戦略という「冷戦」の論理を前提としつつも、植民地期から続く在インドネシア米系石油会社の権益擁護という「経済」の論理を複合させた形で、インドネシアの石油資源に政策的重要性を見出した。同時に、米系石油会社や浅野物産の例にも見られるように、民間企業個社によるインドネシア政府へのアプローチも行われていた。この政府による石油資源確保政策と民間企業個社の利益追求行為の結節点として、北スマトラ油田は位置づけられていたのである。

## (2) 脱植民地化過程における北スマトラ油田国営化

日本が着目した北スマトラ油田は、インドネシア国内でどのような取り扱いを受けたのか。本節では、インドネシアの脱植民地化と「統一インドネシアの形成」という観点から説明する。歴史的推移を端的に言えば、金光男の研究が示す通り、独立期における地域間対立、財政経済協定下での政党間対立、最終的には軍部の経済活動面への影響力拡大という流れの中で、北スマトラ油田は国有化の対象となっていた<sup>130</sup>。

スマトラ油田をめぐる脱植民地化の問題として、まず指摘すべきは植民地期に外国企業

<sup>127</sup> 「南方石油資源開発に関し御願の件」浅野物産株式会社から外務次官井口貞夫宛、1952年2月25日、外務省外交記録、E'-214。

<sup>128</sup> 「南方石油資源開発に関し御願ひの件」浅野物産株式会社から経済安定本部総務長官周東英雄宛、1952年2月25日、外務省外交記録、E'-214。

<sup>129</sup> 「北スマトラ石油問題に関する件」武藤総領事から外務大臣宛、1952年9月26日、外務省外交記録、E'-214。

<sup>130</sup> 金光男「北スマトラ石油帰属問題、1945～1957 軍の石油管理への足がかり」『アジア経済』32巻10号(1991年)、2-3頁。

と締結した契約が残存していたことである。植民地期における北スマトラの油田開発は、イギリスおよびオランダの合弁石油会社である BPM が鉱区権を取得し、コンセッション契約<sup>131</sup>に基づく開発を進めていた<sup>132</sup>。油田自体は国土の一部であるため、その所有権はインドネシア植民地政府に帰属していたが、油田の運営・採掘権は BPM に帰属していた。このため、インドネシアがオランダから独立した際、油田の所有権はインドネシア政府に帰属することになった。ただし、第二次世界大戦中の空爆やインドネシア独立戦争を経て油田は徹底的に荒廃していた。独立戦争期においては、スマトラ州知事ハッサン (Teuku Mohammad Hassan) が北スマトラ油田の管理に当たったが、1947年8月のオランダ軍による北スマトラ進攻の際には放火・破壊の対象となってしまった。独立時の財政経済協定においては、インドネシアにおけるオランダ企業の経済権益が保全されたため、北スマトラ油田の運営・採掘権は引き続き BPM に帰属した。このように、油田の開発・運営をめぐる法的関係は明瞭であったが、問題は BPM がインドネシアから事実上の撤退をしており、運営・採掘活動が営まれていなかったことである。

運営・採掘者不在の、いわば留守状態の油田は、隣接するアチェ州の地方反乱勢力にとって格好の利権としてみなされた。脱植民地化の観点から「統一インドネシア」の形成を進める中央政府に対し、植民地経済の残滓である北スマトラ油田の確保を通じて反乱勢力がその勢力拡大を図ったのである。また、中央政府内にも、オランダへの運営権を返還するか、脱植民地化のメルクマールとして国有化するかで意見が割れていた。

上記のように北スマトラ油田をめぐる政治的な動きが生じる一方で、北スマトラ油田における産油は小規模ながら再開された。北スマトラ州政府は荒廃が比較的軽度で済んだ施設を修復し、小規模の採油を試みた。作業に従事したのは、植民地期に BPM に雇用されつつも、戦時に失職したインドネシア人従業員であった。これらインドネシア人職員たちは、生計を立てるために油田の本格的再開を目指し、休廃止された油田の復旧資金を要請するために北スマトラ州政府へと陳情を行った<sup>133</sup>。

しかし、インドネシア人職員の主導による油田再開には制度的障壁があった。BPM によるコンセッション契約は 1957 年まで続いており、油田の運営権及び採掘権は BPM に帰属していたのである。BPM がコンセッショネアとして運営・採掘を再開しない限り、インドネシア人職員が勝手に油田の運営・採掘を行うことは契約上認められていなかった。北スマトラ州政府も、BPM 社のコンセッション契約が存続していることを認めざるを得なかった。そこで油田の本格的再開を訴える元 BPM 職員に対しても、BPM が復旧作業に着手するま

---

<sup>131</sup> 特定地域・特定事業において、不動産等の保有権や権益等は公共機関に帰属させつつ、免許や契約によって事業者に独占的な営業権を認める契約。本件の場合、油田自体はインドネシア政府が所有権を維持し、採掘権及び石油の販売権を BPM に期間限定で委譲する契約を指す。

<sup>132</sup> 具体的な開発油田は東部アチェ油田をはじめ、ランサ、バンガル、ブランダン等の北部海岸地帯が中心であった。

<sup>133</sup> 「北スマトラ石油の国有化に関する件 ジ経普第 813 号公信写」在ジャカルタ鶴見総領事代理から重光外務大臣宛、1956年11月20日、外務省外交記録、E'-214。

で採掘施設が損傷・散逸することを防ぐ必要があるという認識を州政府は示した<sup>134</sup>。採掘施設の保安のため、BPM 幹部であったジョハン (Djohen Api) が北スマトラ油田の管理責任者として任命された。インドネシア人職員たちは、共産党系の労働組合であった石油労働組合に支援を依頼し、オランダ資本駆逐を提唱するとともに、ジョハンの排斥および政府による油田の国営化を主張しはじめた。結果、第一次アリ内閣成立後、ジョハンは罷免され、インドネシア人職員による油田復旧作業および採油販売が容認された。

1953 年、アリ内閣は、北スマトラ油田に散在する事業拠点の調整を目的とし、北スマトラ油田共同事業体を設置した。同事業体は、採油・精製・販売の 3 部門を擁し、精油の売上やスクラップの払い下げを収入として事業経費を賄い、小規模油田<sup>135</sup>の復旧工事に投資した。この結果、石油精製 (製油) については共同事業体組成による生産向上が見られた。日本軍政下で設置された 3 か所<sup>136</sup>の製油所による日産製油能力は、スマトラ石油協働事業組成以前に 114 トンであったが、協働事業体組成以後には 540 トンにまで増加した<sup>137</sup>。

北スマトラ石油共同事業体は、採油の本格化に向けた油田復旧作業を必要視していたが、労働争議や資金難から実現の目処は立っていなかった。このため、北スマトラ油田の経営をどのような主体が担うかをめぐり、検討が始まった。BPM との協調派は、BPM に油田を返還して BPM による復旧を依頼するか、BPM とインドネシア政府の合弁法人である NIAM (Nederlandsche Indische Aardolie Mij : 蘭尼石油) に経営委託をするという対応策を主張した。一方、国営化派は、BPM への協力要請は行わず、産出された原油を輸出に回し、外貨を獲得することで復旧資金に向けるべきと主張した。企業の資金調達をめぐる社内対立と言ってしまえばそれまでだが、こうした意見対立の背後には、脱植民地化の手段として旧宗主国オランダの資本を利用すべきか否か、というナショナリズムをめぐる対立があったように思われる。

旧宗主国オランダの資本を利用して事業の再建を図るという手法は、脱植民地化の逆行とも言えるが、こうした議論を必要とするほどに北スマトラ油田は荒廃していたのである。例えば、ラントウ (Rantau) 油田<sup>138</sup>は独立戦争下において徹底的に破壊されて以来、採油現場以外の付属施設は何ら復旧作業が行われていなかった<sup>139</sup>。パルタブハン (Paluhtabuhan) は低地に立地していたため、海水の浸水を受けて送油管網の腐食が進んでいた。石油精製設備についても、パンカラン・ブランドン (Pangkalan Brandan) 製油所は設備が老朽化し、殆

---

<sup>134</sup> 同上史料。

<sup>135</sup> 1955 年時点では、スマトラ石油共同事業体管轄下に、北アチェおよびランカットをはじめとして 6 か所の油田が存在していた。

<sup>136</sup> ランサ : Langsa、パンガラン・ブランドン : Pangkalan Berandan、パンガラン・スス : Pangkalan Susu

<sup>137</sup> 「北スマトラ石油の国有化に関する件 ジ経普第 813 号公信写」前掲史料。

<sup>138</sup> 外務省の文書上、1956 年段階では Rantan と記載されているが、北スマトラに Rantan という大規模油田は見当たらない。実際には Rantau のスペルミスであることが想定され、1958 年ごろを境に、外務省発行文書は Rantau で統一されている。

<sup>139</sup> 「北スマトラ石油の国有化に関する件 ジ経普第 813 号公信写」前掲史料。

ど全ての設備更新が必要とされた。一連の荒廃状況を打開するため、1956年8月には、優先的にパンカラン・ブランダンにおける揚水ポンプ及び発電所の新設、パンカラン・スス(Pangkalan Susu)製油所における加圧ポンプ室補修などが進められた。しかし、同年7月にはパンガラシ・ススのガソリン貯油タンクが反乱勢力の放火によって炎上し、廃棄を余儀なくされるなどの事件もあり、復旧は一進一退の状況であった。

一方、本来であれば契約上の運営権を有するBPMが油田の復旧作業に実質的に着手してこなかった点は留意されるべきである。というのも、英国シェルは、インドネシア政府がシェルの施設立ち入りを許可しないため、復旧作業が進まないとの立場を示していた。一方、インドネシア政府側では、施設を荒廃したまま放置した責任はBPM側にあり、BPMは鉱業権を放棄したものとみなしていた。そこで、1956年7月、インドネシア国会経済委員会は3名の議員を現地に派遣した上で、北スマトラ油田の国営化に向けた検討を開始した。

インドネシア政府とBPMとの交渉においては、インドネシア政府側から一方的な要望がなされた。採掘権をNIAMに譲渡し、復旧の役務もNIAMが受注し、石油販売の利益もまたNIAMが自由に処分するという条件を設定し、さらにNIAMをインドネシア法人にしてインドネシア政府の監督下に置くという内容である。この圧倒的にインドネシア側に有利な提案は、当然ながらBPMにとっては受け入れられず、交渉は暗礁に乗り上げた。

その後、北スマトラ油田のBPMへの返還をめぐり、インドネシア国内の意見対立は激化していった。マシュミ党は、インドネシアが自力で油田を復旧し、生産規模を戦前水準まで回復させることは、技術面・資金面で困難と主張した。また、コンセッション契約満了前に油田を接収することは外国権益の侵害であり、国際的信用の失墜と外資誘致の頓挫に繋がりがねないと危惧した。さらに、BPMにはイギリスの資本も入っているため、BPMの接収によりイギリスとの対立が惹起されかねないと懸念した。一方、PNIの意見は、北スマトラ油田の復旧は戦時に油田を破壊したオランダによって補償されるべきものであるというものであった。また、BPMが復旧作業に着手していないことは、コンセッション契約違反であるがゆえに、インドネシア政府は契約を取り消すことができるとの論調を張った。

結果、ハーグ財政・経済協定の破棄に伴い、インドネシアにおけるオランダ企業接収の一環として1956年10月にインドネシア政府は一方的に北スマトラ油田を国有化した。1956年10月16日、インドネシア政府は工業省令に基づき、国営企業体である北スマトラ石油開発鉱山(P.T. Eksploitasi Tambang Minyak Sumatra Utara)を設立し、東アチェ及びタミアンの両鉱区における採掘・管理その他の業務を行うこととした。その後、10月24日には、軍政長官令<sup>140</sup>が発令され、国民経済および治安の保全という名目で油田は接収された。同年12月10日、北スマトラ油田の管理開発を担う国営企業体として、北スマトラ石油開発鉱山はPERMINA(P.T. Perusahaan Minyak Nasional：国営石油公社)に改称した。

その後、北スマトラ油田の国有化は不可逆的に進み、翌57年2月には北スマトラ油田に対するBPMの利権破棄が宣言され、同年7月にはインドネシア軍によって東アチェおよび

---

<sup>140</sup> Peraturan Penguasa Militer(Regulation of Military Rulers) No: PRT/PM/017, 197

タミアンの二鉱区における BPM の鉱業権許可の取り消しが宣言された。1957 年 3 月 14 日、スカルノは戒厳令を全土に敷き、経済活動についても軍部の監督を認めた。同年 7 月には北スマトラ油田の管轄権が陸軍に移譲された。

こうした動きの結果、両鉱区は新設の PERMINA によって経営されることとなった。PERMINA の代表取締役社長に就任したストー大佐(Dr. Ibnu Suto)は、スハルト(Soeharto)と「以心伝心<sup>141</sup>」の仲といわれるなど、軍部首脳と密接な関係を持つ人物であった。またストーは、PERMINA が油田を BPM に返還することや、経営の実権を外国資本に譲ることは一切想定しておらず、インドネシア民族資本の手により油田を開発する意思があった<sup>142</sup>。

以上のように、北スマトラ油田は植民地経済の残滓でありながらも、その復旧と利活用をめぐるインドネシアの地方反乱や政党間対立など「政争の具」となったのであった。そこには、脱植民地化を進める上で、オランダの利権や資本を活用すべきか否か、活用しないのであれば如何なる方策を展開するのかというインドネシアの苦悩が集約されていたといえよう。最終的には、インドネシアは油田を国営化し、国軍管轄下に置くことで復旧を目指したが、復旧のための資本や技術を調達できる見込みは立っていなかった。北スマトラ油田は、インドネシアの経済的独立に向けた困難性を如実に体現していたのである。

---

<sup>141</sup> 青山育生『「日の丸」の原油を追って 追憶の「インドネシア石油」』新風舎、2005 年、13 頁。

<sup>142</sup> 「北スマトラ石油に関する件」高木臨時大使から藤山大臣宛、1958 年 7 月 1 日、外交記録、E'-214。

## 4 まとめ

本章で論じてきたように、第二次世界大戦後のインドネシア独立は、インドネシアの脱植民地化と、アメリカによる冷戦戦略、蘭英による経済権益の確保という構図の中で進められたものである。独立戦争に対する英米蘭の関与は、第二次世界大戦後の東南アジア地域における旧帝国主義諸国の関与のあり方、そして東南アジアにおける冷戦構造を秩序付けるものであった。結果として、1949年8月、独立戦争で疲弊したオランダに譲歩を迫る形でアメリカが介入し、ハーグ財政経済協定によってインドネシアの独立は達成された。アメリカは、東南アジアの共産化防止のため、オランダとの関係を踏まえつつも、インドネシアの独立を重視した。インドネシアからすれば、共産化防止が目的であれば、アメリカはインドネシアに寄り沿う形で仲裁を買って出てくれるという教訓を得たことであろう。そして、この独立をめぐるアメリカとの関係が、その後インドネシアが共産主義陣営と自由主義陣営の間で揺らぎながら、双方に都合よく支援を要請するという姿勢を形作ったように思われる。

ただし、政治的独立を遂げながらも、インドネシアが脱植民地化の完遂と、経済面を含めた「独立の完成」を実現していくためには、多大な困難に直面していたと言わざるを得ない。ハーグ財政経済協定に基づきオランダ企業の権益が保全された一方、インドネシア民族資本の育成は進んでおらず、経済水準は独立戦争前の水準を下回っていた。1950年代初頭にはスミトロ計画等の経済計画も立案されたが、十分に履行されないまま死文化した。インドネシア経済はなお、オランダの影響下にあり、民族資本による自律的な経済発展を実現できる状況にはなかったと言えよう。アジア問題調査会の板垣が指摘したように、経済的独立こそがインドネシアの脱植民地化に向けて必要だったのである。

こうしたインドネシア経済の惨状に対し、自立的経済運営を促すための経済援助をいち早く提供したのがアメリカであった。また、アメリカは、NSC124/2によってインドネシアを戦略的資源産出地として規定し、日本の共産化防止のためにもインドネシアおよびマレーシアを自由主義陣営に引き留めることの重要性を認識していた。しかし、アメリカは「冷戦」の論理に大きく傾いた形でインドネシアに関与しており、インドネシアにおける脱植民地化の熱情を理解できていなかった。1955年9月の総選挙でマシュミ党に託したアメリカの期待は裏切られ、1956年には援助を求めてソ連に接近していくスカルノの姿にアメリカは当惑した。インドネシアは脱植民地化を進めるための援助を欲していたが、東西両陣営のいずれにも偏向しないよう、両陣営から援助を引き出そうとしたのである。ここに、「冷戦」の論理だけでは語ることの出来ない、脱植民地化の論理があった。菅英輝が指摘するように、脱植民地化闘争が目指すものは、独立、自立、近代化であり、そこでは冷戦とは異なる論理と力学が働いていたのである<sup>143</sup>。

さらに、アメリカのインドネシアに対する期待は、西イリアン問題をめぐるインドネシアの政治的独立への執着により打ち砕かれていった。アメリカは、独立戦争への介入によって

---

<sup>143</sup> 菅英輝「東アジアにおける冷戦」木畑洋一編『東アジア近現代通史 7 アジア緒戦争の時代 1945-1960年』岩波書店、2011年、47頁。

傷ついたオランダとの関係を修復させるかのように、西イリアン問題への中立を堅持した。オランダはオーストラリアとともに、国連調停案を策定し、米国の賛同を求めたが、アメリカの中立姿勢は強固であった。結局、インドネシアは蘭豪に対して強硬姿勢を強め、1956年6月にはハーグ財政協定を一方的に破棄してしまった。アメリカが仲裁する形で実現した協定は、「統一インドネシアの完成」という建国五原則に基づくインドネシアの執着により、死文化したのである。同時に、ハーグ財政経済協定の破棄は、インドネシアにおけるオランダ企業の存立根拠を喪失させるものでもあり、不安定な経済基盤をさらに弱体化させることになった。

このように、独立後のインドネシアにおける脱植民地化は、アメリカの東南アジア冷戦政策を巧みに利用する形で進められ、政治的独立の達成に力点が置かれたものであった。この政治的独立の偏重こそが、経済的独立を可能にするための経済基盤の保護・育成を相対的に軽視することにつながったと考えられよう。貧困削減や産業発展、社会経済インフラの整備といった「国づくり」のための手段が十分に講じられないまま、インドネシアは独立国としての歩みを始めた。この意味で、インドネシアの標榜する脱植民地化は、植民地経済への隷属状況を断ち切ることに成功したものの、植民地期よりも過酷な経済停滞をもたらすものであったと評価せざるを得ない。

この逆説こそが、西欧植民地主義的色彩の薄い日本の資本をインドネシアに引き寄せる契機だったと考えることができよう。日本は、東南アジアにおける冷戦戦略という「冷戦」の論理と、賠償を通じた東南アジアへの経済進出という「経済」の論理が政財界に渦巻く中で、サンフランシスコ講和会議を経て独立を回復した。日本による賠償政策は、アメリカの冷戦戦略に乗じる形で策定されたものであるが、同時に、日本経済界が先行的に展開していた独自アプローチを踏まえるものでもあった。インドネシアに対しては、すでに1951年段階で、戦時中にインドネシアに駐留経験を持つ旧軍人や財界人などが、インドネシア側要人に接触を開始し、日本政府に対しても賠償交渉の早期開始を訴えていた。1952年1月の津島・ジュアンダ交換公文への調印以降には、松永安左エ門や鮎川義介、石原広一郎といった財界人がインドネシアの資源確保を目的とした賠償プロジェクトを計画し始めた。日本政府が賠償交渉に本格的に着手する以前に、日本の財界側で賠償に関する具体的活動があったのである。こうした経済界の民間経済外交を経た上で、日本政府による正規の外交交渉が展開された点で、民間経済外交が正規の外交を規定したとも言えよう。

経済界による賠償交渉への働きかけは、その後も続いた。倭島公使による賠償交渉が難航する中、松永安左エ門、鮎川義介、西嶋重忠らが外務省の協力を得つつ、1956年6月から7月にかけてインドネシアに訪問団を送った。具体的な賠償プロジェクトを提案し、インドネシア側の関心を引き寄せるといってよい。このような経緯がある中で、インドネシアにおける西イリアン問題を背景とした対オランダ対決姿勢やスミトロ計画の失敗による経済的停滞など、日本の経済的支援に対する期待が高まっていったのである。そして、

インドネシアは賠償交渉に宥和的姿勢を見せ、交渉は急速に収束に向かっていった。

日本経済界の賠償交渉への積極関与の背景には、インドネシアへの経済進出という目的のみならず、経済界全体での海外進出に対する機運の高まりと、海外進出を支援するための政策機関整備の動きがあったことは指摘されるべきである。独立回復後、程なくして日本経済界は「プラント輸出」をはじめとする海外市場開拓を進め、通産省は経済界を支援するための諸政策を展開した。輸銀による資金供与や輸出保険制度によるリスク填補、アジア経済研究所による海外市場情報提供は、日本企業の海外市場開拓を金融面及び情報面双方で補完するものであった。アジア経済研究所は、アジア問題調査会とアジア協会を出自とする政官産の融合ネットワークによる組織体であった。岸や藤崎などの満州人脈や板垣などの経済学者が中心となり、小林中や東畑精一などの対インドネシア経済協力を担う財界人が名を連ね、通産省および外務省の支援を受けていた。戦後日本の対インドネシア経済協力を主導する人物の輩出機関としてアジア問題調査会とアジア経済研究所は機能していたのである。

こうした政策機関の整備と政官産の綿密な関係こそが、経済界主導での民間経済外交と日本政府による正規外交の整合性をもたらし、官民連携に基づく対インドネシア経済進出を可能にしたのであろう。また、日本経済界の進出がインドネシアに経済成長をもたらすという理屈は、インドネシアを自由主義陣営に留めようとするアメリカの冷戦政策とある程度調和したものであった。日本経済界は「経済」の論理に基づいて動いていたが、それはアメリカの「冷戦」の論理からしても容認可能なものであったのである。だからこそ、岸政権は、アメリカに対しては「冷戦」の論理によって、経済界に対しては「経済」の論理によって、対インドネシア経済進出を支援することが可能だったのだらう。

脱植民地化を目指すインドネシアにおいて、上述のような「冷戦」の論理と「経済」の論理が絡み合う形で展開された事例として、北スマトラにおける石油資源開発はその最たるものである。1951年の浅野物産によるインドネシア進出検討に始まり、石油資源開発株による国策的な海外石油資源確保の試みは、日本経済界による「経済」の論理に基づくものであった。一方アメリカもまた、米ソ対立の深化に伴う代替油田の確保を目指し、「冷戦」の論理からインドネシアの石油資源を注視していた。そして、北スマトラ油田は、かつて蘭英がBPMを通じて運営し、1956年にインドネシアが国有化した点で、インドネシアの脱植民地化を如実に体現した事業であった。独立戦争と地方反乱を通じて荒廃した油田の復旧をめぐり、インドネシアと日本側の北スマトラ油田をめぐる思惑の合致状況は次第に明らかになり、しかもそれはアメリカの冷戦戦略とも整合したものであったのである。

最後に、本章冒頭で提示した問いに対する見解を述べたい。アメリカの「冷戦」の論理に基づく経済援助を引き寄せたのはインドネシアの経済的独立の頓挫であったが、西イリアン問題の勃発を通じてアメリカはインドネシアから距離を置き始めた。このタイミングで賠償交渉を行っていたのが日本であった。日本は「冷戦」の論理を一応のこと踏まえつつも、経済界からの賠償交渉加速化や政府による通商拡大政策といった「経済」の論理に

基づく日伊関係の構築を目指したのである。そして、日本のこうした姿勢はインドネシアの経済面での需要を満たしうるものであった。その代表例こそが北スマトラの石油開発であり、日本経済界の「経済」の論理と、インドネシアの脱植民地化、アメリカの「冷戦」の論理が石油産業を機軸として噛み合ったのである。このような構図の下、日伊間の経済協力の原型は形作られることとなった。

### 第三章 脱植民地化の逆説－「経営の真空」と日本経済界－

1957年以降、インドネシアでは経済的ナショナリズムが勃興し、オランダ資本の排斥や外国企業の国有化が強権的に進められた。この外国資本排斥の嵐の中においても、日本の資本は排斥対象とならず、国交回復と賠償協定・経済協力協定の締結が実現する。かつての軍政支配者であったにも係らず、外資排斥下でのインドネシアで日本の資本が受け入れられ、しかもアメリカもそうした情勢を見守ったのは、なぜなのだろうか。本章では、この問いを明らかにするために、次の3つの観点から分析する。

第一には、インドネシアにおける経済的ナショナリズムが脱植民地化の進展に対して持った意義である。経済的ナショナリズムに基づく外国資本排斥を通じ、インドネシアは悲願である脱植民地化を進めることができたのであろうか。本章では、オランダ企業の接収と華僑排斥という二つの事例を基に、その展開と影響を述べる。両者は、1950年代後半までのインドネシア経済に多大な影響を持った経済主体であり、その排斥はインドネシア経済のあり方を大きく変容させた。そこで、本章では、「経営の真空」という概念を基にその様相を論じる。「経営の真空」とは、経営能力を有する経営陣が企業に存在しないために、経営ノウハウを外部から引き寄せようとする動きとして定義づけたい。この「経営の真空」の出現により、外国資本排斥を進めつつも、外国企業の経営能力を取り込む必要性にインドネシアが迫られていたことを、本章で指摘する。また、そうした外国資本として、西欧植民地主義的色彩の薄い日本の資本への期待がインドネシアで高まっていた様相を明らかにする。

第二には、賠償協定や経済協力協定の交渉を通じた対インドネシア国交回復に際し、日本経済界が果たした役割である。岸信介は、首相として戦後初めてインドネシアを訪問し、賠償および経済協力の交渉を妥結させた。本章では、岸の東南アジア周遊以前からインドネシアとの交渉締結や経済進出に向けて主体的に活動していた日本経済界の姿を明らかにする。その上で、アメリカに対しては冷戦政策への適合という点を強調しつつ、実体としては日本経済界の動きに呼応する形で、岸政権が対インドネシア経済外交を展開していく様相を明らかにする。

第三には、アメリカの対インドネシア冷戦戦略と日本経済界の思惑の整合性である。1957年から1960年までのアメリカは、「指導される民主主義」を通じたインドネシアの共産諸国への接近と、資源産出地における地方反乱に懸念を寄せた。本章では、これら問題に対するアメリカの方針と日本への期待を明らかにする。その際、スマトラ、スラウェシ、カリマンタンといった日本経済界による進出予定地を、アメリカも戦略的資源産出地としてNSC文書で位置づけ、インドネシアと日本の関係深化によるインドネシアの共産化防止を図った政策方針を明らかにする。これらを通じ、アメリカによる「冷戦」の論理と日本経済界の「経済」の論理が絶妙に整合していた様相を指摘し、日本政府にとってもアメリカとの関係を懸念することなく経済界の支援を実現できたことを指摘する。

## 1 経済的ナショナリズムによる「経営の真空」の出現

### (1) オランダ企業国有化による産業停滞

1956年6月、西イリアン問題を契機としてスカルノが財政経済協定を一方的に破棄した点は前章で述べた。それでは、インドネシアによる対オランダ強行姿勢はその後どのように展開し、いかなる影響をインドネシア経済に与えたのであろうか。

率直に言えば、西イリアン問題に基づく反オランダ意識はインドネシアの経済的ナショナリズムと合流した。そして、民族の手で経済運営をすべくインドネシア国内のオランダ企業を国有化し、オランダ資本を排斥する動きへと繋がっていった。

そもそも、経済的ナショナリズム勃興の背景には、外国企業、特に旧宗主国オランダの企業権益が保全され、国内流通機構に対する支配的影響力が維持されていたことがある。1950年代インドネシアの国内流通機構で支配的影響力を持ったのは、欧米系商社と華僑貿易商である。そのうち、欧米系商社として市場に大きな影響を有していたのは、オランダ系商社であった。特に、ビッグファイブと称されたオランダ系商社5社（ヤコブソン社<sup>1</sup>、インターナショナル社<sup>2</sup>、ボルスミ社<sup>3</sup>、ヘオ・ウェリー社<sup>4</sup>、リンデテビス社<sup>5</sup>）は確固たる地盤と強力な資本を擁し、地場系業者の追従を許さない支店網と商圈を築いていた。

事実、1957年におけるアメリカ国務省の分析でも、蘭イ経済関係に依存しているのはインドネシア側であるという評価がなされた<sup>6</sup>。インドネシア側の一方的依存状況は、蘭イ間におけるオランダの優位な立場を保ちうるものであった<sup>7</sup>。例えば、外航海運を担ったKPM社（Koninklijke Paketvaart Maatschappij:オランダ王立郵船会社）をインドネシアから撤退させれば、オランダはインドネシアからの輸出を不可能にさせることも出来た。

こうしたオランダ系商社の影響力維持を可能にした制度的根拠こそが、前述のハーグ円卓会議における財政経済協定にあった。インドネシア独立後にもオランダ系商社は事業許認

---

<sup>1</sup> Jacobson van Den Berg & Co オランダに本店を持つナショナル・ハンデルスバンク傘下として1860年設立。インドネシアの主要都市に支店を有し、貿易業者としてはインドネシア最大規模の商社。

<sup>2</sup> International Credit Vereniging Rotterdam 同じくナショナル・ハンデルスバンク傘下として1863年にロッテルダムで設立。インドネシアに19支店を持ち、海運業の代理店やエステート経営（ゴム、砂糖、茶、コーヒー、タバコ）に参入していた。

<sup>3</sup> Borneo Sumatra Handel Mij 同じくナショナル・ハンデルスバンク傘下として1894年ハーグで発足。本社所在地はジャカルタ。インドネシア主要都市に44支店、加えて大阪、東京、メルボルン、香港、バンコクの在外支店、ニューヨーク、マラヤの子会社を保有。

<sup>4</sup> Geo Wehry & Co 1868年アムステルダムに本社を設置。インドネシアには8支店を設けた。

<sup>5</sup> Mik tot Voortzetting der Zaken van der Linde & Teves en R.S. Stkvis Co., 1889年ジャワに拠点設立。本社はアムステルダム。インドネシア国内に18支店を設け、貿易、委託代理業、農園企業等に参画。

<sup>6</sup> 例えば、オランダの財政収入のうち、インドネシアとの経済関係に由来する収入の割合は3.1%に過ぎなかった。これに対し、インドネシアの財政収入のうち約50%はオランダとの経済関係によるものであった。すなわち、蘭イ経済関係が消失した場合、オランダは財政収入の3.1%が消失するだけで済むが、インドネシアは財政収入の半分を消失することを意味した。

<sup>7</sup> Memorandum of a Conversation, Department of State, Washington, November 27, 1957, FRUS 1955-1957, Vol.22 p.523.

可を認められたまま権益が保全され、事業を通じて得た利益の本国への送金が認められたのである。無論、財政経済協定はナショナリズムの勃興するインドネシアにおいて「火薬庫<sup>8</sup>」となり、絶えずインドネシア側のオランダに対する不満を誘発する原因となった。

例えば、1957年11月、ジョン・アリソン米国大使(John Moore Allison)と会談したスバンドリオ外相(Subandrio)は、オランダ資産接収の可能性は否定しつつも、オランダの交渉姿勢如何では、北スマトラ油田を含む在インドネシア資産の保全を確約できないという強硬な姿勢を示した<sup>9</sup>。これに対し、オランダからはインドネシア向け債務や北スマトラ油田の保全、およびオランダの経済権益のあり方について交渉する用意がある旨の返答があった<sup>10</sup>。11月の時点では、オランダ資産の国有化が懸念されつつも、蘭伊両国間で対話の余地が残されていたのである。

国有化に向けた動きが本格化したのは、ハーグ財政経済協定破棄後から約1年半後の1957年12月2日であった。西イリアン問題に憤慨したインドネシア労働組合によって、在インドネシアのオランダ企業の占拠が始まった<sup>11</sup>。翌日にはPNI(国民党)系の労組によりKPM本社接収が行われた。これに続き、PKI(共産党)系労組も企業接収に向けて労働者を動員した。事態に驚いたインドネシア政府は、全国のオランダ系農園500か所、海運、商社、銀行などのオランダ企業を国軍の管理下に収めた。

こうしたPKIの動向に対してアメリカは危機意識を抱いた。12月5日、アレン・ダレスCIA長官(Allen Dulles)は、PKI系労組がオランダ企業を不法占拠した状況を踏まえ、蘭伊間の外交関係は壊滅的危機にあるとの認識をNSCで示した<sup>12</sup>。そして、オランダ企業の接収をインドネシア政府が支援しているという確固たる情報をつかんだ<sup>13</sup>アメリカは、西イリアン問題がオランダ企業国有化につながったという見解に至った。翌6日、インドネシア政府から日本に対し、KPMの代替となる海上物流網の整備支援要請が行われたことを踏まえ、米国は米国輸出入銀行によるクレジット供与の延期をはじめとする経済制裁の発動を検討し始めた<sup>14</sup>。アメリカも在インドネシア米国企業の経済権益を守るべ

---

<sup>8</sup> 板垣與一編『調査研究報告叢書 第40集 インドネシアの経済社会構造』アジア経済研究所、1963年、164頁。

<sup>9</sup> Telegram, the Embassy in Indonesia to the Department of State”, November 4, 1957, FRUS, 1955-1957, Vol.22 p.486.

<sup>10</sup> Telegram, the Embassy in Indonesia to the Department of State Djakarta, November 4, 1957, FRUS, 1955-1957, Vol.22 p.487.

<sup>11</sup> 1956年6月のハーグ財政経済協定破棄後、同年10月にインドネシア政府は北スマトラ油田を国有化し、57年3月の戒厳令に基づいて同油田の経営を陸軍に移管したのは第2章で述べた通りである。ただし、インドネシア政府は石油などの資源分野以外については、オランダ企業の国有化に踏み切っていなかった。だからこそ、そこに労組による反オランダ主義と経済的ナショナリズムの矛先が向く余地があったと考えられる。

<sup>12</sup> Editorial note, FRUS, 1955-1957, Vol.22 p.526.

<sup>13</sup> Telegram, the Department of State to the Embassy in Indonesia Washington, December 5, 1957, FRUS, 1955-1957, Vol.22 p.529.

<sup>14</sup> Notes of the Secretary's Staff Meeting, Department of State, Washington, December 6, 1957, FRUS, 1955-1957, Vol.22 p.530.

く、クレジット供与の条件としてインドネシアにおける米国企業の保全を求めようとした。

しかし、インドネシア政府内においてもオランダ企業接収に係る政府方針が確立してはいたわけではない。12月6日、スイト（Suwito）外務大臣政務官が米国大使館に語ったところによれば、インドネシア政府内でも労働者によるKPMの資産接収を積極的に支援する意見と、労働者によるKPMの資産破壊を防止するために軍管理下におくという意見が二分されていた。ただし、軍管理下にオランダ企業を置くことの目的は資産の「保全」であり、国際法に抵触するような「接収」であったり、財政難に起因する「国有化」ではないと抗弁した。そして、スイトは西イリアン問題を中心とするオランダとの諸問題さえ解決すれば、オランダ企業の資産を返還すると主張した。スイトの主張の背景には、インドネシアの肩を持つ形でアメリカが西イリアン問題へ介入することへの期待があった。ただし、インドネシアがオランダ企業を人質に、西イリアンをめぐるオランダの譲歩を引き出そうとしているのは明らかだった<sup>15</sup>。そして、インドネシア側は接収や国有化とは言わなかったものの、国軍管理下にオランダ企業を置けば、オランダ人による経営権の行使は困難になり、事実上の接収を意味することも明らかだった。

こうした状況に対して、アメリカ国務省は、スカルノとの関係がもはや限界に来ている（Reached the point of no return）と認識した<sup>16</sup>。仮に、スカルノが反共主義的姿勢をとったとしても、それは、親米的立場の表明等ではなく、大統領としての地位に留まるために、インドネシア国内の反共主義者に迎合しただけのことだとアメリカは想定した。そこでアメリカは、PNIとマシュミ党、及び国軍といった反共主義者との関係を深め、スカルノ政権に対して、軍事援助及び経済援助の追加供与を行わない方針に傾いた<sup>17</sup>。

ただし、インドネシアがソ連や中国からの援助を引き出す中でアメリカが援助を中止すれば、インドネシアの親共的傾向が強まるのは必須であり、アメリカはジレンマに直面した。その際、カミング元駐インドネシア大使（Hugh S. Cumming Jr.）は、インドネシアの感情的反応を惹起する西イリアン問題は深追いすべきでなく、より冷静な議論が可能なスマトラ反乱に対し、英豪との連携による対応を図ることで、インドネシアとの関係維持を図るべきだと主張した<sup>18</sup>。国務省がスカルノに強い疑念を寄せる中、在インドネシア米国大使館はなお、任地国インドネシアとの関係維持に努めた。ただし、インドネシアにおける共産主義浸透や、西イリアン問題への関与に失敗した場合のアメリカの威信失墜を懸念した点で、国務省と米国大使館は共通していた。そこで、米国大使館は、オランダに対し

---

<sup>15</sup> Telegram, the Embassy in Indonesia to the Department of State, December 6, 1957, FRUS, 1955-1957, Vol.22 pp.531-532.

<sup>16</sup> Message, the Assistant Secretary of State for Far Eastern Affairs (Robertson) to the Ambassador in Indonesia (Allison), Washington, December 7, 1957, FRUS, 1955-1957, Vol.22 p.534.

<sup>17</sup> *Ibid.* p.534.

<sup>18</sup> Notes of the Secretary's Staff Meeting, Department of State, Washington, December 9, 1957, FRUS, 1955-1957, Vol.22 pp.536-537.

て、自由主義世界の長期的利益を目的とした自制的な行動をとるよう要請した<sup>19</sup>。

このような米国大使館による対インドネシア関係維持の努力も空しく、オランダ企業接收による経済的影響は広がっていった。まず、生産活動の停滞により、1957年11月から12月にかけて米価は3倍程度に高騰し、一般国民の生活を圧迫した。また、接收を逃れたKPMの主要船舶がオランダ本国に送還されたように、経済活動を支える物流インフラも脆弱化してしまった。この状況にソ連は着目し、インドネシアに対する船舶や技術者の供与を急遽決定した。12月12日のNSCでアレン・ダレス CIA長官(Allen Dulles)が懸念を示したように、インドネシアにおける反オランダ運動は、「極めて深刻な派生効果」を生じさせていたのである<sup>20</sup>。また、インドネシア側もKPM撤退に伴う物流の穴を埋めるべく、日本やユーゴスラビア、ポーランドに対して船舶の手配を行ったが、これら外国船のインドネシア入港には3週間の時間を要した。スバンドリオ自身も認識していた通り、3週間の間にインドネシアの食糧は底をつく危険性があったのである<sup>21</sup>。

食糧難が迫りくる中ではあったが、アメリカのインドネシアに対する姿勢が大きく変わることはなかった。アリソン大使の認識が示すように、西イリアン問題に対してアメリカが融和的立場をとったとしても、KPMの船舶が戻ってきたり、インドネシアの食糧難が解決するわけではなかった<sup>22</sup>。翌1958年1月2日、国務省、CIA、国防総省の三者会議において西イリアン問題に関する米国の関与方針が検討された。会議では、インドネシアへの支援を主張するアリソン大使の意見が紹介されたが、会議参加者はスカルノを「頼りにならず、信頼もできない<sup>23</sup>」人物と批判した。インドネシアに対するアメリカの方針は本国と大使館で平行線を辿ったのである。

そして、当の被害者であるオランダはインドネシアと交渉する姿勢は見せず、国際司法裁判所に付託する方針を提示した。しかし、このオランダの姿勢が、交渉を望むインドネシアとの関係を決定的に悪化させてしまった<sup>24</sup>。当初、インドネシア政府は、接收を一時的な措置としたが、接收を脱植民地化の契機とみなす強硬派世論の影響を受け、オランダ人財産の恒久的な接收へと傾いていった。1958年12月、オランダ企業国有化法<sup>25</sup>が議会で可決され、インドネシアに存在する全オランダ企業は接收・国有化されることが制度的に確立した。この結果、12月10日、オランダ企業は政府の管理下に置かれ、徹底したオランダ資本の排斥が行われた。例えば、既述のように海運を独占していたオランダのKPM社についても追

---

<sup>19</sup> Telegram, the Embassy in Indonesia to the Department of State Djakarta, December 9, 1957, FRUS, 1955-1957, Vol.22 pp.538-539.

<sup>20</sup> Editorial Note, FRUS, 1955-1957, Vol.22 p.546.

<sup>21</sup> Telegram, the Embassy in Indonesia to the Department of State Djalarta, December 14, 1957, FRUS, 1955-1957, Vol.22 p.549.

<sup>22</sup> *Ibid.*, p.549.

<sup>23</sup> Memorandum of Conversation, Washington, January 2, 1958, FRUS, 1958-1960, Vol.17, p.5.

<sup>24</sup> *Ibid.*, p.9.

<sup>25</sup> インドネシア共和国の領域内にあるオランダ人所有の企業の国有化に関する法律(1958年86号法)

放対象となった。インドネシア政府は中古船の購入・備船などを図ったものの船舶不足や海技の未成熟は免れず、海運能力は低下した。こうした排斥の結果、1957年12月段階で5万人を超えたインドネシア在住のオランダ人は58年8月までに1万人程度まで急減した。オランダ系商社もまたインドネシア政府接收の対象となった。1958年4月、インドネシア政府は輸入前納金を引き上げるとともに、重要9品目については国営化した商社8社に独占させる措置を取った。輸入額の増加に対して外貨流出を防ぐ措置が取られたものと推察される。オランダ系商社は1959年3月までに称号の変更がなされ、国営8大商社へと完全に改組されていった<sup>26</sup>。

このようにオランダ企業の国有化が進む一方で、事業承継を受けたインドネシア資本に企業経営のノウハウがあるわけではなかった。国有化に伴い、インドネシアの労働組合はインドネシア人による経営の実現を目指した<sup>27</sup>が、技術者や経営者としての経験を持つインドネシア人は僅少だった。油田や鉱山を手中に収めても、事業計画の立案や履行、組織の運営、技術開発を進められる人材が不足していたのである。このため、接收した企業をいかに経営していくかがインドネシアにとって喫緊の課題となった<sup>28</sup>。経営能力を持った経営陣が不在の中、インドネシアは経営ノウハウを国外から引き寄せざるを得なかった。換言すれば、「経営の真空」が生じたのである。ただし、西イリアン問題でインドネシアとの対立を深めるオランダや、中立性を標榜するアメリカは、「経営の真空」に引き寄せられることはなかった。

1959年5月、米国大使館は、オランダとインドネシアの出席の下、国連総会の場において西イリアン問題の解決に向けた検討を促すべきと、国務省に提案した。オランダがアメリカの仲裁案に同意しなかった場合に備えて、オランダやインドネシアが反論しづらいよう、国連総会の場での検討を想定したのである<sup>29</sup>。また、米国大使館は、西イリアン問題に対してインドネシアへの支援を行うよう、なおも国務省に提案した。さらに大使館は、西イリアンを5年間、国連の信託統治下に置き、蘭イ間でオランダ資産の補償や差別待遇の撤廃を定めた二国間協定の批准後に、インドネシアに主権を委譲するという案を提示した。しかし、国務省は、この提案内容では、オランダの西イリアン問題に対する強硬姿勢と被害意識を変容させられないと判断した。オランダは、接收資産に対する適切な補償を求めているが、それは西イリアン問題とバーター取引しうるものではなかったのである。さらに、オランダはアメリカの対インドネシア軍事援助を、「反オランダ闘争向けの武器供与」とみなしており、米蘭関係にも亀裂が生じかねなかった。こうした状況に対し、国務省は、「米国がオランダ

---

<sup>26</sup> 須山卓「流通機構と企業の実態」アジア経済研究所『インドネシア貿易流通機構』アジア経済研究所、1960年、298頁。

<sup>27</sup> Outward Savingram, O.3946, to Australian Embassy Washington, March 26 1958, NAA: A1838, 3103/11/106/ Part 2.

<sup>28</sup> 谷口五郎「指導される経済」と外資』『月刊インドネシア』133号(1958年)、9頁。

<sup>29</sup> Despatch, No. 905, the Embassy in Indonesia to the Department of State, Djakarta, May 26, 1959, FRUS 1958-1960 vil.17 Indonesia p.384.

を西イリアンひいてはインドネシアから追い出そうとしていると非難されても誇張には当たらない<sup>30</sup>」と米蘭関係を懸念した。

米蘭関係を維持しようとするアメリカ側の配慮は、翌年のアイゼンハワー大統領(Dwight David Eisenhower)の発言からも垣間見られる。1960年8月、モカルト(Moekarto)駐米インドネシア大使と会談したアイゼンハワーは、ボーキサイトや石油は産出されるもの、なぜそこまで両国が西イリアンに固執するのか疑問を呈した。もちろん、アイゼンハワーは過去にヤング(Young)駐蘭アメリカ大使と会談した際、オランダが旧支配地域から「追い出された」と認識しており、西イリアン問題はその象徴的事例であるという説明を受けていた<sup>31</sup>。こうした説明を踏まえつつも、インドネシア側の宥和的態度を引き出すべく、西イリアン問題にオランダは固執すべきでないと伝えたかったのだろう。

結局、西イリアン問題に対してインドネシア寄りの支援を講じるという米国大使館の提案は棄却された。1960年9月にアイゼンハワー向けに作成されたブリーフィングペーパーにおいても、西イリアン問題に関しては、NSC5901に基づく中立的姿勢を堅持しつつ、今後の対応方針は検討中であるという説明がなされた<sup>32</sup>。同月、第15回国連総会開催に伴い、ハーター米務長官(Christian Archibald Herter)と会談したオランダのルンス(Luns)外相は、インドネシアとオランダとの関係に言及した。ルンスによれば、ハーグ財政経済協定の一方的破棄によりオランダ企業が接収され、オランダ人も国外追放にされる中、オランダとインドネシアの外交関係はもはや断絶状況だった<sup>33</sup>。

以上述べてきたように、西イリアン問題はインドネシアの経済的ナショナリズムと合流することで、オランダ企業の接収と国有化を促した。これに対し、アメリカでは国務省と大使館で中立性の維持をめぐる論争があり、結局アメリカはインドネシアへの支援をしない方針に傾いていった。その間、インドネシアでは接収した企業の経営方針も定まらないまま、産業界における「経営の真空」が生じ、未成熟な経済はさらなる停滞へと陥ったのである。

## (2) 華僑の排斥による小売流通網の荒廃

オランダ同様に、インドネシア経済への影響力を持ち、そして1950年代後半に大きな勢力転換を迎えた外国資本として華僑の存在を挙げることができる。インドネシアの華僑は、17世紀初頭オランダ東インド会社創設当初から徐々に勢力を拡大した。特に商業流通面では、小売業のみならず金融業を媒介として大都市から農村に至るまで取引ネットワー

---

<sup>30</sup> Despatch, No. 173, the Embassy in the Netherlands to the Department of State, Hague, September 3 1959, FRUS, 1958-1960, Vol.17, pp.429-431.

<sup>31</sup> Memorandum of Conversation, Washington, August 24, 1960, FRUS, 1958-1960, Vol.17, p.527.

<sup>32</sup> Memorandum, Prepared for President Eisenhower, Washington, September 9, 1960, FRUS, 1958-1960, Vol.17, pp.533-534.

<sup>33</sup> Memorandum of Conversation, SecDel/MC/90, New York, September 23, 1960, FRUS 1958-1960 Vol.17 Indonesia p.540.

クを構築し、インドネシア経済の毛細血管となっていた<sup>34</sup>。また、小売業においては同じ系統の仲買業者や卸売業と密接な連絡を取りながら、地方村落の末端に至るまで農産物の集荷や商品配給に対して影響力を行使していた。有馬駿二が指摘するように、インドネシア人の手によって輸入された商品であっても、華僑の商流を使わなければ、インドネシア国内での販売活動が困難だった<sup>35</sup>。

こうした華僑もまた、経済的ナショナリズムの下で排斥対象になった。1959年9月3日、大統領令10号により外国商社に対して拡張、移転及び権利の譲渡が禁止され、新規開業も禁止された。この結果、華僑商社の活動は大きな制限を受け、1959年初頭に1,068社あった華僑輸入商は、同年中に40社まで激減した。ただし、経営名義をインドネシア人にしつつも、実態として華僑が経営する商社は多数存在していたとみられる<sup>36</sup>。このような「名義貸し」を排除し、民族資本保護政策を完遂するため、前述の国営8大商社に主要9目輸入の独占権を与える措置が講じられたのである。華僑勢力の活動制限により、流通機構にも混乱が生じ、投資の冷え込みが生じた。アジア経済研究所の評価によれば、「国内の通商・金融機構は破壊され、外国市場に対するチャンネルを混乱させ<sup>37</sup>」という惨状であった。

華僑に対する排斥は、事業許認可の取り消しに留まらず、1959年5月の外国人移住法による華僑の強制移住という形でも問題化していた。同年3月から5月にかけてインドネシアに調査訪問した須山卓（国際食糧農業協会）によれば、同法施行以前から華僑の強制移住は行われていた。こうした動きは徐々に強まり、11月には西部ジャワのチバラク（Cibadak）では、立ち退きを執行する軍・警察と執行猶予を懇願する華僑の間で暴動が生じ、華僑側に負傷者が出た。事件直後にチバラクに赴いた在インドネシア中国大使館の王日升副領事も軍当局から追い返され、中国大使館員のジャワ全地区への立ち入りが禁止される事態にまで進展した。西部ジャワでは約230人の華僑が外国人移住法違反で逮捕された。10月26日には、中国語新聞にインドネシア語訳を付記することを定めた中央戒厳司令部令が施行され、検閲が強化されるとともに華僑の言論の自由が制限された。

アメリカは、中国とインドネシアとの関係は、容易には好転しないと想定していた<sup>38</sup>が、徐々に懸念を強めた。同年12月、第429回NSCにおいて、アレン・ダレスは華僑排斥によりインドネシアと中国の関係は最悪の状況に陥ったと判断するに至った。

中国は、小売流通網からの外国資本撤廃を規定した大統領令10号は、華僑のみならず中国共産党に対する挑発だとみなした。インドネシアはこれに反対し、強硬姿勢を見せ

<sup>34</sup> 須山卓 前掲書 332頁。

<sup>35</sup> 有馬駿二「インドネシア経済の現状とその問題点」『月刊インドネシア』1415号(1957年1月)、20-21頁。

<sup>36</sup> 須山卓 前掲書 330頁。

<sup>37</sup> アジア経済研究所『インドネシア貿易と自転車産業』、1959年10月(研究参考資料, no.3)

<sup>38</sup> Telegram, the Embassy in Indonesia to the Department of State Djakarta, November 18, 1959, FRUS, 1958-1960, Vol.17, p.451.

た<sup>39</sup>。華僑排斥運動はインドネシアと中国の国際問題にまで発展し、陳毅外相とスバンドリオ外相間で書簡の交換が行われるに至った。1960年1月、2重国籍問題に関する批准書がイ中間で批准され、華僑がインドネシア国民と認められることで、終息の目途が立った。

和解が実現したとはいえ、インドネシアにおける小売流通網が壊滅的打撃を受けたことには変わりはない。インドネシア人が小売流通網を構築しようとしても、華僑以上の流通網を作れる可能性は高くなかった。ここにも、華僑排斥によって小売流通網を経営する機会を獲得しながらも、経営能力がないがために事業が立ち行かない「経営の真空」が生じていたと考えることが出来る。

### (3) 経済的ナショナリズムの逆説

外国企業を国有化し、経営をインドネシア人が掌握した結果、インドネシア経済はどのように変化していったのか。

まず、前提として指摘すべきは、独立後のインドネシアでは経済的停滞状況が続き、自国に必要な食糧や衣料品すら生産できていなかったという厳しい現実である。そして、その経済的停滞状況の打破を目指すかのように、民族資本育成による経済的独立の達成が喧伝された<sup>40</sup>。1952年の独立宣言記念日にスカルノが行った次のような外国資本批判は、当時の経済状況と経済的ナショナリズムを端的に示していた。

「毎年何十万トンの米の輸入を余儀なくされ、通商と産業で外国人が依然支配的役割を發揮し、我々の肉体をまもる衣類はことごとく海外から輸入しなければならぬ現状において、われわれの目的が経済的に実現されたといえますか<sup>41</sup>」。

1950年代前半を通じ、インドネシア政府は、民族資本の保護や産業の急速な育成を目指した。ただし、日本の外務省が指摘する通り、「之等民族主義的経済政策は稍行き過ぎの観さへ見える<sup>42</sup>」という過度な民族資本育成政策であった。しかし、第二章で述べたように、各種経済計画に基づく産業育成政策は効果を見せなかった。

無論、植民地経済からの脱却は、インドネシアの脱植民地化を動機付けた重要な要因であったことは間違いない。「植民主義は経済的支配、知的な支配、一部国内における外国人会社による現実の、事実上の支配という近代的な装いを持っている<sup>43</sup>」とスカルノがバンドン会議開会宣言で述べたように、民族資本による経済の確立は脱植民地化の一環だった。しか

<sup>39</sup> Editorial Note, FRUS, 1958-1960, Vol.17, pp.457-458.

<sup>40</sup> 例えば、奢侈品以外の企業設立はインドネシア人が独占ないし経営に支配的影響を持つ形態のみ認められることとなった。こうした民族資本の過度な保護は徐々に高まった。

<sup>41</sup> スカルノ「インドネシア苦難の7年」『世界週報』33巻27号(1952年9月)、59頁。

<sup>42</sup> 外務省アジア局第三課「インドネシア共和国の経済開発計画について」昭和28年5月、ア三調書甲第八号、3頁。

<sup>43</sup> スカルノ「新しいアジア・アフリカを誕生させよ 開会宣言」『世界』114号(1955年6月)、53頁。

しながら、外国資本の排斥を進めたところで、明確な産業育成や各産業における企業経営ついてスカルノが具体的な方針を見出していた形跡は見られない。

このような中、1956年には建設五カ年計画が議会を通過し、政府部門と農村部門に125億ルピア、民間部門に100億ルピアの予算が拠出された。化学プラントの建設を視野に入れたスミトロ計画と異なり、建設五カ年計画は農業・畜産の育成や森林保護、未開発資源の開発などを視野に入れた比較的控えめの計画であった。しかし、建設五カ年計画もまた、十分な成果を残すことなく<sup>44</sup>、1958年にはインドネシア経済は戦後最悪の状況<sup>45</sup>と云われるに至る。海外経済協力基金が後に分析したように、「工業化の遅れは、現在のインドネシア経済の決定的弱点<sup>46</sup>」だった。

工業化の遅れに加え、豊富な埋蔵量を誇る天然資源についても、インドネシア政府は産出を十分に進められていなかった。原油こそ生産量が、1,500万ℓ（1957年）から2,000万ℓ（1960年）に増加したが、他の資源産出は低下傾向にあった。例えば、錫は、オランダとの合弁会社であるビリトン合弁鉱業公社（Billiton Joint Mining Company）によって産出されていたが、同社の国営化に伴い、資金調達や経営者及び技術者の確保が難航し、生産高は減少した。つまり、資源開発は外国企業の経営下で行われてきたため、外国資本排斥後には資源産出が困難になったのである。このため、外国企業の産出や経営のノウハウを導入する必要性が論じられることになった。

このような困難な状況においても、独立後のインドネシアには資源以外の輸出産品がなかった。ゴムと石油・石油製品の占める割合は、戦前期には50%以下であったが、1959年時点では70%超を占めるに至り、モノカルチャー経済へと逆行していた<sup>47</sup>。また、輸出相手国も大きく変化した。オランダへの輸出は1957年の断交後を経て僅少化した。米英への輸出も、両国のインドネシアからの撤退に伴い減少する運命にあった。

---

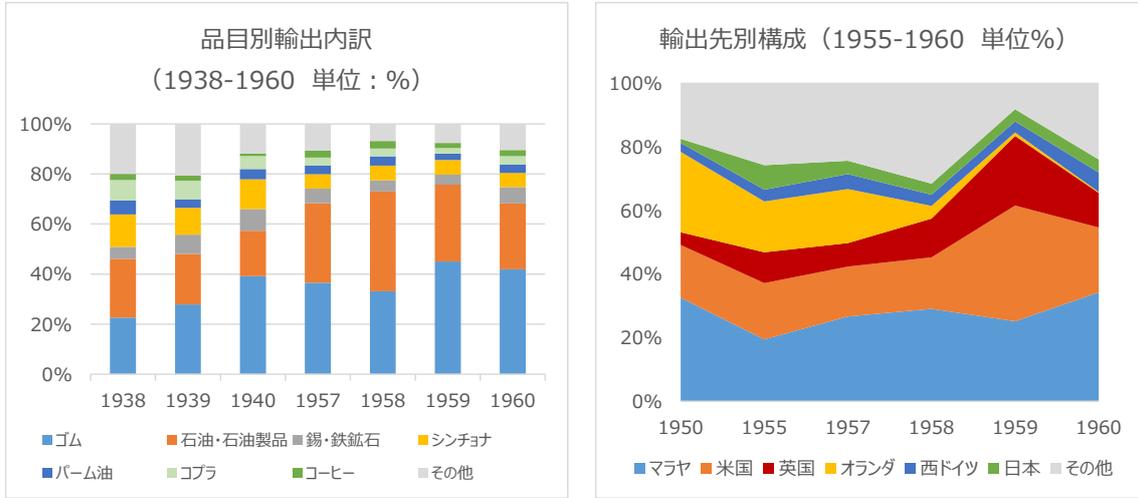
<sup>44</sup> インドネシア中央銀行発表の産業別国内純生産(1954年～1959年)によれば、年率17%程度の成長率が記録されているが、これはインフラ率を加味しない名目値である。

<sup>45</sup> 遠藤尚之「戦後最悪のインドネシア経済」『月刊インドネシア』131号(1958年9月)、30頁。

<sup>46</sup> 海外経済協力基金調査部『インドネシア』(調査資料第23号 昭和40年3月) 1965年 45頁。

<sup>47</sup> 戦前の輸出産品は、ゴム、砂糖、茶、たばこ、キナ、タピオカ、コプラ、サイザル麻、パーム油、コーヒーなどの農林水産物に加え、石油、錫、ボーキサイトなどの鉱産物などがあり、東南アジア輸出の中では輸出品目の多様化が進んでいた。一方、戦後にはゴム、石油、石油製品が中心となり、モノカルチャー化へ逆行していった。

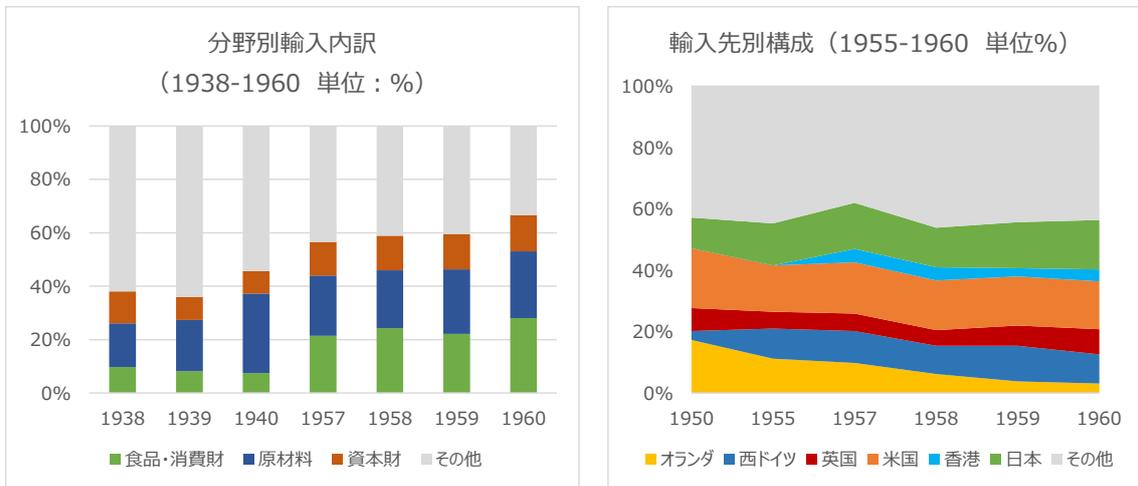
図表 2 インドネシアの輸出品目と輸出相手国



出所) Statistical Pocketbook of Indonesia

輸入に関しては、インドネシアの輸入に占める食料や生活必需品の割合は1957年時点で20%を超え、その割合は植民地期よりも高かった<sup>48</sup>。

図表 3 インドネシアの輸入品目と輸入相手国



出所) Statistical Peckbook of Indonesia

<sup>48</sup> 1950年代後半、自給はますます困難になっていった。例えば、食品・消費財の中で最大の輸入割合を占めたのは米であった。米の占める割合は、1957年に10%超であったのに対し、1960年には17%を超えた。インドネシア政府が米の関税率を0%とし、人口増加に伴う食糧需要に対して輸入米で対応しようとした結果であろう。また、鉄製品や機械、自動車、鉄道車両などの資本財については、戦前水準である10%程度を推移しており、輸入品目としては大きな割合ではなかったことが分かる。つまり、米・繊維製品の確保といった国民の最低限の生活を実現するためにも外貨流出が不可避な状況であった。

このように、西欧植民地主義からの脱却を目指した結果、皮肉にもインドネシアの経済水準は植民地期を下回った。第二章で述べたように、スカルノの胸中は政治的独立への願望で溢れており、経済的独立は半ば捨象されていた。1950年代後半には経済的ナショナリズムと外国資本排斥の中で企業運営が困難になった。そして、モノカルチャー経済への逆行や、主要輸出市場であったオランダ市場の喪失に至り、インドネシア経済は袋小路に入り込んでいた。結局、インドネシアは経済的ナショナリズムに基づき、実体経済の担い手であった外国人経営者を追放したり、企業体を接収したりすることで、企業活動の活性化による経済成長の機会を自ら断ち切ってしまったのである。

## 2 日本経済界の主体的関与による岸政権下での対インドネシア経済外交

インドネシアで外国資本排斥による「経営の真空」が生じた1957年から1960年は、日本がインドネシアとの国交回復を遂げ、経済進出を実現していく時期でもあった。では、外国資本排斥が続くインドネシアに対し、日本はどのような対応を講じることで、国交回復と経済進出を成し遂げたのだろうか。

この時期、戦後の首相として初めて東南アジアを歴訪し、インドネシアとの国交回復と経済関係強化を図ったのは、岸信介である。商工官僚としての出自を持つ岸は、満州時代に経済界との人脈を築き、戦後にはアジアとの通商強化を目指していた。そこで本節では、岸信介の対インドネシア経済外交とともに、日本経済界が対インドネシア経済外交政策に果たした役割について論じる。

### (1) 岸信介の東南アジア外交における「経済」の重視

岸信介は、岩川隆がその思想を「商人<sup>49)</sup>」と例えるように、農商務省入省以来、商工政策や満州の産業開発に従事した人物であり、商工業は最も従事経験の長い政策分野であった。一般に岸は、A級戦犯としての経歴や日米安保に関する姿勢から、政治領域に腐心した政治家として語られることが多々ある。「戦前は東条内閣の閣僚で、戦後すぐにA級戦犯として逮捕され、しかも運よく起訴を逃れた後、右旋回をした占領軍権力に取り入ってふたたび支配層にのし上がっていった、言うならば戦前と戦後をとおしての反動を体現しているような人物<sup>50)</sup>」という山本義隆（元東大全共闘議長）の人物観はその代表的なものである。

しかしながら近年では、長谷川隼人のように、岸による国内経済政策や福祉政策と外交政策との関連性を指摘する研究もある<sup>51)</sup>。長谷川によれば、岸は重化学工業の発展に基づく貿易立国を志向し、アジア諸国等の発展途上国と日本との間に工業生産面での垂直的分業体制を構築し、経済的自立を図るべく実利重視の外交を展開した。その際、経済成長と国民経済水準向上が、急進左派勢力の拡大抑止や共産主義との戦いといった政治的要素に寄与すると関連付けられていた。

事実、1952年4月に岸が設立した日本再建連盟は、共産主義の排除や改憲といった政治的争点に加え、「日米経済の提携を深め、アジア諸国との通商を密にし、産業経済の興隆を期す」という経済政策方針を掲げていた。ここに、アジア諸国との通商強化を産業経済振興の文脈で語り、反共や独立体制の整備とは別個の論点として位置づける岸の思想が垣間見られる。

1957年2月に首相に就任した岸は、同年5月に戦後の総理大臣としては初めて東南アジアを周遊し、パキスタン、インド、セイロン、ビルマ、タイの5カ国と台湾を訪問した。こ

<sup>49)</sup> 岩川隆『巨魁 岸信介研究』徳間文庫、1982年、75頁。

<sup>50)</sup> 山本義隆『私の1960年代』金曜日、2015年、17頁。

<sup>51)</sup> 長谷川隼人「岸内閣期の内政・外交路線の歴史的再検討」一橋大学博士論文、(未刊行、2015年3月)、377-397頁。

の第一次東南アジア訪問の目的は、明示的な資料がないものの、東南アジアとの通商拡大と市場の確保という要素を垣間見ることができる。例えば、原彬久の岸に対するインタビューによれば、岸の東南アジア訪問の目的は、「アジア発展の指導役」として経済外交を推進していくことを米国に示すため、訪米に先立ってアジアの首脳と日本の構想について討議し現地事情を把握することにあった<sup>52</sup>。また、佐藤晋は、アジア開発基金や手形再割引機構、アジア貿易基金など、東南アジア開発のための地域開発機構創設を各国に提案することが目的だったと述べている。<sup>53</sup>。さらにクォン・ヨンソクによれば、日米対等に向けた訪米の布石という目的以外にも、アジアにおける日本の地位確保、ネルーや蒋介石と会談する政治的効果、経済協力を通じた東南アジア市場確保のための事前調査、国内政治基盤の安定といった複合的な目的があった<sup>54</sup>。もちろん、戦前期に薫陶を受けた大川周明の大アジア主義に対して想いを馳せ<sup>55</sup>、満州での自身の経験と結び付けつつ<sup>56</sup>、「アジアの盟主」たらしめる岸のアジア観に基づく行動であったとも考えられる。ただし、国交回復に加えて、日本経済界の海外展開先の視察という実利的な目的意識の存在は否定できない。

では、岸は東南アジアをどのような眼差しで見ていたのか。外務省作成の「総理の東南ア諸国訪問に当たつての資料<sup>57</sup>」によれば、東南アジア外交の基本的方向性は、「アジアの繁栄と平和」を通じて世界平和に寄与するというものだった。そのためにも、ナショナリズムの高揚期にあったアジア諸国に対し、「若い各国の独立を完成するためには、経済面での国家建設に努めることが今日もっとも必要なこと」という基本的立場をとった。一方、アジア諸国に対する戦争責任に関する認識は希薄であり、「不幸な過去の大戦の一時期を除き、常に穏健な外交政策を掲げし」という記述がみられるのみである。

東南アジア諸国との討議内容として想定されたのは、次のような点である。第一に、対中関係に関しては、「中共は東南アジアに横溢する民族主義を利用して、反米・反西欧闘争を展開させ、やがてはこれを自己の陣営に引き入れんとするものとみるべき」との認識に立ち、警戒感を高めていた。この認識に対する共感を訪問国の首脳から取り付けることが一つの目的とされた。第二に、経済協力については、「従来より市場性の面から相当の協力をしてきたが、この協力関係をますます有機的に強化したい」という基本方針が示された。この方針の下、日本の技術と工業生産力を活用してアジア諸国の発展に貢献することが提案事項とされた。加えて、経済協力向け資金供与機関としてのアジア開発基金の創設に関する意見を各国に伺い、汎アジア的な多国間協調枠組みを模索した。第三に、東南アジア各国政府に対しては、日本経済界の事業環境を保全するとともに、経済協力により設立された企業等を

<sup>52</sup> 原彬久『岸信介証言録』中公文庫、2014年、164-165頁。

<sup>53</sup> 佐藤晋「戦後日本の東南アジア政策（1955～1958年）」中村隆英・宮崎正康編『岸信介政権と高度成長』東洋経済新報社、2003年、240-250頁。

<sup>54</sup> 権容爽『岸政権期の「アジア外交」：「対米自主」と「アジア主義」の逆説』国際書院、2008年、44頁。

<sup>55</sup> 原彬久(2014) 前掲書、448頁。

<sup>56</sup> 原彬久『岸信介 権勢の政治家』岩波新書、1995年、190頁。

<sup>57</sup> 「総理の東南ア諸国訪問に当たつての資料」外務省官房総務課、外務省外交記録、A'-153。

無闇に国有化しない旨の保証、経済協力関係事業の育成強化に対する優遇措置等を要請することが想定された。

このように、岸の東南アジア訪問は「冷戦」の論理を踏まえつつも、多分に日本の経済協力に対する各国の意見把握に力点が置かれていた。一般に、岸の外交基軸とは、1957年9月に『外交青書』で提示された「外交活動の三原則」に代表される。それは、国連中心主義、自由主義諸国との協調、アジアの一員としての立場の堅持というものである。なぜ岸がこれら三原則を提示したのかを考えたとき、そこには日本経済界によるアジア進出の動向があったことは軽視し得ないだろう。第二章で述べたように、時系列的には三原則が提示される以前から、日本経済界は既にインドネシアへの経済進出を検討していたし、政策面でも諸外国へのプラント輸出が進められていた。このように考えるとき、岸によって提示された「外交活動の三原則」は、日本経済界による経済協力を包含する形で「冷戦」の論理を再構成したものであったのかもしれない。

東南アジアに対して「経済」の論理に基づく国交回復が試みられる一方、岸政権下では通商拡大に向けた制度整備が行われた。輸銀法と輸出保険法の改正、そしてその後の海外経済協力基金の設立である。

輸銀と輸出保険制度については第二章で述べたが、岸政権下ではこれら制度の利便性向上が目指された。1957年に改正された輸銀法は、設備輸出に加えて、海外投資や技術提供に対する輸銀融資を可能にするものだった。また、日本にとって重要物資を開発する案件については、外国政府機関等に対する輸銀融資も可能になった。更に融資期限の撤廃や借入限度額の拡大なども行われた。制度改正により、輸銀の海外投資は1957年以降急拡大し、1965年末に残高3,400万ドルであった融資規模は、1957年には単年で3,200万ドルを計上するに至った。特に、アラスカにおけるパルプ事業やブラジルにおけるミナス製鉄所、サウジアラビアにおけるアラビア石油に対する投資は輸銀の三大投資事業として累計で1億ドル近くの規模を記録した<sup>58</sup>。またニューカレドニアのニッケル鉱石生産に係る木造船輸出（1953年～1957年累計2億3,600万円）やフィリピンからの木材輸入に係る製材設備・林業機械（1955年～1959年累計9,500万円）など、資源開発に関する輸出金融案件が成立していった<sup>59</sup>。

輸銀法改正の背景には、1955年頃から高まりつつあった先進諸国による援助競争があった。ソ連を中心とする共産圏諸国は商品による返済を認めた低利借款を供与するなど開発途上国の要望に沿った援助政策を展開した。これに対抗するアメリカは1955年から1965年にかけて対外援助の重点を経済援助に据え、開発借款基金（DLF）を設立した。イギリスやフランスは自国通貨圏に対する開発投融資を行い、西ドイツやイタリアは延払輸出の強化を目指した。このような競争環境の下、日本においても資本財輸出による開発途上国との関係強化と日本企業への経済的裨益が求められるようになった。1957年10月のネルー来

<sup>58</sup> 『10年のあゆみ』日本輸出入銀行、1973年、80-106頁。

<sup>59</sup> 同上、195頁。

日を契機とする 180 億円の対インド円借款は、援助競争における日本の存在感を先進諸国に示そうとした事例と考えることができる。こうした輸銀を通じた政策は、経済協力政策のみならず通商政策としてもその重要性を増していった。

また、輸出保険制度についても 1957 年 7 月に大規模改正が行われた。折しも、国際収支改善緊急対策が公示され、その中心的施策として輸出振興が目指された。この一環として、輸出保険制度についても、保険料率の引き下げや填補対象の拡大、長期貸付保険の創設などが定められ、同年 8 月から実施に移された。日本の輸出業者にとって輸出保険制度を使いやすくする<sup>60</sup>ことで、輸出を促進し、国際収支の改善に資することが目的であった。

さらに、発足自体はやや後になるが、インドネシアへの経済協力を資金面で支援することとなる海外経済協力基金の設立検討がなされた。海外経済協力基金の設立契機は、岸信介が提唱したアジア開発基金構想にその起源をもつ。同構想の骨子は、①米国資金を中心に国際金融機関を設立し、東南アジア諸国の経済開発事業等に対し投資・低利融資を行う、②既存の国際機関の機能を補完する役割を果たす、③資本金は設立後 10 年間で 5 億ドルから 50 億ドルに増資する、というものであった<sup>61</sup>。ただし、岸の東南アジア訪問において各国首脳から同構想が受け入れられず、構想は頓挫した。注目すべきは、日本政府が同基金出資金に充当する予算の確保をしていたことである。この予算を資本金として用いることで、経済協力基金の設置は 1960 年 1 月に閣議決定された。海外経済協力基金は、輸銀が管轄する商業ベースの融資にはなりにくい案件を担当する旨、東南アジア地域を主に融資対象とする旨が定められた。岸のアジア開発基金構想は、海外経済協力基金の設立という形で部分的に実現したのである。

このように、商工官僚としての経歴を持つ岸は、国連中心主義や自由主義諸国との協調、アジアの一員としての立場の堅持といった外交原則を提示する一方、第一次東南アジア訪問を通じて、経済協力を基軸とした国交回復を図るとともに、経済協力を資金面から支援する政策金融を整備していった。岸のアジア外交は、対米関係を見据えた冷戦戦略という要素があるとはいえ、同時に経済協力の実現に向けた制度整備を伴う経済外交だったのである。その背後には、アジア諸国への海外展開を遂げようとする日本経済界の姿があった。

## (2) 国交回復実現に向けた経済界の先行的活動

岸による東南アジアとの経済関係強化を目指す動きは、インドネシアに対しては如何なる展開を見せたのか。本節では、岸の対インドネシア外交の過程を示すとともに、岸の動き

---

<sup>60</sup> 制度改善は日本経済界にとって満足のいくものではなかった。1961 年 9 月、経団連は「現行輸出保険制度の改善要望に関する要望意見」を公表した。同意見書の中で、経団連は輸出保険を「払わないう保険との悪評すら蒙っている」と批判し、支払円滑化や保険料率の引き下げ、対象リスクの拡大を求めた。実際、1960 年度末における輸出保険制度の収支は非営利事業であるにも関わらず 4 億 6,000 万円の黒字を計上した。経団連による意見を踏まえ、1961 年度及び 1962 年度には保険料率の引き下げが実現した。以後も財界のニーズに基づき、制度の拡充が図られた。

<sup>61</sup> 『海外経済協力基金史』国際協力銀行、2003 年、4-15 頁。

に先行する形で日本経済界が国交回復に向けた活動をしていた様相を明らかにする。具体的には、商工会議所会頭であった藤山愛一郎の外相登用、関西インドネシア協会による賠償交渉促進に向けた取り組み、第二次東南アジア訪問によるインドネシアとの賠償方針の妥結について考察をしていく。

第一次東南アジア訪問から帰国した後の1957年6月、岸は米国を訪問し、アイゼンハワー大統領と会談した。会談中、岸は「日本としては対東南アジア輸出の増大を図るため、まずこの地域の購買力を増加させることに援助をしたい」と伝えた。折しも、河野一郎らが、東南アジアの購買力の低迷こそが日本企業を中国貿易に向かわせる要因になっていると指摘しており、東南アジアとの通商拡大による対中貿易の相対的希薄化を目指すものであったとも考えられる。岸に対し、アメリカは東南アジアにおける反日感情や戦前期日本の膨張主義の復活を懸念した。岸は帰国後「国民諸君の要望をそのまま率直に米国側に説明した」というメッセージを發し、日米の対等性を強調したが、実際には日米間で見解の相違が残ったまま帰国した感は否めない。

翌月10日に組閣された岸改造内閣の最大の眼目は、「絹のハンカチ」という高潔で紳士的なイメージを持つ藤山愛一郎の外相への登用だった。藤山は、戦前期に南洋協会副会長や南方経済懇談会会長、海軍省顧問を務め、仏印、タイ、マラヤ、インドネシア、フィリピンを歴訪した経験があった<sup>62</sup>。戦後にもアジア協会会長や商工会議所会頭を歴任した藤山には、アジア外交の推進が期待されていた。藤山自身も、「朝鮮事変はいつ終わるかわからない。いつまでも特需、新特需をあてにしていくわけにはいかん。正当に物を作って、正常の貿易で出していくことが根本だ<sup>63</sup>。」と、貿易振興による経済成長の重要性を主張していた。日本経済界の利害を代表する藤山が外相として起用されたことは、岸の外交政策における経済分野の重要性を如実に物語っていると言えるだろう。

9月23日、藤国連総会出席のため渡米した藤山はジョン・ダレス国務長官(John Foster Dulles)と会談し、「藤山試案」を伝えた。試案の骨子は、日本中心で東南アジア諸国と共に東南アジア基金を設置するという構想であった。しかし、ダレスの反応は冷淡であり、「東南アジアの態度をはっきりとつかみ、その同意のもとに具体的な計画を持ってくるべき」との回答がなされた。その後、藤山はECAFÉ、コロンボ・プランなど既存の枠組みのほかに、東南アジアの外相、経済関係大臣が会合してアジア諸国の問題について研究・討議する場として「東南アジア閣僚会議」の創設を提案したが、これも実現には至らなかった。

このように、東南アジアの現地情勢や対日認識を的確に把握すべきという米国側の要請がある中、岸は第二次東南アジア訪問を実施した。岸自身、訪問の目的を「戦時中色々と迷惑をかけたり、被害を与えたりしたことに対し遺憾の意を表すると共に、アジアの日本としてこれらの国々の実情を把握し、首脳者と親しく語り合ってその要望を十分に把握したう

<sup>62</sup> 藤山愛一郎「私の履歴書」『私の履歴書第四集』日本経済新聞社、1957年、348頁

<sup>63</sup> 藤山愛一郎「財界人の望む経済政策」『産業と人材』6巻1号(1953年1月号)、30頁。

えで米国との話し合いに入ることが適切である<sup>64</sup>」とし、訪問の目的に謝罪が含まれていることを明示した。折しも、1953年から1956年にかけて駐日米国大使を務めたアリソンが駐インドネシア米国大使としてインドネシアに赴任しており、日本とインドネシアの仲を取り持つ活動をしていた<sup>65</sup>。

アメリカからの反応は芳しくなかったが、岸や藤山の東南アジア外交の方針は、日本経済界の意向を踏まえたものだった。日本の財界では1956年の永安左エ門、鮎川義介、西嶋重忠らによるインドネシア政府へのアプローチをはじめ、インドネシアとの賠償協定締結を促進する動きが既に生じていたのである。

特に関西インドネシア協会<sup>66</sup>は、賠償問題解決の糸口として1957年10月のハッタ来日を重視した<sup>67</sup>。関西インドネシア協会の会長は、神戸商工会議所会頭および日本商工会議所副会頭を兼ね、参議院議員であった岡崎真一が務めていた。理事の所属としては、関西に拠点を置く商社、商船会社、損害保険会社等に加え、インドネシア法人である貿易会社などが名を連ねていた。後にカリマンタンの森林開発をめぐり、日本側との連絡役を果たすバハリン・ヤヒヤ（在神戸インドネシア領事館書記官）も常任理事として名を連ねていた。

関西インドネシア協会は、ハッタの来日に際して同協会主催の晩餐会を設定できないか外務省に要請した。当時、外国要人の来訪に際しては首相ないしは外務大臣主催の晩餐会が設定されることはあっても、私的団体が主催者となることは珍しく、同協会の積極的な姿勢を窺い知ることができる。外務省との調整の末、東京で表敬訪問を行った後には、ハッタが関西方面を視察するスケジュールが組まれることとなった。10月16日、羽田に到着したハッタは翌17日に藤山外相を訪問した。18日には天皇に拝謁した後、19日のアジア問題調査会主催の懇談会と企業視察を経て、22日には岸と会見した。その後、最も多く日程が割かれたのは24日から28日の5日間にわたって実施された企業視察であった<sup>68</sup>。視察対象とされたのは、日本電気、三菱重工業、川崎車輛、豊田自動織機、興国工業、日本陶器といった製造業の生産拠点だった<sup>69</sup>。インドネシア側で外資排斥が進み産業拠点の操業が停滞する中、日本の重工業の生産拠点を視察することで、生産管理のノウハウや技術開発等について示唆を与え、賠償案件として組み込もうとする意図が日本側にあったものと考えられる。

---

<sup>64</sup> 岸信介『岸信介回顧録 保守合同と安保改定』廣濟堂、1983年、312頁。

<sup>65</sup> 西原の米国政府高官(匿名)へのインタビュー(1971年実施)による。Masashi Nishihara, *Ibid.*, p.40。

<sup>66</sup> 1954年に関西在住のインドネシア人全員と日本人(主に商社社員及び個人)で結成されたものであり、名古屋以西では唯一のインドネシア関連団体であった。

<sup>67</sup> 「ハッタ線副大統領御一行の訪日に関する件」高木公使から岸臨時外相代理宛、1957年9月30日、外務省外交記録、A'0396。

<sup>68</sup> 「ハッタ・インドネシア前副大統領略歴、一行氏名および滞在予定日程について」情報文化局、1957年10月14日、外務省外交記録、A'0396。

<sup>69</sup> 「ハッタ氏一行来日視察に関し、便宜供与依頼に関する件」、外務省アジア局長から各企業宛、1957年10月14日、外務省外交記録、A'0396。

ただし、1957年10月時点で、ハッタは元副大統領でしかなく、賠償交渉責任者として来日したわけではなかった<sup>70</sup>。このため、ハッタ来日によって賠償交渉に明確な進展が見られたわけではない。しかし、経済界が、インドネシア要人往来に際して現地視察等の各種便宜供与を行うことで、インドネシア政界の結びつきを強化し、インドネシア進出の足掛かりとしようとした点は軽視し得ない。事実、関西インドネシア協会は加盟企業の協力を得て、商業船18隻、貨物船13隻、タンカー5隻をインドネシアに対してリース形式で提供していた<sup>71</sup>。関西インドネシア協会の会長に参議院議員であった岡崎が就任していたことを踏まえると、政治目的での活動であったことは払拭できないが、日本政府の経済外交政策に対して私企業が主体的に関与し、政策を方向付けたことは評価されてよいだろう。

岸が第二次東南アジア訪問を実施したのは、まさに上述のような経済界の動向がある中でのことである。第二次訪問は、1957年11月18日に日本を発ち、ベトナム、カンボジア、ラオス、マレーシア、シンガポール、インドネシア、オーストラリア、ニュージーランド、フィリピンを歴訪し、12月8日に日本に帰国する旅程となった。第一次東南アジア訪問と比較して明確に異なる点は、第二次世界大戦中に日本によって戦災を蒙った国々が複数含まれている点である。このため、第二次世界大戦中の日本による加害行為を踏まえて、各国との関係構築を行うことが岸には求められた。実際、岸はベトナム、インドネシア、オーストラリア、フィリピンの4か国において謝罪的言説を行い、相手国政府の見解に耳を傾け、二国関係系の構築に向けた次の一步を模索するといった活動を行った。ただし、その言説のモデルとしては次のような特徴が指摘できる<sup>72</sup>。

- ① 第二次世界大戦中に日本によってもたらされた加害につき、個別事例への言及や事実認定を行わないまま、「悲哀の意」を表明し謝罪する。
- ② 加害への償いとして、日本にできることは相手国の経済発展に寄与し、ひいてはアジアの安定に貢献することのみであるという姿勢をとる。
- ③ 相手国の経済発展のためには、賠償協定や通商航海条約の締結により、日本企業の役員受託や投融資活動を合法化することが不可欠であるとし、未締結の各種条約の締結を促進する。

---

<sup>70</sup> PIA 通信は、ジュアンダ首相がハッタに対して賠償交渉の指示を出したという旨の発言を報じたが、スルー・インドネシア紙(国民党機関紙)は未だに疑義ありという立場を取り続けた。プマンダンガン紙(マシュミ党系)は、ハッタが賠償交渉に成功した暁には現政権が後を引き取って自分たちの手柄とし、交渉が頓挫すればハッタに責任を転嫁しようとしていると論じた。(出典)「ハッタ博士の賠償交渉に関する新聞報道の件」高木公使から藤山大臣宛、1957年10月17日、外務省外交記録、A'-0396。

<sup>71</sup> Memorandum, 1251, "Japanese Relations with Indonesia", Australian Embassy Tokyo to the Secretary of Department of External Affairs, December 24 1957, NAA: A1838, 3103/11/106/ Part 2 Japan.

<sup>72</sup> 「岸総理大臣とゴー・ディン・ディエム・ヴェトナム大統領との第二次会談録」、1957年12月、外務省外交記録、A'-0151。「岸総理大臣とスカルノ大統領との第一次会談録」、1957年12月、外務省外交記録、A'-0151。「訪問各国における記者会見応答要領」、1957年11月、外務省外交記録、A'-0151。「岸内閣総理大臣訪問国の接遇振りに関する件」湯川大使から藤山愛一郎宛、1957年12月23日、外務省外交記録、A'-0150。

- ④ 通商関係の深化によっても解決し得ない対立については、文化交流を通じて相互理解を深め、対立の緩和を徐々に進めていく。

こうした言説は、経済協力や通商政策の推進にとって必要なレベルで謝罪的言辭を発するというものに思われる。たとえ日本の協力によって経済発展が実現したとしても、日本軍によって殺傷された被害者は戻ってこず、被害者の遺族にとっても直接的な救済とはならないのである。結局岸は、こうした冷厳な事実と現地国民の感情に直接向かい合う機会を得ないまま、歴訪を終えた。「戦争であれだけたたきのめされたにもかかわらず。10年もたつとみんな立派な服装をし、テレビまで持っているという日本人は偉い民族だ、我々は見習うべきだ、という気持ちを持っていた<sup>73</sup>」というのが、岸の率直な見解だった。

第二次東南アジア訪問において、岸は11月26日から28日にかけて、インドネシアを訪問した。スカルノとの会談において岸は、「我が国と貴国同じくアジアに位し、資源、産業等の関連から、本来きわめて緊密な協力をなすべき関係にある<sup>74</sup>」と述べ、両国の経済関係の重要性を改めて強調した。

インドネシア訪問の最大の眼目は、賠償金額の交渉だった。27日、岸との会談において冒頭スカルノは、賠償問題が両国の国交正常化を阻む唯一の心理的障害であるとの見解を提示しつつ、「インドネシア国民の対日感情を抑える為必要なものとして賠償四億ドル、経済協力四億ドルの線を堅持する<sup>75</sup>」との姿勢を明らかにした。岸は、賠償額4億ドルの支払いが実際は可能であると言及しつつ、ビルマ賠償額とのバランスから調整が必要な旨、返答した。これに対してスカルノは、ビルマ賠償とのバランスを図りつつ、できる限り単純な形で問題を解決すべく、貿易債務を4億ドルから差し引き、2億2,300万ドルを賠償として支払う形で合意を試みた。スカルノは、岸の言葉に同意を示しつつ、軍政下から絶えず対日協力をしてきた自らの経歴を主張した。外務省の記録によれば、「どうか自分を信頼してほしいと言わんばかりの態度<sup>76</sup>」であったという。貿易債務を支払える見込みもなく、経済が停滞する中、「指導される経済」を掲げた指導者の哀願であったのだろう。同日、ハッタからも賠償額4億ドルから貿易債務を差し引く形で決着を図るのが良いとの意見を受けた<sup>77</sup>。そして岸は、債務棒引きを認め、賠償金額に同意した。

同日午後、首相官邸を訪れた岸はジュアンダ首相と会談し、スカルノおよびハッタとの会談結果をもとに、日本帰国後に閣議にかける旨伝えた<sup>78</sup>。また、賠償問題の速やかな解決を図るため、岸の個人的特使として小林中を引きインドネシアに駐在させる<sup>79</sup>ことで、交渉を

---

<sup>73</sup> 岸信介 前掲書 315-316頁。

<sup>74</sup> 「岸総理大臣とスカルノ大統領との第一次会談録」、1957年12月、外務省外交記録、A'-151。

<sup>75</sup> 同上史料。

<sup>76</sup> 同上資料。

<sup>77</sup> 「岸総理大臣とハッタ博士との会談録」、1957年12月、外務省外交記録 A'-151。

<sup>78</sup> 「岸総理大臣とジュアンダ首相との第二次会談録」、1957年12月、外務省外交記録 A'-151。

<sup>79</sup> 1957年9月、外相に就任した藤山愛一郎の後任として第二代アジア協会会長に就任した小林中は東南アジア移動大使に任命され、賠償交渉の調整に当たっていた。

継続させることを約束した<sup>80</sup>

貿易債務の棒引きについては、未だ日本政府内で統一方針が策定されていない段階であったので、岸の一存で決まったとも言えよう。折しも、11月29日には国連で西イリアン問題に関するインドネシアの提案が否決され、インドネシアでオランダ企業の占拠が生じる直前のことであった。オーストラリア政府の分析が示すように、日伊間の交渉妥結により、インドネシアにおけるオランダの経済的地位は日本によって代替されようとしていた<sup>81</sup>。オランダは、英米を通じて日本の対インドネシア経済進出を抑制するよう要請した<sup>82</sup>ものの、日伊間で合意が成立した段階では後の祭りであった。

上記のような、岸のインドネシア訪問における賠償金額交渉は、岸自身の思想的背景や日本政府による政策方針だけに基づくものではない。むしろ、すでに日本経済界が展開していた国交回復に向けた取り組みを支援すべく、時系列的には経済界の後を追う形で、実施されたものである。すなわち、岸政権期の対インドネシア経済外交は、クォン・ヨンソクが指摘するような対米自主やアジア主義、独立の完成といった政治領域の産物<sup>83</sup>とみなすだけでなく、経済界との相互作用を通じて形成されたものだとも考えるべきであろう。そして、この日本経済界と岸の間で対インドネシア国交回復における「経済」重視の方針が一致したところに、官民連携によるインドネシアへの経済進出を促進する土壌が整ったのだと考えることもできる。

### (3) 日本経済界とスカルノの「蜜月関係」－賠償の挫折と経済協力への着目－

第二次東南アジア訪問を通じてインドネシア賠償交渉を妥結させた岸政権は、その後どのような対インドネシア経済外交政策を展開したのであろうか。そしてその背後には、日本経済界による如何なる動きがあったのか。ここでは西イリアン問題と賠償協定・経済協力協定の締結を基に考察をしていく。

国連総会で西イリアン問題に関するインドネシアの提案が否決されたことを踏まえ、インドネシアでオランダ企業の占拠・接収が行われる中、日本の外務省も対応方針を検討していた。佐藤晋によれば、日本外務省は、オランダ企業排斥によって生じた経済的空白が共産主義の伸長を招くという危機感の下、自由主義陣営が積極的にインドネシアに関与すべきだと認識していた<sup>84</sup>。共産化防止を目的とした対インドネシア経済援助をアメリカに要請したり、賠償協定の早期批准によるインドネシア経済の基盤強化を目指したりした藤山愛一郎の行動は、「冷戦」の論理を踏まえたものだったというのが、佐藤の見解である。

<sup>80</sup> 「日・伊共同声明に関する件」高木公使から藤山愛一郎宛、1957年11月28日、外務省外交記録、A'0150。

<sup>81</sup> Savingram, I.19022, "Japanese Shipping for Indonesia" the Australian Embassy Tokyo. December 13 1957, NAA: A1838, 3103/11/106/ Part 2 Japan.

<sup>82</sup> Inward Cablegram, 18973/4/5, the Australian Embassy Washington, December 13 1957, NAA: A1838, 3103/11/106/ Part 2 Japan.

<sup>83</sup> 権容爽 前掲書、275-277頁。

<sup>84</sup> 佐藤晋(2003) 前掲論文、253-255頁。

ただし、藤山を動かしたのは、佐藤の指摘する「冷戦」の論理だけではないようにも思われる。日本経済界は、日本政府に先行して、賠償交渉促進を目的にインドネシア政府との接触をしていた。また、第二章で述べたように、石油資源開発株は1955年末の段階でインドネシア事業の組成に言及していたし、国営化された PERMINA から技術供与の要請を受けていた。また、第四章で述べるように1957年4月にニッケル精錬6社で組成されたスラウェシ懇談会は、スラウェシ島のニッケル試掘に関してトラジャ鉱業会社との交渉を行っていた。すなわち1957年12月の段階で、日本による対インドネシア経済協力は、既に関係企業によって精力的に案件組成が進められており、日本政府としてもこの動向を感知していたのである。

従って、インドネシアにおける経済的ナショナリズムの勃興は、共産主義の伸長という冷戦上の脅威に加え、日本企業が着手しつつあった事業活動にとっての障壁としても日本政府に認識されていたと考えるべきである。だからこそ、岸は賠償協定締結を急ぐとともに、輸銀や輸出保険の制度改正等を行ったのではなかろうか。そして、経済界もまた、対インドネシア経済協力の円滑な組成を実現するため、インドネシアとの早期交渉妥結を要望していた。宮城大蔵が指摘するように、経済の脱植民地化という方針の下にオランダ排斥を進めるインドネシアは、日本の進出余地がある「真空」地帯としてみなされていたのであった<sup>85</sup>。

また西イリアン問題に関しても、日イ間の交渉早期妥結という観点から日本の中立性が堅持されたと考えられる。賠償交渉が大詰めを迎える段階において、インドネシアとの対立を惹起する選択肢を日本がとることは得策でなかった。ただし、インドネシア寄りの姿勢を示せば、オーストラリアとの関係が悪化するため、日本は中立を貫いたのであろう。事実、在東京オーストラリア大使が、藤山に対して西イリアン問題に関するオーストラリアの政策方針を説明した際にも、藤山は何の質問や反応もせず、説明に対する謝辞を述べるに留まった<sup>86</sup>。

以上のように、岸政権の対インドネシア外交方針は、アメリカに対しては「冷戦」の論理に基づき、インドネシアと日本経済界に対しては「経済」の論理に基づき展開されたという要素があった。西イリアン問題へは中立を堅持したが、岸はスカルノに対して好意的な姿勢を維持した。1958年5月には、インドネシアの政治体制に関して諸外国が干渉を行うべきでないという姿勢を岸は呈し、インドネシア側から「大いに満足」という評価を受けた<sup>87</sup>。

そして、日本がインドネシアとの賠償協定を締結できたのは、このような状況下においてであった。1958年1月20日、藤山愛一郎・スバンドリオ両外相間で賠償協定に調印がなされた。純賠償額2億2,308万ドル（803億880万円）経済借款4億ドル（1,440億4,800

<sup>85</sup> 宮城大蔵『戦後アジア秩序の模索と日本:「海のアジア」の戦後史 1957-1966』創文社、2004年、21頁。

<sup>86</sup> Inward Cablegram, 261, “Netherlands New Guinea”, the Australiarial Embassy in Tokyo to Department of External Affairs, August 22, 1957, NAA: A1838, “Japan –Relations with Indonesia- Japanese Attitude to West New Guinea”.

<sup>87</sup> 宮城大蔵 前掲書、22頁。

万円)の供与がなされるとともに、1億7,691万3,958ドル(636億8,900万円)の債務棒引きが行われることとなった。総額約8億ドルに上る賠償協定は、4月15日に東京で批准書が交換され、発効をみた。

こうした日本の賠償や経済借款を用いて、プラント建設や電源開発、ビル建設、機械・運搬用機器類等の供与が行われた。しばしば指摘されるように、賠償案件の組成過程では、日本経済界によるインドネシア政府への「営業行為」が行われた<sup>88</sup>。日本工営を経営する久保田豊<sup>89</sup>はアサハン河における水力発電計画を推進し、同計画をはじめとして複数のプロジェクト受注を達成していった。「インドネシア・トリオ」と呼ばれた3名の財界人のうち、石原広一郎が率いる石原産業は積極的姿勢を見せたが、反スカルノ運動であるスマトラ暴動を支援したためにスカルノから敬遠された。

賠償案件の中には、外資系企業が入居する高層ビルやホテルなど奢侈品とも思われる案件も存在していた<sup>90</sup>。林理介によれば、こうした施設は庶民にとって「高嶺の花」であり、「本来あるべき賠償の在り方から大きくかけ離れたもの」であった<sup>91</sup>。1961年に経済協力を担うべく設立された海外経済協力基金も「経済開発の観点から見て若干の問題がある<sup>92</sup>」という苦言を後に呈したほどであった。また、倉沢愛子は、賠償は経済的効果よりもスカルノ主義を振興させるための政治的効果の方が重要であったという見解を示している<sup>93</sup>。そして、1968年の外交青書において、外務省も賠償案件がインドネシア経済に裨益していないことを認めた<sup>94</sup>。

このような賠償案件が成立した背景として、賠償案件の調達方式に問題があったことは指摘されるべきであろう。賠償案件の組成に際しては、日本に派遣されたインドネシア賠償使節団と日本企業個社の商談に基づき、対象となる製品・サービスが選定された<sup>95</sup>。外

---

<sup>88</sup> Masashi Nishihara “The Japanese and Sukarno’s Indonesia, Tokyo – Jakarta Relations 1951-1966”, University Press of Hawaii, 1976, p.102-103.

<sup>89</sup> 日本工営創業者。帝大土木学科卒業後、内務省で河川工事を担った。ダム開発と水力発電を特に得意とし、満州事変後には水豊ダムをはじめ、中朝国境地域で複数のダム建設に従事した。これらのダム自体は朝鮮側に位置していたが、鴨緑江などの関連水系が満州国川に及んでいたことから、岸信介などを相手として満州国政府との交渉も行った。戦後、開発コンサルティング会社である日本工営を設立し、インドネシアと中南米を重点地域として営業活動を行っていた。ただし、インドネシア訪問の帰路に寄ったビルマでの商機を確信し、久保田はビルマでの事業組成を積極化した。(出典)久保田豊「私の履歴書」『私の履歴書 第27集』日本経済新聞社、1966年、139-158頁。

<sup>90</sup> 例えば、ヴィスマヌサンタラビル、サリナデパート、外国人向けリゾートホテル(インドネシア、アンバルクモ、サムドラビーチ、バリビーチ)など。

<sup>91</sup> 林理介「インドネシア賠償」永野慎一郎他『日本の戦後賠償』勁草書房、1999年、61-62頁。

<sup>92</sup> 海外経済協力基金調査部 前掲書

<sup>93</sup> 倉沢愛子『戦後日本インドネシア関係史』草思社、2011年、212頁。

<sup>94</sup> 『わが外交の近況(第12号)』外務省 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/1968/s43-contents.htm>

<sup>95</sup> 買い付けに当たっては、駐日賠償使節団がインドネシア政府を代表し、通常の民間取引と同様に日本企業を相手に契約交渉に当たった。使節団が日本企業と売買契約を結んだ場合、日本政府が当該契約を承認することによって、当該契約が賠償契約となった。日本政府の承認後、日本企業が契約品をインドネシアに納入し、使節団が代金支払いを行うまでに日本政府が代金相当額を使節団に交付し

務省は、契約案件の賠償事業としての的確性を判断する役割に留まった。このため、日本経済界による「営業行為」を監督・指導する責任はなかった。ここに、賠償案件をめぐり、日本経済界とインドネシア政府の間で不透明な関係が生じる余地があった。

実際、日本経済界は「経済」の論理に基づき、賠償利権に目を光らせた。大野伴睦や河野一郎、児玉誉士夫らを役員に掲げ、伊藤忠商事との取引関係をもつ東日貿易は、スカルノに接近し<sup>96</sup>、スカルノの第三夫人としてラトゥナ・サリ・デヴィ（日本名：根本七保子）を紹介することで関係を深めた。デヴィは東日貿易の撤退<sup>97</sup>後も日本の商社や大使館の窓口役を務め<sup>98</sup>、賠償案件の組成・推進に関与した<sup>99</sup>。特に、特命全権大使として斉藤鎮男<sup>100</sup>が赴任してからは、大使公邸においてデヴィを含めた会合が数多く持たれ、1965年の9・30日事件まで蜜月関係が続いた<sup>101</sup>。日本経済界による一連の活動の結果、日本企業の在ジャカルタ事務所は1958年に16社しかなかったが、1960年代半ばには60社程度に増加し、賠償をテコとした日本企業のインドネシア進出が始まった<sup>102</sup>

上述の通り、賠償については、経済界による不透明な動きが生じ、奢侈品の供与など賠償としての的確性が危ぶまれ、そしてその進捗も目覚しいものとは言い難かった。一方、日本経済界のインドネシア進出という観点に立った際、賠償協定と同日で発効した「経済開発借款に関する交換公文」（経済協力協定）は、賠償協定以上に本来注目されるべきである。なぜならば、1,440億円に及ぶ商業上の投資、長期貸付又は類似のクレジットは、賠償予算をはるかに上回るものだったからである。そして、経済協力協定によって、日本経済界によるインドネシアへの投資や、日本政府による長期貸付等のクレジット供与を行うための法的基礎が整ったのである。

国交回復に伴い、日本側出超が続く日伊貿易関係を是正するため、インドネシアの輸出力強化を目的とした延払輸出や購買力強化を目的としたクレジット供与が行われた。日本に

---

た。こうした一連の流れにより、当該金額分の賠償義務が履行されたものとされた。

<sup>96</sup> 1958年のスカルノ非公式来日の際、東日貿易の久保正雄は児玉誉士夫からスカルノの身辺警備を託された。これを契機に東日貿易はスカルノの信頼を獲得し、賠償予算を用いたメッカ巡礼船の提供案件を獲得するなど、賠償事業に食い込んでいった。(出典)ラトナ・デヴィ・スカルノ『デヴィ・スカルノ回想記』草思社、2010年、45・46頁。

<sup>97</sup> 東日貿易自体は、スカルノ宛として日本企業から託された賄賂の久保正雄社長による着服が瀬島龍三(当時:伊藤忠商事社長)経由でデヴィに伝わり、デヴィから児玉誉士夫とスカルノ双方に報告される形で、インドネシアからの撤退を余儀なくされた。

<sup>98</sup> 「賠償事業に関する日本商社の要望をスカルノに取り次いだ」ということに関し、デヴィ自身は自伝の中で否定している。一方、日本商社から「ヤソオ詣」(デヴィの居住地であるヤソオ宮殿への表敬訪問)を受けたことについては、言及していない。ただ、商社が営業活動の一環としてデヴィに接触していた可能性はある。(出典)ラトナ・デヴィ・スカルノ 前掲書、101頁。

<sup>99</sup> 倉沢愛子『戦後＝日本インドネシア関係史』草思社、2011年、224・227頁。

<sup>100</sup> 外務省を経て元軍政監部総務部企画課政務班長。軍政下においてはジャワ奉公会の組成やプートラ運動の発足商人など、軍政全体の方向性を策定し、敗戦後には連合軍との折衝を担当した。軍政期、独立戦争期、9・30運動期などインドネシア激動の全ての時期において駐在経験を持ち、その対処に従事した。外務省退職後、国連大使、青山学院大学教授を歴任。

<sup>101</sup> 谷野作太郎『外交証言録 アジア外交 回顧と考察』岩波書店、2015年、8頁。

<sup>102</sup> 倉沢愛子 前掲書、213頁。

として石油などの資源確保に向けた投資の促進は重要な命題であった<sup>103</sup>。また、クレジット供与については、「今これ[筆者注：クレジット供与]を怠ることはインドネシア市場に対する進出をみずから放棄することを意味する<sup>104</sup>」とアジア経済研究所が主張するように、インドネシアを日本製品の市場とみなす認識に立脚していた。

このように、対インドネシア経済協力は、「経済」の論理に基づくものであったが、同時にインドネシアからの期待を集めるものでもあった。宮城大蔵が指摘するように、経済再建が立ち行かず外貨準備高が減少する中で、インドネシアが日本に対する強い期待を寄せる余地が生じたのである<sup>105</sup>。戦後10年を経て、資本と技術を保有する工業国として日本が復興した事実は、経済的独立が難航するインドネシアにとって重要な先行事例だったのである。しかも、経済協力協定が締結されたのは、まさにインドネシアが企業国有化を進め、オランダ排斥を進めた時期であった。そこで、西洋植民地主義や冷戦の色彩が薄く、オランダに代わり大規模資本と技術を提供可能な主体として、日本の存在が浮かび上がったのである。アジア・アフリカ諸国の一員である日本の資金・技術は、アメリカの援助と比べ、冷戦の色彩も希薄であった。そこで、冷戦構造の中でいずれの陣営にも与さない方針を持つインドネシアにとって、日本の経済協力は使いやすいものだったのである。そして、インドネシアの経済界で生じた「経営の真空」が日本の資本を引き寄せたのである。

---

<sup>103</sup> Memorandum, 657, “Current Japanese Attitudes towards Indonesia”, the Australian Embassy Tokyo to the Secretary of Department of External Affairs, June 26 1958, NAA: A1838, 3103/11/106/ Part 2.

<sup>104</sup> アジア経済研究所(1958)

<sup>105</sup> 宮城大蔵 前掲書、25頁。

### 3 アメリカの対インドネシア冷戦戦略との符合

「経営の真空」に引き寄せられる形でインドネシアに進出した日本経済界の動きに対し、アメリカは対インドネシア冷戦政策の観点からどのような認識を持ったのか。

1957年から1960年までのアメリカのインドネシアに対する政策ビジョンを雑駁に論じれば、一つにはインドネシアが共産化せずに民主主義的政体が維持されること、今一つはアメリカの資源調達地としてインドネシアの安定した政治状況が維持されることの二点に集約される。ここでは、前者の問題として「指導される民主主義」を、後者の問題として地方反乱を取り上げる。前節までの議論からやや時期を遡る形ではあるが、これらの分析を通じてアメリカのインドネシアに対する政策方針を明らかにする。

#### (1) 「指導される民主主義」を巡る日米関係

独立後インドネシアの政治状況を論じる際、1955年9月の総選挙による政党乱立が一つの時期区分となる。インドネシアで統一的なナショナルアイデンティティーが形成されず、地方反乱や議会の混乱が生じる中、スカルノは大統領に強大なリーダーシップを付与することで事態の打開を試みた。スカルノは政党を「埋葬」し、自らの政治的実権を奪還しようとしたのである。結果として、西イリアン問題に基づくオランダとの関係が悪化していた1956年から1957年にかけて、インドネシアの政治体制は大きな転換点を迎えた。

1956年1月10日の議会成立式辞においてスカルノは、「ある階級が民主主義を利用してほかの階級を搾取することのないように見張ることが必要」と述べた上で、「議会があまりにも長期間にわたり会議を続けることのないよう希望する」と主張した<sup>106</sup>。政府情報次官であったハリヨト(Hariyoto)が指摘する通り、法案を策定しても議会提出前に議会が解散を余儀なくされるほどの混乱状況だったのも事実である<sup>107</sup>。ただし、スカルノの意図は、政党乱立に伴う議会の紛糾と反スカルノ主義の高まりを牽制することにあつた。

スカルノは議会や政府間関係のあり方を模索していた。1956年9月、スカルノは共産諸国を訪問し、特に中国における人民政治協商会議の存在に着目した。人民政治協商会議は、1954年の全人代成立までは国会に相当する立法機関であり、全人代成立後にはあらゆる政党・党派の代表からなる政策提案機関として機能していた。黒崎久が当時から推察していたように、スカルノはインドネシアにおいても国会に加えて国民の全階層からなる国民評議会<sup>108</sup>を設置し、インドネシア伝統のゴトン・ロヨン(Gotong Rojong: 相互扶助)に基づく合意形成を行う構想を抱いていたと考えられる<sup>109</sup>。国会において政党が乱立し、円滑な立

<sup>106</sup> スカルノ「民族生長の歴史に逆行するなかれ 制憲議会成立式におけるスカルノ大統領の告示」『月刊インドネシア』113号(1957年1月)、4-5頁。

<sup>107</sup> ハリヨト「インドネシアにおける政党乱立の弊害とスカルノ構想」『月刊インドネシア』121号(1957年7月)、4頁。

<sup>108</sup> 構成員の任免権源が大統領に属する大統領直轄の諮問機関。大統領、副議長または5名以上の構成員の発議に基づき召集され、政府に対する勧告を大統領名義で提出することを活動内容とした。

<sup>109</sup> 黒崎久「スカルノ構想の動因と内容 インドネシア政情不安の経緯について」『海外事情』3巻10号

法・政策立案が困難になる中で、国会に代わる立法機関を設置し、自らを議長に就任して主導権を握ろうとするのがその眼目であった。このため、1956年10月にスカルノが政党解散を提唱した際、各政党は猛反発しスカルノの動きに対して警戒の目を光らせた。

このような背景の下、1957年2月、スカルノは政治制度改革である「スカルノ構想」を発表し、議会における討議と多数決による決定を「インドネシアの本性とは一致しない民主主義だ」と喝破した。また、政党連立に基づく内閣を組閣し、インドネシアの伝統的意思決定手法であるゴトン・ヨロンに基づく閣議決定を行うこと、内閣を補佐するための国民評議会を設置することを提唱した。ここに、スカルノを指導者とし、インドネシアに適応した民主主義体制を築こうとする「指導される民主主義」という発想が成り立ったのである。スカルノによれば、内閣は議会の意見を反映し、国民協議会は社会の意見を反映するものとなるはずであった<sup>110</sup>。スカルノ構想の発表から1週間後、サストロアミジョヨ内閣は小政党乱立を解消することを目的とした「政治体制再編成に関する決定」を発表、大統領集権制にむけた政治体制の変革が始まった<sup>111</sup>。4月には新たに発足したジュアンダ内閣の政策目標として、国民評議会設置が目指された<sup>112</sup>。

スカルノによる「指導される民主主義」は、選挙による議会を廃止し、透明性を欠く合意形成プロセスを導入しようとした点で、一般的な民主主義の概念とは乖離したものであった。特に、アメリカは、スカルノの「指導される民主主義」を共産陣営から援助を引き出すためのレトリックとみなし、「病的な政治理論」と批判した<sup>113</sup>。アメリカからの疑いの目に対し、インドネシア政府は釈明を余儀なくされた。1958年3月15日、ジョーンズ駐インドネシア米国大使(Howard P. Jones)と会談したスバンドリオ外相は、「指導される民主主義」は必ずしもスカルノによる指導を意味するのではなく、あらゆる政治勢力の代表者による合議体制を意味すると説明した<sup>114</sup>。また、同月19日、ジョーンズとの会談においてスカルノは、「指導される民主主義」は政党乱立による政治的停滞を解消するための措置であって、共産主義的な仕組みではないと言い張った<sup>115</sup>。

ただし、スカルノの釈明は、アメリカを説得できるものではなかった。アメリカは、スカルノ政権におけるPKIの影響力拡大を懸念していたのである。PKIは建国理念五原則のうち、「協議と代議制において英知によって導かれる民主主義」という原則を巧みに解釈し、「指導される民主主義」に賛同することで、スカルノの心を捉えた。そして、西イリアン闘

---

(1957年6月)、23頁。

<sup>110</sup> 「スカルノ大統領の構想」『国際資料』40号(1958年)、41-45頁。

<sup>111</sup> 首藤素子「スカルノ体制におけるPKI」『一橋研究』2巻4号(1978年3月)、92-96頁。

<sup>112</sup> 「スカルノ構想の展開」『月刊インドネシア』130号(1958年7月)、p.2

<sup>113</sup> Memorandum, the Assistant Secretary of State for Far Eastern Affairs (Robertson) to Secretary of State Dulles, Washington, January 2, 1958, FRUS, 1958-1960, Vol.17, p1.

<sup>114</sup> Telegram, the Embassy in Indonesia to the Department of State, Djakarta, March 15, 1958, FRUS, 1958-1960, Vol.17, pp73-74.

<sup>115</sup> Telegram, the Embassy in Indonesia to the Department of State Djakarta, March 19, 1958, FRUS, 1958-1960, Vol.17, p78.

争に対してスカルノに積極的な支援を行う事で、スカルノのみならずインドネシア国民の世論を引き付けたのである<sup>116</sup>。事実、PKIの政治的影響力は拡大していた。PKIは、1955年の選挙で20.8%の票を得たものの、閣僚を輩出した経験はなかった。しかし、57年8月段階では、内閣に4人、定数45名の国家評議会に18人の勢力を有しており、スカルノの「指導された民主主義」の政治基盤としての立場を築きつつあった。アメリカは、PKIが与党と同等の勢力にまで台頭する可能性を懸念した<sup>117</sup>。

そこでアメリカは、アジアの自由主義諸国を巻き込む形で、インドネシアとの関係強化に乗り出した。1959年2月3日に採択されたNSC5901においては、インドネシアをアジアの自由主義国、特にオーストラリアと日本、フィリピン、マラヤに接近させるとともに、オランダとの関係を修復することが目指された。インドネシア国内においてPKIを孤立させ、中国共産党の脅威をインドネシア国民に認識させるとともに、反共労働者および商工組織の組成を行うことがその目的だった<sup>118</sup>。

ただし、対インドネシア援助という点では、中ソは確固たる影響を及ぼしていた。1959年6月の時点で、ソ連からは船舶購入用に1億2,900万ドル、中国からは米、繊維製品および繊維産業育成を目的として2,000万ドルの援助が供与されていた。ソ連の衛星国であるユーゴスラビアからは1957年中に4,000台のジープが販売され、チェコスロバキアからは30機のMIG17戦闘機が提供された<sup>119</sup>。アメリカを中心とする自由主義諸国がインドネシアへの軍事援助供与に消極的なことから、インドネシアは軍事援助を共産陣営に求めたのである。その際、ソ連との調整に当たったのがPKIであり、以後西イリアン問題においてもソ連からの協力を引き出すことに成功した<sup>120</sup>。

アメリカ、中国、ソ連といった援助国の思惑が交錯する中、「指導される民主主義」によるインドネシアの政体変革は進んでいった。1959年7月5日、スカルノは強権を発動し大統領令に基づき憲政議会を解散、大統領集権制を定めた45年憲法への回帰を宣言した。45年憲法への回帰に伴い、議会はスカルノによって任免される職能集団（Golongan Karya:GOLKAL）で構成される諮問機関となり、スカルノに反旗を翻したマシュミ党や社会党は排除された。7月10日には、「指導される民主主義」に基づく組閣が行われた。スカルノは国家の複数の要職を兼任するとともに、国軍の影響力を増大させ、生活や治安の向上といった内政政策を展開した。アメリカが分析しているように、特定政党たるPKIの影響

---

<sup>116</sup> Memorandum of Conversation, Washington, May 23, 1958, FRUS, 1958-1960, Vol.17, p196.

<sup>117</sup> National Intelligence Estimate, NIE 65-57, Washington, August 27, 1957, FRUS, 1955-1957, Vol.22 p.430.

<sup>118</sup> National Security Council Report, NSC 5901, Washington, February 3, 1959, FRUS, 1958-1960, Vol.17, p.343.

<sup>119</sup> Memorandum of Information, Washington, March 28, 1958, FRUS, 1958-1960, Vol.17, p.89.

<sup>120</sup> National Security Council Report, NSC 6023, "Draft Statement of U.S. Policy on Indonesia", Washington, December 19, 1960, FRUS, 1958-1960, Vol.17, p.573.

力を抑制するためにスカルノは国軍を利用したのである<sup>121</sup>。スカルノは PKI と国軍のバランスを図ることで、自らの権力基盤強化を試みた。

7月15日、スカルノは「国民戦線規約に関する大統領決定」を発令し、「45年憲法」、「インドネシア式社会主義」、「指導される民主主義」、「指導される経済」、「インドネシアの個性」を「スカルノ体制」の基本原則<sup>122</sup>とすることを標榜した。それぞれの原則は必ずしも明確なものではなかったし、具体的な実行手段を伴うものでもなかった。しかし、こうしたスローガンを提示し、スカルノ自身を統一国家インドネシアの指導者として定義付けていく中で、所謂「スカルノ体制」が構築されていった。

このような中、アメリカは、日本とインドネシアとの関係を強化することで、中国のインドネシアへの接近を牽制しようと試みた。戦前期日本の南進によって、インドネシア国内に反日世論が存在することはアメリカも感知していたが、国交回復に伴う日伊経済関係の深化に期待を馳せた<sup>123</sup>。ここに、経済的手段を以てインドネシアの共産化を防止するというアメリカの「冷戦」の論理と、インドネシアへの進出を通じて利潤の最大化を図るという日本経済界の「経済」の論理は見事な整合を見せたのである。そして、日本政府からすれば、アメリカに対しては「冷戦」の論理を以て、日本経済界に対しては「経済」の論理を以て、対インドネシア経済進出を支援することが可能になったと考えられる。

## (2) アメリカの資源戦略とインドネシアの地方反乱

「指導される民主主義」が標榜される中、アメリカのインドネシアに対するもう一つの懸念事項は、インドネシアにおける地方反乱であった。後述するように、こうしたアメリカの懸念の背景には、アメリカの資源戦略と結びついた形で「冷戦」の論理が働いていた。

まずは、地方反乱の背景とその推移を整理する。スカルノが「指導される民主主義」を標榜した背景には、国会における小政党乱立に留まらず、インドネシア国内の深刻な分裂状況があった。インドネシアは群島から構成される多民族国家であり、各民族が異なるアイデンティティーを持っていた。このような多民族国家インドネシアの大統領に、ジャワ人であるスカルノが就任していることは、ジャワ人と他民族間での対立を否応なしに誘発した。当初、各民族の主張は、地方分離やスカルノの退陣ではなく、財政面を中心とした地方自治権の拡大であった。ただし、こうした民族的要求は、政党の支援を受ける形で政治対立に発展した<sup>124</sup>。

地方では、バンドンにおけるクーデター未遂を始め、西部ジャワにおけるスンダ族反乱、

---

<sup>121</sup> Memorandum, the Director of the Office of Southwest Pacific Affairs (Mein) to the Assistant Secretary of State for Far Eastern Affairs (Parsons), Washington, September 10, 1959, FRUS, 1958-1960, Vol.17, p.434.

<sup>122</sup> この基本原則は、憲法(Undang-undang dasar)、社会主義(Sosialisme)、民主主義(Demokrasi)、経済(Ekonomi)、個性(Kepribadian)の頭文字から USDEK とも呼ばれた。

<sup>123</sup> "Attachment Indonesian Foreign Policy Reappraisal"FRUS, 1958-1960, Vol.17, p.397.

<sup>124</sup> 1955年には PNI・イスラム勢力・PKI から構成されるジャワ勢力とマシュミ党による反ジャワ勢力とといった対立構図が定着した。

南スラウェシにおけるブギス族およびマカッサル族の反乱など、民族的要求が相次いだ。また、各地方では、国軍地方部隊が地元政党や宗教団体、企業等と結託し、地方軍閥を形成することで反乱勢力を主導した。同時に、中央政府への歳入納付拒否や、地域独自の貿易管理などを通じ、中央政府の歳入や外貨収入源が損なわれる局面もあった<sup>125</sup>

しかし、スカルノは地方反乱を強権的に鎮圧するための政治基盤を持たなかった。絶対多数を占める支配的政党が存在しない中で、内閣は大同団結的な連立形態を余儀なくされ、1～2年の短命で終わっていた<sup>126</sup>。それにも係らず、国家統一と地方分権、政軍関係、経済開発、アジア冷戦体制下での対外関係といった重要な政策テーマが内閣に突き付けられた。そこで、紛糾する議会の中、スカルノが「指導される民主主義」に舵を切ったことは、前項で述べた通りである。

地方反乱の代表例であるスマトラの反乱は、スマトラ島における国軍勢力がフセイン中佐 (Lt. Col. Hussein) を指導者として1956年12月に起こしたものである。スマトラ島は概ね5つの地域からなるが、道路網の未整備により、雨季には各地域を往来することも出来ず、しかも各地域の部族は相互に敵対していた。一方、スマトラ島とジャワ島の間には経済的相互依存とも言うべき関係が成立していた。すなわち、スマトラが石油・ゴム・錫などの戦略物資を産出して外貨獲得をする見返りとして、ジャワから繊維や工業製品、金融サービス、輸出入サービスを受け取っていたのである<sup>127</sup>。即ち、ジャワとの経済的相互依存が存在する中で、ジャワの中央政府に対して反発するという一見矛盾した行動が、スマトラ反乱の内実だった。

注意すべきは、一連の地方反乱において、「無血の反抗」として行われた政治活動も多い点である。反乱勢力の主張に関しても、各地方のインドネシアからの分離独立を求めるわけではなく、現政権の下での自治権拡大を求めるものであった。国軍将校の中にも、地方政府における自治権および財政運営上の制約こそが、地方の生活水準停滞の要因となっていると認識し、地方部住民の困窮を中央政府に訴えるべきと主張する者も少なからず存在した<sup>128</sup>。しかし、アメリカの懐疑的な分析に見られるように、反乱勢力指導者たちによる自治権拡大の要望は、各地方における自身の名声獲得のための隠れ蓑だったという可能性も否定できない<sup>129</sup>。

武力対立に至ることが稀であったとはいえ、インドネシアの地方反乱は自由主義諸国の

---

<sup>125</sup> ヴァン・デル・クレフユスット「スカルノ的デモクラシー 下」『エカフェ通信』142号(1957年10月)、39-43頁。

<sup>126</sup> 「スカルノの指導

型民主主義とインドネシアの政治運動」『エカフェ通信』188号(1959年4月)、21-23頁。

<sup>127</sup> *Ibid.*, p.382.

<sup>128</sup> Report, the Intelligence Advisory Committee, Washington, March 5, 1957, FRUS, 1955-1957, Vol.22 p.362.

<sup>129</sup> Telegram, the Embassy in Indonesia to the Department of State, Djakarta, May 9, 1957, FRUS, 1955-1957, Vol.22 p.378. Telegram, the Embassy in Indonesia to the Department of State Allison, Djakarta, May 15, 1957, FRUS, 1955-1957, Vol.22 p.379.。事実、ジュアンダがスマトラを訪問した際に、ジュアンダに対する反乱勢力の姿勢は穏健なものだったという。

安全保障を脅かす要因にもなりえた。例えば、西イリアン問題で自国の安全保障を脅かされたと認識するオーストラリアは、反乱が西イリアンに伝播し、西イリアンの政情が再び不安定化することを憂慮した<sup>130</sup>。無論、アメリカもスマトラ反乱を軽視していたわけではなく、資源戦略面での最重要地域としてその安定化を必要視していた。アメリカにとってインドネシアは石油・錫・ゴムといった資源を保有する点で重視されていたが、その最たる地域がスマトラであったからである<sup>131</sup>。

当初アメリカは、地方反乱が分離独立運動にまでは発展しないとみなしていた。事実、1957年5月20日時点では、スマトラの反乱勢力は地方軍部や住民からの支援を受けていたにも拘らず、スマトラの独立を表明していなかった。反乱勢力に担ぎ出されたハッタもまた、5月16日の演説においてスマトラ反乱勢力への支援は限定的にしか行わず、スマトラの即時独立には反対であると声明していた。スマトラ内部での民族対立やジャワとの経済的相互依存関係が、スマトラの即時独立を引き留める要素になっていたのであろう<sup>132</sup>。

そしてアメリカは、PKIの影響力が弱い外島の勢力は、容共的な中央政府への対抗勢力となりえると考えた<sup>133</sup>。その理由は、スマトラ反乱が拡大すれば、中央政府におけるPKIの影響が弱まるというものであった。一方アメリカは、スマトラで産出される石油・ゴム・錫といった戦略的産品はインドネシア中央政府の監督下におくべきと考えた。こうした理由により、アメリカはインドネシア中央政府への支援を継続させつつ、反乱勢力を活用する機会を窺った。結局、アメリカは「冷戦」の論理を根底に置き、資源戦略を関連させる形で地方反乱に関与したのであって、「統一インドネシアの形成」というインドネシアの脱植民地化に配慮が見られた軌跡は見出しがたい。

1957年5月31日、ジュアンダ内閣とスマトラやスラウェシを含む各地方の反乱勢力は、漸次的な自治権拡大、民主主義の保全、汚職の撤廃について同意した。スマトラの反乱勢力が反中央政府的立場をとりつつも、中央政府との合意を履行したのに対して、スラウェシではサミュエル中佐の下(Lt. Col. Sumual)経済活動上の違反行為が頻発した<sup>134</sup>。スマトラの反乱とは対照的に、スラウェシにおける反乱はより強硬なものだったのである。

ジュアンダ自身もまた、サミュエルを中心とするスラウェシ反乱勢力に対して刺激的な対応をすべきでないと判断していた。サミュエルを突然失脚させれば、サミュエルが抑えて

---

<sup>130</sup> Memorandum of a Conversation, U.S. Delegation Office, Parliament House, Canberra, March 13, 1957, FRUS, 1955-1957, Vol.22 p.367.

<sup>131</sup> Letter, the Ambassador in Indonesia (Allison) to the Assistant Secretary of State for Far Eastern Affairs (Robertson), Djakarta, April 8, 1957, FRUS, 1955-1957, Vol.22 p.372.

<sup>132</sup> Memorandum, the Secretary of State's Special Assistant for Intelligence (Cumming) to the Under Secretary of State (Herter), Washington, May 20, 1957, FRUS, 1955-1957, Vol.22 p.387.

<sup>133</sup> Memorandum, the Deputy Director of the Office of Southwest Pacific Affairs (Mein) to the Assistant Secretary of State for Far Eastern Affairs (Robertson), Washington, May 17, 1957, FRUS, 1955-1957, Vol.22 p.381-385.

<sup>134</sup> Telegram, the Embassy in Indonesia to the Department of State, Djakarta, May 31, 1957, FRUS, 1955-1957, Vol.22 p.388.

きたスラウェシ島内部での地域対立が再燃し、更なる政治不安を惹起しかねなかったからである。スラウェシに対する中央政府の対応は、スマトラに対する対応とは対照的であった。スマトラでは、スカルノによってマクモウル中佐 (Lt. Colonel Macmour) らの反乱勢力を強権的に除外してしまおうとする計画が持ち上がっていたのである<sup>135</sup>。

ただし、アメリカは、スマトラやスラウェシの反乱勢力に対して、中央政府が武力行使を行う可能性は低く、国軍内にも地方反乱の武力鎮圧に反対する意見が根強いと想定していた<sup>136</sup>。あくまで自治権拡大要求の動きとして、アメリカは中央政府が段階的に自治権を認めるべきという立場をとった<sup>137</sup>。このようなアメリカの思惑は実現に至らず、長引く地方反乱の中で、次第にアレン・ダレスはスカルノ政権がインドネシアの統一性を維持できないとみなしはじめた。インドネシアにおける資源国有化が生じたのは、まさにこの時期であり、アレン・ダレスは即座に NSC を招集し、対応を検討した。

こうした中、アイゼンハワー政権は Robert J. McMahon が「冷戦期において、最も誤っており、病的な誤解に基づく、逆効果な認識<sup>138</sup>」と喝破する NSC の勧告を受入れた。NSC5518 に基づき、外島における反共主義者である地方反乱勢力に対して、アメリカは機密諜報活動を含め、秘密裏に経済・軍事的援助を供与したのである<sup>139</sup>。アメリカは、地方反乱勢力の軍事力を過大評価し、表面上はスカルノとの関係を維持しつつ、実態としては容共的なスカルノに代わる政治権力が成立することを期待したのであった。

1958 年に入ると、地方反乱に対するアメリカの関与はより積極化した。その要因の一つはスカルノによる中ソ等共産圏への接近であった。ジョン・ダレスは、インドネシアが援助を引き出すべく米ソ間の狭間を奔走していることに危機感を抱いた。経済面では、オランダからの借入の破棄を一方的に画策する等、対オランダ強攻策が採られ始めていた。インドネシアの国内経済が停滞する中で、中央政府の地方部に対する統治能力も限界に近づき、カリマンタンへの地方反乱の伝播が懸念された<sup>140</sup>。また、インドネシア各地の反乱勢力は地域横断的に連携しつつあった。フセイン(Hussein)やバーリン(Barlin)、サミュエル(Samual)など反乱勢力指導者は、中央政府に対する抵抗活動を行う際に連携し、さらにカリマンタンやモルッカ諸島などの外島諸地域およびジャワのイスラム勢力との協力を仰いだのである。こうした中、インドネシア中央政府が自治権拡大を付与するのではなく軍備を拡張すれば、刺

---

<sup>135</sup> Telegram, the Embassy in Indonesia to the Department of State, Djakarta, July 17, 1957, FRUS, 1955-1957, Vol.22 p.398.

<sup>136</sup> Telegram, the Embassy in Indonesia to the Department of State, Djakarta, August 30, 1957, FRUS, 1955-1957, Vol.22 p.435.

<sup>137</sup> National Intelligence Estimate, NIE 65-57, Washington, August 27, 1957, FRUS, 1955-1957, Vol.22 p.430.

<sup>138</sup> Robert J. McMahon *Limits of Empire, The United States and Southeast Asia Since world War 2* Columbia University Press (1999, New York) p.88.

<sup>139</sup> Report, the Ad Hoc Interdepartmental Committee on Indonesia for the National Security Council, Washington, September 3, 1957, FRUS, 1955-1957, Vol.22 p.438.

<sup>140</sup> Editorial Note, FRUS, 1958-1960, Vol.17, p.11.

激された反乱勢力が分離独立を主張することも懸念された<sup>141</sup>。

そして、アメリカの反乱勢力への支援は、1958年2月、パダンおよびスマトラの反乱勢力によるインドネシア革命政府 (Revolutionary Government of the Republic of Indonesia : PRRI) の樹立という形で結実した<sup>142</sup>。元来、反乱勢力によるインドネシア中央政府に対する主張は、憲法に基づく政治体制の再構築、汚職の撤廃、ハッタによる新内閣の組成、地域間経済格差の是正などであった。しかし、中央政府はこうした要求に迅速に対応することができず、その間に見かねた反乱勢力が革命政府を樹立したのであった<sup>143</sup>。しかし、PRRIの樹立は、インドネシアの既存社会秩序を混沌に至らせる点で、共産主義勢力にとっては影響拡大の好機にもなってしまい、アメリカの支援は逆説的な結果をもたらした<sup>144</sup>。

上記のような経緯を経て、国務省を中心としてアメリカは、反乱収束に対する淡い期待を寄せるようになった。1958年4月の段階で、国務省はスマトラにおける反乱はすでに収束に向かっているとみなしていた。インドネシア中央政府もまた派遣兵力の大勢をスマトラからスラウェシに移し、スラウェシにおけるサミュエル中佐とその勢力の鎮圧に注力した。ただし、国務省の見立てをCIAは楽観的なものと認識した。アレン・ダレス CIA長官が指摘するように、スラウェシ近郊の外島では戦闘活動が発生しており、スマトラにおいてもゲリラ活動が継続していたのである<sup>145</sup>。スラウェシ島の反乱勢力は独立政府の樹立を望んでいたが、独立後の政治指導を担える人材がないため、政体の構築には至らず、反乱活動ばかりが長引いた<sup>146</sup>。そして、ついにカリマンタンでも反乱が生じ、アレン・ダレスは明確な将来展望を見失った<sup>147</sup>。

アメリカの政策判断が滞るのを見透かすように、ジュアンダはアメリカによる地方反乱への支援を懇願した。特に、フィリピンやカリマンタンで産出された石油やガスがスラウェシ島のメナドに輸送されている点を引き合いに出し、地方部の反乱鎮圧が東南アジアの地域秩序ひいてはアメリカの経済権益保全につながることを主張した<sup>148</sup>。こうした要請を受け、1958年5月、オランダ大使ロイジェンと会談したジョン・ダレスは、地方反乱は武力鎮圧が必要な段階にきており、米英豪の協調の下でインドネシア国軍に対して働きかけを

---

<sup>141</sup> Memorandum, Director of Central Intelligence Dulles, Washington, January 31, 1958, FRUS, 1958-1960, Vol.17, pp.19-20.

<sup>142</sup> Editorial Note, FRUS, 1958-1960, Vol.17 p.38.

<sup>143</sup> Telegram, the Embassy in Indonesia to the Department of State Djakarta, May 15, 1958, FRUS, 1958-1960, Vol.17 p.179.

<sup>144</sup> "Comments on Australian Paper on Negotiations with Dissidents Handed to the Secretary" Minister Casey, November 4, 1959, FRUS, 1958-1960, Vol.17 p.445

<sup>145</sup> Memorandum of Conversation, Washington, June 11, 1958, FRUS, 1958-1960, Vol.17, p.219.

<sup>146</sup> Memorandum, the Chief of Naval Operations (Burke) to Secretary of State Dulles, Washington, May 13, 1958, FRUS, 1958-1960, Vol.17, p.167.

<sup>147</sup> Editorial Note, FRUS, 1958-1960, Vol.17, p.81.

<sup>148</sup> Telegram, the Embassy in Indonesia to the Department of State, Djakarta, May 15, 1958, FRUS, 1958-1960, Vol.17, p.176.

行うと述べた<sup>149</sup>。また、米豪英の働きかけによってもなお、事態が好転しない場合には、フィリピンや台湾からの軍事援助を受けて事態収拾にあたりと述べた<sup>150</sup>。ジュアンダによる介入要請を受け入れた形である。西イリアン問題を通じてアメリカは蘭イ間の中立性を標榜していたが、地方反乱を通じて最終的にスカルノの肩を持つに至ったのである。結果、アメリカの中立性は損なわれ始めた。

その後も地方反乱は延々と続き、インドネシア経済の重荷になっていった。1959年11月段階でインドネシアの地方反乱に係る支出は国家予算の大凡半分を占める状況に至り、費用捻出のために行われた新札の乱発はインフレを引き起こした。結果、財政的余力を失ったインドネシア政府は、地方反乱鎮圧を目的に、諸外国への援助要請に奔走した<sup>151</sup>。アメリカもまた、1959年末にはスマトラとスラウェシにおける反乱が完全に収束する見込みはなく、和平交渉も発生しがたいと結論を下した<sup>152</sup>。

反乱勢力とスカルノ政権の狭間を右往左往したアイゼンハワー政権は、反乱勢力のみならずスカルノ政権との関係維持も困難だと認識し始めた。事実、1960年10月にナスティオン参謀総長が訪米し、軍事援助を依頼した際にもアメリカは要請を断った。その一方、1961年1月にナスティオンの訪問を受けたソ連が軍事援助に合意したことに、アメリカは困惑することになった。「冷戦」の論理を逸脱したスカルノの行動を、アメリカは把握できなかったのである。

1960年12月19日に採択されたNSC6023においてもスマトラやスラウェシにおける反乱勢力の活動が継続し、インドネシア経済へ負の影響をもたらしていることが言及された。さらに、NSC6023においては、スマトラ、スラウェシ、カリマンタンの三地域が、インドネシアにおける外貨獲得地域として位置づけられ<sup>153</sup>、アメリカが優先的に対処すべき地域とされた<sup>154</sup>。このことにより、日本経済界が軍政期から進出を目指していた上記3地域における経済進出は、アメリカの冷戦戦略に適合するものとなっていったのである。ここにも、アメリカの「冷戦」の論理と日本経済界の「経済」の論理の整合を垣間見ることが出来る。

---

<sup>149</sup> 反乱勢力によるゲリラ活動は細々と続いた。国務省によれば、1959年1月時点での武装勢力数は、スマトラで1万人、スラウェシで5000人と見積もられた。(出典)Memorandum of Discussion, NSC 395th Meeting, Washington, January 29, 1959, FRUS, 1958-1960, Vol.17, p.326.

<sup>150</sup> Memorandum of Conversation, Washington, May 27, 1958, FRUS, 1958-1960, Vol.17, p.211.

<sup>151</sup> "Comments on Australian Paper on Negotiations with Dissidents Handed to the Secretary by Minister Casey", November 4, 1959, FRUS, 1958-1960, Vol.17, p.445.

<sup>152</sup> National Intelligence Estimate, NIE65-2-59, Washington, December 8, 1959, FRUS, 1958-1960, Vol.17, p.456.

<sup>153</sup> 1959年2月に採択されたNSC5901では、インドネシア経済に重要な意味を持つ外貨獲得地域として、スマトラに加えてカリマンタンが指定されていた。NSC6023ではこれにスラウェシが加わった。(出典)National Security Council Report, NSC 5901, "Statement of U.S. Policy on Indonesia", Washington, February 3, 1959, FRUS, 1958-1960, Vol.17, p.339.

<sup>154</sup> National Security Council Report, NSC 6023, "Draft Statement of U.S. Policy on Indonesia", Washington, December 19, 1960, FRUS, 1958-1960, Vol.17, p.579.

## 4 まとめ

本章で論じたように、1957年12月から1960年にかけてのインドネシアにおける経済的ナショナリズムの高まりは、西イリアン問題に関連した反オランダ意識によって突き動かされていた。この意味で、インドネシアの経済的ナショナリズムとそれによる企業国有化およびオランダ資本排斥は、脱植民地化の具現化されたものであったと言えるだろう。1957年12月に労働組合の手で占拠されたオランダ企業は、インドネシア中央政府によって国軍管理下に置かれ、その後接収・国営化された。一連のオランダ企業国営化は、西イリアンをめぐるオランダとの政治的対立の産物であると同時に、財政経済協定によるオランダの経済権益を否定し、経済的独立を達成しようとする経済的ナショナリズムの帰結でもあった。

しかし、インドネシアが脱植民地化の一環としてオランダ企業を排斥したことは、必ずしも経済的独立を促したわけではない。むしろ、外国資本なしでは企業による実体経済が回らず、結果として自力では経済的独立を達成できない皮肉な実情が露呈してしまったのではなかろうか。事実、オランダのKPM社撤退により国際物流が途絶え、深刻な食糧不足と経済停滞が迫りつつあった。また、事業承継を受けたインドネシア資本に企業経営のノウハウがあるわけではなく、接収企業をいかに経営し成長させていくか、見通しが立っていなかった。企業こそは保有しているものの、経営能力を持った経営陣が不在という「経営の真空」状況が生じていたのである。同様に、華僑排斥によって小売流通網を運営する機会を獲得しながらも、経営能力がないがために事業が立ち行かない状況が発生した。すなわち、経済的ナショナリズムに基づく外国資本排斥がインドネシア経済の停滞をもたらすという逆説的な関係が成り立っていたのである。インドネシアは、企業活動の活性化による経済成長の機会を自ら断ち切ってしまった。

ここに、インドネシアがオランダに代わる外国資本、それも西欧植民地主義的な要素の薄い外国資本を受け入れる思想的基盤が出来上がったと考えることができよう。脱植民地化を目指すインドネシアにとって、西欧諸国の資本導入を図ることは、再び植民地期の隷属的立場に逆行することに他ならなかった。だからこそ、自力での経済建設が困難になる中であっても、西欧諸国の資本を誘致するのではなく、西欧植民地主義的な色彩の希薄な国の資本を求めたのである。

日本がインドネシアとの国交を回復し、賠償協定及び経済協力協定を締結したのは、まさにこのような状況下であった。周知の通り、日本のインドネシアとの国交回復の試みは、日本の独立回復からほどなく始まっており、経済界によるインドネシア進出の試みとともに、連綿として続いてきたものであった。このため、日本政府や日本経済界は、インドネシアの経済的ナショナリズムの高まりを契機とし、国交回復や経済進出を遂げたわけではない。むしろ、数カ年にわたる国交回復と経済進出検討の最後の局面で、インドネシアの経済的ナショナリズム勃興が生じ、偶然にも好機を得たという要素が強いのではなかろうか。

そして好機を得た日本が、インドネシアへの経済進出を果たしていくといったとき、その動きを早期から主導していたのは、日本の政治指導者でも政府でもなく、経済界であった。

一般に、1957年から1960年という時代において、インドネシアを含む東南アジアとの国交を回復し、経済関係の強化を図った人物として、しばし岸の存在が指摘される。たしかに、岸は東南アジア周遊を通じ、アジアの開発を日本が主導的に牽引していくという姿勢を見せた。しかし、岸はもともと経済界と強いつながりを持ち、日本再建連盟時代からアジアとの通商強化を重視する人物であった。また、訪問からの帰国直後、輸銀法と輸出保険法の改正を行うなど、日本企業の経済進出に向けた政策が展開されたが、これは1950年代初頭からのプラント輸出を通じて日本経済界が寄せた要望を反映した形であろう。

事実、すでに日本経済界では、永安左エ門、鮎川義介、西嶋重忠らによるインドネシア政府へのアプローチが行われたり、関西インドネシア協会によるハッタへの歓待計画が立案されたりするなど、インドネシアとの通商拡大に向けた活動が展開されていた。また、北スマトラの石油開発やスラウェシのニッケル開発も経済界で議論の俎上に上っていた。インドネシアは、日本を引き寄せる「真空」地帯として見なされていたのである。岸改造内閣の外相に登用された藤山も、貿易振興による産業基盤育成を目指す財界人であり、アジアへの通商拡大に向けた政権内での体制構築が図られていった。こうした経済界の活動を結実させるために、岸はインドネシアとの賠償協定・経済協力協定の締結を一気に進めたと考えられる。だとするならば、経済界をプリンシパルとし、岸をエージェントとする関係が成り立っていたとも考えられる。

では、インドネシアにおける経済的ナショナリズムの勃興を好機とし、経済界の経済的関心だけでインドネシアとの国交回復がなされたのかと言えば、そうではない。アメリカの対東南アジア冷戦政策において日本に期待されていた役割と上記のような経済的背景が一致したからこそ、日本政府としてもアメリカの反応に気兼ねすることなく経済界を支援することが可能になったと考えるべきであろう。

アメリカにとって、インドネシアに係る懸念点は、民主主義的政治体制と国内政治状況の安定的維持に集約されていた。政治体制については、1955年選挙で膠着した政治状況を打破するために、「指導される民主主義」というスローガンをスカルノは提唱した。PKIのスカルノに対する影響力が拡大する中、中国・ソ連とインドネシアの関係が深化することをアメリカは懸念し、アジアの自由主義諸国とインドネシアの関係強化に乗り出した。その際、対抗勢力としてアメリカが期待を寄せたのが、日本であった。ここに、アメリカの冷戦戦略上、インドネシアの共産化防止のために日本を活用するという明確な方針を見て取ることが出来よう。そして、日本外務省は、インドネシアのオランダ人・オランダ企業追放による経済的空白が共産主義の伸長を招くという危機感の下、自由主義陣営が乗り出すべきと判断していた。

また、アメリカにとってインドネシアの安定化にとっての今一つの課題が地方反乱への対応であった。アメリカにとってインドネシアは石油・ゴム・錫といった資源を保有する点で戦略的に重視されていたが、その最たる地域がスマトラであった。当初アメリカは、スマトラ反乱が分離独立運動にまでは発展しないという半ば楽観的な認識を持っていた。しか

し、1958年にはスカルノによる中ソ等共産圏への接近が生じ、アメリカが反乱勢力側を秘密裏に支援する局面もあった。他方、インドネシア中央政府側からは、地方部の反乱鎮圧が東南アジアの地域秩序ひいてはアメリカの経済権益保全につながることを主張され、アメリカは米豪英三カ国の連携によりインドネシア国軍を支援する立場を表明した。地方反乱が延々と続く中、アメリカはNSC6023の採択を通じ、スマトラやカリマンタン、スラウェシを資源戦略上の重要地域と位置づけた。日本の経済界が戦前戦後を通じて進出を目指してきた上記三地域は、アメリカの資源戦略上も重要な地域とみなされたのである。

ここに、「経済」の論理と「冷戦」の論理が一致を見たことは注目に値しよう。アメリカの東南アジア冷戦戦略と岸政権の東南アジア外交方針は整合し、そしてアメリカの期待は日本経済界の思惑と整合していた。そして、岸政権の通商政策もまた、日本経済界の要望を踏まえたものであった。アメリカにとって容認可能なシナリオが出来上がったのであろう。こうしたシナリオに基づき、日本とインドネシアの国交回復の立役者となったのが、岸だったのである。

## 第四章 民間経済外交による経済協力の組成と展開

外資排斥と企業国有化を進めるインドネシアに対し、岸政権は日本の経済界の要請を受ける形で通商体制強化と賠償協定・経済連携協定の締結を進め、日本企業のインドネシア進出に向けた制度枠組を整備した。アメリカは対インドネシア冷戦戦略として、資源産出地であるスマトラ、スラウェシ、カリマンタンの政治的安定性を目指した。また、アメリカは、日本とインドネシアとの経済関係強化を通じて、中国の影響力拡大の阻止を試みた。では、こうした環境下において、日本の経済界は如何なる目的や手法でインドネシアに進出を遂げたのであろうか。そこで本章では、戦後日本の対インドネシア経済協力案件である北スマトラの石油開発、スラウェシのニッケル開発、カリマンタンの森林開発を事例として分析する。これら三つの事例は、戦前期日本の南方関与の過程で、その萌芽が見られた案件である。同時に、戦後においては日本の経済界が主導し、日本政府との官民連携に基づいて組成された案件である。インドネシア政府との交渉を日本経済界が担い、戦後日本とインドネシアとの経済関係を形作ったという意味で、民間企業による外交活動と言える。

序章でも述べたとおり、木村昌人の定義によれば、民間経済外交とは「非公式接触者が、国家間の経済問題に関する話し合いや交渉を親善を兼ねて行う外交<sup>1</sup>」を意味する。戦後日本においては、1960年代半ば以降には日本経済界から民間経済外交展開の必要性が論じられるようになっていった。この背景には、企業の海外進出に十分な支援を展開できていない在外公館に対する不満<sup>2</sup>や、経済分野での外交交渉を財界が支えてきたという自負<sup>3</sup>があったとされる。まさに、上記三事例は1950年代後半から1960年代半ばにかけて組成された案件であり、日本経済界によって民間経済外交の強化が目指される過程の産物である。本章では、これまであまり着目されてこなかった対インドネシア経済協力の案件組成過程を明らかにするとともに、個々の経済協力案件が日本とインドネシアの経済関係構築に持った歴史的意義を考察する。

本来、対インドネシア経済協力は、賠償以上に多額の資金が費やされたという意味で、戦後日本の対インドネシア経済的関与において重要な意味を持つ。また、軍政期に端緒を持つ案件が戦後の経済協力として復権した点では、インドネシアの脱植民地化と深く係っている。そして、インドネシアの共産化防止に日本の経済力を活用しようとするアメリカの方針との関係においては、東南アジア冷戦の実施手段でもありえた。

そこで本章では、次の4つの視点から分析する。第一に、戦前期から続く日本のインドネシアへの関与の中での位置づけである。日本の経済界が軍政下インドネシアで有していた経済権益に対し、戦後はどのように対処したのだろうか。主に石油、ニッケル、森林開発の分野において、軍政下インドネシアでこれらの資源獲得を目指した日本人・日本企業との関

<sup>1</sup> 木村昌人『日米民間経済外交』慶応通信、1989年、31頁。

<sup>2</sup> 「民間経済外交の役割と成果 座談会」『経団連月報』15巻12号(1967年12月)、22頁。

<sup>3</sup> 高瀬弘文『経済外交』概念の歴史的検討』『広島国際研究』19号(2013年11月)、24頁。

係性を考察したい。第二に、戦前期の南方関与と同種の活動を展開した戦後日本経済界が、インドネシアに受容された背景である。軍政を受けたインドネシアが、外資排斥の渦中に再び日本の経済界の進出を受け入れたのはなぜだろうか。資源をめぐる日伊双方のニーズと思惑を分析することで、その要因を明らかにする。第三に、日本経済界による経済協力案件が受けた「冷戦」の論理の影響である。上述のように、脱植民地化の過程においてマレーシア紛争に突き進むインドネシアに対し、米英は「冷戦」の論理から警戒感と諦観を抱いた。こうした米英の姿勢は、日本経済界の動きに追い風となったのであろうか。あるいは、向かい風として日本経済界の活動を抑制する方向に働いたのであろうか。本章では、各経済協力案件に対する米英の情報収集や見解の推移について把握する。第四に、経済協力を取り巻く経済界と政府の関係性の特徴である。日本の経済界がインドネシアとの交渉主体として経済協力案件を組成する過程において、どのような体制が構築され、いかなる観点から交渉が行われたのか。また、民間経済外交の展開に際して、外務省や通産省といった省庁が果たした役割についても考察したい。

## 1 民間経済外交の展開－北スマトラ石油開発協力(NOSODECO)－

### (1) 「小林グループ」による体制一本化と民間経済外交

1955年設立の石油資源開発㈱においては、会長に鮎川義介、社長に三村起一などの財界人が経営陣に任命され、常務の岡田秀男を筆頭にインドネシア進出への積極的な姿勢を見せたことは第二章で述べた。本節では、石油資源開発㈱を中心とした戦後日本経済界による北スマトラ油田獲得の過程を述べる。

石油資源開発㈱は、発足当初から、日本の石油業界が一丸となった形でのスマトラ進出を目指していたわけではない。1951年の浅野物産による北スマトラ油田へのアプローチが頓挫した後、しばらくは日本側で際立った動きは生じていなかった。とはいえ、平田重胤によれば、「北スマトラ油田に関しては、何時までも外国石油会社にその開発を委せて置いては、インドネシアの技術は向上しないから、政府は当該油田を国営化し第二次大戦中に開発経験がある日本技術者の援助を得るなどしてその開発を行うべきだとする意見が閣内に強いらしい<sup>4)</sup>」という情報もあったという。

こうした状況に対して、行動を起こしたのがインドネシア賠償事業でも数々の案件を組成した木下商店<sup>5)</sup>である。1958年4月、木下商店は、接收後の北スマトラ油田運営者である PERMINA のストー大佐と交渉を行い、5カ年にわたり月間3万5,000トン<sup>6)</sup>の原油を PERMINA から買い取ることで意見の一致を見た<sup>7)</sup>。その際、木下商店がパラガン・ススの油田復旧を担い、PERMINA から対価として原油を受け取ること、および BPM からインドネシア政府が接收した油田については下商店と BPM が共同で行うことが約された<sup>8)</sup>。もし、この合意が履行されていれば、木下商店は北スマトラ石油を優先的に買い取る権利を持つとともに、油田経営にも参画し、日本の他の商社や石油会社に対して優位を占めることになったのだろう。

上記合意を受け、木下商店は丸善石油との共催で、石油資源開発㈱、インドネシア通商産業協会、パシフィックコンサツタンツから構成される調査団を北スマトラに派遣する計画

---

<sup>4)</sup> 平田重胤「北スマトラ石油問題とその政治的及び経済的背景」『内外石油情報』帝国石油株式会社、1953年67号、5頁。

<sup>5)</sup> 同社は木下茂が1932年に岩井商店(現在の双日)から独立して設立した商社であり、インドネシア賠償案件の受注で事業を拡大した。木下茂は政商として岸信介と親交を持ち、木下商店を日本最大の鉄鉱石輸入商社に成長させた。1965年、木下商店は三井物産に吸収合併された。

<sup>6)</sup> ただし、PERMINA は1957年12月の時点で米国 Refining Oil 社との間に月間15,000トンの原油販売契約(2年間)を締結していた。Refining Oil は富士興産を通じて日本に原油を販売し、丸善石油が顧客となる予定であった。丸善石油は、富士興産及び木下商店双方に対して、原油調達の引き合いを出していた。こうした経緯があり、PERMINA と木下商店の合意においては、Refining Oil 社向け15,000トンを差し引き、残量の35,000トンが木下商店への販売分とされた。

<sup>7)</sup> 「インドネシア北スマトラ油田よりの原油輸入ならびに同油田の復旧および共同開発について」通商産業省鉱山局、1958年6月16日、外務省外交記録、E'-214。

<sup>8)</sup> 「パラガン・スス原油に関する件」PERMINA から木下商店宛、1958年4月23日、外務省外交記録、E'-214。

を立てた<sup>9</sup>。ただし、石油資源開発㈱が派遣する技術者をめぐり、同じく北スマトラ油田の権益獲得を目指すブリヂストンタイヤ<sup>10</sup>との間で軋轢が生じた。ブリヂストンタイヤ社長の石橋正二郎<sup>11</sup>は、北スマトラ油田への進出には、PERMINA と PERMINA への影響力を持つ PNI へのアプローチが有用だと判断した。そこで、石橋は、来日予定のイサ博士 (PNI 第二副総裁) と会談を設定した上で、現地へ技術者を派遣すべきとの結論に至った<sup>12</sup>。石橋は、調査団の派遣時期はイサ博士との会談後とすべき旨、石油資源開発㈱に対して提案した。石油資源開発㈱三村起一社長は石橋の提案に合意し、木下商店木下茂社長に合意内容が伝えられた。

当然ながら、石油資源開発㈱の対応に木下商店側は困惑した。木下商店側では、すでに PERMINA からの招聘状に基づき、石油資源開発㈱の技術者を含む調査団の出発準備を進めていたからである。折しも、「木下商店が 66 席の船と 1 千万トンの原油のバーター取引<sup>13</sup>を提案した」という報道が 7 月 4 日付でなされ<sup>14</sup>、日本国内の関係事業者のみならず、アメリカ、イギリス、オランダ等の在インドネシア公館も木下商店の動向を警戒していた<sup>15</sup>。そこで、木下は通産省上野事務次官、外務省山田事務次官、外務省牛場経済局長に事情を説明し、協力を求めた。これに対し、在インドネシア日本大使館は、「イサ博士の来日を待つて本件解決したし」との冷淡な姿勢を当初見せた。一方、ジュアンダ首相 (Djuanda Kartawidjaja) は日本大使館に対し、木下商店は PERMINA から公式招聘状の発行を受けており、インドネシア政府も了解済みである旨、イサ博士は PERMINA とは直接関係がない旨を説明した。この結果、日本大使館及び外務省本省は木下商店の事情を理解し、調査団派遣を了承した。

こうした日本企業間での軋轢に木下商店は悩まされたが、皮肉にもその過程において日本の石油業界が北スマトラ進出を目指して大同団結し、官民連携の下で事業の組成を進めていく礎が築かれたのである。大同団結をもたらしたのは、インドネシア賠償交渉でも活躍

---

<sup>9</sup> 「文書管理番号 當 2 油 33-27」木下商店から外務省宛、1958 年 6 月 23 日、外務省外交記録、E'-214。

<sup>10</sup> 「北スマトラ油田及び製油所現況調査報告概要」ブリヂストンタイヤ株式会社、1958 年 7 月、外務省外交記録、E'-214。

<sup>11</sup> 1925 年にゴム靴製造に着手し、朝鮮、南洋、欧米に販路を築いた。第二次世界大戦中には、戦闘機や軍事車両用タイヤの製造を手掛け、三菱重工や中島飛行機に納入した。なお、タイヤの原材料であるブタジエンゴムは石油化学製品であるため、石油の安定調達が事業のカギを握った。

<sup>12</sup> 文書名不明 (株)木下商店代表取締役社長木下茂から石油資源開発㈱取締役社長三村起一宛、1958 年 7 月 22 日、外務省外交記録、E'-214。

<sup>13</sup> UPI 東京電の報道によれば、木下商店側の計画は、日本はインドネシアに対して 2 年にわたり沿岸航路用船舶 (貨客船 15 隻、貨物船 35 隻、哨戒艇 15 隻、練習船 1 隻) を輸出し、その代わりに 10 年にわたりインドネシアから 11 千万トンの原油を輸入するもの。

<sup>14</sup> 「木下商店のバーター取引の報道に関する件」高木臨時代理大使から藤山大臣宛、1958 年 7 月 9 日、外務省外交記録、E'-214。

<sup>15</sup> 「木下争点の船舶、原油バーター計画に関する当地の報道ぶりに関する件」高木臨時代理大使から藤山大臣宛、1958 年 7 月 17 日、外務省外交記録、E'-214。

した小林中<sup>16</sup>（日本開発銀行総裁）を媒介とした「小林グループ」の組成である。小林グループはその後、日本側を代表する交渉主体となり、北スマトラの石油開発スキームとその後の経済協力方式を規定した。この点で、戦後日本経済界のインドネシア進出を語る上で、軽視し得ない。まずは、小林グループの成立過程を説明したい。

1958年7月9日、木下商店村上常務はブリヂストンタイヤ石橋社長と会談した。石橋は、自社の関心は石油ガス事業であって油田開発ではないという前提の下、油田開発については小林と木下商店との間で調整すべきと述べた。また、来日中のイサ博士との会談は木下側で設定すべきと木下に伝えた。この指摘に対して忠実に、木下は小林と会談した。しかし小林の意見は、調査団の構成はブリヂストンと木下商店で協議すべきというものだった。結局、木下はたらい回しを受けたのである。「石橋氏の処に行けば、小林氏に行けと云われ、小林氏の処に行けば、石橋氏に会えと云われ、堂々巡りの結果、何等の具体的進展が行われずに徒に時日の経過を見たが実情<sup>17</sup>」という木下の言葉がその憤懣を如実に語っていた。

木下商店は、状況を打開するため、7月14日に木下商店、石油資源開発(株)、ブリヂストンタイヤによる三社会合を設定した。ただし、同会合では、特定個社の主催を匂わせないための調査団名称への配慮や、調査団へのブリヂストンの参加などにしか合意が見られなかった。こうした中、同月18日には、小林中が3社の仲を取り持つ形で、三村起一、石橋正二郎、木下茂、小林中の4名による会談が設定された。この席上、小林は木下に対して、当初の予定通りに調査団を派遣すべきとしたが、三村は「石油資源開発株式会社の性格上、外国の油田調査に対し一商社の依頼のみで技術者を派遣する事は、議会の問題になり兼ねない恐れあるにつき、形式上、先方政府筋から所在外交機関を通じ日本政府に要請させることとした<sup>18</sup>」いと、異を唱えた。木下商店からすれば、石油資源開発(株)は技術者派遣を一旦は承諾しながらも、突如延期を通告し、その上個社支援は行えないという言明をしたと認識していた。

石油資源開発(株)の態度に対し、木下商店は同月22日付で、抗議文書を三村に送った<sup>19</sup>。「面目が全く失墜する<sup>20</sup>」危険性の中で、木下商店がこれまでの経緯と三村の発言を具に記録し、対応の是正を求めるもの<sup>21</sup>であり、民間企業の経営者間で交わされる書簡としては異

---

<sup>16</sup> 小林は戦前に富国徴兵保険(現:富国生命保険)を経て戦後には東京急行電鉄社長、生命保険協会会長を歴任した財界人である。1951年に日本開発銀行(現:政策投融资銀行)が設立された際には、吉田茂から直々に総裁就任の引き合いを受けるほど政界にも通じた政商であった。

<sup>17</sup> 文書名不明(株)木下商店代表取締役社長木下茂から石油資源開発(株)取締役社長三村起一宛、1958年7月22日、外務省外交記録、E'-214。

<sup>18</sup> 同上史料。

<sup>19</sup> 同上史料。

<sup>20</sup> 同上史料。

<sup>21</sup> 内容の趣旨は次の通り。①PERMINAから招聘状を受けている企業を支援することは個社支援に該当しないこと。②木下商店への技術者派遣が個社支援だというのであれば、石油資源開発(株)は今後いかなる企業に対しても技術者派遣をすべきでないこと。③技術者には限りがあるのだから、ブリヂストンよりも早期に派遣を要請し了承を受けた木下側に派遣すべきこと。④高木臨時代理大使からもPERMINAとの関係は了承を受けており、調査団の早期派遣を要請されていること。

例のものであった。

両社の一触即発の自体を緩和したのは小林の存在であった。小林は石油資源開発(株)、木下商店、ブリヂストンタイヤの仲を取り持つ形で調整を進め、意見の集約と企業対立の緩和を進めた。ファシリテーターとしての役割を果たした小林と、小林を触媒として結びつけた企業群は、小林グループと呼ばれるようになった。経緯を見れば明らかなように、当初から小林グループを機軸とした日本側体制の一本化が目指されていたわけではなく、個社の利害対立仲裁の過程で小林グループを通じた大同団結が進んだのである。逆説的な結果とはいえ、日本国内の体制を一本化し、官民連携の下でインドネシアへの経済進出を図ろうとする手法は、この時期に形成されたのである。

9月4日、懸案の調査団の構成が小林中から PERMINA のストー大佐に伝えられた。団長は松沢達夫(石油資源開発(株)、取締役)が就任し、調査団員には、ブリヂストンタイヤや木下商店をはじめとする日本企業が名を連ねた。小林の仲介により、石油資源開発(株)とブリヂストンタイヤ、木下商店の間で調整が進んだ成果である。調査団は、9月末から10月にかけてメダン(Medan)とブランダン(Brandan)で現地調査を実施し、油田設備の復旧計画を立案した<sup>22</sup>。

1959年2月、ストーを再訪した松沢は、ストーから具体的な開発計画を示すよう指示された。これにより、小林グループ内で開発計画や事業スキームに関する検討が加速化した。当初、小林グループは PERMINA との合弁企業設立を目指したが、PERMINA の資金難により合弁出資が困難だと判断した。PERMINA は資本金を出す余力も、借入金を返済する余力もなかったのである。そこで「小林グループ」は、PERMINA の資金に頼ることなく、現地で円滑に事業を営み、しかも石油の安定的な対日輸出を可能にする仕組みを提案せざるを得なかった。

そこで、小林グループが発案したのが、後に経済協力方式として定着する生産物分与方式(Production Sharing; P/S方式)だった。具体的には、次のようなものである<sup>23</sup>。①日本企業からの出資金と輸銀借入で賄われた資金を、30年に渡って PERMINA に供与する。②供与されたクレジットを用い、PERMINA は、生産設備・資材・技術を拡充し、原油を生産する。③日本側は、30年間にわたって原油生産増加分の50%を原価にて買い取る。即ち、PERMINA に対して出資や現金返済を求めない代わりに、石油を安価に長期安定供給させるという取引関係に基づくものであった。

小林グループからの提案に対し、ストーは現物による返済方式については原則的に同意しつつ、詳細な返済期間や返済条件について異を唱えた。ストーは、小林グループ側が本件を通じて過度な利益創出を期待していると懸念したのである。そこで6月24日、小林グループは黄田多喜夫(在インドネシア日本大使)に対して上記誤解を払拭するための説明文

<sup>22</sup> 「ストー大佐宛提出の報告書」調査団長松沢達夫、1958年11月、外務省外交記録、E'-214。

<sup>23</sup> 「北スマトラ石油開発計画について 第1 インドネシア側と日本側グループの交渉経緯」外務省経済協力課、1959年7月6日、外務省外交記録、E'-214。

書<sup>24</sup>を託した。黄田大使は6月30日、ストーと面談を持ち、小林グループの目的は油田開発による原油の安定供給であり、投資会社として過度な利益を求めてはいない旨説明した。実際、小林グループとしても、交渉が長期化し暗礁に乗り上げれば、他国の石油会社に北スマトラの開発案件を奪われる危険性もあり、交渉の早期解決に神経を尖らせていた。

このように、木下商店による個社利益の追求活動として始まった北スマトラへの進出計画は、石油資源開発㈱とブリヂストンタイヤとの不和を生みつつも、小林中の仲裁により小林グループとして一本化され、日本側唯一の交渉主体としての立場を築いた。そして、その後の経済協力方式の原型となる事業スキームを発案し、日本大使館の支援を受けつつ、国軍管轄下の PERMINA との交渉を展開した。この点で、日本経済界がインドネシア政府を相手とし、日本政府との連携の下で民間経済外交を展開したといえよう。

## (2) 蘭英の反応を懸念した日本外務省による側面支援

小林グループと PERMINA の交渉が進む中、北スマトラ油田に権益を有していた蘭英はどのような反応を示し、日本政府は如何なる対応を講じたのであろうか。本節では、蘭英日の三か国の政府による対応を整理し、小林グループの動きをめぐる各国の動向を論じる。

第2章で述べた通り、蘭英合弁の BPM は 1957 年末まで北スマトラ油田のコンセッション契約を締結していたが、インドネシア政府は財政経済協定の破棄により 1956 年 10 月に同油田を国有化した。当然、一方的な契約破棄に対し蘭英は反発し、インドネシアに補償を求めた。そして、日本政府は、小林グループが PERMINA との交渉を進めることにより、蘭英による批判の矛先が日本に向くことを懸念した。

1958 年 6 月、ロイヒリン在日本オランダ大使(Jonheer O. Reuchlin)は藤山愛一郎外務大臣および金山欧亜局長との会談を持った。ロイヒリン大使は、オランダ・インドネシア間での「懸案」に日本が配慮すべきと言及し、オランダ企業の財産権の移転に際して事前にオランダ政府との協議を求める覚書(エードメモワール)を手交した<sup>25</sup>。オランダは、補償されるべき油田運営権が、オランダの意図とは無関係に小林グループに渡ることを懸念し、日本政府経由で釘を刺したのである。外務省は、本件が速やかにオランダ・インドネシア間で解決されることを希望する旨、および日本経済界がインドネシアにおいて正当な手段で財産権を取得することを日本政府は妨げない旨を申し入れた<sup>26</sup>。

翌年 3 月、在日オランダ大使館は、インドネシアにおけるオランダ企業接収が国際法上無効である上、オランダ企業資産を日本が無断に活用した場合、法的訴追の可能性があるという見解を示した<sup>27</sup>。オランダの厳しい姿勢とは裏腹に、ストー大佐と小林グループの間で

<sup>24</sup> 文書名不明(文書様式は石油資源開発㈱)小林中発からストー大佐宛、1959 年 6 月 24 日、外務省外交記録、E'-214。

<sup>25</sup> 「6 月 18 日付オランダ大使館エード・メモワールに対する回答案」外務省欧西課、1958 年 7 月 31 日、外務省外交記録、E'-214。

<sup>26</sup> 同上史料。

<sup>27</sup> 「北スマトラ石油開発計画について」外務省経済協力課、1959 年 7 月 6 日、外務省外交記録、E'-

は既に生産物分与方式による事業組成計画が立案されつつあった。日本外務省がオランダの要求を甘受すれば、小林グループによる交渉が水泡に帰し、インドネシアとの関係を悪化させる危険性があった。そこで、日本側外務省は、オランダ大使館の見解は国際法上の一般論であって、小林グループが進めている石油開発計画について言及したものではないとの見解を示した<sup>28</sup>。

一方、イギリス側からの申し入れはより具体的なものであった。1958年5月、シェルの東京拠点代表であったグエピン（F. Guepin）拠点長は、昭和石油の四日市製油所落成式に出席して、昭和石油社長及び岸信介首相と意見交換を行った。この時、グエピンは北スマトラ石油問題に触れ、シェルは北スマトラ油田の権益を放棄する意思はないと明言した。また、本来はイギリスに運営権がある油田の開発に、日本が関与することを批判した。これに対して岸は、インドネシアとの賠償協定締結に触れ、日本はアジアの一国としてインドネシアとの経済提携を強化するが、既存外国権益を侵害する意思はないと応じた。さらに岸は、シェルが北スマトラ油田において日本経済界と提携するのであれば、歓迎したいと述べた<sup>29</sup>。外資排斥後のインドネシアと日本との関係深化に対する英経済界の認識が表れていた一件といえるだろう。

実際、インドネシア現地においては北スマトラ油田をめぐる日英間での利害対立が鮮明化した。1958年8月、シェルのインドネシア拠点代表であったベル（Astley Bell）は黄田大使を訪問し、インドネシア政府による PERMINA 設立の動きに触れ、「蛮族の決め事(Law of the jungle)に屈する意思は毛頭ない」と怒りをあらわにした<sup>30</sup>。インドネシア政府による補償なき接收を指し、文明人の対応とは程遠いという意味で批判したものと思われる。これに対して黄田大使は、木下商店以外にも油田開発に興味を示す事業者がいるので、近日中に調査団を派遣するが、岸の対インドネシア協力の方針に基づき円満に事を運ぶ予定であると言及するに留めた。東京においても、1959年5月23日、在日英大使館のハーバム公使(Herbam)は、日本政府が北スマトラ油田開発を支援すれば、日英関係にとって「結局はおたがいのためにならぬ」と批判した<sup>31</sup>。ハーバムの示した強硬な姿勢は、1959年6月8日に在日英国大使館が発表した口上書によって明確にされた<sup>32</sup>。

シェルをはじめイギリスが重視したのは、補償なければ没収なしという国際慣行であった。実際、ハーバムも、「即座に、十分かつ効果的な補償が行われること」をインドネシアに要求していた。しかし、インドネシア外務省条約局は、「本件鉱区接收の時ににおいて、施

---

214。

<sup>28</sup> 同上史料。

<sup>29</sup> 同上史料。

<sup>30</sup> 同上史料。

<sup>31</sup> 同上史料。

<sup>32</sup> 口上書では、①シェルは本件鉱区に対する権利の行使をインドネシア政府によって妨げられたが、②インドネシア政府との間に補償問題の解決の努力を重ねている、③よってイギリス政府は、北スマトラ石油開発計画に対する日本の許可について、同補償問題が解決するまで保留することを希望する、とされた。

設は破壊されたままであったし、鉱業権が 10 数年間も放置されていたものを取り戻したに過ぎないから補償すべきものは何もない<sup>33)</sup>との見解を示していた。このように、インドネシア側の基本姿勢は油田接収に対する補償を行う意思はないというものであった。

以上のように、小林グループと PERMINA の交渉の背後には、蘭英とインドネシアの間での補償をめぐる紛糾が存在していたのである。小林グループがインドネシア側に寄り添う形で交渉を進めれば、日英関係が悪化する危険性があった。具体的には、シェルによる日本への原油供給がストップしたり、日本が PERMINA から購入した原油に対し、イギリスが法的措置を取ったりするなどの事案発生を外務省は懸念していた。実際、仮処分申請が裁判所によって受理されれば、判決が出るまでは原油の処分ができず、原油の購入と石油の販売計画に影響が生じる可能性もあった。岸や黄田の外交辞令に富む対応の陰には、外務省の国際法上の懸念事項<sup>34)</sup>を払拭しつつ、小林グループを支援しようとする姿勢を垣間見ることができる。

そこで、外務省は条約局を中心に理論武装を進めた<sup>35)</sup>。条約局は、「国有化は第二次世界大戦後の新しい現象であるので、何が正当なる補償であるかについても、国際法上確立した基準はない」という解釈を提示した<sup>36)</sup>。つまり、補償の定義がない以上、蘭英とインドネシアの間での補償成立状況は判断できないというグレーな解釈であった。そこで、条約局は、第三者である日本は接収や補償の成立について感知せず、日本が北スマトラ油田をインドネシア国内法に基づき開発しても、なんら法的責任を負わないと判断した。また、油田の接収や補償に関して BPM が提訴したとしても、その管轄はインドネシア国内の裁判所になると判断した。上記のように、外務省は小林グループの交渉を法的に担保することを目指した。結果として、外務省が英・蘭からの追求を露払いする形で、小林グループの PERMINA との交渉を側面支援した形であった。

### (3) 生産物分与方式による経済協力の実現

外務省による側面支援を受け、小林グループは PERMINA との交渉を進め、北スマトラの石油開発を担う会社の設立に奔走した。本節では、戦前期から日本が渴望していた北スマトラ油田獲得の過程と軍政期人脈の活用状況を明らかにする。また、北スマトラ油田を取り巻くアメリカの冷戦政策と経済的利害についても分析の光を照射する。

まずは、小林グループによる交渉と会社設立に至る経緯を振り返る。1959 年 9 月、経済

---

<sup>33)</sup> 同上史料。

<sup>34)</sup> 具体的には、外務省の懸念は下記 2 つの点に集約された。①日本政府が北スマトラ石油開発に融資を行うことが、インドネシア政府による補償なき接収を「扇動」することを意味し、イギリス権益の侵害として日本政府に国際法上の責任が発生するの否か。②日本の融資の結果採掘された石油が日本に輸入され、BPM がその石油の所有権を主張して日本裁判所に提訴した場合、どのような法律問題が生じるの否か。

<sup>35)</sup> 「北スマトラ石油開発に対する日本の経済協力に関する法律上の問題点」外務省条約局、1959 年 7 月 8 日、外務省外交記録、E-214。

<sup>36)</sup> 同上史料。

協力を目的とした投資会社を日本国内に設立し、同投資会社が生産物分与方式に基づく経済協力を実施することに関し、三村起一を団長とする交渉団と PERMINA の間で基本了解が成立した。翌月、来日したスバンドリオ外相は、岸首相および藤山外相との会談において、インドネシア政府としても上記基本了解を承認した旨を伝えた。

ただし、新設される投資会社の社長人選をめぐり、小林グループと通産省の間で対立が生じた。小林グループは、PERMINA との折衝を担った三村起一を推すことに決め、経団連もこれに同意した。しかし通産省は、北スマトラの油田開発を日本経済界全体の事業として組成することを望み、小林グループの構成企業によって新会社の経営が掌握されることに難色を示した<sup>37</sup>。石油関係事業者が一本化して小林グループを組成し、4年にわたってインドネシア側と交渉を続け、無事基本了解が設立した段階で、通産省は社長人事に関与したのである。このような介入を通産省が行った背景としては、日伊経済協力第1号案件として慎重を期すという配慮に加え、新会社を政策的色彩の強い国策会社として発足させたいという意図があった<sup>38</sup>。小林グループの組成経緯で述べたように、本件は木下商店やブリヂストンタイヤといった企業個社の営利活動に起源を持っており、当初から通産省主導の経済協力案件として組成されたわけではない。しかし、経済協力案件として実現が近づくや否や、通産省はその主導権を握ろうとしたのであろう。

こうした社長人選をめぐる紛糾はあったが、三村起一らによるジャカルタでの交渉は進み、1960年2月18日、小林グループと PERMINA との間での交渉が決着した。結果、日本側が10年間にわたり最高188億円の開発用機器と資材・技術を貸与し、北スマトラ油田の復旧に協力することとなった。その見返りとして、開発した石油は年産80万キロリットルを超過した分の40%について日本が無償提供を受けることとなった。インドネシアにおける経営体制としては、日本側は経営に関与しないが、80万キロリットル超過分の60%（インドネシア側取り分）について優先買取権を与えられた<sup>39</sup>。

事業内容については合意されたが、資機材供与に必要な資金の調達の問題となった。当初、小林グループの資金調達計画では、設備投資費用57億円のうち、42億円を輸銀と商業銀行の協調融資から、残り15億円を海外経済協力基金から調達する予定だった<sup>40</sup>。しかし、海外経済協力基金の設立は翌年3月予定のため、1960年段階で出資を受けることは出来なかった。そこで、小林グループは、さしあたり輸銀から融資を受ける計画に変更した<sup>41</sup>。

しかし、1960年3月1日、日本政府に対して世界銀行から「海外石油開発への政府援助は不適當」との非公式申し入れがなされた<sup>42</sup>。その陰には、日本政府機関である輸銀は日本

<sup>37</sup> 毎日新聞「会長に三村氏推す」、1960年2月16日。

<sup>38</sup> 朝日新聞「まず協力会社設立」、1960年2月19日。

<sup>39</sup> 「協定書」[筆者注：小林グループと PERMINA との間における北スマトラ石油開発に関する協定書]、1960年2月18日、外務省外交記録、E'-214。

<sup>40</sup> 「北スマトラの石油会社に対する輸銀融資の再検討等について」外務省経済協力部長から黄田大使宛、1961年4月22日、外務省外交記録、E'-0215。

<sup>41</sup> 同上史料

<sup>42</sup> 朝日新聞「海外石油開発への政府援助は不適當」、1960年3月1日。

国内のインフラに優先的に投融資をすべきという世銀の認識があった<sup>43</sup>。これに対し、池田勇人通産相は衆院予算委員会において「輸銀が融資するかどうかは未定」と回答するなど、消極的な姿勢を示した。輸銀融資なしでは新会社の設立は不可能になる公算が高かった。このため、小林中は政府を公然と批判し、北スマトラ油田開発は「首相に頼まれた計画」であって政府は「輸銀融資に協力するのが当然」と主張した<sup>44</sup>。「約束と違う」という憤慨の中、石油資源開発(株)は同社顧問であった吉田半右エ門(元通産相審議官)を通じ、債務保険を取り付けるよう計らった。結果、3月23日の「北スマトラ石油開発に関する会議」(出席者:大蔵省、外務省、通産省、経団連、石油資源開発(株))において、自己資本を除く必要資金相当額の輸銀融資が無事可決された<sup>45</sup>。

輸銀融資に係る官民合意を受け、4月には懸案の社長人事が決定し、佐藤久喜(三井金属鉱業会長)が社長に就任した<sup>46</sup>。石油資源開発(株)において本事業を推進してきた三村は新会社の会長に就任した。定かではないが、輸銀融資の実現とバーターにする形で、通産省は社長人事への介入を遂げたのかもしれない。5月には技術顧問団がインドネシアに派遣され、現地調査結果に基づき事業計画が立案された<sup>47</sup>。

そして1960年6月1日、小林グループの権利義務を継承する形で、北スマトラ石油開発協力株式会社(North Sumatra Oil Development Cooperation: NOSODECO)が設立された。石油資源開発及び海外経済協力基金(当時設立予定段階)による出資を資本金とし、輸銀と商業銀行との協調融資によって必要資金の調達を行いつつ、PERMINAに資材・技術供与を行う企業体であった。

---

<sup>43</sup> 世銀が金融面で支援をしてきたアラビア石油にとって、小林グループによる新会社が競合企業となることを世銀が懸念した可能性も考えられる。

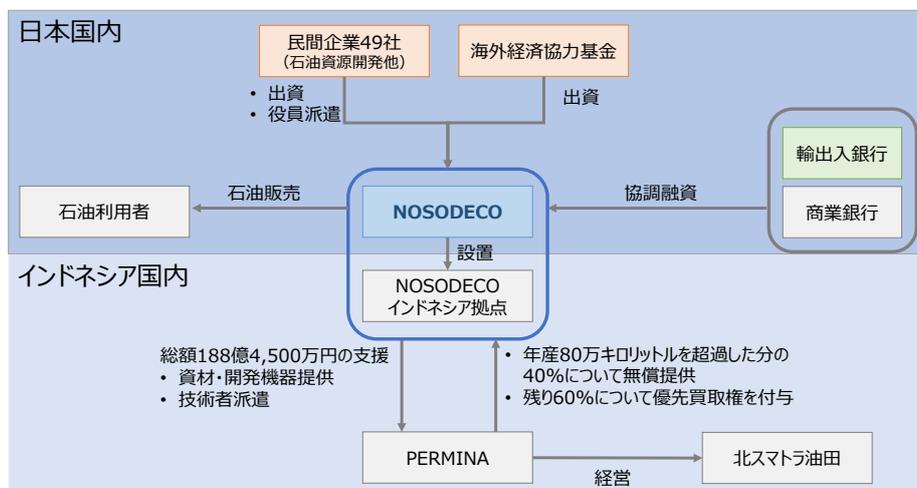
<sup>44</sup> 毎日新聞「小林中氏政府を非難」、1960年3月3日。

<sup>45</sup> 「北スマトラ石油開発に関する会議議事録」通商産業省、1960年3月23日、外務省外交記録、E'-215。

<sup>46</sup> 佐藤は京都帝国大学採鉱冶金学科を卒業後、大正6年に三井鉱山株式会社に入社し、三井金属鉱業株式会社社長、同社会長、沼津焼鋼株式会社社長を歴任した生粋の鉱業経験者であった。

<sup>47</sup> 「事業概況」北スマトラ石油株式会社、1961年3月、外務省外交記録、E'-215。

図表 4 北スマトラ石油開発協力 (NOSODECO)の事業スキーム



出所) 外務省外交記録各種史料より筆者作成

NOSODECO はジャカルタに代表部を設置し、石油資源開発株式会社及び帝国石油から 1960 年未までに 49 名、最盛期には 130 名の技術者を受け入れた。1961 年から翌年にかけては、融資継続をめぐる再び輸銀との攻防があったが、1962 年 7 月 15 日には、輸銀と商業銀行による協調融資および経済協力基金の出資が閣議了解<sup>48</sup>され、事業計画の履行に踏み切った。そして 1963 年 6 月、ラントウ 2 号井において契約後初めての出油に成功した。

このような NOSODECO の活動に対し、NSC6023 に基づき北スマトラの石油資源を有望視したアメリカ国務省は、小林グループの交渉経緯を把握しつつも、NOSODECO の事業を低採算事業とみなすに留まった。輸銀融資に対する世銀の申し入れが行われた 1960 年 3 月 1 日、在インドネシア米国大使館は、国務省に対して 4 種の日本語資料と 1 種の地図を至急英訳するよう要請した<sup>49</sup>。その資料とは、「北スマトラ油田復旧開発計画収支計算表」、「資金計画計算資料」、「北スマトラ油田復旧開発に関する日・イ経済提携の交渉経緯」、「北スマトラ油田復旧開発計画の内容」であった<sup>50</sup>。これら書類に基づき、国務省は NOSODECO の組成経緯と事業内容をある程度までは把握していたと考えられる。ただし、在日アメリカ大使館は、入手した財務計画書類をもとに、NOSODECO の事業の採算性は

<sup>48</sup> 「北スマトラ石油開発に対する政府関係機関よりの融資等について閣議了解を求める件」外務省経済協力部経済協力課、1962 年 7 月 15 日、外務省外交記録、E'-215。

<sup>49</sup> Foreign Service Dispatch, “Japanese Plan for Development of Permina Oil Fields”, the American Embassy Djakarta to the Department of State, March 1, 1960, Confidential U.S. State Department Central Files, Indonesia 1960–January 1963, Internal Affairs and Foreign Affairs, Reel 15.

<sup>50</sup> 前 2 者の資料については、1961 年 7 月に NOSODECO が策定した「北スマトラ油田復旧開発探鉱長期計画書」と様式・内容ともに類似している。また、後者 2 種については、日本外務省経済協力課が作成した交渉経緯の総括文書と同一様式の書類とみられる。このため、NOSODECO や経済協力課が作成した文書が、在インドネシア米国大使館に渡ったのであろう。

低く、営利事業としての魅力度は低いという見解も残している。アメリカ大使館の認識では、NOSODECO の組成は、政官による通商政策と経済協力協定を通じて生じた政治的産物に過ぎなかった<sup>51</sup>。また、日本からの技術者派遣や追加融資の検討に際しては、インドネシア側の要請をやむを得ずに飲む形で日本が対応したと、メダンのアメリカ領事館は認識した<sup>52</sup>。

上記のようなアメリカの認識は、インドネシア政府による石油政策と小林グループの動向に対する不知に由来するものであったと考えられる。実際、1960年12月にインドネシアで米国石油会社への規制が強まった<sup>53</sup>際、インドネシア高官との人脈形成が希薄な米国石油会社は、ただ戸惑うばかりであった<sup>54</sup>。

インドネシアとの政府高官との人脈が希薄であったアメリカとは対照的に、NOSODECO には軍政期人脈があった。こうした人物こそが、インドネシア政財界との密接な関係の下で、NOSODECO の事業を発展させる重要な役割を果たしたと言ってよい。石油資源開発(株)顧問であった矢部孟によれば、西嶋重忠 (NOSODECO 常務・ジャカルタ代表)、中谷義男 (NOSODECO 社員)、宮山慈夫 (NOSODECO メダン所長、業務部長)こそが、豊富なインドネシア人脈を活かして NOSODECO の事業を発展させた人物であると指摘している<sup>55</sup>。各人の経歴と役割を紹介したい。

西嶋重忠は一高卒業後の1934年に左翼運動から転向し、日本を逃れる形でジャワに渡り、千代田商会に勤務した人物であった。オランダ語能力を活かしてオランダ人顧客との関係を深め、インドネシアにおけるオランダ人の動向に精通していた。終戦後の1945年8月16日、西嶋はスカルノとスハルトに連行される形で通訳を依頼され、軍政部の西村陸軍少将を訪問、軍政部に対するインドネシア独立の要求に立ち会った。

中谷義男は大谷光瑞 (西本願寺管長、探検家) とともに戦前期にジャワにわたり、スラバヤで商店に勤める傍ら、インドネシアの言語、文化、歴史について見識を広めた人物であった。軍政下では、ジャワで刊行されたインドネシア語新聞の「アジア・ラヤ」に掲載する原

---

<sup>51</sup> Incoming Airgram, 3336: G-280, the American Embassy Tokyo to the Department of State, April 15, 1960, Confidential U.S. State Department Central Files, Indonesia 1960–January 1963, Internal Affairs and Foreign Affairs, Reel 15.

<sup>52</sup> Foreign Service Dispatch, “Japanese Indonesian Exploitation of North Sumatra Oil Resources”, American Consul Medan to the Department of State, December 16, 1960, Confidential U.S. State Department Central Files, Indonesia 1960–January 1963, Internal Affairs and Foreign Affairs, Reel 16.

<sup>53</sup> Shell が保有していた石油の販売代理業の利権はインドネシア政府に接収され、Stanvac や Caltex などの在インドネシア米系石油会社も、インドネシア政府に供与すべき利益を利益額の30%から40%に引き上げるよう、要求された。また、米系石油会社も生産物分与方式による契約に転換しなければ、石油輸出を規制するというような要求がインドネシア政府からなされた。こうした結果、米系石油企業は生産物分与方式に類似した契約を国営石油会社の一つである PERMINDO と締結し、インドネシアにおける石油事業の体制変更を余儀なくされた。

<sup>54</sup> Embassy Telegram, 1728, “Current Oil Situation” the American Embassy Djakarta to the Secretary of State, December 23, 1960, Confidential U.S. State Department Central Files, Indonesia 1960–January 1963, Internal Affairs and Foreign Affairs, Reel 16.

<sup>55</sup> 矢部孟「北スマトラ石油開発協力(NOSODECO、ノソデコ)成功の軌跡とそれを支えた3賢人」『天然ガス』(前編)45巻4号(2002年4月)、(後編)45巻5号(2002年5月)。

稿の翻訳に従事した。大東亜会議の際にはスカルノの随員として同行し、終戦時には西嶋と共にスカルノの通訳として軍政部を訪問した。

西嶋と中谷は 1948 年に 1946 年 6 月に引揚者のキャンプに入ったが、西嶋は引揚直前にオランダ官憲に捕まり、取り調べを受けることとなった。取り調べの中で、語学力を評価された西嶋は、日本人戦犯弁護団に採用された。1948 年 2 月、西嶋は日本に帰国し、日本軍によるインドネシア占領史である「インドネシアにおける日本軍政の研究」（早稲田大学大熊記念社会科学研究所編 1959 年）を著した。一足先に帰国した中谷は、新聞事業への従事経験をもとに朝日新聞社論説委員室に勤務しつつ、ジャカルタ在住時代の旧友との親交を深めていった。

一方、宮山慈夫は異なる経歴を持っていた。宮山は軍政下で西スマトラに駐留し、終戦後には残留日本兵としてインドネシア独立戦争に参加した人物であった。1945 年 12 月 9 日、宮山はインドネシア国軍に入隊宣誓を行い、アチェ方面軍に参画した。インドネシア独立後、宮山はメダンに住居を構え、地元の中学で教師になった。サンフランシスコ平和条約の発効に伴い、1952 年 6 月に宮山は日本に帰国した。帰国後にはインドネシア協会に勤務し、日本とインドネシアの交流に身を奉げた。

これら 3 人の人物は、時期を別として NOSODECO に参画した。西嶋は 1953 年のインドネシア再訪を端緒に、賠償交渉でも日本とインドネシアを往来した。その後、ブリヂストンの顧問として PERMINA との交渉や現地調査を担い、石油事業への関与を強めた。中谷もまた、戦後まもなくインドネシアに戻り、西嶋の指示の下で PERMINA との契約交渉における約款策定を担当した。宮山は、1960 年に東京会館で開かれた北スマトラ石油開発の設立準備パーティーにおいて通訳を務め、その語学力を西嶋に認められる形で入社し、メダン所長を務めた。

このように、NOSODECO の設立や事業運営は、軍政期人脈に支えられていた。彼らは、軍政期インドネシアに駐留・駐在し、現地政財界との関係を築くとともに、インドネシアにおける文化や商慣行を熟知していた。こうした人物がいたことで、NOSODECO のインドネシア政府との折衝やインドネシア職員との関係構築が円滑化したものと考えられる。

以上のように、戦前期から日本が石油資源調達地として重要視してきた北スマトラ油田は、軍政下における接収と独立後インドネシアによる国有化を経て、NOSODECO の設立と生産物分与方式の実現により、初めて合法的な形で、日本への石油供給源となった。

この過程において、戦後日本における石油資源開発(株)を中心とする石油政策と木下商店やブリヂストンタイヤという個社利益の追求活動が絡み合い、財界人たる小林中が双方に介在する形で「オールジャパン」による官民連携体制が構築された。あくまで経済界の集合体である小林グループが PERMINA を中心とするインドネシア政府との交渉を担い、生産物分与方式を発案する形で、戦後日本の対インドネシア経済協力第 1 号案件を形成したのである。このことは、経済外交活動における民間企業の果たした役割として注目に値する。日本経済界が契約交渉の中で発案した生産物分与方式は、経済協力の手法として履行され、

その後の経済協力案件を規定したのである。

そして、日本政府は事業の組成を牽引するのではなく、小林グループ組成のための関係企業の調整や蘭英への影響の検討、輸銀や海外経済協力基金との調整など、事業組成のための環境作りに注力した。交渉と事業組成の主体はあくまで小林グループと NOSODECO であり、日本政府は側面支援を事後対応的に行ったに過ぎない。アメリカは、「冷戦」の論理から、ある程度まで日本の動向を把握していたが、日本ほどにインドネシア政府との関係を築けてはいなかった。

NOSODECO が設立され、石油開発事業が行われ始めると、軍政期人脈がその知見を活かして事業の拡大に尽力した。事業の対象地域、対象分野、活用された人材という点において、戦前・戦後での継続性を見出すことができる。

このように、NOSODECO は、戦前・戦後の継続性の中で、本邦石油企業によって営利目的で始まり、民間経済外交を通じて対インドネシア経済協力 1 号案件として組成され、その後の対インドネシア経済協力の方式を規定した事業であった。

## 2 民間経済外交の継承－スラウェシニッケル開発(SUNIDECO)－

NOSODECO の組成を実現した日本経済界による民間経済外交は、どのような展開・発展を辿ったのか。本節では、対インドネシア経済協力第二号案件であったスラウェシ島のニッケル開発の事例を通じ、民間経済外交と生産物分与方式が、対インドネシア経済協力の手法として確立した過程を浮き彫りにする。

### (1) 通産省主導によるスラウェシ懇談会の組成

第一章で述べた通り、スラウェシのニッケル開発は、軍政下において海軍の委託により住友鉱業が着手したが、戦況悪化によりさしたる成果もないまま休業状態に至った。本項では、戦後の日本経済界がスラウェシのニッケル資源に着目し、日本側の体制一本化を通じて経済協力案件を組成する過程を述べる。

まずは、戦後における日本国内のニッケル業界の状況を整理する。国内ニッケル業界にとって、復興の契機となったのが朝鮮戦争とアメリカの輸出統制法に基づくニッケルの対日輸出制限である。米国の輸出制限によるニッケルの逼迫に伴い、1951年5月、通産省はニッケル精錬事業助成臨時措置法を施行し、ニッケルの国内精製再開を目指した。この助成措置が契機となり、別子鉱業(旧住友鉱業、翌1952年に住友金属鉱山に改称<sup>56</sup>)、日本鉱業、日本冶金工業(日本火工、大江山ニッケル鉱業を吸収)が業者指定され、ニッケルの生産再開に踏み切った。1946年設立の志村化工も、1950年からニッケルの試験生産を開始し、日本鉱業との連携を通じてニッケル精製を行った<sup>57</sup>。

そこで問題になったのが、精製用ニッケル鉱石の調達先である。日本冶金工業では1940年台にニューカレドニアからニッケル鉱石を輸入しようと検討した経緯があった。このため、同社をはじめニッケル精錬各社は、ニッケル鉱石の調達先としてニューカレドニアに着目した。住友金属鉱山も、戦前期に輸入実績のあるニューカレドニアから、鉱石輸入を再開した。同社は、軍政期にスラウェシ島ポマラ地区での事業経験があったが、1950年代前半のインドネシアの政情不安や、採掘設備の荒廃により、インドネシア事業の再開は出来ていなかった<sup>58</sup>。

こうした折、ニッケル業界にとって後に多大な影響力を及ぼす経営者の就任が行われた。後に石油資源開発(株)社長となる三村起一が、日本冶金工業の社長に登用されたのである<sup>59</sup>。三村は1953年から1955年まで社長を務め、日本冶金工業の再建に尽力した。三村は、住

---

<sup>56</sup> 住友鉱業は財閥解体の対象企業として、占領期間中には財閥商号の使用が禁止されていたため、井華鉱業(1946.1～1950.3)、別子鉱業(1950.3～1952.6)と改称してきた。講和条約発効後には、住友の商号を復活させ、社名を住友金属鉱山に改称している。

<sup>57</sup> 板谷康男「志村化工株式会社のニッケル製錬」『日本鉱業会誌』72号(1956年12月)、222頁-224頁

<sup>58</sup> 『住友金属鉱山20年史』住友金属鉱山、1970年、83頁。

<sup>59</sup> 日本冶金工業から協調融資を持ち掛けられていた大和銀行が、協調融資の条件として日本冶金工業の役員一新を求め、三村を推薦したためであった。

友鉱業、鴨川火工、日本冶金工業というニッケル関連企業 3 社を社長として渡り歩き、ニッケル業界に確固たる影響力を持った。その経営手腕を鮎川義介に買われる形で、石油資源開発社長に推薦された。戦後日本のニッケル業界と石油業界のインドネシア進出は、三村起一という財界人を通じて、繋がっていたのである。

日本のニッケル業界の立て直しが行われる中、かつて住友鉱業が開発運営を試みたスラウェシ島のニッケル鉱山に注目が集まった。終戦後、OBM（東ボルネオ鉱山会社）は事業再開を目指したが、インドネシア独立戦争とそれに続くスラウェシの地方反乱により、休業を余儀なくされていた。しかし、同鉱山の高品位ニッケルの埋蔵量は 1,000 万トン、低品位ニッケルについても数千万トンの埋蔵量があると見積もられており、インドネシア政府は工業化 8 カ年計画の一環としてニッケル開発を重視した。

ニッケル供給源をニューカレドニアのみに依存していた日本のニッケル精錬会社もまた、ポマラ鉱山の復旧に意欲を見せた。たとえば、日本鉱業協会は古河鉱業<sup>60</sup>の上島清蔵によるニッケル開発構想を推進し、上島によるインドネシアとの交渉を期待した<sup>61</sup>。上島は、スラウェシ島の政情不安の要因が脆弱な産業基盤と経済水準の低迷にあると想定し、ニッケル鉱山開発を通じた状況の打開を目指した。上島の構想は、鉱山開発を民間合弁事業で行い、関連する電源開発や港湾整備等については賠償案件として組成するというものであった<sup>62</sup>。

ただし、第三章で述べたように、1956 年からインドネシア政府は鉱山資源の国営化を進め、1957 年のオランダとの断交後には外国企業の接収へと踏み切っていった。1958 年に国営化がなされたニッケル分野においては、当初はトラジャ鉱業会社（N.V. Pertambangan Toradja ; Toradja Mining Company, N.V.Perto）が国営企業としての役割を担った。その後、国営鉱山第二公社一般理事会（Badan Pimpinan Umum Perusahaan 2 Tambang Umum Negara ; BPU）への改組を経て、P.T Nickel Indonesia（1961 年設立）がニッケルを管轄する国営企業になった<sup>63</sup>。

日本側でスラウェシのニッケル開発に向けて国内体制の一本化が図られたのは、このような状況下であった。通産省の主導により、住友金属鉱山、日本冶金工業、日本鉱業、志村化工、鴨川化工、日曹製鋼の 6 社によってスラウェシ懇談会<sup>64</sup>が設立されたのである。通

---

<sup>60</sup> 古河財閥の中核企業。明治期に足尾銅山の経営で事業を拡大し、戦後は財閥解体後も「古河グループ」と称し、鉱山開発や電線製造を行っていた。

<sup>61</sup> 文書名不明 日本鉱業協会 調査部長 田村茂利 発行年不明(4 月 5 日の表記有) 外務省外交記録 E'-0215。

<sup>62</sup> 「インドネシアのニッケルと鉄の開発問題(上島清蔵氏構想抜粋)」、発行年不明、外務省外交記録、E'-0215。

<sup>63</sup> 『インドネシア共和国ポマラ地区ニッケル精錬所建設計画調査報告書』海外技術協力事業団、1972 年(JICA 図書館保管文書)。

<sup>64</sup> 発足当時の名称はセレベス懇談会。スラウェシ(Sulawesi)の日本語表記には複数ある。本件においては 1962 年 5 月 4 日付スラウェシ懇談会作成の「スラベシ等のニッケル資源開発協力に関する件(案)」までは「スラベシ」という表記がなされていたが、同書類に『スラウェシ』なるべし」との手書きメモが残っており、以降は「スラウェシ」で史料上の表記が統一されている。同文書は外務省外交記録として保管されていたため、外務省からの指示に基づく表記変更と考えられる。

産省は、日本に存在しない高品位ニッケル鉱石を安定調達するという政策的観点から、個社単独の事業に依存するのではなく、国策としてニッケル精錬業界を取りまとめ、二国間政府関係の認可の下で円滑かつ確実に事業を組成することを目指した。1957年4月から6月にかけて、同懇親会は会合を重ね、スラウェシ島のニッケル開発について、次のように意見の一致を見た<sup>65</sup>。

- ・ スラウェシ島のニッケル資源を日本に長期的に供給することに6社は合意する。確実にニッケルを調達するため、必要な資金援助を6社は行う。
- ・ スラウェシ島およびジャカルタにおいてニッケル鉱石の事情を把握するために、6社は共同調査団を派遣する。またその際にはインドネシア側の協力を希望する。
- ・ 出資や鉱石取引条件等の交渉については、共同調査団の調査結果に基づいて決定される。上記合意によって、外形的には通産省が当初想定していた同一歩調が実現した。しかし、上記合意は、スラウェシのニッケル開発のために共同調査団を派遣することだけを明確化したものである。ゆえに、スラウェシ懇談会が日本を代表する交渉主体であるのか、或いは個社の活動を共有する会議体に過ぎないのか、不明確だった。

通産省主導でニッケル精製業界の大同団結が試みられる一方、ニッケル資源獲得を狙う商社独自の動きもあった。例えば、三井物産はトラジャ鉱業会社のサンペトディンに対して、1955年段階からアプローチし、社員をコラカ(Kolaka)とポマラ(Pomalaa)に派遣した。また翌1956年には、日本鉱業と住友金属鉱山の技術者4名を率いて追加調査を実施した。このため、1957年にスラウェシ懇談会が組成された際、三井物産はサンペトディンとスラウェシ懇談会との仲介窓口となった<sup>66</sup>。

日商<sup>67</sup>(現:双日)もまた独自の動きを見せた。日商は、戦後ニューカレドニアのニッケル鉱石調達に成功し、日本鉱業や住友鉱業、志村化工との取引実績があった<sup>68</sup>。そこで日商は、スラウェシ懇談会の活動停滞を好機と捉え、インドネシア側鉱山局に対してスラウェシ島ニッケル開発の協力案を積極的に提案した<sup>69</sup>。

その際、日商が重用したのは、ジャワ軍政監部宣伝部としてインドネシアに駐留経験のある清水斉という人物だった。戦争末期、清水はスカルノから独立のロードマップを示した文書を密かに受け取り、独立宣言の日程や内容をはじめ、行政機構や憲法草案、民衆指導方針など、スカルノの構想を具に把握していた。軍政期を通じ、清水はスカルノなどインドネシ

<sup>65</sup> 文書名不明[筆者注:通産省鉱山局発「セレベスにおけるニッケル鉱区の開発について」1957年7月17日の別添資料と考えられる。]日本鉱業協会、外務省外交記録、E'-0215。

<sup>66</sup> 「セレベス、ニッケルノコト」、三井物産株式会社から黄田大使宛、1960年2月19日、外務省外交記録、E'-0215。

<sup>67</sup> 日商は戦前期の鈴木商店の破綻後、同社の商事部門を鈴木商店子会社の日本商業が事業継承して設立された会社である。1929年にはジャワ島からの砂糖輸入でインドネシア事業を成功させ、1935年にはスラバヤでの屑鉄回収・伸鉄事業とジャワでの麻袋製造事業が軍当局から指定認可を受けた。

<sup>68</sup> 『日商40年の歩み』日商株式会社 1968年 212頁-462頁。

<sup>69</sup> 「スラウェシ島のニッケル鉱山開発に関する件」黄田大使から小坂外務大臣宛、1960年10月4日、外務省外交記録、E'-0215。

アの政財界との人脈を築いていたのである<sup>70</sup>。戦後、日商職員となった清水は1960年2月にインドネシアを訪問し、ハイル・サレー開発建設大臣に対して日伊共同でのニッケル開発を積極的に提案した<sup>71</sup>。

三井物産や日商など、商社独自のインドネシア政府への接触は、ニッケル精錬業界の一本化を狙う通産省にとっては疎ましい存在であった<sup>72</sup>。また、多種多様な日本企業から同様のアプローチを受けたサレーも、日本側の体制一本化を日本政府に要望した。事実、サレーは、清水がスラウェシ懇談会と無関係ならば、日本政府として渡航を禁止してはどうかという旨の踏み込んだ発言も残している<sup>73</sup>。

サレーの要望を受け、外務省と通産省は日本側体制の強化及び一本化に向けて検討を本格化させた。まずはスラウェシ懇談会の活動強化が目指された。1960年10月、スラウェシ懇談会は通産省金属課長出席の下で最高幹部会を開催した。同幹部会において、「イ国よりNi 鉱石をコマーシャルベースに基づいて長期共同買収することとこれに伴う共同開発に参加することに熱意を有する<sup>74</sup>」という意見の一致が見られ、日本大使館に報告された。「熱意を有する」という曖昧な表現だったが、通産省金属課長臨席の下で決議文書となり、日本大使館に報告されたことは、体制の一本化を進める上で意味のあるものであった。

次に外務省と通産省の連携の下で試みられたのが、日商のスラウェシ懇談会への引き込みである。外務省のサレーに対する説明は、日本政府として日商を公式に推挙していない中、インドネシア政府が日商と交渉を持つことで、日本政府は迷惑しているというものだった。これに対しサレーは、清水をスラウェシ懇談会に引きこみ、その人脈を活用すべきと提案した。サレーの提案を受け、清水をスラウェシ懇談会の渉外担当者として採用すべきと、黄田は外務省本省に提案した<sup>75</sup>。そして清水もまた、「民衆的な又指導者関係を調整して事を運ばせる『かけ橋』には十分なりえる<sup>76</sup>」と自負していた。結果、清水はスラウェシ懇談会に参画し、渉外担当役としてインドネシア要人との交渉を担った。

このようにスラウェシ懇談会は、その活動の停滞と独自の動きを見せる商社の存在ゆえに存在意義が危ぶまれた時期があった。そもそもスラウェシ懇談会は大同団結的に組成され、具体的な計画もないまま現地調査の結果報告を待っている状況にあった。こうした状況に対して、外務省と通産省はスラウェシ懇談会の活動活発化に期待し、日本側の体制一本化

---

<sup>70</sup> 小林和夫「「日本占領期ジャワにおける『伝統の制度化』—隣組制度とゴトン・ロヨン」『アジア経済』47巻10号(2006年10月)。

<sup>71</sup> 「ニッケル鉱山開発精錬に関する件」ハイル・サレーから清水齊宛、1955年2月10日、外務省外交記録、E'-0215

<sup>72</sup> 「スラウェシ島のニッケル鉱山開発に関する件」前掲史料。

<sup>73</sup> 同上史料。

<sup>74</sup> 文書名不明 スラウェシ懇談会から黄田大使宛、1960年10月、外務省外交記録、E'-0215。

<sup>75</sup> 「スラウェシのニッケル鉱山の開発の件」黄田大使から小坂善太郎宛、1960年10月22日、外務省外交記録、E'-0215。

<sup>76</sup> 「経済協力(鉱山開発協力に関する件)」清水齊から関経済協力部長宛、1961年2月13日、外務省外交記録、E'-0215。

に向けて調整した。経済協力に向けて、経済界自力での日本側体制一本化が困難な場合、日本政府が介入する形で体制構築を進めたのである。

## (2) 生産物分与方式の継承

スラウェシ懇談会へのテコ入れによる日本側体制一本化の後、本件は先行する北スマトラ石油開発協力 (NOSODECO) を模範として、生産物分与方式に基づく経済協力案件として組成された。本項では、その経緯とインドネシア側との交渉過程、日本側体制内での調整過程を振り返る。

日本側体制がスラウェシ懇談会に一本化された後、事業組成に向けて具体的な動きが生じたのは 1961 年 6 月であった。同月には、スラウェシ懇談会参加企業を中心に、「スラベシニッケル資源開発協力会社設立準備委員会」(以下、設立準備委員会) が設立され、ニッケル資源の開発計画が取りまとめられた<sup>77</sup>。同計画によれば、総計約 1,700 万ドルの資金は、新規に設立されるスラベシニッケル資源開発協力会社 (SUNIDECO) とインドネシア政府の出資によって調達され、そのうち SUNIDECO 出資分については海外経済協力基金からの借入が予定されていた。

SUNIDECO の事業内容は、10 カ年契約でインドネシアの国営会社に経営参加し、建設用資材や技術などを借款に基づき提供し、産出物を全量買い取ることであった。借入資金の返済方法としては、インドネシアから、SUNIDECO に公正価格で出荷されたニッケル鉱石及びニッケルマット、フェロニッケルの販売代金によって回収し、海外経済協力基金への返済に充てることとされた<sup>78</sup>。

SUNIDECO の事業予定内容を概観して分かる通り、生産物分与方式 (P/S 方式) がインドネシアとの交渉以前の段階で採用されていた。日本鉱業協会理事で設立準備委員会事務局長を務めた田村茂利が、「インドネシア側が現在石油などについておこなって居るプロダクト・シアリングに似かよった方法であって、何とかこの線を取りきめたい<sup>79</sup>」と語っているように、SUNIDECO は NOSODECO をモデルケースとして組成されようとしていた。

上記事業計画の策定を経て、1961 年 7 月、設立準備委員会はインドネシアに交渉団を派遣し、インドネシア側と事業スキームに関する交渉を急ピッチで進めた。交渉使節団は、日本の鉱山会社と総合商社が名を連ね、云わばオールジャパンの使節団であった。また、独自路線をとっていた日商からも使節団に人員が派遣され、清水斉も設立準備委員会顧問として参加した。1961 年 7 月 11 日に日本を発った使節団は、深夜や週末を含め 10 日間で 11 回に及ぶ交渉を行い、7 月 26 日には一般協定書に合意が成立した。一般協定書はそのまま

<sup>77</sup> 「スラベシ島ニッケル資源開発計画(概要)」スラベシニッケル資源開発協力会社設立準備委員会、1961 年 6 月、外務省外交記録、E'-0215。

<sup>78</sup> 「スラベシ等のニッケル資源開発協力に関する件(案)」スラベシ懇談会、1961 年 5 月 4 日、外務省外交記録、E'-0215。

<sup>79</sup> 「インドネシア事情とニッケル開発問題」田村茂利、宛先・作成時期不明、外務省外交記録、E'-0215。

基礎工業省に持ち込まれ、サレー大臣及び吉良臨時大使臨席の下に調印が完了した<sup>80</sup>。

締結された一般協定は、具体的な事業内容と協力方式にまで踏み込んだ内容であった。まず、本協定によって日本側使節団（会社設立後は SUNODECO）が日本を代表する唯一の交渉主体であることが明文化され、インドネシア側からは新設の PNP ニッケル・インドネシア（Perusahaan Negara Pertambangan Nickel Indonesia 後の P.T Nickel Indonesia）が交渉相手として定められた。協力内容に関しては、8 年計画で開発対象とされたポマラ地区が選ばれ、10 年契約に基づき鉱床調査、採鉱、運搬及び船積、精錬工場建設と技術者の派遣を行うこととなった。必要資金については、日・イ合同の財務合同委員会において後日検討することが約された。

これほど具体的な一般協定が急ピッチで締結にまで至ったことは、日本側の交渉使節団にとっても想像を越えていた。田村自身、第一回使節団派遣に際して目指したのは、交渉使節団が日本側唯一の交渉主体であることを示すこと、そしてインドネシア側の思惑を把握することに留まっていた<sup>81</sup>。それにも関わらず、協定が成立した理由は、1961 年 7 月 1 日に日伊通商友好条約が締結され、インドネシアが同条約締結後の第 1 号案件組成に熱意を燃やしていたこと、北スマトラにおける NOSODECO というモデルケースがあったことなどが考えられる。また、田村が回想するように、交渉が「終始相互間において誠実と親愛の裡に、稀に見る友好的雰囲気<sup>82</sup>」の下に行われたことも合意成立を促進したのであろう。

一般協定が締結後、日本国内でも事業開始に向けた体制整備が進み、約 3 か月後の 1961 年 10 月、スラウェシニッケル開発協力会社（SUNIDECO）の法人設立登記が日本国内で完了した<sup>83</sup>。

---

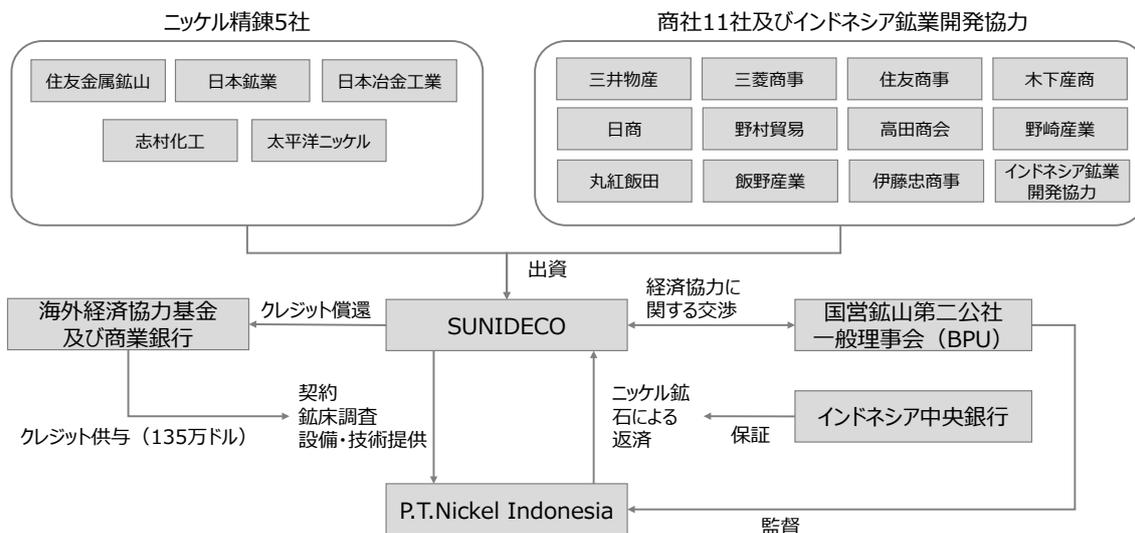
<sup>80</sup> 「スラウェシニッケル使節団報告書」スラウェシニッケル資源開発協力会社設立準備委員会、1961 年 8 月、外務省外交記録、E'-0215。

<sup>81</sup> 同上史料。

<sup>82</sup> 同上史料。

<sup>83</sup> 「会社設立の経過並びに趣旨」スラウェシニッケル開発協力株式会社、1961 年 10 月、外務省外交記録、E'-0215。

図表 5 SUNIDECO の事業スキーム



出所) 各種資料より筆者作成

出資者構成としては、スラウェシ懇談会参加のニッケル精錬会社が均等に最大の株式を保有し、スラウェシ懇談会参加商社各社も均等に株式保有をした。さらに、これまでスラウェシ懇談会と関与の薄かった商社も出資者となった。名実ともに日本側唯一の交渉・契約主体として SUNIDECO は組成されたのであった。精錬各社間および商社間で均等に株式が保有されることで、特定の精錬会社や商社の意向が反映されず、中立不偏的に事業が行われるよう、株主構成については入念な配慮がなされた形跡が見られる<sup>84</sup>。NOSODECO 組成時のように、通産省からの社長人事介入などを受けず、日本経済界全体の事業としての様相を具備するよう配慮されたものとも考えられる。

SUNIDECO 設立により日本側交渉主体が明確になることで、インドネシア側との事業内容に関する交渉も進んだ。1961 年 10 月の東京における交渉において、生産計画の検討、現地調査の立案、クレジットの検討がなされた<sup>85</sup>。その後、翌年 1 月から 2 月にかけて交渉使節団がインドネシアに派遣され、「履行契約の内容となる基礎項目に関する協定」および「実施細目契約に関する協定」の調印が完了した<sup>86</sup>。懸案のクレジット供与に関しても合意が見られ、計画生産量 90%達成月から起算し 3 カ月を経過した次の月<sup>87</sup>から返済がなされ

<sup>84</sup> 出資者は次の通りである。精錬 5 社:5,000 万円(住友金属鉱山、日本鉱業、日本冶金工業、志村化工、太平洋ニッケルから各 1,000 万円)。商社 11 社:2 億 2,000 万円(三井物産、三菱商事、住友商事、木下産商、日商、野村貿易、高田商会、野崎産業、丸紅飯田、飯野産業、伊藤忠商事より各 200 万円)。インドネシア鉱業開発協力(清水斉の設立企業):200 万円。寺崎豊:100 万円。

<sup>85</sup> 「議事録」田村茂利・スロジョ、1961 年 10 月 24 日、外務省外交記録、E'-0215。

<sup>86</sup> 「スラウェシニッケル使節団報告書(第二回)」、SUNIDECO、1962 年 2 月、外務省外交記録、E'-0215。

<sup>87</sup> 例えば、4 月に計画生産量の 90%を超過した場合には、4 月、5 月、6 月の 3 か月を経過した 7 月から返済がなされる。

ることとなった。返済方式は、計画生産量に相当する全ニッケル鉱石を日本側が引き取るというものだった。返済が不可能であった場合には P.T. Nickel Indonesia から延滞金が支払われ、インドネシア中央銀行が延滞金支払を保証することとなった。

事業の組成に向けて順調に交渉が進む中、インドネシア側は日伊通商友好条約後初の経済協力案件を早期に組成すべく、更に交渉を加速化させた。同時に、SUNIDECO 自体も事業の早期着手を希望しており、両者の利害関係は見事に一致していた。最後の懸案となったのは、クレジット供与をめぐる詳細条件の設定であった。1962年4月、日本側クレジット合同委員会の提案が作成され、インドネシア側に提示された<sup>88</sup>。このクレジット供与条件を含む本契約案に対し、インドネシア側から6月27日までに対案が提示されるはずだった。しかし、対案がないまま、コサシ BPU 副理事が来日し、SUNIDECO との会談を通じて2万トンの売鉱契約が6月に締結された。本契約が不在の段階で、個別の売買契約がなされてしまったのである。一般的な商慣行からすれば不自然ではあるが、SUNIDECO としてはこの個別契約を包含する形で本契約の締結を一気に進める意図があったのだろう<sup>89</sup>。

結果的に、SUNIDECO の狙いは実現し、1962年の秋以降に事態は急速に進んでいった。同年9月、SUNIDECO が送付した本契約最終文案を受け、インドネシアはコサシ副理事を日本に派遣して調整に当たさせた<sup>90</sup>。そして10月、来日したサレーの調印により、生産物分与方式に基づく SUNIDECO による経済協力の本契約が成立した。本契約の成立により、SUNIDECO は1963年7月に事業を開始した。

以上、本節で述べた SUNIDECO の事例は、いかなる意義を持ったのであろうか。第一には、日伊通商友好条約による日伊経済関係深化を示すマイルストーンとしての要素である。日伊通商友好条約締結後の第一号案件として、インドネシア側は SUNIDECO の組成を急ぎ、短期間で案件組成が進んだ。このことは、インドネシア側にとってだけでなく、日本にとっても日伊通商友好条約を締結した意義を高めるものであっただろう。

第二には、SUNIDECO の組成過程は、日本経済界による民間経済外交と生産物分与方式が、対インドネシア経済協力の手法として半ば制度的に確立していく過程でもあった。SUNIDECO は NOSODECO を明確に意識し、NOSODECO を模倣する形で組成された事業である。NOSODECO の反省を踏まえ、インドネシア側との交渉はスムーズに進み、植民地期におけるポマラの鉱山運営者であった OBM とオランダ政府による日本への権利請求等もなかった。スラウェシ懇談会の組成と活性化は通産省のテコ入れによるものであったが、これはあくまで側面支援であって、事業組成の主体は日本経済界であり続けた。また、日本国内においても、政治問題化することはなく、日本経済界による経済活動と通産省による通商活動としての色彩が強かった。終戦から SUNIDECO によるニッケル鉱石輸入開始

---

<sup>88</sup> 文書名不明、スラウェシニッケル開発協力株式会社から外務省経済協力部長宛、1962年6月23日、外務省外交記録、E'-0215。

<sup>89</sup> 同上史料

<sup>90</sup> 文書名不明、スラウェシニッケル開発協力会社から外務省経済協力部長宛、1962年10月、外務省外交記録、E'-0215。

までに、国会で行われた議論は、ニッケル鉱石の調達先<sup>91</sup>、ニッケル鉱山開発の阻害要因<sup>92</sup>、インドネシアへの借款供与計画<sup>93</sup>、スラウェシ島からのニッケル鉱石輸入時期<sup>94</sup>があったが、個別の委員会で僅かに言及されたのみであり、国会本会議で言及された軌跡は見られない。

すなわち、SUNIDECOは、日伊通商友好条約後のメルクマールとして組成され、民間経済外交の展開と継承となる事例であった。

---

<sup>91</sup> 1951年05月21日および同24日/衆議院通商産業委員会、1951年05月25日/参議院電力問題に関する特別委員会、1954年03月26日/参議院通商産業委員会。

<sup>92</sup> 1957年05月22日/衆議院商工委員会。

<sup>93</sup> 1961年10月17日/参議院外務委員会。

<sup>94</sup> 1962年12月5日/衆議院大蔵委員会。

### 3 民間経済外交の収束－カリマンタン森林開発(FDC)－

NOSODECO と SUNIDECO の組成を通じて生産物分与方式が定着する中、軍政期に事業組成経験のない分野についても、民間経済外交を通じた案件組成が試みられた。本節ではカリマンタン森林開発の事例を基に、民間経済外交の発展とその限界を論じる。

#### (1) 「私的立場」での交渉－宮元静雄と三浦伊八郎－

第一章で述べた通り、軍政期のカリマンタンにおける森林開発は、現地調査や木材貿易が一部で行われた程度である。それにも関わらず、戦後日本経済界がカリマンタンの森林開発に注目した背景には、戦後日本における木材需要の逼迫があった。

戦後日本の木材需要は、建築や包装などの増加に伴い、1950年代後半には戦前水準の200%以上に拡大した。特に、合板産業の主要材料であったラワン材の輸入は、1950年頃から活発化した<sup>95</sup>。ラワン材の加工品である合板は、1958年の時点で木材輸出高の55%を占め、日本の主力輸出産品だったのである<sup>96</sup>。

しかしながら、日本のラワン材輸入元の80%を占めたフィリピンでは供給能力が上限に近づいていた上、フィリピン政府は木材加工業保護を目的に、原木の輸出規制を設定しようとしていた。そこで、林野庁はラワン材調達先の検討を行い、インドネシアのカリマンタンに注目した。戦前期には、ラワン材輸入量の30%をカリマンタン産材が占めた実績<sup>97</sup>もあり、戦後においても僅かながら輸入が行われていた。

こうした中、日本の木材関係業者の中には開発事業への意欲を見せる企業があった。南洋興発系の南方林業<sup>98</sup>（社長：栗林徳一、元南洋興発社長）がその代表である。南方林業は、カリマンタンにおける林業の機械化に向けてプラント輸出を目指し、1952年以来インドネシア政府に接触を試みていた。1958年4月、南方林業は現地に職員を派遣し、インドネシア政府と交渉した。インドネシア政府は、経済協力ないしは賠償によって半官半民の会社を設立し、日本側に経営と資材供出を求める形で、森林開発を行いたいと意欲を見せた<sup>99</sup>。

また、同年11月には、亜南産業<sup>100</sup>からの依頼に基づき、その後のカリマンタン森林開発

<sup>95</sup> 松田昭二「カリマンタン森林開発」『林業技術』243号(1962年6月)、25頁

<sup>96</sup> 「インドネシア(カリマンタン地区)森林開発について」林野庁林産課、1959年5月、外務省外交記録、E'0215。

<sup>97</sup> 「カリマンタン森林資源調査 説明資料」南方林業開発委員会、1959年11月2日、外務省外交記録、E'0215。

<sup>98</sup> 南洋興発株式会社は、第一次世界大戦後の南洋群島開発を目的に、東洋拓殖の70%出資で、サイパンで1923年に設立された国策企業である。戦後、GHQの指示で解散したが、1950年には元社長栗林徳一により栗林商会傘下に南洋貿易が設立されている。南方林業と南洋貿易の社長がともに栗林であったことをふまえると、南方林業は南洋貿易の関連企業と考えられる。なお、第一章で言及した「南洋林業株式会社」も東洋拓殖系列であるが、戦後の南方林業との資本金・人的側面での関連は明らかではない。

<sup>99</sup> 「カリマンタン森林資源調査 説明資料」前掲史料。

<sup>100</sup> 戦前期のボルネオ物産を事業継承した企業。ボルネオ物産は1918年以来蘭領ボルネオで木材貿易事業を展開していた。

に影響力を及ぼす2名が活動を開始した<sup>101</sup>。宮元静雄と三浦伊八郎である。宮元は第16軍陸軍作戦参謀としてジャワで終戦処理に当たった経験のある人物であった。また、三浦伊八郎については第一章で述べた通り、東大農学部長を経験した森林学者であり、戦前期からカリマンタンの森林に関する調査を行っていた。

1958年11月、宮元と三浦は在日インドネシア大使館事務員のバハーリン・ヤヒヤ<sup>102</sup>を連れ立ち、インドネシアの林野庁(DJKEH:Djawatan Kehutanan)と協議を行った。折しもアジア経済研究所初代所長となる東畑精一<sup>103</sup>が、移動大使としてインドネシアを訪問し、インドネシア産木材の対日輸出をインドネシア政府に打診していた。宮元・三浦両名の弁によれば、「全く自由な個人的立場」でのインドネシア訪問であったが、今村均<sup>104</sup>や山本茂一郎<sup>105</sup>の紹介状を携えての訪問であり、戦時中にインドネシアに駐留した代表的な軍人の紹介という体裁を取っていた。また、その構想と活動内容を見ると、企業個社の利害関係を越えた経済協力案件の組成という要素が浮かび上がる。

事実、宮元・三浦がインドネシア政府に表明したのは、フィリピン材の調達が困難になる中で、日本はカリマンタンからの木材調達を希望するが、そのためには大規模な機械導入による森林開発が必要となる、という認識だった<sup>106</sup>。宮元と三浦は初回のインドネシア訪問から、日本の林業開発関係業者の連携の下でカリマンタン森林開発にあたるという構想を、インドネシア政府に打ち込んでいた。

宮元・三浦による打診結果に対し、インドネシア側は協力受入の意思を示し、日本側の体制一本化を要望した。ヌルハディ(Nurhadi)林野庁参事官は宮元と三浦の構想に賛意を示し、開発候補地域の情報を提供した。スナルジョ(Sunarjo)外務省賠償部長は、事業組成は民間企業が担い、必要資金は借款ないしは合弁による調達を検討すべきと指摘した<sup>107</sup>。

インドネシア側が宮元・三浦の構想に賛成した理由は明確であった。カリマンタンの林業は零細経営が中心であったが、インドネシア政府は8カ年計画において森林開発を外貨獲得源として位置づけていたのである<sup>108</sup>。そして、西洋植民地主義的色彩の薄い日本の資本を導入することで、その実現を図ろうとしていた。脱植民地化のために、かつての軍政を敷

101 荻野敏雄『日本国際林業関係論』日本林業調査会、2003年、196頁。

102 バハーリン・ヤヒヤは1957年段階では在神戸インドネシア領事館の書記官であり、関西インドネシア協会の常任理事に就任していた。なお、史料によってはバーリン・ヤヒヤとも表記されるが、本稿では宮元・三浦らの発行史料の表記に依拠し、バハーリン・ヤヒヤで統一表記する。

103 農業経済学者。東京帝大経済学部教授、ジャワ島司政長官を経て、戦後には農業基本問題調査会会長、フィリピン賠償全権団団員等を経て、アジア経済研究所初代所長に就任。

104 陸軍大将。第16軍司令官として蘭印作戦を指揮し、スカルノやハッタの政治犯からの解放に尽力。

105 陸軍少将。第16軍参謀長兼ジャワ軍政監を経て1950年に帰国。1965年には自民党から参議院議員に当選、農林政務次官や日本インドネシア協会顧問などを歴任した。

106 「カリマンタン林業開発に対するインドネシア側の空気」カリマンタン林業開発研究会、1959年1月1日、外務省外交記録、E'0215。

107 同上史料。

108 松田昭二「カリマンタンの森林開発について」『林業技術』239号(1962年2月)、28頁。

いた日本の資本を活用するという逆説が、ここでも垣間見られる。従って、宮元・三浦の構想は時宜を得たものであったと言えよう。そこで、宮元・三浦は、「大規模且つ長期に亘る計画開発を必要とする<sup>109</sup>」という想定の下、カリマンタン林業開発研究会（以下、「宮元・三浦研究会」）を組織し、検討を開始した。1959年2月25日には、林野庁長官スシロ・ブラコソから、「カリマンタン地区における林産物工業の建設を伴う森林開発方面の経済協力を行うことに同意します<sup>110</sup>」という公式の見解を取り付けた。

ただし、インドネシア側の賛意は脱植民地化のみならず、地方反乱への対応を通じた「統一インドネシアの形成」という政治的目的をも孕んでいた。スシロ書簡においては、林野庁こそが、森林開発を所管するインドネシア唯一の交渉主体であり、日本側がインドネシアの地方州政府等に直接連絡をすることは控えるべき旨の要請がなされた<sup>111</sup>。地方反乱を通じ、林野庁は地方州政府の独立的な動きに警戒していたのである。そこで、中央政府の權威を示すべく、インドネシア林野庁は日本政府承認の正式な経済協力として、一本化された日本側体制との交渉することを希望した。事実1959年4月、スシロは亜南産業に対して、日本政府によって経済協力案件としての正式な打診があるまでは、日本企業個社による林業開発は承認しない<sup>112</sup>という旨を伝えた。一方、亜南産業が認識していたように、カリマンタンの森林開発は、日本企業個社で対応不可能なほど大規模なものであり、日本側としても体制の一本化が必要であった<sup>113</sup>。

## (2) 日本側体制一本化の難航－省庁間連携の不備と山鹿敬二の奮闘－

ただし、日本側での体制一本化は容易には実現しなかった。カリマンタン森林開発を日本で主導する主体が度々変化し、そして関連団体が複数併存したためである。例えば「宮元・三浦研究会」とは別個の会議体として、1959年4月、南方林業開発懇談会（以下、「懇談会」）が組成された。「懇談会」は、農林省農林経済局、林野庁林政部、通産省通政局をはじめ、南方林業や亜南産業等の関係企業、大日本山林会や経団連等の業界団体が一堂に会したものであった。宮元・三浦も「懇談会」の委員に就任したが、「宮元・三浦研究会」とは別個の会議体である。行政主導での早期検討実施という林野庁の思惑<sup>114</sup>はともかく、カリマ

---

<sup>109</sup> 「インドネシア国の南方材資源開発に関する調査報告」三浦伊八郎・宮元静雄、1959年1月26日、外務省外交記録、E'-0215。

<sup>110</sup> 「森林企業に関する日本とインドネシアの提携」スシロから三浦宛、1959年2月25日。（次の文書の一部。「カリマンタン林業開発に対するインドネシア側の空気 第二号」カリマンタン林業開発研究会、1959年3月15日）、外務省外交記録、E'-0215。

<sup>111</sup> 同上史料。

<sup>112</sup> 文書名不明、亜南産業から宮元宛、1959年4月24日、（次の文書の一部。「カリマンタン林業開発に対するインドネシア側の空気 第三号」、カリマンタン林業開発研究会、1959年4月25日）外務省外交記録、E'-0215。

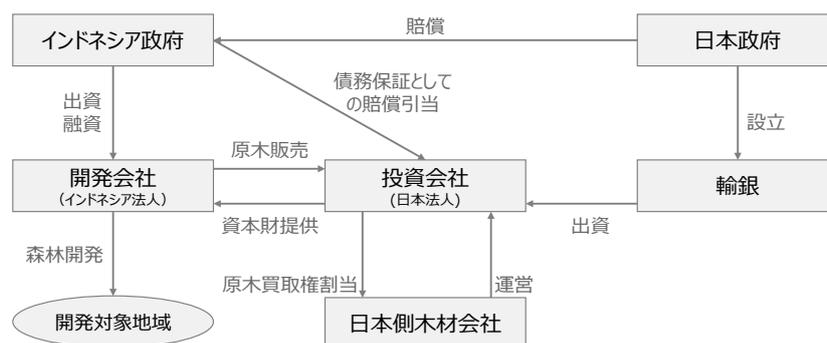
<sup>113</sup> 同上史料。

<sup>114</sup> 「三四林総協第7号 南方林業開発懇談会の開催について」森林資源総合対策協議会から外務省経済協力部長宛、1959年4月6日、外務省外交記録、E'-0215。

ンタン森林開発をめぐって類似の名称・目的の会議体が並立する事態が生じた。しかも、林野庁は一本化と言ったものの、外務省の参画は見られなかった<sup>115</sup>。また、経済界でも体制一本化に賛成する南方林業や長谷川商事と反対派の亜南産業で意見を異にしていた<sup>116</sup>。

「懇談会」の組成に伴い、日本側の林野庁でも本件に係る支援策についての検討がなされた。1959年5月に林野庁林産課は、「インドネシア（カリマンタン地区）森林開発について」という内部資料を作成し、カリマンタン森林開発の構想を示した<sup>117</sup>。同構想では、カリマンタン森林開発を経済協力案件として組成することや、日本側投資会社とインドネシア政府との合弁で開発会社を設立することが想定された。日本側投資会社が輸銀融資を原資として開発会社に資本財の貸付を行い、開発会社は生産原木の一定量を投資会社に値引き販売し、値引き分を召還に充てるという生産物分与方式だった。ただし、日本側の林野庁が上記のような検討結果を基にインドネシアに提案を行った経緯は見られず、あくまで内部検討に留まっていた。

図表 6 林野庁によるカリマンタン森林開発構想（1959年5月段階）



出所)「インドネシア（カリマンタン地区）森林開発について」より筆者作成

「懇談会」を通じた林野庁主導での体制整備とは裏腹に、宮元・三浦は、有力な現地情報源を保有していた。長谷川商事を経て同社インドネシア拠点のムスチカラット商事に勤務していた山鹿敬二である。この山鹿こそが、宮元・三浦の構想を実現すべく、様々な現地情報収集を行い、水面下でインドネシア政府関係者と交渉を進めた立役者であった。

ただし、「懇談会」からインドネシア側に提案がなされないことに山鹿は悩まされた。そもそも山鹿は「宮元の知人」という私人の立場でインドネシア林野庁に接触し、情報収集を

<sup>115</sup> 外務省経済局経済協力部長が参画する検討がなされたものの、懇談会名簿には明確な氏名の記載はない。このため、外務省の参画は見送られた可能性が高い。

<sup>116</sup> 書簡銘不明、亜南産業から山崎軍太宛、1959年4月17日(次の文書の一部。「カリマンタン林業開発に対するインドネシア側の空気 第四号」カリマンタン林業開発研究会、1959年4月29日)、外務省外交記録、E'0215。

<sup>117</sup> 「インドネシア(ママ)(カリマンタン地区)森林開発について」林野庁林産課、1959年5月、外務省外交記録、E'0215。

していた。宮元から交渉を任されていたわけではなく、山鹿からインドネシア林野庁に提案がなされたわけでもない。インドネシア側からすれば、日本側の開発構想が不明なまま、宮元の関係者から情報の聴取を受けるばかりの状況を意味した。このため、ヌルハディやバラックは、宮元発行の公式文書を提示するよう山鹿に求め、山鹿自身も宮元に文書発行の依頼を再三していた<sup>118</sup>。

こうした中、5月28日、ハディベイ、ヌルハディ、山鹿の会議が開催された<sup>119</sup>。日本側の姿勢に対して業を煮やしたインドネシア側が、今後の対応方針について協議の場を設定したものと考えられる。この会議において、山鹿は日本側林野庁で検討が本格化してきたことや岸信介による東アジア基金設立構想が進んでいることに言及し、検討が進んでいると主張した<sup>120</sup>。また、不利になる情勢の中で、5月31日、山鹿は農林省アタッシュであった山口二等書記官との会談を山口私邸で持ち、スシロに対する説明方針の検討を行った<sup>121</sup>。山鹿による現地調整は「山鹿の考えは先走りにすぎる。抑える必要がある」<sup>122</sup>と宮元から非難されることになるが、スシロとの関係維持を図ろうとする山鹿の意図が垣間みられる。

このように、一民間人である山鹿が孤軍奮闘せざるを得なかった背景には、日本側の関係省庁（林野庁、外務省）と宮元・三浦による連携不備があった。日本側では、「宮元・三浦研究会」と「懇談会」が併存していたし、「懇談会」は行政主導であったが外務省の関与もみられなかった。実際、「懇談会」は1959年5月6日に南方林業開発委員会に改組され、国内体制の一本化が図られることになったが、委員会の設立が外務省に報告されたのは7月8日であった<sup>123</sup>。

結局、日本政府内の連携不足は、カリマンタン森林開発に関するインドネシアとの軋轢を生んだ。1959年8月5日、福田農林大臣は「日本はインドネシアとの林業開発に乗り出す」という発表を行い、同発表はインドネシア国内でも報道された。インドネシアのメディア各社は、日本政府に対して問い合わせをしたところ、外務省は「そんな計画は初耳だ」と答え、農林省は「民間企業による交渉が行われている段階」と苦しい補足説明に迫られた<sup>124</sup>。

---

<sup>118</sup> 「第一」山鹿から宮元宛、1959年5月29日、(次の文書の一部。「カリマンタン林業開発に対するインドネシア側の空気 第七号」カリマンタン林業開発研究会、1959年6月5日)、外務省外交記録、E'0215。

<sup>119</sup> 「第三」、(前掲文書の一部)、外務省外交記録、E'0215。

<sup>120</sup> 文書名不明、続木から宮元宛、1959年5月28日、(次の文書の一部。「カリマンタン林業開発に対するインドネシア側の空気 第八号」カリマンタン林業開発研究会、1959年6月16日)、外務省外交記録、E'0215。

<sup>121</sup> 「第五」、山鹿から宮元宛、1959年5月29日、(次の文書の一部。「カリマンタン林業開発に対するインドネシア側の空気 第七号」カリマンタン林業開発研究会、1959年6月5日)、外務省外交記録、E'0215。

<sup>122</sup> 文書名不明、ハディベイからバハーリン宛、1959年6月8日、(次の文書の一部。「カリマンタン林業開発に対するインドネシア側の空気 第八号」カリマンタン林業開発研究会、1959年6月16日)、外務省外交記録、E'0215。

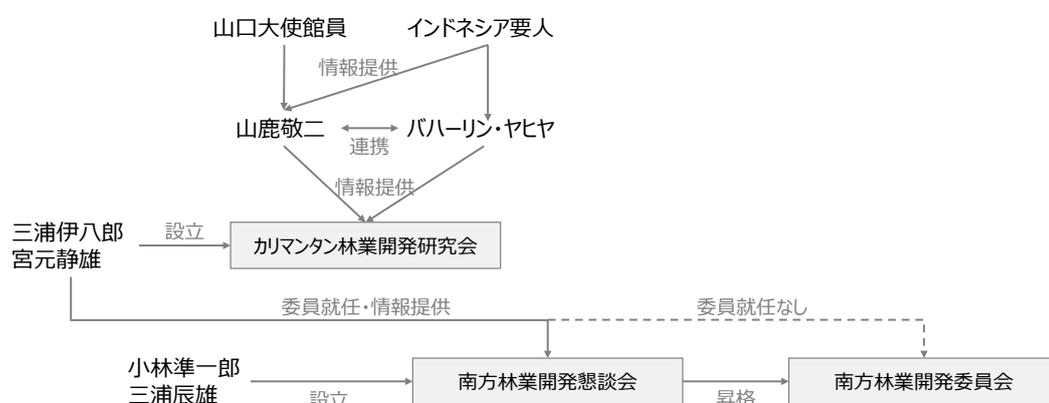
<sup>123</sup> 「三西南林委第六号」南方林業開発委員会から藤山愛一郎宛、1959年7月8日、外務省外交記録、E'0215。

<sup>124</sup> 「カリマンタン林業開発の件」黄田から藤山宛、1959年9月1日、外務省外交記録、E'0215。

日本政府内の混乱を受け、8月10日、アンタラ通信は「スシロ長官が南ボルネオの森林資源を開発するインドネシア・日本合同企業提案には原則的に同意できないと発表した<sup>125)</sup>」と報じた。この報道を受け、8月19日には日本側林野庁長官から外務省事務次官宛てに初めてカリマンタン森林開発の経緯説明と協力要請がなされた<sup>126)</sup>。こうした日本政府内の混乱は、在インドネシア日本大使館の黄田大使にとっても青天の霹靂であった。黄田は、前年11月に宮元の訪問を受けており、1959年6月には三浦辰雄宛てに状況の報告をしていた。しかし、外務省本省からは、南方林業開発委員会設立の一報があっただけで、交渉の進捗状況や日本国内における調整状況の共有はなされなかった<sup>127)</sup>。

上記経緯から推察できるように、宮元・三浦の構想や山鹿の現地活動を日本側外務省が十分に把握していたとは考え難い。宮元は在日インドネシア大使館員バハーリンを連絡役とし、山鹿は農林省アタッシェで在インドネシア日本大使館員の山口と共にヌルハディやハディベイとの調整を行っていた。しかし、山口と山鹿の接触が山口の私邸で行われるなど、山口の活動は非公式性が強かった。そして、山鹿の活動は、バハーリン経由で宮元に報告されるというものであった。このため、外務省本省への公式報告ラインを経由せずに、カリマンタン森林開発が進行していたのが実情だったのだろう。

図表 7 カリマンタン森林開発に係る主体の変化①



出所) 各種資料を基に筆者作成

さらに、この時点で、カリマンタン森林開発を牽引する主要人物が変更されていたことは看過できない。宮元・三浦は「懇談会」の委員としても名を連ねていたが、改組後の南方林業開発委員会には参加しなかった。南方林業開発委員会の委員長は小林準一郎（元王子製紙副社長）であり、会長は三浦辰雄（元林野庁長官、参議院議員）<sup>128)</sup>であった。背景には不明

<sup>125)</sup> 朝日新聞夕刊「日・イ合弁、同意できぬ」1959年8月11日。

<sup>126)</sup> 「南方林業開発委員会のインドネシア政府に対する挨拶状の □□[判読不明]依頼について」林野庁長官山崎齊から外務事務次官宛、1959年8月19日、外務省外交記録、E'-0215。

<sup>127)</sup> 「カリマンタン林業開発の件」前掲史料。

<sup>128)</sup> カリマンタン森林開発には三浦伊八郎（元東大農学部長）と三浦辰雄（元林野庁長官）の2名が存

な点が多いものの、林政所管官庁である林野庁が南方林業開発委員会の組成を契機に、宮元・三浦から主導権を奪取しようとした可能性もあろう。以降、インドネシア側との交渉の実権は、南方林業開発委員会が握ったが、宮元・三浦とその背後にいた山鹿の知見が活用されたかは疑わしい。

以上のように、カリマンタンにおける森林開発は南方林業や亜南産業といった民間事業者の発案で始まり、林野庁による経済協力政策へと発展した案件である。ただし、カリマンタン森林開発に向けた日本国内体制の一本化には大きな混乱が伴った。その理由には、多種多様な人物・組織が本件に関与しつつ、相互の連携が希薄だったとことに尽きよう。宮元・三浦・山鹿・山口・バハーリンが関与した「宮元・三浦研究会」と、小林順一郎・三浦辰雄が関与した南方林業開発委員会は、相互に関連性を持たなかった。そして、林政所管官庁である林野庁と、経済協力政策を所管する外務省もまた連携不足だった。結果的に、この連携不足がインドネシア側の憤慨を惹起した。生産物分与方式に基づく先行 2 事例が存在する中、カリマンタン森林開発においては、日本政府内での連携が疎かになっていた感がある。

### (3) 日本政府への介入要請を通じた経済協力の組成

日本側の連携不足を解消するため、林野庁と外務省の仲を取り持つ形で動いたのが、NOSODECO および SUNIDECO を組成した経験を持つ通産省であった。通産省通商政策局は、9月28日から10月19日にかけて小林、三浦辰雄をはじめとする4名の調査団を派遣する旨、外務省に通達し、外務省への便宜供与を求めた<sup>129</sup>。同時にインドネシア側においても、スカルノがスバンドリオ外相に対して日本訪問を指示し、カリマンタン森林開発に関する交渉を命じた<sup>130</sup>。宮元や山鹿による現地調整が危機に瀕す中、日伊双方の外務省は危機感を持ったのであろう。

通産省の支援を受け、南方林業開発委員会による現地調査は進展を見せた。その際、必要な調査予算3,000万円のうち、2,000万円は通産省の海外投資等基礎調査費から、300万円は国際建設技術協会の補助金から、残り700万円は南方林業開発委員会が民間企業から募った寄付金から支出された<sup>131</sup>。1960年5月、航空調査班を先発隊として調査団が出発した。団長の三浦辰雄をはじめ、初期からインドネシアとの折衝に携わってきた宮元、南方林業に所属しカリマンタンでの林業経験を持つ西川泰治の姿もあった<sup>132</sup>。しかし、現地調査は難航を極めた。主要調査事項であった航空写真撮影はインドネシア国軍によって禁止さ

---

在し、混同しやすい。このため、本稿では三浦伊八郎を「三浦」と表記し、三浦辰雄はフルネームで「三浦辰雄」と表記する。

<sup>129</sup> 「海外投資基礎調査(カリマンタン森林資源予備調査)に関する□□[判読不能]について」通産省通政局から外務省経済局長宛、1959年9月18日、外務省外交記録、E'-0215。

<sup>130</sup> 「インドネシア・スバンドリオ外相の訪日に関する件」黄田から岸宛、1959年9月29日、外務省外交記録、E'-0215。

<sup>131</sup> 「経済局特別情報第260号」外務省経済局、1960年1月14日、外務省外交記録、E'-0215。

<sup>132</sup> 「カリマンタン森林資源調査団員略歴」、発行者・発行年月日不明、外務省外交記録、E'-0215。

れた<sup>133</sup>。また、調査対象地域は未開に近い森林地域であり、調査団の往来や機材運搬もままならなかった。三浦辰雄自身、9月30日の帰国挨拶で、「全般的には質的、量的構成には十分期待が持てる<sup>134</sup>」と前向きな見解を示したが、調査が不十分に終わったことを悔やんだ。11月末、三浦辰雄は調査報告書の中で、開発の困難性と共に、タラカン地区におけるササヤップ川上流地域をモデル地域<sup>135</sup>とし、「全知能と資金を投入<sup>136</sup>」して開発すべきと提言した。

三浦辰雄による調査は多くの課題を残したが、経済協力案件としてカリマンタン森林開発を行うことは揺るがなかった。外務省は、カリマンタン森林開発に係る総予算として、10年間で300億円<sup>137</sup>、うち日本側援助による開発機械の延払いに145億円、インドネシア側負担による現地運転資金に155億円を見積もった<sup>138</sup>。

ただし、日本側での検討の進捗を裏切るかのように、スカルノの「指導される民主主義」に基づく政策が、カリマンタン森林開発の障壁として顕在化した。「カリマンタン移民計画」と森林開発の関係をめぐる混乱である。1961年6月、非公式来日中のスカルノは自民党の鹿島守之助対外経済協力委員と会談し、急増するジャワの過剰人口をカリマンタンに移住させるという構想を明らかにした。問題は、スカルノがカリマンタン森林開発を移民計画の一環として考えており、「木材開発とこの移民問題を両立させない計画は問題にならない<sup>139</sup>」と言及したことである。

無論、日本側からすれば全く想定外の論点であった。会談に参加した三浦辰雄は、想定してきたのは木材開発のみであるとスカルノに正直に伝えるとともに、森林開発を行えば農地が増え、定住人口の増加にも繋がり得る旨の返答をした。この会談に同席した黄田は、「カリマンタンの森林開発は未だ道遠し」と認識した<sup>140</sup>。本件はインドネシア側でもスカルノの突発的なアイデアにすぎないという意見<sup>141</sup>があったが、日本政府としては大統領の発言を完全に無視するわけにもいかなかった。そこで、南方林業開発委員会は移民受け入れを検討したが、結局は実現困難と判断し、森林開発実現のためにスカルノへの配慮をしつつも、

---

<sup>133</sup> 「カリマンタン林業調査実施に関する中間報告について」小川から藤山宛、1960年7月19日、外務省外交記録、E'-0215。

<sup>134</sup> 「帰国挨拶要旨」三浦辰雄、1960年9月30日、外務省外交記録、E'-0215。

<sup>135</sup> モデル地域選定に際しては、伐採地から船積地への近接性、後背地域の広大さ、淡水貯水場の存在、雇用のしやすさ、人口の多さなどの観点から検討がなされた。

<sup>136</sup> 「カリマンタン森林開発に伴う海外事情調査報告書」日本政府調査団、1960年12月、外務省外交記録、E'-0215。

<sup>137</sup> 森林開発に係る初期投資費用の大きさと黒字創出までの期間の長さから、資金調達先は輸銀ではなく、相対的に低金利の海外経済協力基金が想定された。

<sup>138</sup> 「カリマンタン森林開発計画概要」外務省経済協力部、1961年4月17日、外務省外交記録、E'-0215。

<sup>139</sup> 「カリマンタン森林開発に関する件」外務省経済協力部、1961年6月28日、外務省外交記録、E'-0215。

<sup>140</sup> 同上史料。

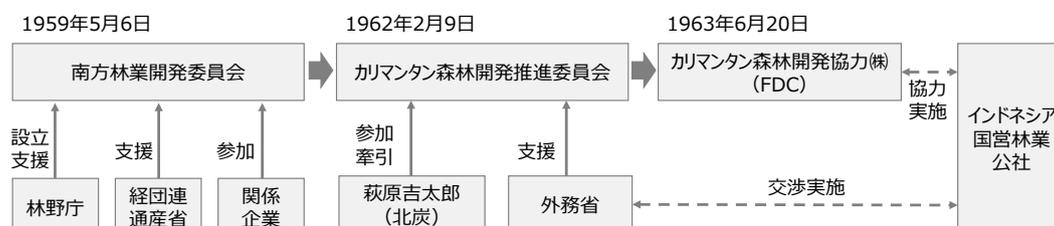
<sup>141</sup> 「インドネシアの国内農業移民構想とカリマンタン森林開発計画」南方林業開発委員会、1961年7月30日、外務省外交記録、E'-0215。

移民に係る費用や役務等の負担は行わないという立場をとった<sup>142</sup>。

スカルノの発言をめぐる事態収拾に積極的な動きを見せたのはサレー（Chaerul Salah）であった。1961年10月、訪日中のサレーは南方林業開発委員会の小林・三浦辰雄達と会談を持ち、インドネシア政府としての立場を説明した。サレーによれば、移住開拓事業の所管はサレーが大臣を務める開発建設省であり、カリマンタンにジャワの余剰人口を移住させる計画が存在することは事実であった。ただし、単なる移住事業だけでは、移住者の生活が成り立たないため、インドネシア政府は移住先であるカリマンタンの産業開発を同時並行で検討していた。カリマンタンの森林開発は、インフラ整備や雇用創出を伴う事業であるので、移住政策との親和性が高いとスカルノは考えた、というのがサレーの見解であった<sup>143</sup>。ただし、サレーは移民政策に係る予算については、インドネシア側で拠出することを明言し、日本側の予算面での不安を払拭した。

移住計画をめぐる問題が落ち着き、インドネシア側の姿勢が明らかになるとともに、日本側でも検討が本格化した。1962年2月、ソ連の対インドネシア経済援助の増加を危惧した経団連は、森林開発の早期着手を勧告した<sup>144</sup>。同勧告に基づき、南方林業開発委員会はカリマンタン森林開発委員会に拡大改組された。その眼目は、業界各社を一堂に集めて日本側体制の一本化と強化を図ることで、迅速な事業組成を目指すことにあったのであろう。委員長には三浦辰雄が就任し、委員には亜南産業や南方林業をはじめとする商社が18社、林業業界2社、木材加工業界18社、その他6社が就任していた<sup>145</sup>。

図表 8 カリマンタン森林開発に係る主体の変化②



出所) 各種資料より筆者作成

カリマンタン森林開発委員会で注目を集めたのは、北炭出身の政商、萩原吉太郎<sup>146</sup>（北

<sup>142</sup> 同上史料。

<sup>143</sup> 「カリマンタン森林開発計画に関する件」黄田から外務大臣宛、1961年10月17日、外務省外交記録、E'0215。

<sup>144</sup> 「対インドネシア経済協力政策とカリマンタン森林資源開発協力問題にかんする考え方について」経団連経済協力委員会、1961年11月30日、外務省外交記録、E'0215。

<sup>145</sup> 「推進委員会結成のご挨拶とお願い」カリマンタン森林開発推進委員会、1962年3月1日、外務省外交記録、E'0215。

<sup>146</sup> 萩原は1940年に北海道炭礦汽船（北炭）に入社した後、戦時中は空知炭鉱に勤務した。北炭会長の島田勝之助の下、炭坑に送られた捕虜米兵の人道的な扱いに努め、戦後には解放された米兵からの感謝状を受けた。1955年には同社社長に就任して石炭業界に大きな影響力を持つとともに、児玉

海道森林工業社長)の参加であった。委員の大半を商社や木材加工業者が占める中、伐採事業に対応できる林業会社を経営する萩原の存在は、三浦辰雄に歓迎された<sup>147</sup>。一方、経団連をはじめ他の参加企業は、大物政商である萩原が主導権を握ることで、亜南産業や南方林業といったこれまでの検討を進めてきた企業の立場が弱まると懸念した<sup>148</sup>。この結果、萩原参画後の推進委員会の人事問題をめぐって参加企業と萩原が相互に牽制し、本筋の議論が停滞する事態が生じた<sup>149</sup>。なおも、日本経済界内での体制一本化は難航したのである。

同時に、経団連が本件推進のための基本事項に関する取極は日伊政府間で行うべきと外務省に対して要望を出す<sup>150</sup>など、経済界は日本政府による主体的関与を期待するようになった。経団連の要望を受けた外務省が関係各省と調整を行った結果、農林省や経済企画庁は経団連案を支持した。大蔵省や通産省は明確な回答を保留したものの、国内体制の確立を重要要件とみなしている点で外務省と意見の一致を見た<sup>151</sup>。

日伊間での政府間交渉を最初に行うという点については、三浦辰雄自身も大きな期待を寄せていた。三浦辰雄は、推進委員会を母体として FDC (Kalimantan Forest Development Cooperation Co, Ltd. : カリマンタン森林開発協力株式会社) を設立することを明言していたが、会社設立と運営には課題が山積していた。このため、「実施者体制の整備は、国家的背景に基づく事業見通しの確立と保証が前提となるのであって、この点につき関係各省の積極的な指導と援助を仰がざるを得ない<sup>152</sup>」と、日本政府に支援依頼を行った。具体的には、協力方式、事業規模、資金調達、債務保証、対第三国問題、技術センター・パイロット工場設置に関する構想について、日伊政府間交渉によって基本線を打ち出してほしいという要望である。さらに、輸出入関税や関連公共事業の推進、木材輸入代金の積み立て、出入国制度等についても政府ベースの特別配慮によって解決してもらいたいという要望もなされた<sup>153</sup>。三浦辰雄の要望は、一見して分かるように、事業推進のための必要なほぼすべての事項に関する交渉を日本政府に依頼するものであった。

日本国内での調整が難航する一方、インドネシア側では着々と事業組成が進んでいた。1962年5月にはインドネシア国営林業公社 (B.P.U. Perusahaan Kehutanan Negara Indonesia: PERHUTANI : プルフタニ) が設立され、総裁にはスジョノが就任した。インドネシア側で、本件開発事業の契約主体が設立されたことを意味した。このため、日本側で

---

誉士夫とも親交を持つ政商となった。萩原は北炭子会社として北海道森林工業を設立し、同社の伐採技術等を用いてカリマンタンの森林開発に進出しようとしていた。1961年11月8日には、日本インドネシア経済開発協力会を発足させ、1962年5月にはインドネシアでの現地視察を予定していた。

<sup>147</sup> 「カリマンタン森林資源開発に対する国内体制について」外務省経済協力部長から黄田宛、1962年3月10日、外務省外交記録、E'0215。

<sup>148</sup> 同上史料。

<sup>149</sup> 同上史料。

<sup>150</sup> 同上史料。

<sup>151</sup> 同上史料。

<sup>152</sup> 「カリマンタン森林開発についての陳情」カリマンタン森林開発推進委員会、1962年3月1日、外務省外交記録、E'0215。

<sup>153</sup> 同上史料。

も速やかな FDC 設立が求められた。

1962 年 8 月から 9 月にかけて、インドネシア政府へのサウンディング活動のため、外務省は南方林業、丸紅飯田、林野庁から各 1 名の職員を派遣した。30 日間にわたる活動を通じ、インドネシア国営林業公社との調整により、FDC 設立準備会の作業工程が具体化された。準備会名義で国営林業公社と基本協定 (Preliminary Agreement) を締結し、その後ヌヌカン島をはじめとする開発地区ごとにクレジット供与に係る一般協定 (General Agreement) を締結することとなった<sup>154</sup>。これら協定は、12 月に行われた日伊間での協議を経て、1963 年 5 月には日伊間で合意に至った。

基本協定および一般協定の締結に伴い、日本側でも萩原を筆頭とする発起人により、契約主体となる FDC 設立準備会を新会社に昇格させる動きが生じた<sup>155</sup>。準備会構成企業 27 社および三浦辰雄個人の出資による株式会社として、1963 年 6 月 20 日、FDC は正式に設立された。発起人代表と会長には萩原 (当時：北炭社長) が就任し、三浦辰雄は社長に就任した<sup>156</sup>。以後、生産物分与方式に基づく経済協力案件として、180 万ドルのクレジットを供与し、全原木生産量の 65.8% を有償で、4.2% を無償で日本側へ引き渡すべく、事業展開が進められることとなった。

以上のように、カリマンタン森林開発は、NOSODECO や SUNIDECO という先行事例があるにも関わらず、日本側の体制をめぐって度々空中分解の危機に直面した「難産」の子だった。軍政期にカリマンタンの森林開発を手掛けた企業が存在しないことも、理由の一つかもしれない。結果、中核となる日本側の組織が度々変わったり、主要な交渉を政府に依頼するなどといった事態が生じた。そうした中、宮元・三浦の構想を実現すべく孤軍奮闘した山鹿敬二の姿は、一民間人による経済外交の推進と言えよう。こうした山鹿の活動がありながらも、日本政府内での省庁間連携の不備は、民間経済外交への側面支援を困難にしまったと言わざるを得ない。生産物分与方式に基づく経済協力や海外経済協力基金は外務省の所管であるが、外務省は蚊帳の外に置かれていた。NOSODECO や SUNIDECO のように、軍政期の事業経験を持つ企業を中核として、日本経済界が団結することもできなかった。

また、地方反乱やカリマンタン移住計画への対応は、インドネシアの脱植民地化に接した経験のない日本企業にとって、対応が困難なものであった。この意味で、インドネシアの脱植民地化を目の当たりにし、その熱情を理解している軍政期人脈の不足が、FDC の円滑な設立を困難にしたとも考えられる。日本経済界による民間経済外交が困難に接した際、役割を放棄するかのように、日本政府にその交渉を一任する動きが生じたことは、民間経済外交の収束と限界を示すものなのかもしれない。

---

<sup>154</sup> 「カリマンタン森林開発に関する件」吉良臨時代理大使から大平宛、1962 年 11 月 12 日、外務省外交記録、E'0215。

<sup>155</sup> 「目論見書」カリマンタン森林開発協力株式会社設立準備会、1963 年 6 月 7 日、外務省外交記録、E'0215。

<sup>156</sup> 「インドネシア・カリマンタン森林開発協力に関する件」外務省経済協力局、1963 年 6 月 20 日、外務省外交記録、E'0215。

## 4 まとめ

本章のまとめとして、日本の対インドネシア経済進出過程において、生産物分与方式の経済協力3案件が果たした意義について考察する。

第一に、北スマトラの石油開発、スラウェシ島のニッケル開発、カリマンタンの森林開発といった案件は、戦前期から続く日本のインドネシアへの関与の中でどのように位置づけられるべきであろうか。すでに述べた通り、これら3案件は、戦後において初めて生じたものではなく、植民地期や日本軍政期からの明確な連続性を見出すことができる。石油とニッケルの事例においては、植民地期を通じて、BPM や OBM といったオランダ・イギリスによる開発運営会社が存在し、日本軍政期にはこれらの開発運営会社を日本軍が接収した上で、帝国石油や住友鉱業等に運営委託がなされた。これら開発運営会社は、独立後にインドネシア政府により国営化され、日本との交渉主体となった。カリマンタンの森林開発については、独立以前に開発運営主体はなかったが、調査活動が日本によって行われており、独立後には開発運営会社が新設する形で日本側との交渉主体になった。

企業のみならず、人材の面でも戦前と戦後の連続性を見出すことができる。NOSODECO では、西嶋重忠（千代田商会）や中谷義男（ジャワ軍政監部通訳）、宮山滋夫（第16軍兵士）といった人材を社員として登用し、インドネシア側との調整に当たらせた。SUNIDECO においても清水斉（ジャワ軍政監部宣伝部を経て日商）を引き込み、渉外担当に登用した。カリマンタン森林開発では、FDC には参画しなかったにせよ、初期に亜南産業の依頼を受けてインドネシアと交渉に当たったのは宮本静雄（第16軍参謀）であった。インドネシア政財界とコネクションを持つ人材を登用することは、事業を組成するうえで有利に働くとはいえ、軍政期人脈に依存した点で、戦後日本経済界のインドネシア進出は、戦前期の南方関与からの継続性を有するものだったと言える。

第二に、なぜ戦前期の南方関与と同種の活動を戦後日本経済界は展開し、しかもインドネシアに受容されたのか。それは、資源の乏しい日本が産業化を遂げようとした際、海外資源の調達是不可避であり、かつて情報収集実績や事業実施実績のあるインドネシアを資源調達地として有望視したからである。戦前期との違いは、産業育成の目的が軍需対応ではなく国民生活向上だった点や、合法性が担保されていた点などに留まる。こうした日本側の戦前戦後の連続性がありながらも、インドネシアが経済協力の受入れに積極的であったのは、第三章で述べた通り、西欧植民地主義的な外国資本を排除しつつも外国企業の経営技術を希求したからである。戦後日本の経済界と独立後インドネシア政府の思惑は見事に合致していた。すなわちインドネシアは、脱植民地化のために軍政期日本の経済的野心とその遺産を受け入れるという逆説的な選択をしたのだった。

具体的には、戦後日本の産業を支える石油資源調達先としてインドネシアに着目が集まる一方、インドネシアも BPM を接収・国営化する中で経営及び開発の技術を日本に求めた。インドネシア側で生じた「経営の真空」に日本の経済界は引き寄せられていったのである。ニッケル開発についても、ニューカレドニアに代わるニッケル調達地が求められる中、軍政

下での事業組成経験のあるスラウェシ島に日本経済界は着目した。その一方、インドネシア政府は休山中のニッケル鉱山の運営主体を模索し、日伊通商友好条約締結後には案件組成を急いだ。森林開発についても、フィリピンに代わるラワン材調達地として、戦前期に輸入実績のあったカリマンタンに注目が集まり、インドネシア政府も 8 カ年計画履行のために日本経済界を歓迎した。

第三に、日本経済界による経済協力案件組成は、冷戦の枠組みの中でどのような影響を受けたのであろうか。一つは、第三章で述べたように、アメリカの「冷戦」の論理と日本経済界の「経済」の論理が絶妙に整合していたことがあげられる。アメリカは、対中国政策として日本とインドネシアの経済関係を深化させる<sup>157</sup>ことや、NSC6023 を通じたスマトラ、スラウェシ、カリマンタンの資源確保と政治的安定の実現を目指した<sup>158</sup>。また、アメリカが NOSODECO の案件を不採算案件とみなしたように、アメリカにとっての経済的脅威になるとも認識されていなかった。SUNIDECO や FDC についても、マレーシア紛争を通じてインドネシアから撤退していくイギリスが、スカルノの経済基盤を強化する契機にならないかと危惧した時期はあった。しかし、十分な情報収集網を持たない中でイギリスは、日本の経済協力をインドネシアの共産化防止の手段として期待を寄せるようになった。

第四に、経済協力案件を取り巻く日本の民間経済外交は、日本の官民連携のどのような様相を体現していたのであろうか。3つの経済協力案件の組成過程において、日本の経済界は、軍政下で類似の事業経験を持つ企業を中核として大同団結し、一本化された体制下で民間経済外交を展開するという手法を取った。そして、経済界を主体とするインドネシアとの交渉が行われる一方で、日本政府は、経済界による交渉が難航した際の側面支援を行った。このような経済界と日本政府の綿密な官民連携が特徴であった。

事実、北スマトラでは、帝国石油から派生した石油資源開発(株)が小林中の下で小林グループを形成し、インドネシア側との交渉過程において、生産物分与方式を発案し、その後の経済協力の方式を規定した。一方外務省は、イギリスやオランダに対し、国際法上の観点から抗弁の論拠を模索し、小林グループの活動の合法性を担保しようとした。通産省は小林グループの形成支援を行うとともに、日本経済界全体の事業として位置づけられるよう、NOSODECO の社長人事に関与していった。

スラウェシでは住友鉱業から改組された住友金属鉱山が中心となり、ニッケル精錬 6 社でスラウェシ懇談会を組成した。経済界を所管する通産省はあくまで体制一本化を促進した立場であり、インドネシアとの交渉主体となったわけではない。外務省は日商(清水斉)のスラウェシ懇談会への引き込みを通じて日本側体制一本化を支援し、通産省はスラウェシ懇談会の活性化支援を行った。

カリマンタンでは、インドネシア側との交渉過程において中核組織が度々変わったが、最

---

<sup>157</sup> Attachment, "Indonesian Foreign Policy Reappraisal", June 11, 1959, FRUS, 1958-1960, Vol.17, p.397

<sup>158</sup> National Security Council Report, NSC 6023, "Draft Statement of U.S. Policy on Indonesia", Washington, December 19, 1960, FRUS, 1958-1960, Vol.17, p.579

初期に主導的役割を果たしたのは、亜南産業や南方林業といったカリマンタンでの事業経験を持つ企業であった。ただし、林野庁は外務省との連携不足で十分な役割を果たせなかった。一方、外務省はインドネシア政府へのサウンディングを担い、通産省は現地調査の計画立案や費用捻出をした。こうした意味で、北スマトラやスラウェシでは民の主導・官の側面支援という役割分担が、カリマンタンでは民の困難直面・官による補完という役割分担が明確になっていた。

このような日本側の官民連携の様相は、日本における企業活動および産業政策という面では慣行的なものであったかもしれない。しかし、米英などの諸外国から見た際、日本の綿密な官民連携は、想像の範囲を超えるものであった。だからこそ、アメリカはNOSODECOが民間主導で進められた案件だとは十分に理解できていなかったし、イギリスも日本政府の経済協力政策の背後に「実弾」となる経済界の活動があると想起できていなかったのである。ここに、日本の民間経済外交が日本政府による経済外交と表裏一体のものとして進められるという独自性が見出される。

以上、本章で述べてきたように、戦後日本の対インドネシア経済協力は、植民地期および軍政期の南方関与との密接な関連の下、戦後日本と独立後インドネシアのニーズが合致し、日本側経済界の大同団結と軍政期人脈の活用を通じて、民間経済外交により実施されたものである。このような意味で、本章で述べた経済協力3案件は、戦前期の軍民一体となった非合法の南方関与が、経済協力協定という合法性を纏い、官民一体の経済協力として「衣替え」をして再来したものと考えられるべきであろう。ただし、これら事例において、日本経済界が戦前期の南方関与を意図的に復活させようとしたり、インドネシアを植民地的な存在とみなしたりしていた様相は確認できない。戦後日本経済界は、あくまで「経済」の論理に基づいてインドネシア進出を目指したのである。

また、日本の経済力をインドネシアの共産化防止に活用するという自由主義諸国の構想は、実体経済の担い手である日本経済界によって推進されることになった。その実例こそが、本章で述べた経済協力だったのである。無論、日本経済界は「冷戦」の論理に基づいて経済協力を組成したわけではない。しかし、結果として自由主義諸国の東南アジア冷戦戦略を担う存在にもなったのである。

図表 9 生産物分与方式 3 事例の比較要旨

		NOSODECO	SUNIDECO	FDC
開発運営 主体	植民地下	BPM (英・蘭)	OBM (蘭)	なし
	軍政下	帝国石油 (BPM を接收)	住友鉱業 (OBM を接收)	なし
	独立後	PERMINA (BPM を接收)	P.T Nickel Indonesia (OBM を接收)	PERHUTANI (新設)
開発に至 る日イ間 の動機	日本側	石油資源の主たる調達地 の確保	ニューカレドニアに代わ るニッケル調達地の確保	フィリピンに代わるラワ ン材調達地の確保
	インドネシ ア側	国有化に伴う経営・技術の 吸収	休業中の鉱山の再稼働主 体の確保	未開発分野の開発主体確 保
日本側体 制	体制一本化 の推進主体	小林中 通産省	通産省	林野庁
	中核組織	木下商店 ブリヂストンタイヤ 石油資源開発株 (前：帝国石油)	住友金属鉱山 (前：住友鉱業) 日本冶金工業 日本鉱業 志村化工 鴨川化工 日曹製鋼 日商	初期：亜南産業 (前：ボルネオ物産) 初期：南方林業 (南洋興発派生企業) 後期：林野庁 後期：北海道森林工業
	主な交渉主 体	小林グループ	スラウェシ懇談会	初期：宮元・三浦 中期：南方林業開発委員 会 後期：外務省
	利用現地人 脈	西嶋重忠 (千代田商会) 中谷義男 (ジャワ軍政監部通訳) 宮山滋夫 (第 16 軍兵士)	清水齊 (ジャワ軍政監部宣伝 部)	宮本静雄 (第 16 軍参謀)
	日本側中 央官庁の 主な役割	外務省	イギリス・オランダとの調 整	日商 (清水齊) のスラウ ェシ懇談会への引き込み
	通産省	小林グループの形成支援、 NOSODECO の社長人事 関与	スラウェシ懇談会の活性 化支援	現地調査の実施計画立 案・調査費用支出

## 第五章 政権移行期における冷戦と脱植民地化、そして日本

日本経済界による経済協力案件の組成及び実施過程において、インドネシアを取り巻いた国際環境や、日本政府による政策的対応はどのようなものだったのだろうか。そして、インドネシアにおけるスカルノからスハルトへの権力移行を通じ、日本の対インドネシア経済協力はどのように変容したのか。こうした論点に対し、冷戦と脱植民地化の観点から、対インドネシア民間経済外交の顛末を明らかにすることが本章の目的である。本章の議論を通じ、日本の経済協力とインドネシアの脱植民地化の関係に加え、日本の官民連携が英米の冷戦政策にもたらした影響を浮き彫りにする。

そこで、本章では、1950年代末から1960年代後半までのインドネシアをめぐる日本、アメリカ、イギリス、オーストラリアの関係を整理するとともに、経済協力案件に関する日伊間の諸相を論じる。まず、「指導される民主主義」期において、アメリカの支援により策定した8カ年計画が十分に機能せず、インドネシアが有効な経済政策を展開できないまま西イリアン問題等の軍事問題に固執した姿勢を論じる。次に、マレーシアとの対決姿勢が強化される中で、インドネシアとイギリスの関係が致命的に悪化し、オランダに次ぐ経済規模を持った「帝国」イギリスがインドネシアから撤退していく過程を論じる。また、アメリカとイギリスのインドネシアへの関与が希薄化していく過程において、オーストラリアが日本の対インドネシア経済協力に対して寄せた期待と警戒感について述べる。そして、これら諸国とは対照的に、マレーシア紛争に積極的に介入し、民間経済外交による経済協力の推進を図った日本の対インドネシア外交政策の展開について述べる。

上記のようにインドネシアを取り巻く国際的構図を明らかにした上で、池田政権がどのような過程を経て対インドネシア外交、特にマレーシア紛争への積極介入をしていたのか、その背景を考察する。具体的には、池田の通商政策観や所属倍増を目的とした経済外交を振り返るとともに、カーレル・ドールマン号事件と日伊友好通商条約の締結を通じてインドネシアに池田が注目していく過程を示す。また、サレー（Chaerul Salah）建設開発大臣との経済協力案件の推進に向けた検討過程を論じ、池田の対インドネシア積極介入の背後にあった事情を論じる。

池田のインドネシアへの積極介入があったとはいえ、池田自身は病床に倒れ、スカルノも9.30事件を契機に失脚するなど、日伊関係をめぐる関係者の構造は変容を余儀なくされた。こうした政権移行期において、日本の経済協力案件がどのように事業運営を行ったのか、或は変容を迫られたのかを論じる。その際、スカルノの権力基盤の均衡が崩壊し、9.30事件によってスカルノの政治的生命が終焉に向かっていく過程を述べる。その後、スハルト政権下における外国資本導入の制度化により、日本の対インドネシア経済協力の基層にあった軍政期人脈を活用したアプローチ方法が後退していく過程を示す。

## 1 自由主義諸国の撤退と日本の対インドネシア外交積極化

### (1) 米国ケネディ政権の融和姿勢と「総合8カ年計画」の挫折

「指導される民主主義」期におけるスカルノの経済政策は、インドネシア経済とインドネシアを取り巻く国際環境に如何なる亀裂を生じさせたのか。まずは「指導される民主主義」に基づく経済発展計画と同計画に対するアメリカの支援を中心に論じる。

1959年7月15日、スカルノは「国民戦線規約に関する大統領決定」を発令し、スカルノ体制の基本原則を定めた。経済政策面では、「指導される経済」という原則の下、「インドネシア的社会主義<sup>1</sup>」の発露として企業の国営化、資源の国有化が進められた。これは、全経済分野において統制や外資規制を強め、国営企業を優先的に成長させる政策だった。具体的には、石油分野における PERMINA やニッケル分野における BPU などの国営企業が設立され、寡占的な影響力を行使するようになった。これら国営企業を交渉相手として、日本の経済界が経済協力案件の組成を試みたことは、前章までで述べたとおりである。

「指導される経済」の指導者たるスカルノは、インドネシア民族資本の育成という目的を見据え、さらなる国営企業の影響力拡大を試みた。1959年11月、民族工業会議においてスカルノは「指導される経済」の目的について4点にわたって述べた。すなわち、①幸福と社会正義に至るため社会主義創生の道を開くこと、②独占・投機・価格操作・青田買い等の国民に損失を与える自由主義的・植民地主義的制度の排除、③積極的かつ計画的に開発を行う統一国家経済の建設、④オランダ企業の国有化、であった。いずれも既存経済政策との違いを見出すことは難しい。スカルノが行ったのは修辞に富むスローガンの提示に過ぎなかったとも言えよう。「指導される経済」という標語を自ら作ったにもかかわらず、スカルノは具体的施策に基づく経済の指導を行わなかったし、インドネシアが社会主義的経済体制を導入したわけではなかった。西原が指摘するように、この時期においてもスカルノは政治的問題ほど経済問題を重視していなかったのである<sup>2</sup>。

スカルノ自身が具体的経済政策を提示しない中ではあるが、インドネシア政府は政策執行機関として「指導される経済」を実現するための手段を講じなければならなかった。こうした背景を基に、「総合8カ年計画」は1960年12月に法案可決された。同計画は、1961年から1968年にかけての8カ年にわたる長期経済開発計画であり、国家企画審議会（National Planning Council, 1959年発足）が各界の学者や専門家を動員して11ヶ月間をかけて策定したものであった。同計画の実施に当たり、国家企画審議会は開発計画の努力目標を掲げ、国民所得の32%増加や一人当たり所得の12%増加、農業を最優先としつつも工業国への移行を目指す旨、全国民に対して理解を求めた。また、スカルノの標榜する「インドネシア的社会主義」がインドネシア固有の社会基盤に基づくものであると明確に

<sup>1</sup> 岸幸一によれば、「インドネシア的社會主義」とは家族主義や相互扶助的精神などインドネシアの伝統的価値観に基づく集団主義制度に反帝國主義・反植民地主義を加えたものであり、マルクス・レーニン主義との思想的整合性は必ずしも取られていない。

<sup>2</sup> Masashi Nishihara “The Japanese and Sukarno’s Indonesia, Tokyo – Jakarta Relations 1951-1966”, University Press of Hawaii, (Honolulu, 1976), p.10.

言及した<sup>3</sup>。

同計画の骨子の一つとしては、開発プロジェクトをAプロジェクトとBプロジェクトに分類したことがあげられる。Aプロジェクトとは社会福祉や教育、行政や国防治安など、採算性は低い社会インフラとして必要な案件が該当した。Bプロジェクトは、石油や木材、ゴムなど輸出産業として有望視される案件であった。そして、Bプロジェクトを通じて得られた利益をAプロジェクトの経費として補填していくことが同計画の特徴であった。日本による経済協力案件である石油、ニッケル、森林開発はまさにBプロジェクトの代表的な分野であり、8カ年計画の遂行の上でもインドネシア政府は期待を寄せていた。

総合8カ年計画の履行に際して、アメリカのケネディ政権が果たした役割は看過できない。1961年4月、ケネディ大統領はスカルノと共同声明をワシントンで発表し、総合8カ年計画の達成に向けて、アメリカから経済専門家団を派遣して支援すると確約した。1962年2月、アメリカから派遣された専門家団は、8カ年計画を通じた経済再建策を評価し、アメリカの対インドネシア援助の必要性を認めた。しかし同時に、同計画は根本的な再検討が必要なほど楽観的なものであるという批判がなされた。専門家団が言及した援助の是非は、アメリカ国内でも議論の俎上に上っていた。首藤素子によれば、国務省は中国共産党の南下を防止するというドミノ理論に基づく理由から、国防総省やUSAIDはPKIの勢力拡大を防ぐ目的から、援助の必要性を主張した<sup>4</sup>。アメリカの関係各省庁内で利害の合致が見られ、議会の反論を押し切る形で支援がなされたのである。

しかしながら、国営化された企業の経営状況は芳しくなく、外貨獲得源としても期待できなかった。アメリカの専門家団が指摘していた通り、総合8カ年計画もまた、50年代の経済計画と同じく、実現性を伴わない「夢物語」であったのである。それにもかかわらず、ケネディ政権が宥和的に援助供与を決めたことで、スカルノが経済計画を熟考する必要性は低まったのかもしれない。結局、スカルノの経済情勢認識は揺らがなかった。朝日新聞の取材に対して「すべては過渡期だということを念頭に置いてもらいたい。(中略)理屈抜きにドシドシ建設していきたい<sup>5</sup>」とスカルノが語ったように、経済理論的支柱がないまま「指導される経済」は進んでいった。結果的に、1960年代初頭にはインドネシア経済は財政破綻の危険性に直面した。このような中、NOSODECO(1960年6月)やSUNIDECO(1961年10月)、FDC(1963年6月)が日本経済界の主導によって相次いで設立されたことは、インドネシア経済にとって一筋の光明となったことは想像に難くない。

ただし、スカルノの関心はなおも政治的独立の達成とインドネシアの民族的一体性の維持に向いていた。特に長引いていた西イリアン問題は、蘭伊関係に深刻な影響をもたらしていた。1961年にオランダが西パプア共和国の独立を認めると、インドネシアはこれに反発する形で国軍を西イリアンに侵攻させた。ただし、軍事闘争を戦い抜くための資金的・軍事

<sup>3</sup> 岸幸一「スカルノの社会主義」『エカフェ通信』320号(1962年12月)、7頁。

<sup>4</sup> 首藤素子「アジアの冷戦構造とスカルノ体制」『成城法学』11号(1982年3月)、148-152頁。

<sup>5</sup> 大森実「スカルノ大統領会見記」『中央公論』72巻11号(1957年9月)、158頁。

的余裕はインドネシアになかった。

そこで、スカルノはナスティオン陸軍参謀長 (Abdul Haris Nasution) をモスクワに派遣して 4 億 5,000 万ドルの軍事援助を取り付けるとともに、スカルノ自身が米国でケネディ大統領と会談し、ロバート・ケネディ司法長官 (Robert Francis Kennedy) を仲介役としてオランダ説得工作を行うよう陳情した。ソ連に対しては資金を、アメリカに対しては対蘭交渉を依頼するという、「冷戦」の論理を無視した行動だった。別の見方をすれば、西イリアンをめぐるインドネシアの対蘭闘争は、「冷戦」の論理では語りえない脱植民地主義的なものだったのであろう。

ケネディ政権期は、アイゼンハワー政権とは対照的に、インドネシアに対して宥和的な姿勢を取り、インドネシアにおける PKI の浸透や共産諸国との関係深化を防止するため、西イリアン問題の調停を担った。こうした中、オランダは対米関係維持の観点からインドネシアとの交渉を受け入れた。1962 年、西イリアンを 7 か月の間国連管理下に置き、1963 年 5 月からインドネシアの施政下に引き渡すことを定めた西イリアン協定が、ウ・タント国連事務総長 (U Thant) の立会いの下で調印された。スカルノは西イリアンの獲得を以てオランダ植民地主義の終結を宣言し、1963 年を「勝利の年」と喧伝した<sup>6</sup>。

結局、「指導される民主主義」期における「指導される経済」は、具体的かつ新規性ある経済政策を伴うものではなかったし、アメリカの履行支援を受けた 8 カ年計画もまた現実味に乏しい経済計画であった。ケネディ政権による宥和的な姿勢を裏切るかのように、スカルノは西イリアン問題をはじめとする政治的闘争に明け暮れ、軍事費支出は歳出の 60% を占めるレベルに増加していった。

## (2) マレーシア紛争を通じた「帝国」イギリスの撤退

1960 年代前半の、インドネシアを取り巻く国際関係の変化として、かつて帝国としてマレー文化圏に影響力を誇ったイギリスの撤退を指摘することができる。本節では、1950 年代にも議論を照射しつつ、マレーシア紛争を契機にイギリスがインドネシアから撤退する過程を論じる。

まず、経済的な撤退に先立ち、イギリスは東南アジアにおける軍事的関与を縮小させていた。水本義彦が指摘するように、第二次世界大戦後のイギリスによる対東南アジア軍事的関与は、旧英領<sup>7</sup>の防衛を SEATO (1955 年 2 月設立) を通じて行うものであった<sup>8</sup>。中国とベトナムの共産主義勢力がマラヤに南下してくることを恐れたイギリスは、カンボジアとラオスを緩衝地帯とし、SEATO の枠組みにおいてマラヤおよびシンガポールに駐留英軍を配備する形で軍事的影響力の維持を図った。また、SEATO の創設後にもオーストラリアと

<sup>6</sup> しかし同年にインドネシアに引き渡されたものの、2016 年現在に至るまで同紛争の抜本的解決には至っておらず、反インドネシア武力紛争が西イリアン地域で散発的に発生している。

<sup>7</sup> マラヤ、シンガポール、北ボルネオ、サラワク、ブルネイ。

<sup>8</sup> 水本義彦「帝国の終焉と同盟の解体 イギリスの脱植民地化政策と SEATO」細谷雄一編『戦後アジア・ヨーロッパ関係史：冷戦・脱植民地化・地域主義』慶應義塾大学出版会、2015 年、121 頁

ニュージーランドと共に旧英領の治安維持・防衛を目的とする CSR（コモンウェルス戦略予備軍）を配備した。しかし、ラオスの内戦を通じ、オーストラリアとニュージーランドへの影響力維持に SEATO が必ずしも役に立たないとイギリスは認識するようになっていった<sup>9</sup>。次第にイギリスは東南アジアへの軍事的関与に消極化していき、後述するマレーシア紛争を通じて撤退を決めることになった。

経済面ではどのような要因がイギリスの撤退を決定的なものにしていったのだろうか。まずは、イギリスがインドネシア経済に果たしていた役割とともにマレーシア対決姿勢の様相を整理する。

独立後インドネシアにおいてイギリスの経済活動が不利な情勢に追い込まれていく過程については、ニコラス・ホワイト(Nicholas White)が詳しい<sup>10</sup>。植民地期、外国投資受入額（1937年）の73%はオランダによるものであったが、イギリスは14%のシェアを持ち2位の位置にあった。例えば、ハリソンズ&クロスフィールド社は貿易事業に加えてパーム油やゴムのプランテーションを経営し、ブリティッシュ・アメリカンタバコは葉タバコプランテーションを手掛けた。ユニリーバはジャカルタに石鹸や香水等の製造拠点をもち、ロイヤル・ダッチ・シェルは石油部門において支配的なシェアを持っていた。こうした企業に対する資金支援機関として香港上海銀行（HSBC）も金融事業を営んでいた。インドネシア独立後もイギリス企業はインドネシアで存続していた。

しかし、経済的ナショナリズム勃興下の1955年前後から、PKI 支配下にある労働組合がイギリス企業の生産拠点やプランテーションでストライキを頻発させ、イギリス企業の経営環境は悪化した。1955年の選挙で PKI の得票率が27%に至ることで、この傾向はさらに強まった。ハリソンズ&クロスフィールド社は左派のサジャルウォ（S.H.Sadjarwo）農業大臣から給与規制やスマトラのプランテーションの接収など著しい排撃を受け、1960年にはインドネシア輸送協会が外国物流会社の締め出しを開始した。西イリアン問題に起因するオランダ企業の排斥は一時的にイギリス企業に光明をもたらしたが<sup>11</sup>、オランダ企業排斥に伴う景気低迷はイギリス企業の業績悪化につながった。

インドネシアにおけるイギリス企業の事業環境が悪化する中、イギリス政府は日本経済界のインドネシア進出動向を注視した。しかし、イギリス大使館の情報収集網は脆弱であり、日本のインドネシア進出に関する情勢判断は正確とは言い難いものであった。例えば、日本政府がインドネシア政府に対して経済協力を打診したことを受け、在インドネシア英国大使館は、「産業界の意思を確認しない中では実現性が怪しまれる」という倭島の発言を本国に報告した<sup>12</sup>。しかし現実には、倭島は賠償交渉を通じて、日本経済界のインドネシア進出

<sup>9</sup> 水本義彦 前掲論文 130頁。

<sup>10</sup> Nicholas White “Surviving Sukarno: British Business in Post-Colonial Indonesia, 1950-1967” *Modern Asian Studies*, Cambridge University Press, 2012, 46(5) pp.1277-1315.

<sup>11</sup>例えば、ストレート汽船社がオーシャン・ストリーム汽船社の持っていた商圏を奪うことで航路網を拡大、ユニリーバは地場物流業者と提携して生産および出荷を増加させた。

<sup>12</sup> Minutes, “Reparation Situations- Japan and Indonesia Negotiations” the British

意向を把握していた。また、イギリス大使館は、小林中を「アジア開発基金の組成を担わされたロビー大使<sup>13</sup>」と喝破したが、小林は賠償の早期締結による日本経済界のインドネシア進出を目指していた。

このようなイギリスの情勢認識の背景には、情報収集能力の問題のみならず、日本の産業界と政府の連携に対する理解の不足があるように考えられる。例えば、1957年12月、インドネシアからの船舶供与要請を受けて、日本経済界は前向きに船舶供与の検討を進めていた。これに対してイギリスは、インドネシアにおける日本の造船業の影響力増大を懸念したが、日本造船業の背後に日本政府による支援があるとは想定していなかった。事実、「民間同士の協力関係について日本政府は感知しない<sup>14</sup>」という藤山の姿勢を、イギリスは文字通り受け止めた。通産省など日本政府と密な連携の下で海外事業展開を検討していた日本経済界の特質を踏まえれば、藤山の発言は「日本政府の黙示的な承諾に基づき日本の経済界が船舶供与を検討している」と解釈されるべきであったろう。一方、在日オランダ大使館は、日本政府が経済界の要請を受ける形でインドネシアとの関係構築を進めているとイギリスに警鐘を鳴らした。しかし、イギリスは「オランダ本国政府の見解と一致しているか判断できない<sup>15</sup>」という見解を残すのみであった。こうしたイギリス政府の情勢認識の甘さもあり、結果的にインドネシアにおけるイギリス企業の影響力は低下し、それに変わる形で日本企業の影響力が高まることとなった。

そして、インドネシアにおけるイギリス企業の息の根を絶つ契機となったのが、1960年代前半のマレーシア紛争である。宮城大蔵が指摘するように、マレーシア紛争は、脱植民地化に伴う東南アジアにおけるイギリス帝国の解体、アジアにおけるアメリカの冷戦戦略とベトナム戦争への収斂、文化大革命へと至る中国の急進化といった1960年代のアジアを特徴づける要素が集約的に絡み合う中で展開していった<sup>16</sup>。

1961年6月、マレーシアのラーマン首相(Tunku Abdul Rahman)は、独立済みの西マレーシア（マレー半島）に加えてカリマンタン北東部のサバ州、サラワク州、英自治領であるシンガポール、ブルネイ王国を合わせて1963年9月までにマレーシア連邦を結成する構想を立ち上げた。イギリスのマクミラン首相(Maurice Harold Macmillan)やシンガポー

---

Embassy Djakarta to Southeast Department Foreign Office, April 4, 1957, FO371/127573  
Reparation made by Japan to Vietnam, Indonesia and Laos, FO371 British Foreign Office  
files for post-war Japan, part3, Reel 81.

<sup>13</sup> Minutes, "Development of the Indonesian/Japan Reparation Settlement" the British  
Embassy Djakarta to Far Eastern Department Foreign Office, FO371/127573  
Reparation made by Japan to Vietnam, Indonesia and Laos, FO371 British Foreign Office files for post-war  
Japan, part3, Reel 81.

<sup>14</sup> Minutes, "Indonesia Has Asked Japan for the Loan of Forty Five Ships" the British  
Embassy Djakarta, December 10, 1957, FO371/127573  
Reparation made by Japan to Vietnam, Indonesia and Laos, FO371 British Foreign Office files for post-war  
Japan, part3, Reel 81.

<sup>15</sup> *Ibid.*

<sup>16</sup> 宮城大蔵『戦後アジア秩序の模索と日本:「海のアジア」の戦後史 1957-1966』創文社、2004年、  
38頁。

ルのリー・クアン・ユー首相(Lee Kuan Yew)からも承認を取り付け、事態は進行しているかのように思われた。しかしながら、ブルネイ王国のブルネイ人民党はこれに反発、ブルネイ王室とイギリスに対して対立し、1962年12月には武力紛争に発展した。スカルノは、イギリスがインドネシア包囲網を構築しようとしているという危機意識の下、ブルネイ人民党を支援したが、短期間でマレーシア・イギリスに鎮圧された。このことにより、スカルノのマレーシアに対する対決姿勢は明確なものとなった。

マレーシア紛争は、イギリスのみならず、アメリカやオーストラリア、ニュージーランドなど環太平洋西側諸国を巻き込む形で展開していった。東南アジアへの影響をなお持ち続けていたイギリスは、東南アジアにおける中ソの影響力拡大により、欧米自由主義諸国への反感がさらに強まることを懸念した。そこでイギリスは、ボルネオをはじめとした英領の独立自体は容認しつつも、独立の条件として中ソの影響を受けないことを求めた<sup>17</sup>。東南アジアにおける脱植民地化の過程で、イギリスは公式な帝国秩序の維持は諦めつつも、植民地独立後にも実質的な影響力を保持しようとしていたのである。軍事費支出削減と英軍駐留による東南アジアの安定というジレンマに直面したものの、シンガポールの安定性確保を目的に、イギリスはマレーシア構想を是認した。

アメリカについては、既述のように西イリアン問題への介入後もインドネシアへの援助供与を続けた。ケネディ政権が宥和的姿勢をとった背後には、地方反乱への積極介入によって生じたスカルノ政権との亀裂を埋め、インドネシアを西側に引き留めようとする「冷戦」の論理が働いていた<sup>18</sup>。マレーシア紛争に対してアメリカは、直接介入によりPKIの反米活動が勃興することを懸念し、対インドネシア経済援助の維持と不介入方針を提示した<sup>19</sup>。ただし、1962年末までにソ連によるインドネシアへの援助額が、軍事援助で10兆ドル、経済援助で6億5,000万ドルに及ぶなど、アメリカの危機感が高まった。さらに、1963年にマレーシア連邦が発足し、不介入を続けたアメリカに対するインドネシアの反感が高まると、次項で述べるようにジョンソン政権はスカルノを見限った。

オーストラリアは、対米関係強化による安全保障体制確立を目指しており、アメリカの支援が確約されない限り、マレーシア紛争に介入する意思はなかった。同時にオーストラリアは、イギリスの東南アジア駐留部隊による安全保障には期待せず、対米関係の強化とSEATOへの支援を通じた東南アジアの安定化を目指し、スカルノを警戒し続けた<sup>20</sup>。

このように、マレーシア紛争をめぐり、イギリスはマレーシアを支援し、アメリカはインドネシアへの融和姿勢を一定時期まで続け、そしてオーストラリアは警戒感を持ちつつも不介入を決めたのである。そして、インドネシアにおけるイギリス企業の事業環境悪化

<sup>17</sup> John Subritzky *“Confronting Sukarno”* Macmillan Press, (New York, 2000), p.187.

<sup>18</sup> Robert J. McMahon *“Limits of Empire, The United States and Southeast Asia Since world War 2”* Columbia University Press (New York, 1999) pp.122-123.

<sup>19</sup> John Subritzky, op. cit., p.189.

<sup>20</sup> John Subritzky, op. cit., pp.191-192.

や財政悪化による軍事支出抑制などの要因も重なり、イギリスはインドネシアから撤退を進めていった。

### (3) 自由主義諸国による日本への期待－マレーシア紛争仲裁への積極化－

スカルノを警戒するイギリスと対照的に、日本はスカルノを支援することで経済関係の強化を図っていた。宮城大蔵が指摘するように、日英両国がそれぞれ自国に有利な形でアメリカの支援を引き出そうとしていたのが、マレーシア対決をめぐる日英米の構図でもあった<sup>21</sup>。もはや、日本はインドネシアにとって無色透明の第三者ではなかった。組成が進む経済協力案件の保全やアメリカの東南アジア冷戦への呼応という点で、日本はインドネシアの脱植民地化を自国の利益と重ね合わせて行動するプレイヤーだったのである<sup>22</sup>。

このため、英米もプレイヤーとしての日本に期待をかけた。1962年11月、訪英した池田は、スカルノを抑えられるのは池田しかいないとマクミラン首相(Maurice Harold Macmillan)から「太鼓判」を押された<sup>23</sup>。翌年1月、ケネディも、日本が世界に対してより建設的役割を果たすよう負担を求めた。アジアにおける中国の脅威を重視するアメリカは、マレーシア紛争を通じたインドネシアの国際的孤立とそれに伴う中国への接近を懸念していた。そして池田自身、アジア外交構想の展開により自民党内の求心力を高め、総選挙時にアピールできる実績を作ろうとした<sup>24</sup>。

1963年4月には、北カリマンタン独立をめぐるインドネシアとマラヤの対立にフィリピンが調停に入る形で3か国の社会経済問題が討議された。この会談において、3か国間の経済協力構想であるマフィリンド構想に基づき、マレーシア紛争の解決を図る方針が示された。同年6月、こうした状況を好機と捉えた池田は、スカルノとラーマンの会談を東京で取り持つという「大胆な外交<sup>25</sup>」を展開した。この結果を受け、インドネシア、マレーシア、フィリピンの3か国間において、インドネシアとフィリピン両国がマレーシア連邦結成に反対しないという「マニラ合意」が形成された。

このような中、7月にはロジャー・ヒルズマン極東担当国務次官補(Roger Hilsman)は、マレーシア紛争の仲介に日本が乗り出すよう提案した<sup>26</sup>。池田は、米欧日の「三本柱」の協調に基づく東南アジアの共産化防止という目的意識から、ヒルズマンの提案を受け入れた<sup>27</sup>。そこで、池田は1963年9月の東南アジア・オセアニア諸国歴訪を通じて、スカルノとの関係深化によるマレーシア対決姿勢の緩和を試みた。この時点では、あくまでスカルノの強硬

---

<sup>21</sup> 宮城大蔵 前掲書、72頁。

<sup>22</sup> 宮城大蔵 前掲書、126頁。

<sup>23</sup> 吉次公介『池田政権期の日本外交と冷戦：戦後日本外交の座標軸 1960-1964』岩波書店、2009年、195頁。

<sup>24</sup> 宮城大蔵 前掲書、60頁。

<sup>25</sup> 吉川利治『日本と東南アジア』東京書籍、1992年、114頁。

<sup>26</sup> 吉次公介 前掲書、195頁。

<sup>27</sup> 吉次公介 前掲書、189頁。

姿勢の緩和を試みるという方針であった。積極的な介入が失敗に終われば、国際社会における日本の信頼度を低め、国内でも社会党に攻撃材料を与える危険性があったからである。

それでもなお、池田がインドネシアへ関与した背景には、次項で詳述する「経済」の論理が働いていたことは否定できない。1963年9月段階では、インドネシア国内で国鉄整備、マイクロウェーブ建設、タンカーフリート建設の入札が行われており、池田は「この機会を逃し前記工業国[アメリカ、西ドイツ]が従来通りの供給を行うことになれば、また数十年日本が大量に入り込む余裕がなくなる」と指摘していた。一方、スカルノも、外国から援助を獲得するにあたって、西欧からではなく同じアジアの日本から援助を受けたいとの意向を表明していた<sup>28</sup>。

しかし、ラーマンによるマレーシア連邦の強硬結成は池田の試みを頓挫させた。9月14日、国連はサバ・サラワクでの調査を基に、国連は両地域の住民がマレーシアへの参加を望んでいると判断した。これを受け、ラーマンは、16日にはマレーシア連邦を発足させた。マニラ合意が破棄されると激怒したスカルノは、「マレーシア粉砕」を公言し、軍事的緊張が高まっていった。

そして、マレーシアの支援者であるイギリスは、インドネシアにおいて排斥の対象となった。9月には英国大使館が焼打ちに合い、植民地主義の残滓とみなされたイギリス企業は労働組合に占拠された。イギリスは占拠によって生じた1億ドル程度の経済損失に対して補償を要求したが、インドネシアは交渉に応じなかった<sup>29</sup>。翌1964年、インドネシア政府はイギリス人に対する労働ビザ延長を禁止し、同年11月にイギリス企業を接収した。

スカルノの対イギリス強硬姿勢は、ケネディ政権の宥和的姿勢を窮地に追い込み、後任であるジョンソン政権(Lyndon Baines Johnson)もインドネシア政策の立案をめぐり困惑することとなった。対インドネシア援助供与を継続すれば米国議会の追及を受け、援助を打ち切ればインドネシアがソ連により接近するというジレンマに陥ったのである。そこで、1964年1月、ジョンソン政権はロバート・ケネディ司法長官を仲介役として派遣し、インドネシア、イギリス、日本との調整に当たらせた。1月23日には、停戦が発表され平和的解決に向けたマフィリンド3国間の会談が開催される見通しとなった。しかし、数次の三国間会談も空しく、スカルノは挑発的な言動を繰り返し、英米の警戒感は更に高まった。そして、緊迫するベトナム情勢への対応に迫られるアメリカは、ついにスカルノを見限り、マレーシアに対する支持表明と対インドネシア援助の打ち切りを表明した。こうして1965年2月までに、アメリカとインドネシアの関係は凍結状態に至った<sup>30</sup>。第二

<sup>28</sup> 波多野澄雄・佐藤晋『現代日本の東南アジア政策:1950-2005』早稲田大学出版部、2007年、101頁。

<sup>29</sup> Memorandum, "Addressed to Tokyo telegram No.9 of January 11" the British Embassy Djakarta to Southeast Department Foreign Office, January 11, 1964, FO371 British Foreign Office files for post-war Japan, FO371/170771, part5, Reel 123.

<sup>30</sup> Robert J. McMahon, op. cit., pp.122-123.

次世界大戦以来、「冷戦」の論理によって展開されてきたアメリカの対インドネシア政策は、ついに終焉を迎えたのである。結局、マレーシア紛争もまた、「冷戦」の論理では語ることのできない問題だった。

一方、池田はなおもスカルノの「善導」によるインドネシアへの関与を続けた<sup>31</sup>。過度な刺激はスカルノの感情的激昂を惹起するだけであり、問題の解決にはならないと考えたのである。オランダやイギリス、そしてアメリカさえもがインドネシアから撤退する中で、池田は、アジアにおける紛争をアジア人の手で解決しようとしていた。それが、日米欧三極時代における日本外交の目標としてふさわしいと考えたのである<sup>32</sup>。

1964年1月16日から18日にかけてスカルノと会談した池田は、日本による停戦監視団の派遣を視野に入れた形で、マレーシア国境地帯の平穏回復やインドネシアによる撤兵をスカルノに提案した。これを受け、ロバート・ケネディとの会談においてスカルノは、ラーマンが停戦をする意思を示せば、インドネシアも停戦に応じるという姿勢を示した。そして1月23日、スカルノはマレーシア国境の兵力に対して停戦命令を発した。「自由諸国の一員」たる日本は、マレーシア紛争の調停者としての役割を果たしたのである。宮城大蔵が指摘するように、日本はアジア国際政治のアクターとして、冷戦や革命、脱植民地化といった政治的論点に対する立ち位置を明確化したのである<sup>33</sup>。

そして、自由主義諸国が撤退する中での日本によるインドネシアへの関与強化は、インドネシアに係る情報が日本にのみ集積される結果をもたらした。例えば、イギリスは3カ国会談の進捗を把握していなかった<sup>34</sup>。また、木下産商のPERMINAに対するタンカー船販売契約もイギリスを驚かせた<sup>35</sup>。こうした経緯を経た1964年7月、イギリスは「インドネシアが経済援助を要請できる相手は日本だけになった」と判断した。不確かな情報の中で、日本によるインドネシアへの関与が、スカルノの強硬姿勢を強化するものなのか、或いは穏健化を促進するものなのか、イギリスは判断に迷った<sup>36</sup>。だからこそ、イギリスは日本の対インドネシア経済協力案件の組成動向を注視した。カリマンタンの森林開発をはじめ、ホテル建設や製糖工場建設などの状況把握を試みたのである。

オーストラリアは、日本のマレーシア紛争への介入姿勢を評価しつつ、日本の経済協力によるスカルノ体制の強化を懸念した<sup>37</sup>。生産物分与方式を通じた経済協力や、蘭英企業

---

<sup>31</sup> 吉次公介 前掲書、195-199頁。

<sup>32</sup> 宮城大蔵 前掲書、92頁。

<sup>33</sup> 宮城大蔵 前掲書、37-38頁。

<sup>34</sup> Telegram, No824, Bulter to British Embassy Tokyo, June 11, 1964, FO371/176026 British Foreign Office files for post-war Japan, FO371/176026, part5, Reel 130.

<sup>35</sup> Minutes, "Rumors Japanese Loan to Indonesia of 300m Dollars: Fact or Fiction?", the British Embassy Djakarta to Foreign Office, April 20, 1964, FO371 British Foreign Office files for post-war Japan, FO371/176026, part5, Reel 130/

<sup>36</sup> Minutes, "Japan and Indonesia, Ikeda- Sukarno Meeting" the British Embassy Tokyo to Foreign Office, July 11, 1964, , FO371 British Foreign Office files for post-war Japan, FO371/176026, part5, Reel 130/

<sup>37</sup> Inward Cablegram, I.26420/21/ 907, the Australian Embassy Djakarta , September 28,

撤退により、日本のインドネシアでの地位が高まると、オーストラリアは認識していた<sup>38</sup>。そして、日本経済界と深く結びついた日本の政治家は、経済協力案件が失敗に終わるような事態を回避するとオーストラリアは想定していた<sup>39</sup>。オーストラリアは、日本がアジアにおける国際政治経済の安定を担う存在であるという認識<sup>40</sup>を持ちつつ、経済協力案件の影響を警戒したのである。

当のスカルノは、日本に対しては強硬姿勢の緩和を仄めかせ、国内ではマレーシアやイギリスへの強硬姿勢をアピールするという、二枚舌を使った<sup>41</sup>。しかし、二枚舌も長くは通用せず、1964年10月、黄田（外務事務次官、元インドネシア大使）はイギリスやマレーシアを激しい言葉で罵るスカルノを前にし、言葉を失った。マレーシア紛争の「調停者」たる池田も病床に付した。日本のマレーシア紛争への積極介入を期待したイギリスもまた、日本はスカルノに対して公式見解を伝えるのみで、個人的信頼に基づくアプローチができていないと失望した<sup>42</sup>。こうした中、インドネシアとマレーシアの関係は悪化の一途を辿った。1965年1月、マレーシアの安全保障理事会への選出を理由<sup>43</sup>とした国連脱退表明を通じて、インドネシアの国際的孤立は決定的なものになった。そして、池田自身の死去により、日本のインドネシアへの姿勢も変容を余儀なくされたのである。

池田を継いだ佐藤政権は、川島正次郎（自民党副総裁）をインドネシアに派遣し、インドネシアの国連脱退を引き留めようと試みた。川島は、1962年のアジア競技会におけるスカルノと国際オリンピック委員会の対立を仲裁したことで、スカルノとの親交を得ており、東南アジア地域、特にインドネシアの安定を望む日本企業からの強い要請を受けていた<sup>44</sup>。川島は、1965年4月に実施予定だったバンドン会議10周年記念式典への出席を通じ、日本は対インドネシア経済協力を継続して行っていくという姿勢を示した。

ただし、1965年に入るとインドネシアからの自由主義諸国の撤退は加速度的に進んだ。インドネシアはアジアでの反帝・反植民地主義を標榜する中国との関係を深化させ、「北京・ジャカルタ枢軸」を形成した。後節で述べるように、中国は西イリアン紛争やマレーシア対決を通じて一貫してインドネシアを支援し、関係の緊密化を図っていたのである。

---

1963, NAA:A1838, 3034/11/89/

<sup>38</sup> Note, "Visit of Mr. Ikeda 29<sup>th</sup> September 1963" Department of External Affairs to the Prime Ministers, NAA:A1838, 3034/11/89/

<sup>39</sup> [Document name unknown] Australian Embassy in Tokyo to the Secretary of Department of External Affairs, September 17, 1963, NAA:A1838, 3103/11/106/part 3/

<sup>40</sup> "Record of Conversation with Mr.K Hirasawa, Editor of Japan times", July 8, 1964, NAA:A1838, 3034/11/89//

<sup>41</sup> 宮城大蔵 前掲書、87頁。

<sup>42</sup> Minutes, "Disucussion with Mr.Oda as to Whether There was Any Truth in the Newspaper Report that Japan was Aletring Its Policy towards Indonesia", the British Embassy Tokyo to Far Eastern Department Foreign Office, September 5, 1964, FO371 British Foreign Office files for post-war Japan, FO371/170771, part5, Reel 123.

<sup>43</sup> 大森実「スカルノ大統領単独会見記 国際事件記者18」『中央公論』80巻5号(1965年5月)、254頁。

<sup>44</sup> ジェームズ・ルエリン「日本の仲介外交と日英摩擦」『国際政治』156号(2009年)、p79

中国との接近を受け、PKIの主導によりインドネシア国内のアメリカ関係施設が襲撃の対象となると、アメリカは大使館の人員体制を大幅に削減し、アメリカ政府関連施設や平和部隊を全面撤収するという措置を取った。イギリスについても、1965年8月に英軍駐留先であるシンガポールのマレーシア連邦からの分離が決まると、財政赤字の中でマレーシア紛争に関与する意義が国内で問われ、マレーシア紛争からの脱却を目指した。そして、旧植民地間での内紛に巻き込まれることを回避すべく、シンガポールからの英軍撤退が進められた<sup>45</sup>。コモンウェルスの防衛体制維持を必要視するオーストラリアは、イギリスのマレーシア紛争への関与継続を要請したが<sup>46</sup>、実現には至らず、オーストラリア自らがボルネオ島への派兵など軍事関与を行うことになった。

自由主義諸国の撤退は、インドネシア経済のさらなる停滞をもたらした。軍事費の歳出に占める割合が60%を超える中、外貨を獲得するための経済基盤も弱体化し、財政赤字が拡大した。1960年から1966年までのGDP年平均成長率はわずか2.1%であったのに対し、年平均インフレ率は最大で1,200%にも膨れ上がった<sup>47</sup>。それにもかかわらず、スカルノは自由主義諸国との関係悪化を理由に世銀、IMF、そして国連から脱退し、国際的孤立を強めた。その反動として、「北京・ジャカルタ枢軸」は強化され、インドネシア国内における共産党勢力が伸長し、国軍やイスラム勢力の反発を招くことになった。

以上論じたように、マレーシア紛争をめぐるスカルノの強硬姿勢は、軍事・経済両面における自由主義諸国の撤退を決定づけたのである。その際、イギリスおよびアメリカからインドネシアにおける共産化防止と自由主義の影響力拡大として期待をかけられたのが池田政権期の日本であった。

#### (4) 池田政権による対インドネシア積極関与の経済的背景

前項で述べた池田政権による対インドネシア積極関与は、日本経済界の「経済」の論理とどのように関係していたのであろうか。本項では、日本経済界による経済協力案件との関係を踏まえつつ、池田の対インドネシア積極関与姿勢の構成過程を明らかにする。前節から時期を遡る形であるが、1960年の通産大臣時代を起点として池田の外交認識を論じる。

池田勇人は、所得倍増計画に代表されるように、日本国内の産業振興及び雇用創出を通じた生活水準向上に注力した宰相である。外交面では、吉次公介が指摘するように、日米欧協力体制の下で東南アジア諸国を自由主義陣営に組み入れようと自主外交を展開した<sup>48</sup>。また、波多野澄雄・佐藤晋が指摘するように、中国に対する封じ込めの観点から東南アジアに対して経済援助を行う「日本モデル」の構築を目指した<sup>49</sup>。内政と外交の関係においては、

---

<sup>45</sup> 水本義彦 前掲論文、136頁。

<sup>46</sup> John Subritzky, op. cit., p.201.

<sup>47</sup> George Fane “Indonesian Economic Policies and Performance” *World Economy* Blackwell Publishing 1999 22(5) pp. 651-658.

<sup>48</sup> 吉次公介、前掲書。

<sup>49</sup> 波多野澄雄・佐藤晋 前掲書。

入江昭が指摘するように、所得倍増実現のために必要な観点から外交政策を展開するという「所属倍増外交」という要素もあった<sup>50</sup>。

池田の東南アジアに対する外交認識の形成は、通産大臣時代に遡る。1960年1月、通産大臣であった池田は「黄金の60年代」実現に向けて通商産業政策の方向性を示した<sup>51</sup>。そのうち輸出振興政策においては、市場調査や商品宣伝、取引斡旋等を通じた欧米市場開拓が目指された。経済協力については、東南アジアの潜在的輸入需要に応える為、経済開発を積極化することが目指された。

「黄金の60年代」において対東南アジア経済協力の重要性が指摘されたものの、首相就任後の池田の初期外交政策は欧米を中心に据えたものだった。鈴木宏尚が指摘するように、池田は安保闘争後の国内分裂状況を終息させることで、安保闘争を通じて揺らいでいた「自由陣営の一員」としての地位を確立し、政治経済両面での国際地位向上を目指す外交政策を展開したのである<sup>52</sup>。鄭敬娥によれば、このような事情こそ池田内閣期の対アジア外交が「意図された消極性」を特徴としていたと評される所以である<sup>53</sup>。米国に対しては「イコールパートナーシップ」というスローガンの下、日米関係の緊密化と対等化が目指され、日本の国際的地位の向上が図られた。またGATT35条援用撤廃やOECD加盟を通じて「自由陣営の一員」という立場を示し、日本企業の英独仏等の欧州市場参入を試みた。政治から経済への「チェンジオブペース」の中、「所得倍増外交」が展開されたのである。

このような「欧米日」を三本柱とする初期池田外交の中において、東南アジアとの関係は既存の外交路線を踏襲したものであった。池田は新たな開発構想を打ち出すよりは、岸政権期のアジア開発基金構想を基に海外経済協力基金を発足させたほか、アジア生産性機構や海外技術協力機構、海外青年協力隊など既存政策を拡大させる方針を示した。

ただし、昨今では、対インドネシア外交を中心として、池田が「所得倍増外交」のみならず、政治的論点をめぐる外交へ積極関与していった点が、宮城大蔵、入江寿大、吉次公介などにより指摘されている。本節でも池田の対東南アジア外交積極化の軌跡を追う。

首相就任後の池田にとって外交への関与を深める契機となった事案として、カーレル・ドールマン号(Karel Doorman)事件の存在を軽視することは出来ない。1960年3月、西イリアン問題への対応として、オランダはカーレル・ドールマン号を主力とする第五艦隊を西イリアン海域へ派遣した。同年6月、オランダは、日蘭修好350周年記念行事の一環として、同艦隊を横浜に寄港させることを日本に打診した。当初日本側は消極的な姿勢を示したが8月にはオランダから正式に入港許可申請が提出されたため、日本はこれを承諾した。

インドネシアにとって、カーレル・ドールマン号の横浜入港は、西イリアン問題に係るオランダ艦隊を日本が歓迎することを意味した。8月、バンバン・スゲン駐日大使(Bambang

<sup>50</sup> 入江昭『新・日本の外交』中公新書、2000年。

<sup>51</sup> 池田勇人「通商産業政策の方向」『通商産業研究』8巻1号(1960年1月)、2-5頁。

<sup>52</sup> 鈴木宏尚『池田政権と高度経済成長期の日本外交』慶応大学出版会、2013年、203頁。

<sup>53</sup> 鄭敬娥「「開発」問題の国際的展開と日本のアジア多国間枠組みの模索」菅英輝編『冷戦と同盟』松籟社、2014年、97頁。

Sugeng)は池田に対して寄港許可の再考を要請した。池田は、西イリアン問題に係る日本の中立性を強調したが、国際慣習の観点から入港拒否はできないと返答した。黄田大使を中心とする外務省では、インドネシアとの関係毀損を憂慮し、池田の説得を試みた。日本インドネシア協会に対しても、在日インドネシア大使館や在ジャカルタ日伊友好協会から、入港拒否が要請された。9月2日、日本インドネシア友好協会は臨時会合を開き、日本政府が入港許可の延期をすべき旨の要請を可決し、内閣及び外務大臣、各種国内政党、在日インドネシア大使館宛てに決議文書を提出した<sup>54</sup>。実際、インドネシア側の姿勢は緊迫したものであった。翌1961年にスカルノが黄田大使に語ったように、もし日本が入港を許可すれば、インドネシアは日本との国交及び経済関係を断絶する覚悟があったのである<sup>55</sup>。

この前日の9月1日、バンバン・スゲン大使は経団連と日本商工会議所を訪問していた。詳しい面談の内容までは分からないが、カーレル・ドールマン号入港が許可された場合の日本経済界への影響に言及がなされた可能性は考えられる。経済界経由で入港延期要請を日本政府に打ち込むという意図がインドネシア側にあったのかもしれない。事実、1959年8月には、参議院議員（兼関西インドネシア協会会長、神戸商工会議所会頭、日本商工会議所副会頭）の岡崎真一を団長とし、関西系の造船メーカーや発動機メーカー、銀行、天理教関係団体から構成される16名の使節団が「政府間交渉は行わず、純粋な民間企業の活動として<sup>56</sup>」インドネシアに派遣され、インドネシア企業との提携可能性について交渉を行っていた。カーレル・ドールマン号の入港許可により、インドネシアが対日強硬姿勢をとれば、日本経済界のインドネシアにおける活動に支障が出る可能性があった。

しかし、日本政府はオランダとインドネシアの狭間で揺れ動いていた。カーレル・ドールマン号の入港を阻めば、西イリアン問題に対してインドネシアを支持していることを意味し、一方で入港を許可すればオランダを支援していること意味した。いずれかの肩を持つれば他方との関係悪化が余儀なくされる状況だったのである<sup>57</sup>。

このようなジレンマの中で、日本は戦後15年にわたって経済関係の再構築を進めてきたインドネシアを選んだ。日本外務省からオランダ政府に対し、カーレル・ドールマン号を含むオランダ艦隊の入港自粛に係る要請が行われたのは、1960年9月3日であった。オランダは、11月の選挙で自民党が経済界からの得票を果たすために、インドネシアとの関係強化を狙っていると想定した<sup>58</sup>。そこで、オランダのルンス外相（Luns）は在蘭日本大使に

---

<sup>54</sup> Masashi Nishihara , op. cit., p.159.

<sup>55</sup> “Japan Attitude to West New Guinea” the Austrarian Embassy in Jakarta to the Secretary of Department of External Affairs, March 25, 1961, NAA 1838, “Japan –Relations with Indonesia- Japanese Attitude to West New Guinea”.

<sup>56</sup> Compliments, “Japanese Indonesian Economic Relations” Commercial Secretariat at Djakarta, August 19, 1959, FO371/141462 1959 Commercial Relations between Japan and indonesia, FO371 British Foreign Office files for post-war Japan, FO371, part3, Reel 90.

<sup>57</sup> Telegram, the Department of State to the Embassy in Japan, Washington, August 27, 1960, FRUS, 1958-1960, Vol.17 p.528.

<sup>58</sup> “The Karel Doorman and Japanese –Netherland Relations” the Australian Embassy Tokyo to Secretary od Department of External Affairs Canberra, October 12, 1960, NAA:

対し、スカルノの恫喝に応じることの危険性や、自由主義諸国が日本を支えている状況を説明し、オランダとしては寄港を自粛する意思はないと強弁した。更に、ルンス外相は在日オランダ大使館の撤収を匂わすとともに、強い落胆の意思を示した<sup>59</sup>。オランダの説得にも拘らず、日本は入港日程の延期をオランダに申し入れた<sup>60</sup>。

カーレル・ドールマン号発生時点において、池田はインドネシアへの政治的関与については消極的であり、あくまで「自由陣営の一員」としての軋轢を最小限に抑えるべく受動的な選択をしていた<sup>61</sup>。当時の池田にとって、インドネシア外交は通商産業政策の一環であり、岸が提示したようなアジア主義的な連帯に基づく政治的関与ではなかったのかもしれない。その池田からすれば、カーレル・ドールマン号事件はオランダとインドネシアの間における日本の中立的立場が損なわれた事件と位置づけられる。しかし、9月に訪日したスカルノからは「深甚な謝意」が示され、その後のスカルノとの関係構築や池田の対インドネシア積極姿勢が形作られる契機となった。

池田によるインドネシアとの関係強化の事例としては、日伊友好通商条約（日本とインドネシア共和国との間の友好通商条約）の締結があげられる。日伊友好通商条約を将来的に締結しようとする話自体は、1958年の賠償協定締結時に浮上していた。しかし、賠償案件や経済協力案件の組成が進み、かつカーレル・ドールマン号事件の対応に終われる中、具体的な進展が伴わないまま棚上げにされていた。こうした状況を打開する契機となったのが、1960年9月にスカルノが訪日した際に、池田から日伊友好通商条約の交渉開始を打診したことである。池田の打診をスカルノは応諾し、1960年11月には日本側から条約草案がインドネシア側に提出された。1961年4月にはジャカルタで日伊間交渉が開始されたが、協定の対象地域として西イリアンを含めるか否かという点について議論が紛糾した<sup>62</sup>。西イリアン問題への中立性を堅持する日本は、締結交渉に西イリアン問題を持ち込まないことを主張し、最終的には協定文書において西イリアンへの明示的な言及を避ける形で交渉が妥結した。1961年7月1日、東京での日伊友好通商条約の調印が実現した。そして、日伊友好通商条約締結後最初の経済協力案件として、インドネシア側の要請に応じてSUNIDECOの組成が急ピッチで進められたのは別章で述べた通りである。

その後、池田の外交積極化の動きは1961年から1963年の外遊を通じ次第に強化されていった<sup>63</sup>。1961年の東南アジア歴訪を通じて池田は、インドやビルマなどのアジア諸国と

---

A1838, 3034/11/89/ Part4.

<sup>59</sup> Telegram, the Embassy in the Netherlands to the Department of State The Hague, September 3, 1960, FRUS, 1958-1960, Vol.17 p.531.

<sup>60</sup> 入江寿大「池田勇人の対東南アジア外交(一)」『法学論叢』165巻2号(2009年5月)、64-67頁。

<sup>61</sup> 入江寿大「池田勇人の対東南アジア外交(二)」『法学論叢』166巻1号(2009年10月)、89-90頁。

<sup>62</sup> Memolundom, "Treaty of Amity and Commerce between Japan and Indonesia" the British Embassy Tokyo to Far Eastern Department Foreign Office, July 6, 1961, FO371/158511 commercial Relations: Indonesia, FO371 British Foreign Office files for post-war Japan, FO371, part4, Reel105.

<sup>63</sup> 入江寿大 166(1) 前掲論文、98-113頁。

二国間協定を結び、同協定を他のアジア諸国との提携に向けた糸口にするという構想を持つに至った。こうした構想は翌年の欧州訪問を機に、日米欧の「三本の柱」に基づき、アジアでは日本がハブとしての役割を果たすべきとの見解に繋がっていった。

池田のインドネシアとの経済関係を深化させようとする姿勢は、インドネシア要人の来日対応にも垣間見られる。その代表的な要人往来としては、サレー（Chaerul Salah）建設開発大臣の来日を挙げることができる。サレーは、国民協議会議長に加えて、建設・工業・鉱業を所管する大臣ポスト 2 つを兼任しており、経済協力推進における重要なカウンターパートであると日本政府は認識していた<sup>64</sup>。1961年10月8日のサレー羽田到着に際し、外務省は錚々たる面子<sup>65</sup>で出迎えた<sup>66</sup>。翌日以降サレーは、池田勇人（首相）、岸信介（前首相）、佐藤栄作（通産相）、藤山愛一郎（経企庁長官）、各種産業関係者と懇談を行った。

10月9日、池田はサレーに対し、日伊間での経済協力が円滑に進展していないことを指摘し、両国の信頼関係情勢が急務であると述べた。また、戦後の日本経済復興経験を基に、インドネシア経済の発展に外国資本の活用が有効であると強調した。これに対してサレーは、NOSODECOの事業が予定通りに進捗していないことを懸念<sup>67</sup>しつつも、その打開策として大規模な外資導入を進めることについては懸念を示した<sup>68</sup>。脱植民地化と外資導入の狭間でサレーは悩んでいたのかもしれない。

ただし、日本の経済協力を推進しようとするサレーの意図は一貫していた。折しも同年8月にはカリマンタン森林開発をめぐる浮上した移住計画に対し、サレーはスカルノの方針を机上の空論に過ぎないと喝破し、日本側黄田大使との調整の下、森林開発に係る日伊間の体制構築に邁進していた。また、日伊通商友好条約締結を受け、スラウェシではニッケル開発に係る一般協定が締結されており、10月10日のSUNIDECO設立に向けて日本側ニッケル関係業界が最終調整を行っている段階であった。サレーは、日伊間で共同委員会を立ち上げ、早急にSUNIDECOの事業に着手すべきと認識していた<sup>69</sup>。オーストラリア政府が分析していたように、サレーと池田の会談は、日本経済界による経済協力の進捗確認を改めて政治レベルで行うものであった<sup>70</sup>。

---

<sup>64</sup> 「インドネシア共和国ハエルール・サレー暫定国民協議会議長兼建設・工業大臣兼基幹工業・鉱業大臣の政府賓客としての訪日の件」外務省アジア局、1961年9月29日、外務省外交記録、A'-0396。

<sup>65</sup> 河村政務次官（外相代理）夫妻、一万田議員、外務省アジア局長、外務省儀典局長、政府関係者10名、国会議員数名、日本インドネシア協会会長、各種・会社団体役員といった布陣。

<sup>66</sup> 「インドネシア共和国サレー建設代印一行の訪日に関する件」小坂大臣から黄田大使宛、外務省外交記録、A'-0396。

<sup>67</sup> Memorandum, 899 "Japanese Economic Relations with Indonesia" the Embassy of Australia in Tokyo to the Secretary of Department of External Affairs, December 14, 1961, NAA:A1838, 3103/11/106 part2.

<sup>68</sup> 「インドネシアのハエルール・サレー建設・開発大臣の池田総理大臣表敬訪問に関する件」外務省アジア局南東アジア課、1961年10月9日、外務省外交記録、A'-0396。

<sup>69</sup> *Ibid.*

<sup>70</sup> *Ibid.*

経済企画長官であった藤山との会談も、経済協力の方向性に触れたものだった。藤山は、①技術者養成、②生活必需品の国産化、③工業振興、④石油・ニッケル・ボーキサイトなどの地下資源開発、の4点がインドネシア経済の発展の基礎であると説明した。その上で、日本の経済協力においては民間資本の積極的導入と海外経済協力基金の漸次拡大が骨子であると、藤山は述べた<sup>71</sup>。これに対しサレーは、経済協力協定締結から3カ年が経つ中で、特筆すべき成果が求められていると、経済協力案件組成の加速化を望んだ。そして、ニッケル、ボーキサイト、ラテライト、石油、森林開発、漁業、竹・パルプ、肥料などの生産拠点をインドネシアに設置すべく、日本側に早急な協力を求めた。

このように、サレーの来日は、スラウェシのニッケル開発やカリマンタンの森林開発といった組成段階にある経済協力案件の組成加速化を図るため、日伊政府間で基本的認識を共有する目的で行われたものであった。実際、インドネシア側から鉱山局長、国営鉱業公社副社長らの専門家が帯同したことで、SUNIDECOの具体的検討が進められることとなったのである<sup>72</sup>。

日本経済界による経済協力に対し、日伊両国政府が支援・促進しようとする姿勢は次第に強まった。1962年11月2日、スカルノをジャカルタの空港で見送った吉良臨時大地大使は、スハルト（当時商務大臣）と接触した。スハルトは、日本との賠償に伴う経済協定が「全然実施されていないので、日本政府に注意を喚起する<sup>73</sup>」と苦言を呈した。これに対し、吉良が引き合いに出したのは、NOSODECOやSUNIDECO、FDCなどの事例であった。吉良は、経済協力案件の進捗を基にスハルトの説得を試みたのである<sup>74</sup>。

その2日後の11月4日から20日にかけて、スカルノは非公式来日をした。休養を目的とした来日という理由でスカルノのスケジュールは日本側に明らかにされなかったが<sup>75</sup>、大臣6名、中央銀行総裁、軍幹部をはじめ32名に及ぶ随員を連れての来日であり<sup>76</sup>、休養目的の非公式訪問とは到底考えられない布陣であった。

事実、スカルノが日本で行ったのは、経済協力としてホテルやデパートの建設を行うための日本に対する陳情であった。丸の内のパレス・ホテルと紀尾井町のホテル・オークラを視察したスカルノは、7日の大平外相との会談において、「経済協力の分野は広い」と言ってホテル建設を経済協力の範疇に盛り込むよう大平に対して要請した。さらに、スカルノは建設予定のホテル、デパート、合同庁舎の建設については、日本側業者に発注すると言明し

---

71 「インドネシア共和国サレー建設・開発大臣と藤山経済企画庁長官との会談の件」外務省アジア局南東アジア課、1961年10月9日、外務省外交記録、A'0396。

72 「インドネシア共和国サレー建設代印一行の訪日に関する件」小坂大臣から黄田大使宛、外務省外交記録、A'0396。

73 「スハルト商務大臣の経済協力協定実施に関し談話の件」吉良臨時代理大使から大平大臣宛、外務省外交記録、A'0423。

74 同上史料。

75 「スカルノ大統領訪日に関する件」吉良臨時代理大使から大平大臣宛、外務省外交記録、A'0423。

76 「インドネシア共和国スカルノ大統領接伴要領」外務省アジア局南東アジア課、1962年11月1日、外務省外交記録、A'0423。

た<sup>77</sup>。しかも、スカルノの胸中にはすでに日本の建設会社のリストができており、大成建設、大林組、清水建設、竹中工務店、鹿島建設のうち、どの建設業者に発注すべきか大平の助言を求めた<sup>78</sup>。10日の川島正次郎臨時首相代理との会談においても、賠償引当借款を用いたデパートの建設については日本の業者に任せるつもりだと言明し、建物建設については大林組か清水建設に、経営については西武か松坂屋に委託するつもりで検討中であると述べた<sup>79</sup>。12日の川島主催の晩餐会の際にもムシ河開発、ウイスマ・ヌサンタラ・ビルの建設、ドゥッタホテルの建設、デパートの建設・経営の件につき、日本政府に協力を要請した<sup>80</sup>。スカルノと日本経済界の調整が水面下で相当程度進んでいたことが垣間見られる。

このようなスカルノの陳情を受けた川島は、賠償や経済協力案件としての妥当性はもとより、日本政府を頭越しにした形で日本企業との関係を深めるスカルノに警戒感を持った。11月20日から21日にかけて、川島はハメンク・ブオノ（ジャカルタ地方長官兼観光協会会長）を非公式に招致し、合同庁舎とホテルの件に関しては、日本側民間業者との交渉経緯があることを見つめつつも、両国の経済協力は基本合意が先決であり、具体的なプロジェクトについて話し合いをする段階はないと伝えた。さらに、「我田引水」的な日本企業のアプローチに対しては、インドネシア政府としても固辞すべきと述べた<sup>81</sup>。

このように、スカルノ自身の来日は、既存の経済協力案件の推進強化というよりも、ホテルやデパートの建設といった側面が強かった。しかし、随行者であるスバンドリオはスカルノと異なる見解を持っていた。11月20日、大平と会談したスバンドリオは、インドネシア賠償及び賠償引当借款が円滑に実施されていることに謝意を表明する一方、賠償はすでに過去の争点となりつつあり、今後は二国間での経済協力を重点的に取り組んでいきたいという方針を提示した<sup>82</sup>。その際、スバンドリオが想定していた経済協力方式は、生産物分与方式や合弁事業などであった。スバンドリオは経済協力によって、インドネシアの経済成長や雇用創出が実現し、同時に外国資本に対するインドネシア国内の警戒心も薄らぐと考えていたのである<sup>83</sup>。

以上のように、池田政権は「自由陣営の一員」や対米「イコールパートナーシップ」という初期の外交方針に加えて、カーレル・ドールマン号事件や日伊友好通商条約の締結を通じてインドネシアへの積極的な関与を強めた。自由陣営の構成国であるオランダとインドネ

---

<sup>77</sup> 「スカルノ大統領らインドネシア政府首脳と日本政府首脳との会談内容概要」、外務省外交記録、A'-0423。

<sup>78</sup> 「大平外務大臣のスカルノ大統領表敬訪問の際の会談」アジア局南東アジア課、1962年11月7日、外務省外交記録、A'-0423。

<sup>79</sup> 「川島臨時内閣総理大臣のスカルノ大統領表敬訪問の件」アジア局南東アジア課、1962年11月10日、外務省外交記録、A'-0423。

<sup>80</sup> 「スカルノ大統領らインドネシア政府首脳と日本政府首脳との会談内容概要」前掲史料。

<sup>81</sup> 「川島大臣とハメンク・ブオノ侯との会見」、1962年12月3日、外務省外交記録、A'-0423。

<sup>82</sup> 「記者会見 スポークスマン 大平大臣」、1962年11月20日、外務省外交記録、A'-0423。

<sup>83</sup> 「大平外務大臣とスバンドリオ外務大臣の会談要領」アジア局南東アジア課、1962年11月19日、外務省外交記録、A'-0423。

シアを秤にかけ、インドネシアとの関係を取ったのである。そして、インドネシアとの関係を重視する池田の背後では、北スマトラにおける石油開発、スラウェシのニッケル開発、カリマンタンの森林開発という経済協力案件の組成が進められていた。これらの案件は、日本の経済界主導で組成されてきたものであるが、池田は経済協力案件としての着実な組成と推進を目指し、政策的に支援していく措置を取ったのである。そして、インドネシア側においても、サレーやスカルノ、スバンドリオといったインドネシア要人が来日し、経済協力案件の推進に向けた日伊間の合意形成が図られていた。

前節で述べたマレーシア紛争に対して 1963 年以降、日本が積極介入していったのは、このような日伊経済関係の深化と経済協力案件の組成が進められていた状況下においてのことであった。インドネシアをめぐる国際関係の変動に対して、日本が関与を深めた背景にあったのは、「日米欧」の協力による東南アジアの共産化防止という「冷戦」の論理だけではなかった。むしろ、経済協力案件推進のために、日本経済界の動向を注視しつつ、インドネシアとの関係強化を図るという政産官のダイナミズムが多分に存在していたと考えるべきであろう。

## 2 スカルノからスハルトへ -日本の対インドネシア民間経済外交の変容-

### (1) NASAKOM-MIL の均衡崩壊による 9・30 事件の勃発

自由主義諸国の撤退とインドネシアの国際的孤立が深まる中、スカルノ政権はどのような顛末を辿り、日本経済界の経済協力はいかなる影響を受けたのか。

まず、インドネシアにおける政治変動を論じる際、スカルノの権力基盤とその変容を説明する必要がある。スカルノの権力基盤は、NASAKOM-MIL (Nasionalisme, Agama, Komunisme, Militer) と呼ばれる。これは、民族主義勢力 (PNI)、宗教勢力 (イスラム)、共産主義勢力 (PKI) の NASAKOM から政治体制が構成され、共産勢力と国軍が勢力を均衡することで成立したものであった。スカルノは、この 4 勢力の絶妙なバランスの上に権力基盤を築き、「インドネシア的社会主義」を目指したのである。しかし、スカルノの権威が失墜したり、或いは特定勢力が伸長したりすることで、NASAKOM-MIL の均衡は崩れ去る可能性を内包していた。

実際、NASAKOM-MIL 崩壊の危機をもたらしたのは、インドネシア共産党 (PKI) の伸長とスカルノの親共的姿勢である。PKI は NASAKOM-MIL を完全な社会主義への移行する過程の産物として認識し、スカルノを支持していた。1959 年 8 月に PKI 全国大会が国軍による解散命令を受けた際には、スカルノの仲裁によって大会の開催を実行するなど、スカルノ個人との関係も深めていた。首藤素子が指摘するように、1959 年段階のスカルノには、反 PKI 勢力を抑止したり、自身のカリスマ性を用いて PKI の組織を拡大したりするだけの指導力が残されていた。ただし、PKI には 8 カ年計画に代替しうる独自の経済政策はなく、インドネシア経済の一角を占めた華僑勢力との結び付きもなかった。また、スカルノ以外の政界首脳へのコネクションもなく、農村部で零細農家等の富農に対する階級闘争を助長していたに過ぎない<sup>84</sup>。それでもなお、スカルノにしてみれば PKI との連携は農村部への支持基盤を拡大する有用な手法の一つであり、自己の権力基盤拡大に必要としていたと考えられる。

また PKI が勢力を伸長することのできた背景として、中国のインドネシアへの接近を挙げることができる。中国インドネシア間での文化協定締結に伴い、50 年代にインドネシアで生じた華僑排斥問題は中伊間の外交争点としては沈静化した。これに代わり、中伊間の外交イシューとなったのが西イリアン問題であった。首藤素子によれば、中国は国際統一戦線結成のパートナーとして、スカルノ体制を有望視していた。また、資本主義陣営との平和共存が可能になったとみなすソ連とは異なり、中国は全ての帝国主義勢力が一掃されるまで社会主義の実現はあり得ないという継続革命観を持っていた。この継続革命感に基づけば、西イリアン問題は明らかに帝国主義的な植民地支配の残滓であって、中ソ論争における中国共産党の論理の正当性を主張する事例であったのである<sup>85</sup>。

そしてこのスカルノと PKI および中国との接近が、ケネディ政権の対インドネシア宥和

<sup>84</sup> 首藤素子「スカルノ体制における PKI」『一橋研究』2 巻 4 号(1978 年 3 月)、99-p.104 頁。

<sup>85</sup> 首藤素子「アジアの冷戦構造とスカルノ体制」『成城法学』11 号(1982 年 3 月)、158-166 頁。

姿勢の存続を不可能にさせ、1963年7月に対インドネシア援助が打ち切られたことは既述の通りである。同年8月、インドネシアを訪問した劉少奇はスカルノを「国際的反植民地主義の英雄」と讃え、スカルノの外交政策を「堅く支持する」と表明した。ここに「北京・ジャカルタ枢軸」は確実なものになった。中国共産党の継続革命の論理は、NASAKOM-MILの均衡を崩す形でPKIが伸長する理論的支柱となったのである。

一方、NASAKOM-MILは国軍と共産主義勢力の均衡をも意味するものであった。均衡するに足るだけのスカルノ支持基盤が、かつて国軍には存在していたのである。元来、スカルノが「スカルノ体制」を構築できたのは国軍の影響に負うところが大きい。1957年3月の戒厳令施行時、スカルノはナスティオン陸軍参謀長(Abdul Haris Nasution)との連携により、議会と内閣の掌握を試みた。革命勢力による1958年のインドネシア共和国革命政府(PRR)樹立宣言の際にも、スカルノはナスティオンら国軍主流派の下で革命政府の鎮圧に乗り出した。スカルノが45年憲法への回帰を決めた際にも、ナスティオンは精力的な根回しをしていた。西イリアン問題に際しても、国軍は軍事作戦に参加し、ナスティオンはモスクワからの武器調達に奔走した。

しかし、1963年の西イリアン問題終息宣言に伴い、スカルノが戒厳令を解除したことで、国軍の権威は相対的に低下した。さらに、スカルノはPKIと敵対的であったナスティオンを参謀長から解任し、スカルノの側近であるヤニ大佐(Ahmad Yani)を後任に据えた。当然ながら国軍のスカルノに対する不満が高まっていった。また、PKIは陸・海・空・警察に加えて労働者・農民による自衛軍(第5軍)を設立する構想を明らかにし、国軍の危機感とPKIに対する反感は沸点に達していった。

このような背景の下で発生したのが、スカルノ失脚の契機となった9・30事件である。1965年9月30日未明、ウントゥン少佐(Untung bin Syamsuri)が率いる大統領親衛隊が陸軍将軍7名を襲撃し、うち6名を射殺して遺体を持ち去った。9・30事件の黒幕については現在も究明が進んでいないが、倉沢愛子の整理によれば、①PKI首謀説、②国軍内部の権力闘争説、③スカルノ首謀説、④スハルト首謀説、⑤CIA関与説に大別される<sup>86</sup>。このうち、事件直後からスハルト派の見解として提示され、正史としてインドネシア社会に定着していったのが、①のPKI首謀説である。

スハルト派のメディア操作を通じ、インドネシア世論のPKIへの反感は高まり、スカルノに対してPKI非合法化の要求がなされた。一方、スカルノはPKIが事件に関与した証拠はないとして、非合法化を拒否した<sup>87</sup>。しかし、世論の反PKI感情は急速に高まり、地方都市や農村部ではPKI関係者とみなされた人々に対する虐殺が過激化した。国軍による処

<sup>86</sup> 倉沢愛子『9・30 世界を震撼させた日』、岩波書店、2014年。

<sup>87</sup> 9・30事件前後のスカルノの動き自体にもPKIとの関係を疑われかねないこともあった。10月1日、スカルノは訪問理由を明確にしないままハリム空軍基地へ向かった。同基地は殺傷・拉致された将軍たちの遺体が発見された地点に近く、後には9・30事件の本部があったとみなされるようになった場所である。事件直後にスカルノが同基地を訪問したことで、スカルノがPKIと結託して9・30事件を起こしたのではないかという疑いが生じたのである。

刑行為も行われたが、虐殺の多くは疑心暗鬼にかられた一般人が隣人を殺傷するという悲劇だった。犠牲者の数は未だ確定していないが、その数は50万～100万人とも推計されている。スカルノにはこうした虐殺行為を止める指導力が残っていなかった。

それでもなお、スカルノは大統領の座に留まっていた。1966年2月22日、スカルノは突如内閣を改造し、巻き返しを図ろうとした。改造の意図は、陸軍に支持基盤を持つナステイオンの内閣からの排斥であった。当然ながら陸軍はスカルノに憤慨し、学生デモ隊が連日大統領宮殿付近を取り囲んだ。

こうした中、1966年3月11日、スハルトは無血クーデターを決行した。スカルノは治安維持に関する一切の権限をスハルトに移譲するように圧力を受け、有無を言わさない状況の中で権限移譲に同意させられた。実際には、治安維持に関する権限だけではなく、全般的な権力移譲であった。翌3月12日、スハルトはPKI解散を命じ、NASAKOMの一角を占めた共産勢力は排除された。スハルトは大統領代行としてインドネシア経済の立て直しを図った。

マレーシア紛争に対しては、スハルトは1966年4月に東京で開催された東南アジア開発閣僚会議にオブザーバーながら代表を送り、紛争終息を目指した<sup>88</sup>。5月から6月にかけて、バンコクにおいてインドネシアのマリク外相(Adam Malik)とマレーシアのラザク副首相(Abdul Razak Hussein)間で国交正常化についての会談が持たれ、8月11に両国間で平和条約が締結される形でマレーシア紛争は終結した。宮島千秋が指摘するように、第二次世界大戦後において「アジアの問題をアジア人が解決した」初めて事例でもあった<sup>89</sup>。これにより、ベトナム戦争の背後でアメリカの東南アジア政策を脅かしていた紛争が終結し、経済危機の中でアジアでの兵力削減を目指していたイギリスの撤退戦略も完遂に向かった<sup>90</sup>。

一方、スカルノは翌1967年3月、国家元首、大統領、国軍最高司令官としての地位を剥奪され、軟禁状態に置かれた。スカルノの支持者という疑いをかけられた者も排斥の対象となった。1968年3月27日、スハルトは大統領に就任し、「新秩序」の完成をみた。スハルトは東南アジアにおける反共国家として、中国やソ連との国交を断絶し、西側諸国との関係改善に踏み切った。そして、スカルノは1970年6月21日、失意のうちに死亡した。1920年代以来、インドネシアの脱植民地化を目指し、政治的独立と国民統合を進めた「建国の父」の孤独な死であった。そしてスカルノの死は、日本の財界人にとって、軍政期に築いたスカルノとの人脈を活用してインドネシアに経済進出するというアプローチ手法が使えなくなることをも意味していた。

---

<sup>88</sup> 宮島千秋「マレーシア対決を緩和 なしとせずし解決の方向へ」『世界週報』47巻19号(1966年5月)、58頁。

<sup>89</sup> 宮島千秋「新政権の権威を実証」『世界週報』47巻35号(1966年8月)、19頁。

<sup>90</sup> 「北京勢力に決定的打撃 マレーシア対決姿勢の終焉」『世界週報』47巻34号(1966年8月)、7-8頁。

## (2) 対インドネシア経済協力案件の顛末と日本経済への裨益

インドネシアへの積極関与に奔走した池田がこの世を去り、インドネシアで政権移行が進む中、日本経済界の経済協力案件はどのような顛末を辿ったのか。

インドネシアの政権移行により、経済協力、特に生産物分与方式による外国資本導入のあり方は、大きく変化した。1965年11月時点では、NOSODECO、SUNIDECO、FDCといった先行3案件に加え、製糖工場や真珠養殖、海老養殖、石油輸出、木材工場など8案件の生産物分与方式での事業組成に係る合意が締結されていた<sup>91</sup>。このため、アダム・マリク(Adam Malik)が1966年1月に明言したように、インドネシア政府は生産物分与方式と技術協力による産業育成を通じ、経済発展を図る方針を堅持していた<sup>92</sup>。しかし、この転換点となったのが、スハルト政権下での外資導入法<sup>93</sup>である。同法は、外資による投資可能分野を指定し、30カ年にわたる事業認可を与えたが、投資形態をインドネシアとの合弁形態に限定した<sup>94</sup>。また、1967年6月には国家開発企画庁(BAPPENAS)が設立され、産業政策の立案・実施に向けた近代的な体制が整っていった。外資導入法により、諸外国からの大規模投資の呼び込みが目指される中、市場原理に基づく経済関係の構築が目指された。スハルトもまた、経済界からの献金等による不正蓄財をすることになるが、スカルノとの個人的関係に基づき軍政期人脈を活用するという日本経済界の手法は、徐々に後退していった<sup>95</sup>。

それでは、日本経済界による経済協力案件は、上記過程においてどう推移したのか。まず、NOSODECOについては、PERMINAとの契約期間である10カ年にわたって事業を継続し、日本に石油を送り続けた。1964年までに生産・貯油・送油を目的とした各種設備の整備が進み、1965年にはラントウ油田北部の新地域メアンダラ地区で次々と新掘に成功した。開発が進められた結果、1967年9月には原油生産量が日産5,000klを突破した。1966年時点で日本人駐在員は合計130名に達するなど、事業所も拡大した。1969年、NOSODECOは年間原油生産量200万klを達成し、黒字決算を遂げた。1960年代から1970年代にかけて、インドネシア産原油の総輸出量の49%を日本向け輸出が占める<sup>96</sup>など、NOSODECOは日本の石油調達のみならず、インドネシアに対して外貨獲得源たる日本市場を提供するという役割も果たしたのである。そして、1973年1月、契約に基づく原油569万kl全量を引き取り、現地事務所を閉鎖する形で事業を終結した<sup>97</sup>。

NOSODECO自体は1973年に事業を終結したが、同社の活動は日本の石油関係企業のインドネシア進出の足掛かりとなり、いくつかの関係会社が設立されていった。例えば、フ

<sup>91</sup> “Inward Telegram, 900, “Japanese Aid to Indonesia” November 12, 1965, NAA: A1838, 3034/11/89/ Part 6.

<sup>92</sup> UPI-237, Singapore, January 27, 1966, NAA: A1838, 3034/11/89/ Part 6.

<sup>93</sup> UU/1/1967 Tentang Penanaman Modal Asing: 1967年1号 外国資本投資に係る法律

<sup>94</sup> Legal Data Base, Faculty of Law, University of Sam Ratulangi, [http://hukum.unsrat.ac.id/uu/uu\\_1\\_67.htm](http://hukum.unsrat.ac.id/uu/uu_1_67.htm) 2016/12/18 アクセス。

<sup>95</sup> 倉沢愛子『戦後日本＝インドネシア関係史』草思社、2011年、239-240頁。

<sup>96</sup> Masashi Nishihara, op. cit., p.18.

<sup>97</sup> 石油資源開発株式会社『石油資源開発株式会社30年史』、1987年、110頁。

ファーイースト・オイル・トレーディング(株)の設立である。スカルノは、インドネシア側で無償取得できる分の原油を日本に販売することを企図した。1964年5月にはサレーが日本に派遣され、石油資源開発(株)の三村社長、同社岡田副社長、NOSODECOの飯野社長との調整が進んだ。その後、1965年5月にはNOSODECOを中心に、丸善石油や関西石油、日鉱金属、中部電力などの出資により、原油の対日輸出を事業とする日伊合弁会社ファーイースト・オイル・トレーディング(株)が設立された<sup>98</sup>。同社は日本とインドネシアを結ぶパイプラインとして活躍し、現在でもパシフィック・ペトロリアム・トレーディング(株)として存続している。

もう一つの派生企業として、北スマトラ海洋石油資源開発(株) (NOSOPEX) を上げることができる。北スマトラ海洋鉱区ではカナダ法人の Refining Associates Company (リフィカン社) が PERMINA と 1963 年に締結した契約に基づき探鉱を行っていた。リフィカン社は NOSODECO との共同開発協力の提案を通じて、日本への事業売却を検討しはじめた。1966年2月、石油資源開発(株)と NOSODECO との合弁企業である北スマトラ海洋石油資源開発(株) (NOSOPEX) がリフィカン社の事業を継承した。同社は当初「15本の井戸を掘って一本も当たらない<sup>99</sup>」という苦境に立っていたが、1970年のアタカ油田発見や1972年のブカパイ油田発見により無事事業が軌道に乗った。NOSOPEX は、インドネシア石油資源開発(株)、インドネシア石油(株)、国際石油開発(株)などいくつかの社名変更と経営統合を経て、現在では国際石油開発帝石(株) (INPEX) の一事業部として活動を続けている。このように、NOSODECO は高度経済成長期後期まで日本の石油調達地としての確固たる役割を果たし、その派生企業は今もなおインドネシアで活動しているのである。

NOSODECO と同じように、スラウェシの SUNIDECO も高度成長期の日本にニッケル資源を供給し続けた。1965年7月には、ニッケル鉱石の月次出鉱が1万トンを超え、第一期開発計画の目標は達成された。1965年7月から1966年3月にかけて、10万トンのニッケルを日本に輸出する契約が SUNIDECO と日本側精錬業界の間で締結された<sup>100</sup>。スラウェシからの輸入が実現することで、ニッケル資源が枯渇状況にあったニューカレドニアに代わるニッケル調達先を日本は獲得したのであった。そして、1966年3月末には、クレジット総額135万ドルの供与が完了し、同年4月から7年間にわたる返済が開始された。

スハルト政権の国営企業再編の中で、インドネシア側カウンターパートが変化し、最終的には ANTAM(P.T. Aneka Tambang)になった<sup>101</sup>が、SUNIDECO によるニッケル鉱石の生産は順調であった。ポマラの鉱山開発とニッケル生産体制が整った結果、1968年7月には、

<sup>98</sup> Inward Savingram, I.35645, August 17, 1965, NAA: A1838, 3034/11/89/ Part 6.

<sup>99</sup> 青山育生『「日の丸」の原油を追って 追憶の「インドネシア石油」』新風舎、2005年、24頁。

<sup>100</sup> Memorandum, “Indonesia- Japanese Economic Relations” July 9, 1965, NAA: A1838, 3034/11/89/ Part 6.

<sup>101</sup> 1968年、BPUとPT Nickel Indonesiaは政府条令22号に基づき、一般国営鉱山(Tambang Umum Negara)他数社の国営鉱山会社と経営統合され、ニッケルに加えて各種金属やダイヤモンド等の探鉱・採鉱・精錬、精製を事業内容とするANTAM(P.T. Aneka Tambang)に改組された。SUNIDECOとBPUの間で締結された契約もANTAMに承継されることとなった。

生産量が前年比 1.7 倍に増加した<sup>102</sup>。このことにより、クレジット返済期間は既存契約のまま、余剰生産分を商業ベースで日本に売却することが可能になった。好況を踏まえ、1968 年 11 月以降には現地精錬所の建設による事業領域の拡大が図られた。精錬所の建設主体をめぐる論争<sup>103</sup>があったものの、結局は SUNIDECO が ANTAM との契約により精錬所建設を行うこととなった。1971 年 5 月、ANTAM と SUNIDECO 間で取引契約が締結され、1973 年 2 月には海外経済協力基金からの円借款供与が決定した。この借款を用いた精錬所が 1975 年に完工し、以後 10 年間にわたり、年間 4,000 トンの純ニッケルを SUNIDECO が引き取るようになった<sup>104</sup>。

SUNIDECO と ANTAM の基本契約は 1973 年で一旦完了したものの、上記のような派生事業である精錬事業は 1985 年まで存続した。1963 年の事業着手以来、20 年以上にわたり、日本にニッケルを供給する役割を果たしたのであった。そして ANTAM はその後も成長を続け、世界最大級のニッケル生産規模を誇る企業となった。

NOSODECO や SUNIDECO が好況を博したのとは対照的に、カリマンタン森林開発には多くの苦労が伴った。FDC 現地責任者の服部清兵衛は、1964 年の夏ごろカリマンタンの事業開発予定地に到着したが、即座に事前調査の不備に気が付いた。服部に渡された資料は、A4 版 1 ページのカリマンタンの地図のみであり、対象地らしい地点に×印が描かれただけのものであった。さらに、開発用の建設機械については、不慣れな作業員が過酷な環境で酷使することで、故障が重なった。こうした中、1965 年 1 月 30 日には、ヌヌカン島で産出された木材の初荷が東京港に入った。次いで、1965 年末にはササヤップ、マリナオ、ブラウなどの事業所が開設<sup>105</sup>され、当初目標の 4 地域 21 事業所の開設へと進んでいった。南方林業は三井物産と共に、カリマンタン中部や南部の他地域において生産物分与方式に基づく森林開発を進めようと野心を燃やした<sup>106</sup>。このような FDC の経営努力や 8 カ年計画の進行、日本企業の野心とは裏腹に、ゴム国際価格の暴落や、インドネシアの軍備費膨張による経済状況の悪化により、インドネシア国営林業公社の経営は圧迫された。

最終的には、スカルノからスハルトへの政権交代に伴い、FDC は撤退を余儀なくされた。

---

<sup>102</sup> 『インドネシア共和国ポマラ地区ニッケル精錬所建設計画調査報告書』海外技術協力事業団、1972 年。

<sup>103</sup> 当初 SUNIDECO から精錬所建設に関する提案を ANTAM に行ったが、ANTAM は単独で実施したい意向を示した。しかし、ANTAM 独自の建設には至らず、大太平洋金属に対して実現可能性調査の実施を依頼した。太平洋金属は SUNIDECO の承認の下で調査を実施したものの、ANTAM 側から開発に要する資金資金 3000 万ドルに対する保証を求められた。保証が困難であった大太平洋金属は、SUNIDECO と調整のうえ、SUNIDECO が ANTAM との契約に基づき、精錬所建設を行うこととなった。

<sup>104</sup> 大岩泰「アンタム社ポマラ・フェロニッケル精錬所建設について」『日本鉱業会誌』93 巻 1074 号 (1977 年 8 月)、7-11 頁。

<sup>105</sup> 工藤志郎「ラウンドを経験したカリマンタン森林開発」『木材工業』20 巻 6 号 (1965 年 6 月)、275-276 頁。

<sup>106</sup> Inward Savingram, 67, “Strategic Export to Indonesia” the Australian Embassy Tokyo, September 17, 1965, NAA: A1838, 3034/11/89/ Part 6.

スハルトによる国営企業再編の一環として、FDC は既存契約対象地のうち 20 万ヘクタールを残し、他の開発地域をインドネシア国営林業公社に返還することになったのである。1969 年 10 月には FDC 所有株式を安宅産業が取得し、直接合弁事業（会社名：東カリマンタン森林合弁 KK）として小規模ながら事業を継続する形となった<sup>107</sup>。結果的に、FDC による累積輸出量は目標の 39.8%で留まり、生産目標の達成は最後まで実現しなかった<sup>108</sup>。インドネシア国営森林開発公社も数次に及ぶ組織変更ののち、政府出資による株式会社へと移行された<sup>109</sup>。

以降、スハルト体制下での外資導入により、生産請負による林業開発案件が組成され、林業生産は増大した。1970 年には、FDC が目標とした 300 万 m<sup>3</sup>を上回る 450 万 m<sup>3</sup>が産出され、その規模は 1978 年には 1,000 万 m<sup>3</sup>に及んだ。しかし、1981 年 5 月には丸太の輸出枠制限が設定されることで、カリマンタンにおける木材産出そのものが収束していった<sup>110</sup>。結局、日本側木材関係業界が一丸となって取り組んだカリマンタン森林開発は一定程度の実績は残しながらも、インドネシア政府による度重なる制度変更や規制強化、現地の過酷な労務環境等により、当初の目標を達成できないまま縮小撤退を余儀なくされたのである。

このように、日本の経済協力案件は、苦境こそあったものの、高度経済成長期の日本の資源需要を充足するという役割を果たした。かつて、戦前期の南方関与に端緒を持つ案件が、高度経済成長後半まで脈々と続いたのである。そして軍政期人脈は、半世紀以上に渡って日本とインドネシアの経済関係に影響を及ぼした。しかし、スハルトによる産業政策の転換により、軍政期人脈の活用は困難になり、日本経済界のインドネシアに対するアプローチも、変容することとなった。この意味で、スカルノからスハルトへの政権移行により、インドネシアは日本軍政との決別をできたのかもしれない。

---

<sup>107</sup> 萩野敏雄『日本国際林業関係論』日本林業調査会、2003 年、239 頁。

<sup>108</sup> 服部清兵衛「インドネシア東カリマンタン開発事業にかかわって」『昭和林業逸史』1473 号(2007 年 2 月)、619-630 頁。

<sup>109</sup> 増田美砂・森田学「インドネシアにおける森林開発の展開」『京都大学農学部演習林報告』53 号(1981 年 11 月)、108-111 頁。

<sup>110</sup> 馬場繁幸「インドネシア森林雑感 東カリマンタンの森林」『北方林業』35 巻 1 号(1983 年 1 月)、22 頁。

### 3 まとめ

1960年代前半のインドネシア経済は、自由主義諸国の撤退と国際的孤立の中で、苦境に立たされていた。アメリカの支援を得た8カ年計画が軌道に乗らず、「指導される民主主義」の理念に基づく「指導される経済」もスカルノが喧伝したほどの実績を残さなかった。オランダに次ぐ外国資本だったイギリスは、マレーシア紛争を契機に東南アジアからの撤退を進めた。インドネシアに対して宥和的な姿勢をとったアメリカも、共産陣営に接近するスカルノを見限り、ベトナム問題へ注力した。オーストラリアは引き続きスカルノに懐疑的な姿勢を取り、インドネシアを警戒し続けた。

諸国がインドネシアと距離を置く中、自由主義諸国としては日本だけがインドネシアとの関係を維持し続けた。1963年1月の一般経書演説に見られるように、アメリカは日本に対してインドネシアへの積極的な介入を期待した。池田は、スカルノとラーマンなどの会談を取り持ち、マレーシア紛争の仲介を始めた。1963年9月にマレーシア連邦が発足した際も、池田はマレーシア国境地帯の平穏回復やインドネシアによる撤兵を積極的にスカルノに提案し、調停者としての立場を示した。池田の死後には、川島正次郎による仲介が難航したものの、イギリスはインドネシアを自由主義陣営に引き留める役割を日本に期待し、撤退した。

このような池田による積極的なインドネシアへの関与の背後には、日本の通商政策ひいては経済協力案件の組成を完遂させようとする「経済」の論理が働いていた。首相就任以前から輸出振興による経済成長を目指していた池田は、政治から経済への「チェンジオブペース」の中、経済成長という言葉キーワードに国内経済政策と対欧米外交政策を推進した。しかし1960年3月のカーレル・ドールマン号事件で池田のインドネシアへの関心は急速に高まった。また、関西インドネシア協会を中心とする日本経済界がインドネシアでの事業可能性を模索して現地調査を行う中、池田は日伊友好通商条約を締結し、日本経済界のインドネシア進出を促すための制度整備を進めた。このことは、サレーを歓待し、スラウエシのニッケル開発やカリマンタンの森林開発といった経済協力案件の組成加速化を図るといった形で具現化された。マレーシア紛争に対して1963年以降、日本が積極介入していった背景には、このような日伊経済関係の深化と経済協力案件の組成があったと考えるべきであろう。事実、官民が密接に連携するとともに、経済協力案件の推進自体は経済界が担い、民間企業で解決できない問題が生じた際に政府が政策的支援措置を講じるという官民関係の様相が見られた。このように考えていくと、池田政権下における対インドネシア外交関係の強化は、経済協力案件をめぐる政産官ダイナミズムの産物として捉え直すことができるかもしれない。

すなわち、「指導される民主主義」下においてインドネシアから自由主義諸国が撤退する中、日本は経済界主導の経済協力を通じてインドネシア市場への進出を果たしていったのである。そして、アメリカやイギリスが日本に対してインドネシアを自由主義陣営に留めるという役割を期待するところに、日本経済界のインドネシア進出に向けた活動が自由主義

諸国の中で容認される要因があった。ここに、脱植民地化や冷戦を深くかかわり合った形で  
の日本経済界の民間経済外交の様相を垣間見ることができる。

こうした日本の経済協力は、手放しで自由主義諸国から賞賛されたわけではない。むしろ、  
経済協力を通じてスカルノの強硬姿勢が強化されることを英米は憂慮した。イギリスは日  
本の経済界と日本政府の連携の実相を把握していなかった。アメリカも、NOSODECO の  
組成は日本政府が主導した採算性の低い事業と喝破し、生産物分与方式による日本経済へ  
の裨益を把握していなかった。オーストラリアは、アメリカやイギリスがインドネシアを見  
限る中で、強い懸念を寄せ、日本の経済協力によるスカルノの強硬姿勢への影響を注視した。  
結果的には、自由主義諸国から孤立したスカルノは親共的姿勢を強め、権力基盤である  
NASAKOM-MIL の均衡は崩れた。その帰結として、1965年9月30日の所謂9.30事件が  
生じ、スカルノからスハルトへの権力移譲が進むこととなった。

スハルトは外資導入法施行や国家開発企画庁創設などを通じて、より現代的な外国資本  
導入による産業育成政策を展開するようになり、軍政期人脈やスカルノとの関係を強みと  
した旧来型の日本のアプローチは変容を余儀なくされた。日本経済界による経済協力が履  
行される過程は、スカルノが国際的に孤立し、権力基盤が弱体化していく過程と時期を同じ  
くしていたのである。

既に成立していた経済協力については、NOSODECO が1973年まで原油の対日供給を  
続けたり、SUNIDECO が派生事業を含め1985年までニッケルの対日供給を続けたりする  
など、高度経済成長期における日本の資源確保に貢献をし続けた。一方、FDCによる森林  
開発は志半ばに撤退した。

その後、スハルトによる外国資本導入の制度化により、インドネシアへの外資流入は加速  
化し、インドネシア市場には外国製品が溢れるようになった。同時に、スハルトとその親族  
は産業界の利権を牛耳り、不正な蓄財を進めた。そして、スカルノが目指しつつも、果たせ  
なかった「経済的独立」と民族資本育成への憧憬はインドネシア社会で蓄積されていき、  
1974年の反日暴動で臨界点に達していった。

## 終章 民間経済外交を通じた対インドネシア経済進出の特質

### 1 「脱植民地化の逆説」と軍政期人脈の活用

本研究で明らかにしたように、戦後日本経済界のインドネシア進出は、19世紀末から始まった近代日本の南方関与の顛末として論じられるべきものである。零細事業を営む日本人が19世紀末にインドネシアに進出し、1920年代の財閥系大規模資本の進出を経て、1930年代後半以降は南進論に基づく軍産協調へと変化した。こうした近代日本のインドネシアに対する経済進出は、インドネシアの脱植民地化の胎動と同時期に進んでいた。1920年代以降の民族主義運動を主導したスカルノは、対蘭独立を達成するために、日本軍政に協力した。この結果、日本側の南進論に基づく進出とインドネシア側の対蘭独立を目的とした日本資本受入が並立することとなった。軍政期には、北スマトラの油田開発やスラウェシ島でのニッケル鉱石採石、カリマンタンでの原木貿易が試みられ、軍政監部と日本経済界、そしてインドネシアの民族主義者の間での人脈が築かれた。第二次世界大戦終結後の日伊経済関係の基層となる人脈は、軍政期に形成されたのである。

戦後、日本軍政の軛を外れたインドネシアは1949年に政治的独立を遂げた。しかし、オランダの経済権益が保全される中、インドネシア経済は植民地期の水準を下回るなど、従属経済が続いた。各種経済計画の立案も空しく、経済的独立は未完であった。このようなインドネシアに対して、日本は国交回復を通じた経済進出を試みたのである。その際、日本政府が賠償交渉に着手する以前に、日本経済界が賠償に係るインドネシア側への打診を行うなど、日本経済界は「経済」の論理に基づく民間経済外交を展開した。

国交回復が大詰めを迎えた1956年から1957年にかけて、インドネシアでは脱植民地化に向けた経済的ナショナリズムが急速に高まった。西イリアン問題に基づく反オランダ意識はインドネシアの経済的ナショナリズムと合流し、民族の手で経済運営をすべく、オランダ企業の国有化やオランダ資本排斥が生じた。しかし、インドネシアには接收した企業を運営できる人材が乏しく、企業経営は立ち行かなかった。脱植民地化の完遂のために外国資本を排斥する一方で、経済成長のためには外国の資本と経営ノウハウを受け入れざるを得ないジレンマを、インドネシアは抱えていたのであった。インドネシア進出を目指す日本経済界にとって、インドネシアにおける外国資本排斥とそれに伴う「経営の真空」の出現は好機となった。そこで、財界人によるインドネシア政府へのアプローチが企図されたり、関西インドネシア協会によるハッタへの歓待計画が立案されたりするなど、インドネシアとの通商拡大に向けた活動が展開された。また、北スマトラの石油開発やスラウェシのニッケル開発も経済界で議論の俎上に上っていた。

日本がインドネシアとの国交を回復し、賠償協定及び経済協力協定を締結したのは、まさにこのような状況下であった。1957年11月に、岸はインドネシアを訪問し、貿易債務の棒引きによって賠償交渉を一気に妥結させた。時系列の面でも、日本経済界の動きを追う形で岸による対インドネシア国交回復が行われたのである。インドネシアへの経済進出という

日本経済界の願望が、岸を動かし対インドネシア経済外交の基盤を形作ったと言えるかもしれない。換言すれば、戦前からインドネシアに関係の深い経済人による「民間経済外交」と、岸首相や通産省を中心とした政府が見事な連携体制を作り出しながら、戦後日本のインドネシアへの経済進出が実現し、ひいては対東南アジア「経済外交」が形作られていったと言っておく。

インドネシアとの国交回復により、日本経済界は経済協力という合法的な手段によってインドネシアへ進出することが可能になった。その具体的な手法は、石油やニッケル、森林といった業界の日本企業が大同団結してインドネシア政府との交渉にあたるという、「民間経済外交」を通じた事業組成であった。既述のとおり、スマトラの石油開発、スラウェシ島のニッケル開発、カリマンタンの森林開発といったテーマや経営体制は、日本軍政期からの明確な連続性を見出すことができる。注目すべきは、日本側経済界においても、軍政下インドネシアに駐留経験のある軍政期人脈を活用した点で、戦前戦後の連続性が強く意識されていた点である。西嶋重忠や清水斉、宮元静雄などの軍政監部出身者は、インドネシア政財界の懐深くに入り込み、その人脈を生かした形で事業組成に尽力した。かつて軍事力でインドネシアを占領し、強権的に現地企業を接収したうえで事業運営に当たった日本企業・日本人が、今度は合法的に経済協力として再びインドネシアに進出しようとしたとも言えよう。

すなわち、戦後日本の対インドネシア経済協力は、植民地期および軍政期に日本が行った南方関与との密接な関連の中で、戦後日本と独立後インドネシアの思惑が合致し、日本側経済界の大同団結と軍政期人脈の活用を通じて、民間経済外交により形成されたものである。

だからこそ、戦後日本のインドネシアへの進出過程は、20世紀全体の長い歴史の中で位置づけられるべきである。日本経済界にとってインドネシアは、戦前期の南方関与の遺産として続く資源獲得の舞台であった。同時に、インドネシアも1920年代から続く脱植民地化の過程において、オランダからの独立を目指す形で日本軍政を受け入れ、戦後には経済的独立を果たすべく、「経営の真空」に引き寄せる形で日本経済界を受け入れた。この結果、戦前期の南方関与において日本が描いた資源獲得の構想は、対インドネシア経済協力として戦後に結実することになったのである。

ただし注意すべきは、日本の経済界やインドネシアの脱植民地主義者が、軍政支配を積極的に再生しようとしたわけではない点である。日本経済界の行動原理は、あくまで日本国内の産業に必要な資源を合法的に獲得するため、かつて事業経験のあるインドネシアに進出するという「経済」の論理であった。そもそも、1930年代における南方関与すら、外形的には軍政幹部の委託という形態を取ったものの、日本経済界の根底にあったのは経済的利潤の追求だった。独立後のインドネシアも、経済的独立を進める上で必要な経営技術や資本を受け入れるべく、西洋植民地主義的な色彩の薄い日本を選ぶという脱植民地化の論理に立脚していた。これら日伊両国の動きの中で、戦前期日本の対外膨張や軍政を是認したり、そうした時代への逆行を志向したりした痕跡は見られない。

ただし、本稿で述べたように、経済的独立のためにかつての軍政支配者である日本を受け

入れるという「脱植民地化の逆説」とでもいうべき関係が、戦後日本の対インドネシア経済進出を大きく方向付けた要素だったことは疑いない。この意味では、第二次世界大戦後の冷戦状況によらず、戦後日本のインドネシアとの経済関係は、軍政期の時点で大きく方向付けられていたのであろう。

では、戦後日本の対インドネシア経済協力は、インドネシアにとってはどのような意味をもっていたのだろうか。日本の経済進出は、果たしてインドネシアの脱植民地化の推進を促したのだろうか。オランダやイギリスなどの西洋植民地主義からの脱却は促したものの、今度は日本というアジアの経済大国に依存した形での産業基盤が育成されてしまったのではなかろうか。もしそうであるならば、日本とインドネシアの経済的関係は、西欧植民地主義からの解放を謳い、インドネシアを軍靴で踏み荒らした大東亜共栄圏の理念から結果として抜け出せていないようにも思われる。国交回復期において一部のインドネシア側メディアが、新植民地主義的な日本の経済侵略を懸念した背景には、こうした事情があるのであろう。この点に関して、本論では紙面の関係もあり、十分な分析を加えることはできず今後の課題としたいが、下記の考察を述べたい。

そもそも、経済協力案件を効率的かつ確実に組成するという経済的目的はともかく、軍政期の遺産を活用すること自体は、無批判に評価されるものではない。いうまでもなく、戦前期日本のインドネシア進出は、帝国主義的膨張に基づく資源確保の一環としてなされたものである。植民地支配からの解放を謳う日本軍政が、インドネシアの人々の財産と尊厳を奪い、無辜の民を殺傷した歴史を消すことはできない。その軍政期の人脈や経験を活用しようとするには、倫理的観点から疑問を投げかけざるを得ない。経済界の実利的観点からの事業組成は、インドネシアを経済的な面では支援したものの、インドネシアに日本軍政の影を落とし続けることになったのである。

その背景には、軍政期人脈が「インドネシアを知る人々」として重宝され、かつて軍政下で事業を営んだ日本企業が歓迎されたことで、日本経済界が大東亜共栄圏の理念を真摯に反省する機会を逸したことが考えられる。また、「経済的独立を遂げるために、日本軍政の遺産を活用する」というインドネシアの方針もまた、「対蘭独立を遂げるために、日本軍政を受け入れる」という理念を継承したものに他ならない。この結果、スカルノの「対日協力」はスカルノ自身の失脚まで続いたのであろう。同時に、戦後日本のインドネシア外交もまた、スカルノの「対日協力」に依拠し続ける形で展開されたと言えよう。

だとするならば、インドネシアの社会も、経済分野においては軍政期の影響を受け続けたのではなかろうか。軍政初期の僅かな期間、インドネシア社会は日本を「オランダからの解放者」と認識した。独立後の経済停滞の中では、「かつての軍政主体」という対日イメージとともに、「従属経済からの解放者」という認識がインドネシアに並存していたと考えられる。このインドネシア社会の認識の上に、日本経済界が「経済」の論理にのみ立脚して経済進出をしたのであれば、日本経済界の戦前期南方関与に対する反省やインドネシアの脱植民地化に対する配慮は不十分なものに留まったと言わざるを得ない。「かつての軍政主体」

を受忍したインドネシアの人々の存在が忘れられてはならない。

このように考えたとき、インドネシアのみならず、戦後日本経済界のアジアへの進出過程もまた、アジアの脱植民地化との関係の中で論じられるべきであろう。民間経済外交の展開と軍政期人脈の活用を通じた経済関係の構築という手法は、インドネシア以外でも用いられたのではないか。周知のとおり、台湾・韓国の併合や満州国の建国といった近代日本の帝国主義的膨張は、支配下に入れた諸外国における経済活動を伴うものであった。東南アジアにおいてもインドネシアに加え、ビルマやマラヤ、シンガポールでも日本による経済活動が行われ、ひいてはオセアニアへもその触手が延ばされた。こうした諸外国における戦時中の経済活動を通じ、現地の政財界と密接な人脈を形成した人物が存在するのは当然考えられることである。そして、戦後においてもこうした経験を活かして再び経済進出を図ろうとしたことは大いに考えられる。この意味で、本研究で示した民間経済外交の展開と軍政期人脈の活用を通じた経済関係構築は、戦後日本経済界による典型的な海外進出手法として用いられた可能性がある<sup>1</sup>。

さらに言えば、今後の研究を要する論点ではあるが、民間経済外交と軍政期人脈の活用という戦後日本経済界の海外進出手法は、インドネシアにおいて試行され、その後に諸外国との経済関係深化に用いられるベンチマークとなったのではないだろうか。東南アジアで最大の人口を擁するインドネシアへの経済進出経験が、1965年の日韓国交回復に伴う韓国への経済進出や、民間貿易を経て1972年に国交回復を遂げた中国への経済進出の際にも活用されたのではないだろうか。だとするならば、インドネシアに対する民間経済外交は、日本がアジア国際社会に復帰し、多大な影響力を発揮していく際の原型になったと考えることが出来よう。今後、実態解明と比較研究を

踏まえ、その現代的意義についてさらなる研究と吟味が求められる。

---

<sup>1</sup> 例えば、姜尚中・玄武岩の研究では、岸信介と朴正熙の戦前期における関係や満州をモデルとした経済開発が、戦後の国内政治経済体制のあり方に影響を及ぼし、日韓両国で一定程度の類似性が見られる原因になったとされる。姜尚中・玄武岩『大日本・満州帝国の遺産』講談社、2016年、217-218頁。

## 2 日本経済界と東南アジア冷戦の相互作用

前述したように、戦後日本のインドネシアへの経済進出は、日本軍政下での経済活動や独立後インドネシアの脱植民地化の中で、その方向性が規定されていた。ただし、この方向性を決定的なものにしたのが、冷戦の存在であったと考えられる。

インドネシアを取り巻く自由主義諸国の構図は、インドネシアの共産化防止を図りつつもインドネシアを見限っていくアメリカ、経済的権益を持ちながらも撤退を余儀なくされていくオランダ・イギリス、これら諸国の撤退により自国の安全保障を懸念するオーストラリアというものであった。こうした構図の中で、アメリカは日本が中国に対する対抗勢力としてインドネシアの共産化防止を担うことを期待し、次第にイギリスやオランダもアメリカの方針に同調していったのである。ただし、冷戦という要因は、インドネシアの脱植民地化に対して、独立した要因として存在していたわけではない。むしろ、インドネシアの動向に戸惑いながらもアメリカが冷戦政策を展開したり、冷戦構造を利用してインドネシアが米ソ中の間を揺れ動く形で脱植民地化を図ったりするなど、冷戦と脱植民地化は複雑に絡み合っていた。

インドネシアの経済停滞と冷戦の関係こそが、その最たるものであろう。独立戦争化で疲弊したインドネシア経済に対し、経済的独立を促すための援助をいち早く提供したのがアメリカであった。インドネシアの経済発展を通じて共産化を防止するという目的の下、相互安全保障法に基づく援助や NSC124/2 に基づく重点地域の指定が行われた。しかし、アメリカは、「冷戦」の論理に大きく傾いた形で対インドネシア外交政策を展開しており、インドネシアの脱植民地化に向けた熱情を十分に理解できていなかった。このため、1955年の総選挙予測を外したり、地方反乱勢力を一時的に支援したりする等、アメリカは迷走する形でインドネシアを支援することになった。

このタイミングで賠償交渉を行っていたのが日本であり、日本政府は「冷戦」の論理を一応のこと踏まえつつも、経済界からの賠償交渉加速化や政府による通商拡大政策といった、「経済」の論理に基づく日伊関係の構築を目指したのである。アメリカの「冷戦」の論理と日本経済界の「経済」の論理が絶妙に整合したところに、日本経済界の対インドネシア経済進出が自由主義諸国によって容認される余地が生じたのである。その代表例こそが北スマトラの石油開発であり、その後の日伊間の経済協力の原型になった。

こうした中、アメリカは NSC6023 の採択を通じ、スマトラ、カリマンタン、スラウェシを、資源戦略上の重要地域と位置づけた。日本の経済界が戦前戦後を通じて進出を目指した上記三地域は、アメリカの資源戦略上も重要地域として指定されたのである。そして、インドネシアの共産化防止のために日本を活用するというアメリカの冷戦戦略は、日本のインドネシア、特に上記三地域への進出活動と整合するものになった。アメリカの対東南アジア冷戦政策における日本への期待と、日本経済界の思惑が一致したからこそ、日本政府はアメリカの反応に気兼ねすることなく経済界を支援することが可能になったのではなかろうか。

ただし、1960年代前半のインドネシア経済は、相次ぐ外国資本の撤退と国際社会におけ

る孤立の中で、苦境に立たされていた。アメリカの支援を得た 8 カ年計画が軌道に乗らず、「指導される民主主義」の理念に基づく「指導される経済」も、スカルノが喧伝したほどの成功を収めなかった。オランダに次ぐ外国資本であったイギリスも、スカルノによるマレーシア対決姿勢の強化を背景に、帝国としての撤退の一途を辿っていった。そしてここに、「外資排斥による経済的空白に乗じた共産主義の伸長を防ぐべく、自由主義陣営がインドネシアへの経済進出を図るべき」という日本外務省の見解が説得力を帯びてきたのであった。

すなわち、日本経済界による経済協力案件の組成は、自由主義諸国に対しては東南アジア冷戦政策の一環として、日本国内においては通商政策の一環として、インドネシアに対しては脱植民地化に向けた助成として、多面性を有するものだったのである。このことで、日本の経済協力は日本国内に加えて自由主義諸国からも容認されたといえよう。だからこそ、日本政府は「冷戦」の論理を用いて、日本経済界の対インドネシア進出の妥当性を自由主義陣営に主張したのではあるまいか。冷戦が日本経済界のインドネシア進出を規定したというよりも、日本経済界のインドネシア進出がアメリカの冷戦政策を補完したといえよう。

そして、日本政府は、カーレル・ドールマン号事件に見て取れるように、インドネシアにおける経済協力とオランダとの国交関係維持を天秤にかけ、インドネシアを重視する姿勢を強めた。マレーシア紛争において、イギリスがインドネシアからの撤退を決めた際にも、イギリス自身がインドネシアの安定化を日本に期待をかけたように、インドネシアにおける日本の立場は、自由主義諸国間でも確固たるものになっていった。池田政権が提示した「日米欧」三極構想に基づき、日本を極としてアジアの安定化を目指す方針は、インドネシアにおいて成立することとなった。

以上のように東南アジア冷戦構造の中で日本の経済協力が位置づけられる一方、経済協力案件を組成した経済界の人々は、冷戦という国際環境をどのように見ていたのだろうか。端的に言えば、経済協力三案件いずれの事例においても、冷戦政策上の配慮を示す文言は見られない。政治的価値観から距離を置き、経済合理性に基づいて経営判断をする民間企業の行動原理を考えれば、あえて冷戦に対する政治的価値観を表明する必要性はなかったのかもしれない。では、日本の経済界は冷戦という国際環境を積極的に利用したたのかということ、そのような状況も把握することはできない。無論、経済協力案件や企業活動を行う上での所与の国際環境として冷戦状況を認識していたことは考えられる。ただし、経済協力に従事した経済人の眼差しはインドネシアに据えられており、行動原理は「経済」の論理に依拠していたのであろう。

ただし、日本の経済界による民間経済外交が、インドネシアの経済発展に対して少なからぬ影響を与えたことは事実であるし、インドネシアの経済発展がインドネシアを取り巻く冷戦構造に一定の影響を与えたことも事実である。このように考えていくと、日本経済界による民間経済外交は、推進者である日本経済界の想定範囲を超える「意図せざる影響」をもたらしたのかもしれない。すなわち、日本経済界からすれば、冷戦は経済界の方針如何で変容させることのできない所与の国際環境と認識されたであろうが、実際の経済活動を通じ

て、インドネシアを取り巻く冷戦の構図が徐々に変化していくという側面もみられたのである。すなわち、インドネシアを取り巻く自由主義諸国の構図は、アメリカの冷戦政策と日本経済界の相互作用の産物でもあったと考えることが出来よう。

具体的には、インドネシアの経済的独立を通じて共産化防止を図ったアメリカは、1950年代前半には直接インドネシアへの援助を供与したが、日本経済界の進出を踏まえ、その役割を日本に期待するようになった。結果、ケネディ政権はマレーシア紛争を契機に、冷戦政策の重点をインドネシアからベトナムにシフトさせた。イギリスもまた、日本の経済協力をインドネシア安定の手段として期待し、インドネシアから撤退した。オーストラリアも安全保障の観点から日本の経済協力を注視し続けた。このように、日本経済界の対インドネシア経済協力を通じ、インドネシアをめぐる冷戦構造は、「アジアの問題はアジアで解決する」という様相を帯び始めたのである。「歴史のもしも」ではあるが、もし日本の対インドネシア経済協力がなければ、アメリカの東南アジア冷戦戦略は異なるものになっていたかもしれない。この意味で、図らずも日本経済界は、アメリカの期待の下でインドネシアをめぐる冷戦政策の推進主体となっていった。そして、以上のような国際環境の変化をもたらさうという点で、経済界による対インドネシア経済協力の推進は、外交活動としての要素をはらむものであったといえる。

前節でも述べたが、インドネシアに対する民間経済外交が、インドネシア以外の国や地域に対して持った意味についても考えてみたい。同様の民間経済外交がビルマやマラヤ、韓国や中国で行われ可能性のあることはすでに指摘したが、こうした可能性が現実のものであったならば、これら諸国においても民間経済外交が冷戦構造に影響を与えたことは十分に考えられる。特に、1962年のLT貿易に始まる民間貿易を通じた日中関係の深化を民間経済外交と捉えるならば、それは民間経済外交によるアジア国際環境への影響としては到達点であろう。自由主義陣営の一員として外交を展開する池田と日米離間を図る中国政府の間には対立関係があった。一方、LT貿易によって日中貿易額は増加し、冷戦構造の制約にも係らず、日中両国の経済関係は深化の一途を辿った。このことによりアメリカの極東政策が規定されたという要素があったのではなかろうか。本稿では中国や韓国等の東アジア諸国との関係について分析する余力がないが、他のアジア諸国との国交回復過程における、経済界と冷戦の相互作用に関する研究が今後進むことを期待したい。

### 3 日本国内における政産官ダイナミズムの帰結

インドネシアの脱植民地化と冷戦構造が絡まり合うなかで民間経済外交が展開される一方、日本政府と経済界の官民連携の様相はいかなる意味を持ったのであろうか。経済界が経済協力の組成を主導的に担い、日本政府が補完的な側面支援を担うといった役割分担が存在したことは、4章で述べた通りである。

当然ながら、外務省や通産省は、通商や産業に係る政策展開をその所管の一部としているものの、民間営利事業の実施主体ではありえない。極論すれば、民間企業の事業は、企業でなければ分からないのであって、所管官庁ができることはその側面支援に留まるのである。NOSODECO の組成過程において、小林グループが生産物分与方式を発案し、その後の経済協力のスキームとして定着したように、経済界を主体とした経済協力案件の組成主体は、本来的に経済界が実施すべきものでもあった。ただし、日本政府による側面支援がなかった場合、日本経済界の対インドネシア経済進出は実現困難であったか、実際とは別の様相を呈していたであろう。確かに、戦後日本政府の対インドネシア経済外交政策は、アメリカの冷戦の論理に基づく東南アジア戦略に沿いながらも、実態としては日本経済界の活動を追う形で、企業活動の合法性を法的に担保するための諸協定の締結に留まっていた。だからこそ、正規の外交と表裏一体の活動として進められ、正規外交の方向性を規定した存在として、民間経済外交の存在は軽視し得ない。もちろん、脱植民地化や冷戦といった政治領域に対して主体的に影響力を行使し得るのは、政府による正規の外交である。ゆえに、日本経済界は民間経済外交を展開しつつ、インドネシアとの国交回復や経済協力の推進といった正規外交の推進を日本政府に要望したのである。戦後日本の対インドネシア経済外交は、日本政府が主導し、経済界が追随したものではない。経済界が民間経済外交を通じて先行的に主導し、日本政府と経済界の相互作用の中で、正規外交へと発展したものである。

だからこそ、岸は賠償協定や経済協力協定の締結に尽力し、日本経済界が合法的にインドネシアに進出できる制度環境整備を進めた。池田も、経済協力案件の組成と遂行を進めるべく、サレーをはじめとするインドネシア要人との調整を進めた。マレーシア対決姿勢に対して1963年以降、日本が積極介入していった背景には、このような経済界の要望を踏まえるものであったと考えられる。即ち、民間経済外交においては、日本経済界がプリンシパルとなり、日本政府及び政治指導者がエージェントとなる関係が成り立っていたと言える。無論、岸や池田は経済発展や通商拡大に向けた大局的政策方針を持っており、経済界による経済協力案件もその方針と整合する形で展開されたという側面もある。ただし、個別具体の経済協力案件については、あくまで経済界が構想を描き主導したのである。

そして、この協力関係を規定したのが、日本における官民連携の様相であった。経済界が海外進出に際して日本政府に伺いを立てて政策的支援を要望するとともに、日本政府は通商政策の実績となりえる海外進出事例を模索していた。経済界でしか対応できないような実体経済の領域において、経済界が主導的な役割を担うことで、日本政府の正規外交に欠けていた部分を補ったと言うこともできよう。こうした官民の密接な連携による海外市場開

拓を行う動きは、日本独自の様相と言えるのではなかろうか。確かに、日本における企業活動および産業政策という面では、官民連携は慣行的なものであったかもしれない。しかし、アメリカやイギリスなどの諸外国から見た際、官民が密接に連携する形で海外市場への進出を図るという方式は、想像の範囲を超えるものであった。だからこそ、アメリカはNOSODECOが民間主導で進められた案件だとは十分に理解できていなかったし、イギリスも日本政府の経済協力政策の背後に、「実弾」となる経済界の活動があると想起できていなかった。ここに、日本の民間経済外交が、日本政府による経済外交と表裏一体のものとして進められたという独自性が見出される。

本来、こうした政産官のダイナミズムこそが、戦後日本の国際経済への復帰と政府による経済外交を規定した要因として論じられるべきではなかろうか。戦後日本の外務省には経済局が設置され、通産省の通商政策局と共に経済協力や日本企業の海外展開を促進していくが、その背後には必ず経済界の海外展開に係る願望があったはずである。こうした経済界の願望を実現するために、諸外国に対する経済外交が展開されたと理解される。本稿で述べたように、経済界が先行的に相手国政府と折衝し、日本側で体制の一本化が図られ、経済界の主導と政官の側面支援により経済進出を目指すということが、経済外交の実態だったのであろう。この議論が妥当ならば、「吉田ドクトリン」に象徴される経済重視の日本外交は、それ自体独立した「官製」の外交政策として存在していたとみるよりも、経済界の要望を踏まえ、経済界との連携と相互作用に基づき、実施されていったという側面がより浮き彫りにされるべきである。

この点が既存の経済外交研究で重視されてこなかったのは、経済領域における政府間交渉に焦点が置かれ、経済界の動向が軽視されていたことが原因ではなかろうか。確かに、政府による外交記録と比べ、企業個社の活動を記録した史料は入手が容易ではない。また、経済界の行動を論じる際には、企業の意思決定構造や企業実務のあり方など、多様な学問領域の議論を援用する必要がある。これらの点を克服し、実体経済の担い手である経済界の動向を包含する形で、今後の経済外交研究は進められる必要がある。本稿では具体的な視点を詳細に紹介する余力がないが、今後の経済外交における学際的な視点の導入を期待したい。

#### 4 おわりに：本研究の課題と発展に向けた展望

以上論じてきたように、戦後日本による対インドネシア経済進出の過程は、インドネシアの脱植民地化と東南アジアの冷戦という外部要因の下、インドネシアに生じた「経営の真空」に引き寄せられる形で、日本経済界が軍政期の人脈を活かしつつ、民間経済外交を通じて展開を図るといったものであった。

本研究は、インドネシアを事例とするものであるが、上記のような日本経済界をめぐる国内外の構図は、戦後日本経済界のアジア国際環境に係る認識や官民連携のあり方、そして軍政期人脈との関係にある程度の一般的に示しているのではなかろうか。議論を終えるにあたり、いくつかの試論を試みたい。

第一に、アジア諸国における脱植民地化とそれに伴う西欧諸国撤退を、日本経済界が事業機会として捉えていた可能性である。第二次世界大戦後の経済界は、産業の復興を進めるとともに海外における資源調達及び海外市場開拓を試みていた。その証左となるのが、アジア経済研究所による海外市場情報の展開であり、プラント輸出による輸出促進であり、そして輸銀や海外経済協力基金による資金支援であった。このような環境において、アジアに拠点を置く欧米企業は日本経済界の進出を困難にする強大な競合企業だったのであろう。そうであるならば、脱植民地化を通じて欧米企業が撤退していく過程は、日本企業にとって千載一遇の好機として認識されたと考えられる。そして、欧米企業が撤退したアジア市場に日本経済界が入り込むことで、アジア諸国の西洋植民地主義からの脱却は進む一方、かつての支配者である日本は残像として存在し続けたのであろう。ここに、脱植民地化と日本経済界の深い関係が見出される。

第二に、結果として日本経済界がアメリカの冷戦政策に影響を与え、その推進を担う主体となった可能性である。本稿で論じた三つの経済協力案件の組成過程を追う限り、案件組成に従事した日本企業が、自社の事業と冷戦との関係を意識していた様相を把握することはできない。冷戦と日本企業との関係は、岸信介の東南アジア歴訪に先立ち、経団連が祝賀会を開いた際の趣旨紙に記載されている程度である。ただし、日本の経済協力は、スマトラやスラウェシ、カリマンタンの石油資源を重視するアメリカの戦略と奇妙なまでに一致していた。そして、アメリカが日本の経済進出を以てインドネシアの共産化防止を図ろうとした点で、日本経済界はアメリカの冷戦政策の実施主体でもあったのである。このように考えていくと、戦後アジアにおける冷戦構造は、正式の外交ルートに基づく関係のみならず、日本経済界の動向など「民間アクター」や「非公式チャンネル」を踏まえた上で、さらに包括的に論じられるべきものなのだろう。日本経済界が、アメリカの冷戦政策を図らずも推進していくことによって、戦後アジアの国際秩序が形作られた可能性は大いにあり得ると考えられる。

第三に、日本の政産官の「阿吽の呼吸」とでも言うべき連携関係こそが、民間経済外交による経済進出を実現するための要素であった可能性である。対インドネシア経済協力の組成に当たっては、主導的な役割は経済界にあったにせよ、経済界の動きが停滞した際や課題

に直面した際には、通産省や外務省を中心とする日本政府が支援策を講じた。また、岸や池田などの政治家も、インドネシア政界の要人との会談を通じて、経済協力の円滑な遂行に努めた。綿密な連携がなければ、経済協力案件は組成途上で頓挫した可能性はある。日本政府が経済界を支援できたのは、経済協力案件が経済成長に貢献し、アメリカの冷戦政策とも整合していたため、国内外への説明論拠が明確だったからだと考えられる。こうした要件に加え、経済界と政府および政治家の間に分かち難い人脈上のつながりがあり、日常的に企業活動についての情報連携がなされていたことが重要であったのだろう。だからこそ、情報連携の不備が目立ったカリマンタンの森林開発は組成が難航したのである。この連携の仕組みは、日本の経済界及び産業政策を規定する重要な要素だったと言える。だからこそ、戦後日本のアジアに対する国際関係を経済的な文脈で論じる際に、日本政府と表裏一体の存在として、日本経済界の動向が考慮される必要性があろう。

第四に、軍政、或は植民地行政期にアジア各地に駐留・駐在した人々が、戦後日本の海外経済進出を促進する「水先案内人」となった可能性である。本稿が経済協力案件の組成過程で示したように、アジア各国での企業活動を行うためには、現地の事情を熟知し、政財界と人脈を持つ人物が重要な役割を果たした。こうした人々がいなければ、優れた事業構想を持つ企業であっても、現地での事業対象地や交渉相手を特定することはできなかつただろう。そして、現地事情を熟知し、現地人脈を持つ人材の確保を試みた際、かつて駐留・駐在経験をもつ人物を選定することが合理的であったのだろう。そしてこの合理性こそが、結果的に戦前・戦後で継続した推進主体と事業内容でアジアへの進出を図る帰結をもたらしたのではなかろうか。だとすれば、戦後日本経済界のアジア進出は、南方関与の「意図せざる復活」であったのかもしれない。

以上のように、本研究の結果は、インドネシアへの日本経済界の進出過程のみならず、戦後日本のアジアとの経済関係全般に議論の射程を広げる可能性を有するものである。

ただし、本研究にも制約や残された課題は存在する。例えば、戦後日本のインドネシア進出を規定した各種要素の影響の多寡である。本稿では、戦前戦後を通じた日本経済界とインドネシア要人との人脈を重視したが、この視点がスカルノという極めて個人的な政治指導者に対してのみ成り立つものなのか、或は同様の人脈や嗜好性を持つ人物であればなる立つものなのか、検証することはできなかつた。もちろん、本稿の射程は経済進出の過程を明らかにするものであって、経済進出に携わった人物個人の影響力を分析するものではない。ただし、もし、本稿で示したような経済的関係を構築し得る要因を特定できるのであれば、他の国や時代において、日本が経済進出を果たしていく過程を分析する際に有用な視点になると思われる。同種の開発独裁者が存在し、軍政期の人脈が存在する諸外国においても、民間経済外交が展開された可能性は、大いに指摘されるべきである。

また、戦後日本経済界がインドネシアに進出する上で、戦前期における日本とインドネシアの関係がどこまで重要な要因になっていたのか、必ずしも明らかにすることはできていない。すなわち、オランダによる植民地支配からの解放という点で、インドネシアは帝国日

本による「大東亜共栄圏」の指針が一応のこと成り立った国であった。一方で、アメリカからの独立が保証されていながらも日本の軍事的侵略を受けたフィリピンでは、仮に「経営の真空」が生じたからといって日本資本は受容されたのだろうか。今後他の国を対象に分析を進めていくことで、明らかになってくるものと期待される。

第二の課題は、スハルト政権期との比較に基づく形で、スカルノ政権期の特徴を明らかにすることが十分に出来なかったことである。本稿では、脱植民地化を主導したスカルノが失脚するとともに、アメリカの対東南アジア冷戦戦略の転換が生じた1965年までを主な分析対象とした。スハルト政権は親米姿勢を提示し、外資導入法の施行などによって外国資本の導入を制度化した。この意味で、脱植民地化や冷戦の中で、日本側官民連携と軍政期人脈を通じて経済進出を図るという手法は、スハルト政権期では希薄化したと考えられる。しかし、スハルト政権期の分析は、本稿では十分に出来ておらず、今後の研究課題となっている。

第三の課題は入手できた史料上の制約である。民間企業発行の史料で入手できたものが少なく、個社の意思決定過程を具体的に追うことは難しかった。特に、インドネシア進出を図った経済人のインドネシアに対する認識を追うことは困難だった。一般に、企業が海外事業展開を行う際、その経営者が進出先国を蔑視する発言を公にすることは考えがたい。仮に、かつての支配地に対する優越意識やインドネシア国民に対する差別意識があったとしても、言葉として公のものにすれば、インドネシア現地での協力体制を築けなくなるからである。経済人にとって植民者意識を表出させることは、「百害あって一利なし」なのである。ただし、経済人の認識の深層に、日本を「アジアの長兄」として位置づけるアジア観があった可能性もあろう。こうした経済人のアジア認識の精緻化は今後の研究上の課題である。そのためにも、これまで重視されてこなかった企業史料のアーカイブス化を願う。

また、本稿ではオランダ側の史料入手ができずにオランダ側の思惑を十分に反映できなかった。オランダのインドネシアからの撤退は、アメリカの冷戦政策によって規定されていたとはいえ、今後の史料収集を通じて、旧宗主国の見解をより精緻に把握していきたい。

以上を以って、本論文を終える。

## 参考文献一覧

### 一次史料（日本）

外務省外交記録 A'-0150。

外務省外交記録 A'-0151。

外務省外交記録 A'-0152。

外務省外交記録 A'-0153。

外務省外交記録 A'-0396。

外務省外交記録 A'-0423。

外務省外交記録 E'-0214。

外務省外交記録 E'-0215。

アジア経済研究所『研究参考資料 no.3 インドネシア貿易と自転車産業』1959年10月  
(非売品)。

板垣興一編『インドネシアの経済開発と国際収支』アジア経済研究所 研究参考用資料第  
60集(非売品)、1964年。

板垣興一編『調査研究報告叢書 第40集 インドネシアの経済社会構造』アジア経済研  
究所、1963年(非売品)。

海外技術協力事業団『インドネシア共和国ポマラ地区ニッケル精錬所建設計画調査報告  
書』海外技術協力事業団、1972年(JICA 図書館保管文書)。

海外経済協力基金調査部『インドネシア 調査資料第23号 昭和40年3月』、1965年  
(非売品)。

外務省『わが外交の近況(第12号)』

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/1968/s43-contents.htm>

外務省アジア局第三課「インドネシア共和国の経済開発計画について 昭和28年5月ア  
三調書甲第八号」。

台湾総督府外事部『台湾総督府外事部調査資料第116(一般部門第18)ボルネオ事情概  
要』台湾総督府、1943年6月。

拓務省拓務局『海外拓殖事業調査資料第20巻 昭和8年3月 蘭領ボルネオノ産業ト邦  
人』拓務省、1933年。

東亜経済研究所『南方諸地域の石油 資料丙第3012号C(第八調査委員会資料23)』、  
1942年。

南洋経済研究所『南洋資料第332号 昭和18年10月 南方林業経営の苦心』南洋経済研  
究所出版部、1944年。

農商務省山林局『南洋「ボルネオ」に於ける産業』大日本山林会、1918年。

平田重胤「北スマトラ石油問題とその政治的及び経済的背景」『内外石油情報』帝国石油株式会社、1953年67号。

一次史料 (アメリカ)

Confidential U.S. State Department Central Files, Indonesia 1960–January 1963,  
Internal Affairs and Foreign Affairs, Reel 13

Confidential U.S. State Department Central Files, Indonesia 1960–January 1963,  
Internal Affairs and Foreign Affairs, Reel 15

Confidential U.S. State Department Central Files, Indonesia 1960–January 1963,  
Internal Affairs and Foreign Affairs, Reel 16

United States Department of State, *Foreign Relations of the United States, 1949, Vol. 7, The Far East and Australasia (in two parts) Part 1*, Washington, D.C.: U.S. Government Printing Office

United States Department of State, *Foreign Relations of the United States, 1950, Vol. 6, East Asia and the Pacific*, Washington, D.C.: U.S. Government Printing Office

United States Department of State, *Foreign Relations of the United States, 1951, Vol. 7, Asia and the Pacific (in two parts) Part 1*, Washington, D.C.: U.S. Government Printing Office

United States Department of State, *Foreign Relations of the United States, 1951, Vol. 1, National Security Affairs; Foreign Economic Policy*, Washington, D.C.: U.S. Government Printing Office

United States Department of State, *Foreign Relations of the United States, 1952-1954, Vol. 12, East Asia and the Pacific (in two parts) Part 1*, Washington, D.C.: U.S. Government Printing Office

United States Department of State, *Foreign Relations of the United States, 1952-1954, Vol. 12, East Asia and the Pacific (in two parts) Part 2*, Washington, D.C.: U.S. Government Printing Office

United States Department of State, *Foreign Relations of the United States, 1955-1957, Vol. 22, Southeast Asia*, Washington, D.C.: U.S. Government Printing Office

United States Department of State, *Foreign Relations of the United States, 1958-1960, Vol. 17, Indonesia*, Washington, D.C.: U.S. Government Printing Office

一次史料 (イギリス)

FO371 British Foreign Office files for post-war Japan, FO371, part1: Complete files for 1952-1953, Reel 33

FO371 British Foreign Office files for post-war Japan, FO371, part2: Complete files for 1954-1956, Reel 51

FO371 British Foreign Office files for post-war Japan, FO371, part3: Complete files for 1957-1959, Reel 83

FO371 British Foreign Office files for post-war Japan, FO371, part3: Complete files for 1957-1959, Reel 81

FO371 British Foreign Office files for post-war Japan, FO371, part3: Complete files for 1957-1959, Reel 90

FO371 British Foreign Office files for post-war Japan, FO371, part4: Complete files for 1960-1962, Reel 105

FO371 British Foreign Office files for post-war Japan, FO371, part4: Complete files for 1960-1962, Reel 112

FO371 British Foreign Office files for post-war Japan, FO371, part5: Complete files for 1963-1965, Reel 123

FO371 British Foreign Office files for post-war Japan, FO371, part5: Complete files for 1963-1965, Reel 130

#### 一次史料 (オーストラリア)

NAA: 1838, "Japan –Relations with Indonesia- Japanese Attitude to West New Guinea"

NAA: 7133, 8, "Australian Secret Service- Records on Indonesia, Part1."

NAA: 7133, 9, "Australian Secret Service- Records on Indonesia, Part2."

NAA: A1838, 3034/11/89/ Part4 Indonesia- Relations with other Countries – Indonesia, Japan

NAA: A1838, 3034/11/89/ Part 6 Indonesia- Relations with other Countries – Indonesia, Japan

NAA: A1838, 3103/11/106/ Part 2 Japan – Relations with Indonesia

NAA: A1838, 3103/11/106/ Part 3 Japan – Relations with Indonesia

#### 一次史料 (インドネシア)

Bank Indonesia “*Statistical Pocketbook of Indonesia*” 1961

#### 社史・回想録等

青山育生 『「日の丸」の原油を追って：追憶の「インドネシア石油」』 新風舎、2005年。

岸信介 『岸信介回顧録：保守合同と安保改定』 廣濟堂、1983年。

住友金属鉱山株式会社 『住友金属鉱山 20年史』 住友金属鉱山株式会社、1970年。

住友金属鉱山株式会社『別子 300 年の歩み 明治以降を中心として』住友金属鉱山株式会社、1991 年。

石油資源開発株式会社『石油資源開発株式会社 30 年史』石油資源開発株式会社、1987 年。

大日本山林会『戦後日本林政史・年表』大日本山林会、2000 年。

東洋拓殖『東洋拓殖株式会社要覧：昭和 12 年 12 月』東洋拓殖株式会社、1937 年。

日商株式会社『日商 40 年の歩み』日商株式会社、1968 年。

日本冶金工業株式会社『日本冶金工業六十年史』日本冶金工業株式会社、1985 年。

日本輸出入銀行『10 年のあゆみ』日本輸出入銀行、1973 年。

山本茂一郎『私のインドネシア』日本インドネシア協会、1979 年。

## 書籍

Bernhard Dahm *“Sukarno and the Struggle for Indonesian Independence”* Cornell University Press (Ithaca, 1969).

Herbert Feith and Lance Castles *“Indonesian Political Thinking 1945-1965”* Cornell University Press (Ithaca, 1970).

John Subritzky *“Confronting Sukarno: British, American, Australian and New Zealand diplomacy in the Malaysian-Indonesian confrontation, 1961-5”* Macmillan Press (New York, 2000).

Masashi Nishihara *“The Japanese and Sukarno’s Indonesia, Tokyo- Jakarta Relations 1951-1966”*, The University Press of Hawaii, (Honolulu, 1976).

Robert McMahon *“Colonialism and Cold War the United States and the Struggle for Indonesian Independence, 1945-1949”* Cornell University Press (London, 1981).

Robert J. McMahon *“Limits of Empire, The United States and Southeast Asia Since world War 2”* Columbia University Press (New York, 1999).

アンドルー・ゴードン『歴史としての戦後日本』みすず書房、2001 年。

石井修『国際政治史としての 20 世紀』有信堂、2000 年。

井上寿一『“経済外交”の軌跡：なぜアジア太平洋は一つになれないのか』NHK 出版、2012 年。

入江昭『新・日本の外交：地球化時代の日本の選択』中公新書、2000 年。

岩川隆『巨魁：岸信介研究』徳間文庫、1982 年。

岩見隆夫『昭和の妖怪：岸信介』中公文庫、2012 年。

インドネシア国立文書館編『二つの紅白旗：インドネシア人が語る日本占領時代』木犀社、1996 年。

荻野敏雄『日本国際林業関係論』日本林業調査会、2003 年。

加納啓良『現代インドネシア経済史論：輸出経済と農業問題』東京大学出版会、2004 年。

姜尚中・玄武岩『大日本・満州帝国の遺産』講談社、2016年。

木畑洋一『20世紀の歴史』岩波書店、2014年。

木畑洋一編『東アジア近現代通史 7：アジア緒戦の時代 1945-1960年』岩波書店、2011年。

木村昌人『日米民間経済外交』慶応通信、1989年。

桐山昇『東南アジア経済史：不均一発展国家群の経済結合』有斐閣、2008年。

倉沢愛子『戦後日本＝インドネシア関係史』草思社、2011年。

倉沢愛子『9・30世界を震撼させた日：インドネシア政変の真相と波紋』岩波書店、2014年。

後藤乾一『日本占領期インドネシア研究』龍溪書店、1989年。

後藤乾一『東南アジアから見た近現代日本：「南進」・占領・脱植民地化をめぐる歴史認識』、岩波書店 2012年。

後藤乾一・山崎功『スカルノ：インドネシア「建国の父」と日本』吉川弘文館、2001年。

権容爽『岸政権期の「アジア外交」：「対米自主」と「アジア主義」の逆説』国際書院、2008年。

佐々木卓也『戦後アメリカ外交史』有斐閣、2002年。

佐々木卓也『冷戦：アメリカの民主主義的生活様式を守る戦い』有斐閣、2011年。

JOGMEC『レアメタル・ハンドブック 2014』JOGMEC、2014年。

鈴木宏尚『池田政権と高度成長期の日本外交』慶応大学出版会、2013年。

高山慶太郎『南洋の林業』豊国社、1942年。

谷野作太郎『外交証言録アジア外交：回顧と考察』岩波書店、2015年。

チャーマーズ・ジョンソン『通産省と日本の奇跡』TBSブリタニカ、1982年。

永野慎一郎・近藤正臣編『日本の戦後賠償：アジア経済協力の出発』勁草書房、1999年。

中野亜里・遠藤聡・小高泰・玉置充子・増原綾子『入門東南アジア現代政治史』福村出版、2010年。

中村隆英・宮崎正康編『岸信介政権と高度成長』東洋経済新報社、2003年。

日本経済新聞社『私の履歴書 第4集』日本経済新聞社、1957年。

日本経済新聞社『私の履歴書 第12集』日本経済新聞社、1961年。

日本経済新聞社『私の履歴書 第17集』日本経済新聞社、1962年。

日本経済新聞社『私の履歴書 第21集』日本経済新聞社、1964年。

日本経済新聞社『私の履歴書 第27集』日本経済新聞社、1966年。

波多野澄雄・佐藤晋『現代日本の東南アジア政策：1950-2005』早稲田大学出版部、2007年。

林栄一『皇軍兵士とインドネシア独立戦争：ある残留日本人の生涯』吉川弘文館、2011年。

原彬久『岸信介：権勢の政治家』岩波新書、1995年。

- 原彬久『岸信介証言録』中公文庫、2014年。
- 細谷雄一編『戦後アジア・ヨーロッパ関係史：冷戦・脱植民地化・地域主義』慶應義塾大学出版会、2015年。
- 三浦伊八郎『熱帯林業』河出書房、1944年。
- 水木しげる『コミック昭和史第二巻：満州事変～日中全面戦争』講談社、1994年。
- 宮城大蔵『バンドン会議と日本のアジア復帰：アメリカとアジアの狭間で』草思社、2001年。
- 宮城大蔵『戦後アジア秩序の模索と日本：「海のアジア」の戦後史 1957-1966』創文社、2004年。
- 宮城大蔵編『戦後日本のアジア外交』ミネルヴァ書房、2015年。
- 宮本謙介『概説インドネシア経済史』有斐閣、2003年。
- モハメド・ハッタ 大谷正彦訳『ハッタ回想録』めこん、1993年。
- 山本有造『「大東亜共栄圏」経済史研究』名古屋大学出版会、2011年。
- 山本義隆『私の1960年代』金曜日、2015年。
- 吉川利治『日本と東南アジア』東京書籍、1992年。
- 吉次公介『池田政権期の日本外交と冷戦：戦後日本外交の座標軸 1960-1964』岩波書店、2009年。
- ラトナ・デヴィ・スカルノ『デヴィ・スカルノ回想記』草思社、2010年。

## 論文

- A. Rasyd Asba “The Japanese Occupation of South Sulawesi: Initial Research in Indonesian Oral History” 『史資料ハブ地域文化研究拠点』第9号、2007年、pp132-140.
- George Fane “Indonesian Economic Policies and Performance” “World Economy” Blackwell Publishing 22(5) (July 1999), pp651-668..
- Nicholas White “Surviving Sukarno: British Business in Post-Colonial Indonesia, 1950-1967” “Modern Asian Studies”, Cambridge University Press, 46(5) (June 2012), pp1-39.
- アジア問題研究会「インドネシアの貿易構造」『アジア問題』2巻6号(1955年)、76-83頁。
- 有馬駿二「インドネシア経済の現状とその問題点」『月刊インドネシア』115号(1957年1月)、18-24頁。
- 池田勇人「通商産業政策の方向」『通商産業研究』8巻1号(1960年1月)、2-5頁。
- 板垣與一「アジア・ナショナリズムの現段階的諸相：その基本的理解のために」『一橋論叢』35巻1号(1956年1月)、25-46頁。
- 板垣與一「アジア経済外交の方途」『国際政治』2号(1957年)、163-171頁。

- 板垣與一「アジア研究体制の確立に関する構想」『アジア問題』7巻2号(1957年8月)、81-93頁。
- 板垣與一「インドネシア政治の現勢」『アジア問題』2巻6号(1955年)、10-23頁。
- 板垣與一「東南アジアのナショナリズムと経済発展—植民地主義の遺産をいかに評価すべきか—」『アジア経済』3巻5号(1962年5月)、2-11頁。
- 板垣與一「東南アジアの民族主義と共産主義」『一橋論叢』41巻6号(1959年6月)、539-559頁。
- 板垣與一「賠償問題と東南アジアへの影響」『経済往来』5巻11号(1953年11月)、6-12頁。
- 板谷康男「志村化工株式会社のニッケル製錬」『日本鉱業会誌』72号(1956年12月)、231-237頁。
- 入江寿大「池田勇人の対東南アジア外交(一)」『法学論叢』165巻2号(2009年5月)、49-76頁。
- 入江寿大「池田勇人の対東南アジア外交(二)」『法学論叢』166巻1号(2009年10月)、88-123頁。
- ヴァン・デル・クレフユスット「スカルノ的デモクラシー 下」『エカフェ通信』142号(1957年10月)、34-50頁。
- 上田寅蔵「東南ア開発と輸出入銀行」『貿易界』42巻(1952年12月)、2-3頁。
- 遠藤尚之「戦後最悪のインドネシア経済」『月刊インドネシア』131号(1958年9月)、30-35頁。
- 大岩泰「アンタム社ポマラ・フェロニッケル精錬所建設について」『日本鉱業会誌』93巻1074号(1977年8月)、543-547頁。
- 大森実「スカルノ大統領会見記」『中央公論』72巻11号(1957年9月)、152-159頁。
- 大森実「スカルノ大統領単独会見記：国際事件記者18」『中央公論』80巻5号(1965年5月)、244-257頁。
- 辛島理人「日本型地球域研究の生成と制度化：戦後日本経済とアジア研究」『人文学報』105号(2014年6月)、1-33頁。
- 菅英輝「東アジアにおける冷戦」和田春樹・後藤乾一・木畑洋一・山室信一・趙景達・中野聡・川島真編『東アジア近現代通史7：アジア緒戦争の時代1945-1960年』岩波書店、2011年所収。
- 岸幸一「スカルノの社会主義」『エカフェ通信』320号(1962年12月)、1-31頁。
- 金光男「北スマトラ石油帰属問題1945～1957：軍の石油管理への足がかり」『アジア経済』32巻10号(1991年)、2-26頁。
- 金融問題調査委員会「日本輸出入銀行について」『金融』93号(1954年4月)、6541-6554頁。

- 工藤志郎「一ラウンドを経験したカリマンタン森林開発」『木材工業』20巻6号(1965年6月)、272-276頁。
- 黒崎久「スカルノ構想の動因と内容 インドネシア政情不安の経緯について」『海外事情』3巻10号(1957年6月)、23-28頁。
- 国分良成「東アジアにおける冷戦とその終焉」鴨武彦編『講座・世紀間の世界政治：第3巻アジアの国際秩序』日本評論社、1993年所収。
- 後藤乾一「東南アジアにおける「戦時対日協力」の諸相」大江志乃夫他編『近代日本と植民地6：抵抗と服従』岩波書店、1993年所収。
- 小林和夫「「日本占領期ジャワにおける『伝統の制度化』—隣組制度とゴトン・ロヨン」『アジア経済』47巻10号(2006年10月)、2-29頁。
- 薩摩晃「仏領ニュー・カレドニア島のニッケル鉱床」『鉱山地質』19巻94号(1969年5月)、175-185頁。
- ジェームズ・ルエリン「日本の仲介外交と日英摩擦」『国際政治』156号(2009年)、69-89頁。
- 清水齊「独立の設計図」『月刊インドネシア』101号(1955年7月)、14-17頁。
- 首藤素子「アジアの冷戦構造とスカルノ体制」『成城法学』11号(1982年3月)、141-184頁。
- 首藤素子「スカルノ体制におけるPKI」『一橋研究』2巻4号(1978年3月)、91-107頁。
- 白木満「海外投資保険制度について」『財政経済弘報』566号(1956年4月)、7-9頁。
- 真野温「輸出振興と輸出保険」『通商産業研究』6巻8号(1958年7月)、90-98頁。
- 末廣昭「経済再進出への道」中村政則・天川晃・尹健次・五十嵐武士編『戦後改革とその遺産』岩波書店、1995年所収。
- 末廣昭「戦後日本のアジア研究-アジア問題調査会、アジア経済研究所、東南アジア研究センター」『社会科学研究』48巻4号(1997年1月)、37-71頁。
- スカルノ「インドネシア苦難の7年」『世界週報』33巻27号(1952年9月)、52-61頁。
- スカルノ「新しいアジア・アフリカを誕生させよ：開会宣言」『世界』114号(1955年6月)、50-57頁。
- スカルノ「民族生長の歴史に逆行するなかれ 制憲議会成立式におけるスカルノ大統領の告示」『月刊インドネシア』113号(1957年1月)、2-5頁。
- 鈴木宏尚「池田外交の構図」『国際政治』151号(2008年)、89-104頁。
- 須山卓「流通機構と企業の実態」アジア経済研究所『調査研究報告双書第3集：インドネシア貿易流通機構』アジア経済研究所、1960年所収。
- 高瀬弘文「「経済外交」概念の歴史的検討」『広島国際研究』19号(2013年11月)、21-38頁。
- 高塚年明「国会から見た経済協力・ODA(3)」『立法と調査』269号(2007年6月)、41-54頁。

- 高橋芳三「輸出保険制度について」『経済集志』29巻2号(1959年10月)、672-706頁。
- 田中紀夫「カリマンタンの森林開発」『木材工業』16巻4号(1961年4月)、156-159頁。
- 谷口五郎「指導される経済」と外資」『月刊インドネシア』133号(1958年)、8-14頁。
- 鄭敬娥「「開発」問題の国際的展開と日本のアジア多国間枠組みの模索」菅英輝編『冷戦と同盟』松籟社、2014年所収。
- テッサ・モーリス・スズキ「帝国の忘却-脱植民地化・紛争・戦後世界における植民地主義の遺産」倉沢愛子・杉原達・成田龍一・テッサ・モーリス・スズキ・油井大三郎・吉田裕編『支配と暴力』岩波書店、2006年所収。
- 都丸潤子「バンドン会議と日英関係 - イギリスの対アジア、対国連政策の変容を軸に - 」北川勝彦編『脱植民地化とイギリス帝国』ミネルヴァ書房、2009年所収。
- 中野聡「植民地統治と南方軍政」倉沢愛子・杉原達・成田龍一・テッサ・モーリス・スズキ・油井大三郎・吉田裕編『支配と暴力』岩波書店、2006年所収。
- 西田彰「輸出保険法と変わった輸出信用保険法」『時の法令』105号(1953年)、1-7頁。
- 根本敬「東南アジアにおける「対日協力者」」倉沢愛子・杉原達・成田龍一・テッサ・モーリス・スズキ・油井大三郎・吉田裕編『支配と暴力』岩波書店、2006年所収。
- 橋谷弘「東南アジアにおける日本人会と日本人商業会議所」波形昭一『近代アジアの日本人経済団体』同文館、1997年所収。
- 長谷川隼人「岸内閣期の内政・外交路線の歴史的再検討」一橋大学博士論文、(未公刊、2015年3月)。
- 波多野澄雄「国防構想と南進論」矢野暢編『東南アジアと日本』弘文堂、1991年所収。
- 服部清兵衛「インドネシア東カリマンタン開発事業にかかわって」『昭和林業逸史』1473号(2007年2月)、14-22頁。
- 花崎泰雄「ジャカルタの政治的道化者スカルノ：1956-1965」『埼玉大学紀要』39巻1号(2003年)、97-114頁。
- 馬場繁幸「インドネシア森林雑感 東カリマンタンの森林」『北方林業』35巻1号(1983年1月)、21-25頁。
- 林理介「「多様性の統一」をめざしたインドネシアの政治哲学：スカルノイズムの歴史的意義」『東洋研究』146号(2002年12月)、1-26頁。
- 早瀬晋三「植民者の戦争経験：海軍「民政」下の西ボルネオ」倉沢愛子・杉原達・成田龍一・テッサ・モーリス・スズキ・油井大三郎・吉田裕編『帝国の戦争経験』岩波書店、2006年所収。
- 原敬造「ラワン資源より見たカリマンタン（インドネシア領ボルネオ）の森林」『林業技術』213号(1959年11月)、5-9頁。
- ハリョト「インドネシアにおける政党乱立の弊害とスカルノ構想」『月刊インドネシア』121号(1957年7月)、2-7頁。

- ピーター・ポスト「対蘭印経済拡張とオランダの対応」大江志乃夫編『近代日本と植民地 3：植民地化と産業化』岩波書店、1993年所収。
- 藤崎信幸「アジア経済協力の具体的展開の方法：「アジア広域経済圏の形成」を目指しつつ」『アジア問題』7巻2号(1957年)、62-80頁。
- 藤崎信幸「インドネシア賠償問題の経緯とその背景」『アジア問題』2巻6号(1955年)、46-54頁。
- 藤崎信幸「東南ア経済協力の方向：華僑資本の活用を考えよ」『朝日ジャーナル』7巻21号(1965年5月)、95-97頁。
- 藤山愛一郎「財界人の望む経済政策」『産業と人材』6巻1号(1953年1月号)、30-33頁。
- 増田美砂・森田学「インドネシアにおける森林開発の展開」『京都大学農学部演習林報告』53号(1981年11月)、105-115頁。
- 松田昭二「カリマンタンの森林開発について」『林業技術』239巻(1962年2月)、26-28頁。
- 松田昭二「カリマンタン森林開発」『林業技術』243号(1962年6月)、25-27頁。
- 三浦辰雄「カリマンタン森林開発の問題」『経団連月報』9巻4号(1961年4月)、41-46頁。
- 宮城大蔵「「ナショナリズムの時代」のアジアと日本」同編『戦後日本のアジア外交』ミネルヴァ書房、2015年所収。
- 宮城大蔵「アジアの変容と日本外交」波多野澄雄編『日本の外交第2巻：外交史戦後編』岩波書店、2013年所収。
- 宮澤喜一「輸銀設立交渉の思い出」『10年のあゆみ』日本輸出入銀行、1973年所収。
- 宮島千秋「生きているスカルノの威信：時間のかかる政策転換」『世界週報』47巻35号(1966年8月)、66-69頁。
- 宮島千秋「マレーシア対決を緩和：なしくずし解決の方向へ」『世界週報』47巻19号(1966年5月)、57-60頁。
- 三好俊吉郎「インドネシア民族解放史」『アジア問題』2巻6号(1955年)、56-67頁。
- 向井滋他「インドネシアの錫およびニッケル鉱業について」『東南アジア研究』9巻4号(1972年3月)、615-632頁。
- 森山優「「南進論」と「北進論」 倉沢愛子・杉原達・成田龍一・テッサ・モーリス・スズキ・油井大三元・吉田裕編『支配と暴力』岩波書店、2006年所収。
- 矢部孟「忘れ得ぬ石油人たち(その5)北スマトラ石油開発協力(NOSODECO、ノソデコ)成功の軌跡とそれを支えた3賢人(前編)」『天然ガス』45巻4号(2002年4月)、24-36頁。
- 矢部孟「忘れ得ぬ石油人たち(その6)北スマトラ石油開発協力(NOSODECO、ノソデコ)成功の軌跡とそれを支えた3賢人(後編)」『天然ガス』45巻5号(2002年5月)、21-35頁。

山際正道「プラント輸出の活況と輸出入銀行」『経団連月報』2巻7号(1954年7月)、324-328頁。  
「スカルノの指導型民主主義とインドネシアの政治運動」『エカフェ通信』188号(1959年4月)、21-42頁。  
「スカルノ構想の展開」『月刊インドネシア』130号(1958年7月)、2-4頁。  
「スカルノ大統領の構想」『国際資料』40号(1958年)、42-47頁。  
「海外投資保険の創設等」『時の法令』207号(1956年5月)、26-29頁。  
「北京勢力に決定的打撃：マレーシア対決姿勢の終焉」『世界週報』47巻34号(1966年8月)、6-8頁。  
「民間経済外交の役割と成果：座談会」『経団連月報』15巻12号(1967年12月)、22-38頁。

#### 新聞等

朝日新聞「日・イ合弁、同意できぬ」1959年8月11日夕刊。  
毎日新聞「会長に三村氏推す」1960年2月16日朝刊。  
朝日新聞「まず協力会社設立」1960年2月19日朝刊。  
朝日新聞「海外石油開発への政府援助は不適當」1960年3月1日朝刊。  
毎日新聞「小林中氏政府を非難」1960年3月3日朝刊。  
工業時事通信「カリマンタン森林開発計画、年末に基本契約」1962年12月28日。  
“Circumventing the Japanese Agricultural Mission to East Kalimantan” *Perintis*, 11<sup>th</sup> August 1959  
“Beware of Foreign Diplomat’s “Smuggling” Making Contact without Diplomatic Procedure” *Suluh*, 11<sup>th</sup> August 1959  
“Credit from Japan a Disgrace to Indonesia” *Suluh*, 12<sup>th</sup> August 1959  
“To Exploit Teak” *Daily Indonesian Observer*, Vol.5 No.1287 1959 January 26.  
“Joint Enterprise” *Daily Indonesian Observer*, Vol.5 No.1289 1959 January 28.  
“Forestry Development Cooperation with Japan in E. Kalimantan” *The Indonesian Herald*, 9<sup>th</sup> November 1963

#### 国会議事録

1951年5月21日//衆議院通商産業委員会  
1951年5月/衆議院通商産業委員会  
1951年5月25日/参議院電力問題に関する特別委員会  
1954年3月26日/参議院通商産業委員会  
1957年5月22日/衆議院商工委員会  
1961年10月17日/参議院外務委員会

1962年12月5日/衆議院大蔵委員会

ウェブサイト

GAIKINDO (インドネシア自動車製造業者協会) ウェブサイト

<http://www.gaikindo.or.id/en/domestic-auto-market-by-brand-2013-2016/>

JBIC わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告 2015年度 海外直接投資アンケート結果 (第27回) [https://www.jbic.go.jp/wp-](https://www.jbic.go.jp/wp-content/uploads/press_ja/2015/12/45904/Japanese1.pdf)

[content/uploads/press\\_ja/2015/12/45904/Japanese1.pdf](https://www.jbic.go.jp/wp-content/uploads/press_ja/2015/12/45904/Japanese1.pdf)

JETRO ウェブサイト [https://www.jetro.go.jp/world/asia/idn/basic\\_01.html](https://www.jetro.go.jp/world/asia/idn/basic_01.html)

外務省ウェブサイト 「国別データブック インドネシア」

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000142126.pdf>

Legal Data Base, Faculty of Law, University of Sam Ratulangi

<http://hukum.unsrat.ac.id>

ピエール・ヴァンデルエンゲ 「インドネシアの歴史経済統計：その連続と変化」 一橋大学経済研究所 [\[u.ac.jp/COE/Japanese/Newsletter/No.3.japanese/pierrej.htm\]\(http://www.ier.hit-u.ac.jp/COE/Japanese/Newsletter/No.3.japanese/pierrej.htm\)](http://www.ier.hit-</a></p></div><div data-bbox=)